

第 46 回全国特別支援教育振興協議会 報告書

《 主 題 》

インクルーシブ教育システムの 充実を目指して

全国特別支援教育振興協議会

- ・ 午前の部 文部科学省、こども家庭庁 行政説明
- ・ 午後の部 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 事業説明
シンポジウム

令和 6 年 12 月 6 日(金) 9 時 45 分 ～ 16 時

国立オリンピック記念青少年総合センター
国際交流棟 国際会議室

主催
全国特別支援教育推進連盟
文部科学省
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

----- も く じ -----

開催要項 1
主催者挨拶 3

全国特別支援教育推進連盟 理事長 岩井 雄一
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長 生方 裕
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中村 信一

【午前の部】

行政説明 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長 生方 裕 . . . 6
こども家庭庁支援局障害児支援課 課長補佐 鈴木 久也 . . . 50

【午後の部】

事業説明 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事 清重 隆信 . . . 81

令和5年度文部科学省委託事業 事業報告 及び シンポジウム 115

(1) 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業（報告）

『個別の教育支援計画などを活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業』

主旨説明 全国特別支援教育推進連盟 理事長 岩井 雄一
事業報告 全国特別支援教育推進連盟 副理事長 横倉 久

(2) シンポジウム 124

「ライフステージ移行期における支援の連続性の実現を目指して」
一個別の教育支援計画等の作成・活用による継続した一貫性のある指導実践の創出—

シンポジスト

保護者より 一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会
副会長 河井 文 様
保護者より NPO法人 全国LD親の会 理事長 井上 育世 様
企業関係者より リゾートトラスト株式会社
人事企画部 ダイバーシティ推進室東京・横浜事務支援課 課長
／東京事務支援センター センター長 北沢 健 様
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 大関 浩仁 様
全国特別支援学校長会 会長 三浦 昭広 様

コーディネーター

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 研修事業部 総括研究員 武富 博文 様

アンケート結果(アンケートまとめとご意見・ご感想等) 150
全国特別支援教育推進連盟加盟団体一覧 162

開 催 要 項

全国特別支援教育推進連盟

- 1 名称 令和6年度 第46回全国特別支援教育振興協議会
- 2 主催
全国特別支援教育推進連盟
文部科学省
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- 3 後援
全国都道府県教育委員会連合会、東京都教育委員会、全国社会福祉協議会、
全国国公立幼稚園・こども園長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、
全国高等学校長協会
- 4 日時 令和6年12月6日（金） 9:45～16:00
- 5 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟 国際会議室
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号 電話：03-3469-2525
- 6 対象 全国特別支援教育推進連盟加盟団体構成員、教育・労働・福祉関係職員、学生
幼稚園・こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、障害福祉施設等の保護者等
午前・午後 各200～250名
- 7 主題 「インクルーシブ教育システムの充実を目指して」
- 8 内容・時程 受付開始 9:20（国際会議室前）

司 会 全国特別支援教育推進連盟事務局長 朝日 滋也
全国特別支援教育推進連盟事務局次長 濱野 建児

【午前の部】 9:45-11:40

挨拶	全国特別支援教育推進連盟 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	理事長 岩井 雄一 課長 生方 裕 理事長 中村 信一
行政説明	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 こども家庭庁支援局障害児支援課	課長 生方 裕 課長補佐 鈴木 久也

《休 憩》

事業説明 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事 清重 隆信

令和5年度文部科学省委託事業 事業報告 及び シンポジウム・

(1) 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 (報告)

『個別の教育支援計画などを活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業』

主旨説明 全国特別支援教育推進連盟 理事長 岩井 雄一

事業報告 全国特別支援教育推進連盟 副理事長 横倉 久

(2) シンポジウム・

「ライフステージ移行期における支援の連続性の実現を目指して」

—個別の教育支援計画等の作成・活用による継続した一貫性のある指導実践の創出—

シンポジスト

保護者より 一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長 河井 文
保護者より NPO法人 全国LD親の会 理事長 井上 育世
企業関係者より リゾートトラスト株式会社 人事企画部 ダイバーシティ推進室東京・横浜事務支援課 課長
／東京事務支援センター センター長 北沢 健
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 大関 浩仁
全国特別支援学校長会 会長 三浦 昭広

コーディネーター

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 研修事業部 総括研究員 武富 博文

協議とまとめ

閉会挨拶 全国特別支援教育推進連盟 副理事長 横倉 久

9 参加費 無料

主催者挨拶

全国特別支援教育推進連盟

理事長 岩井雄一



第46回全国特別支援教育振興協議会の開催にあたり、主催者の一員としてご挨拶を申し上げます。

昨年は本連盟が60年の節目を迎え、国立オリンピック記念青少年総合センターの国際交流棟国際会議室において、文部科学省、独立行政法人特別支援教育総合研究所とともに全国都道府県教育委員会連合会をはじめ、各校長会の皆様にご来賓としてご出席をいただき、全国特別支援教育推進連盟60周年記念式典並びに第45回の全国特別支援教育振興協議会を開催することができました。昭和39年12月の発足以来、60年間に45回の振興協議会、14回の振興大会を開催し、それぞれの時期に応じたテーマを取り上げ、報告、協議を行い、障害児・者にかかわる教育、医療、福祉、保健及び労働関係の内容の充実、施策の推進に努めてまいりました。これらの内容の一端を全国特別支援教育推進連盟のホームページに掲載してありますのでご覧ください。その中で、歴史の流れや関係者の努力を振り返りつつ、関係の皆様のご理解、ご支援、ご協力に改めて感謝を申し上げる次第です。

この振興協議会は、内閣府が障害者週間に展開する障害児・者に対する理解啓発事業に合わせて開催し、文部科学省、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のご理解、ご支援をいただき、三者による共催として実施させていただいております。

今年度の振興協議会では、「インクルーシブ教育システムの充実を目指して」をテーマに開会式に続いて、文部科学省並びにこども家庭庁より行政説明をしていただきます。午後には、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所から事業説明をしていただきます。

また、令和5年度に文部科学省より委託を受けました事業の成果として「ライフステージ移行期における支援の連続性の実現を目指して」— 個別の教育支援計画等の作成・活用による継続した一貫性のある指導実践の創出 —と題して、シンポジウムを開催することといたしました。インクルーシブ教育システムの推進に向けた、多様な学びの場の整備と個別の教育支援計画等による支援の連続性を確立すること、家庭、教育、福祉、労働等の連携を図っていくことを目指し、協議を行っていきたいと考えます。コーディネーターを国立特別支援教育総合研究所総括研究員の武富先生にお願いし、障害のある子どもの保護者の方、障害者雇用に関わっている企業の方、全国特別支援学校長会、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会の会長の皆様にシンポジストとしてご提案をいただき協議を深めたいと考えております。

次期学習指導要領の検討も間近となってまいりました。多様な障害のある児童生徒一人一人の学びを確かなものとしつつ、共に学ぶ学習環境の整備を進めていくための具体的な道筋が描けることを願って、事業展開をして行きたいと考えます。

主催者挨拶

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

課長 生方 裕



第46回全国特別支援教育振興協議会が開催されるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御参会の皆様におかれましては、日頃より特別支援教育の推進に御尽力、御支援をいただいておりますことに際し、厚く御礼申し上げます。

本協議会では、教育・福祉の関係者のみならず、保護者の方々にも御参加いただき、今大会の主題にあるインクルーシブ教育システムの充実を目指して現状と課題を共有し、議論を深めていただくなど実り多き協議会となることを期待しております。

さて、文部科学省におきましては、障害のある子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校を始め、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある多様な学びの場の整備を進め、いずれの場においても障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進しております。

また、令和7年度概算要求においては、特別支援学校と小中高等学校を一体的に運営し、柔軟な教育課程や指導体制の実現を目指す「インクルーシブな学校運営モデル」の創設に向けた実証研究をはじめ、医療的ケアが必要な子どもが安全・安心に学校生活を送るための医療的ケア看護職員等の配置事業の拡充、発達障害のある子どもに対する就学前からの切れ目ない支援体制の構築など、特別支援教育の更なる充実を図るために必要な予算を計上しているところです。

その他、校務DX化の推進をはじめ、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、教師の育成支援に資する具体的な施策の実現に向けて、関係の皆様と緊密に連携して取り組んでおります。

文部科学省としましては、これらの取組を全力で進め、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、認め合える共生社会の形成を目指して特別支援教育の一層の充実を図ってまいりますので、本日、御参会の皆様におかれましても、引き続きの御理解と御支援をお願いいたします。

結びに、御参会の皆様のますますの御健勝と御活躍、並びに全国特別支援教育推進連盟の更なる御発展を心から祈念し、私からの挨拶とさせていただきます。

主催者挨拶

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 中村 信一



国立特別支援教育総合研究所の中村でございます。第46回全国特別支援教育振興協議会の開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本振興協議会がこのように多くの皆様にご参加いただき盛大に開催できますこと、主催者の一員として大変ありがたく思います。また、本日御参加の各関係団体の皆様におかれましては、日頃より本研究所の研究活動や事業等に御理解と御協力をいただきまして、心より御礼申し上げます。

さて、本研究所は、昭和46年に当時の文部省直轄の国立特殊教育総合研究所として設置されました。その後、平成13年に独立行政法人化、平成19年に国立特別支援教育総合研究所と現在の名称になり、平成20年に発達障害教育情報センターの設置、平成28年にインクルーシブ教育システム推進センターを設置するなど、特別支援教育を取り巻く時代の流れに合わせた組織改編を行ってきており、今年で設立から53年目を迎えております。これも、ひとえにこれまで様々な形で、本研究所の運営に御支援をいただきました特別支援教育の関係団体の皆様のお力添えのお陰であると、心から感謝を申し上げます。

学校教育においては、令和4年度の文部科学省の調査結果でも示された通り、通常の学級も含め、すべての学びの場における特別支援教育の重要性が高まっています。この点、昨年6月に決定された教育振興基本計画においても、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性であるとされ、また、目指すべき教育の方向性を共生社会の実現という観点から改めて捉え直し、教育に携わる者が共有した上で、日常の教育の営みの中に取り込んでいかなければならないと示されたところです。

ここで目指されている教育の実現には、特総研で有する特別支援教育に関する知見と、皆様をはじめ様々な関係団体の有する知見とを結集して取り組んでいくことが重要と考えております。

現在、特総研では全国特別支援教育推進連盟を始めとする関係機関や幼・小・中・高等学校の校長会等の関係団体、大学や民間企業等との連携の強化を進めています。

成果が出せるよう、しっかりと取り組んでいきますので、今後とも皆様のより一層の御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

本日の振興協議会では、「インクルーシブ教育システムの充実を目指して」を主題とし、関連する行政説明、事業報告、シンポジウムが予定されています。関係者間の情報共有が図られ、各機関の取組の充実につながる有意義な機会となりますことを期待しております。

最後になりますが、本振興協議会に御参加の皆様の今後益々の御健勝、御発展を祈念して、私の挨拶とさせていただきます。

特別支援教育の充実について

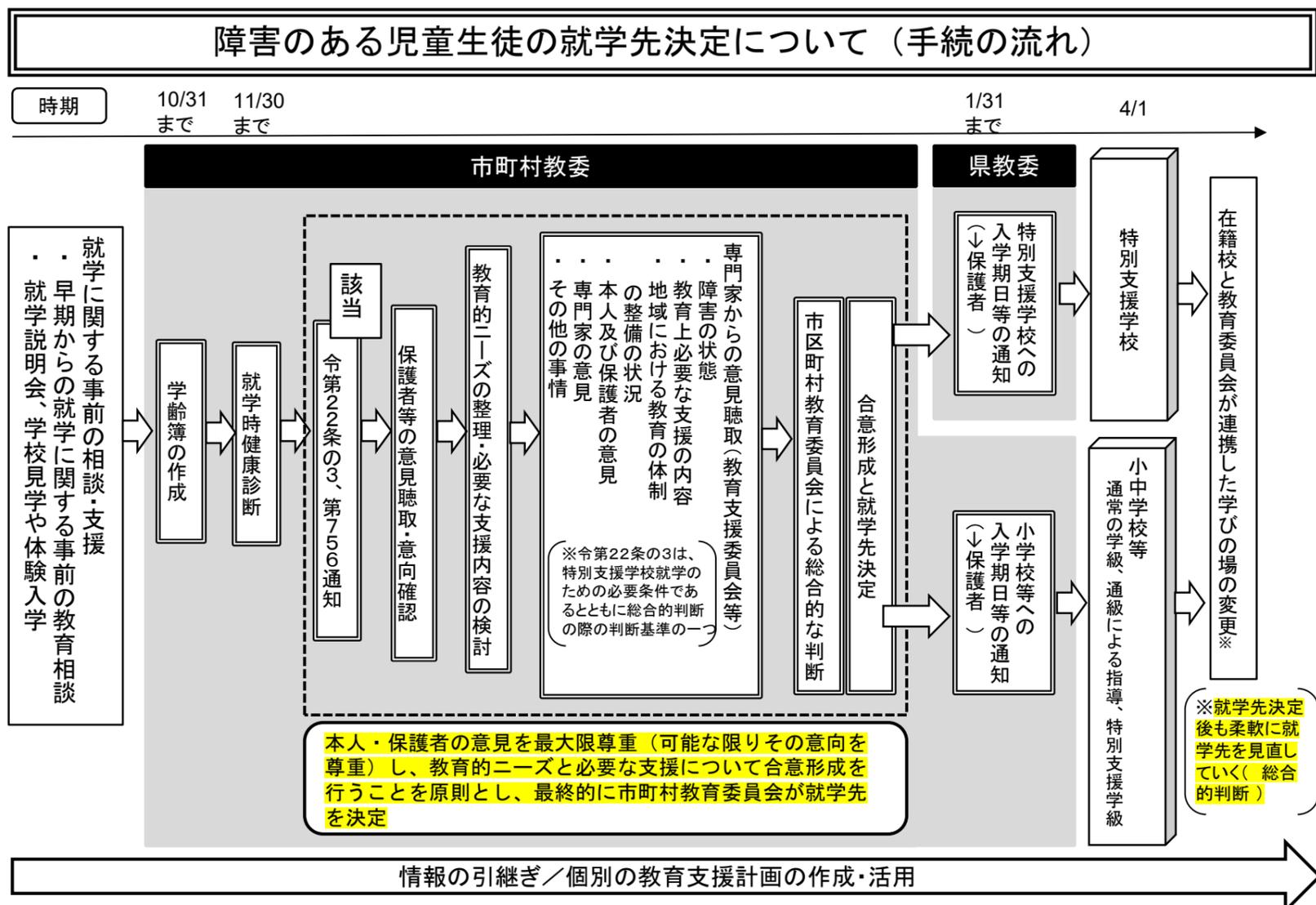
文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課長 生方 裕

目次



1. 特別支援教育の現状について
2. 障害者権利条約に関して
3. 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告を受けた取組
4. 特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた取組
5. 令和7年度概算要求について
6. 特別支援教育に関する調査結果について
7. 強度行動障害について

1. 特別支援教育の現状について



特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

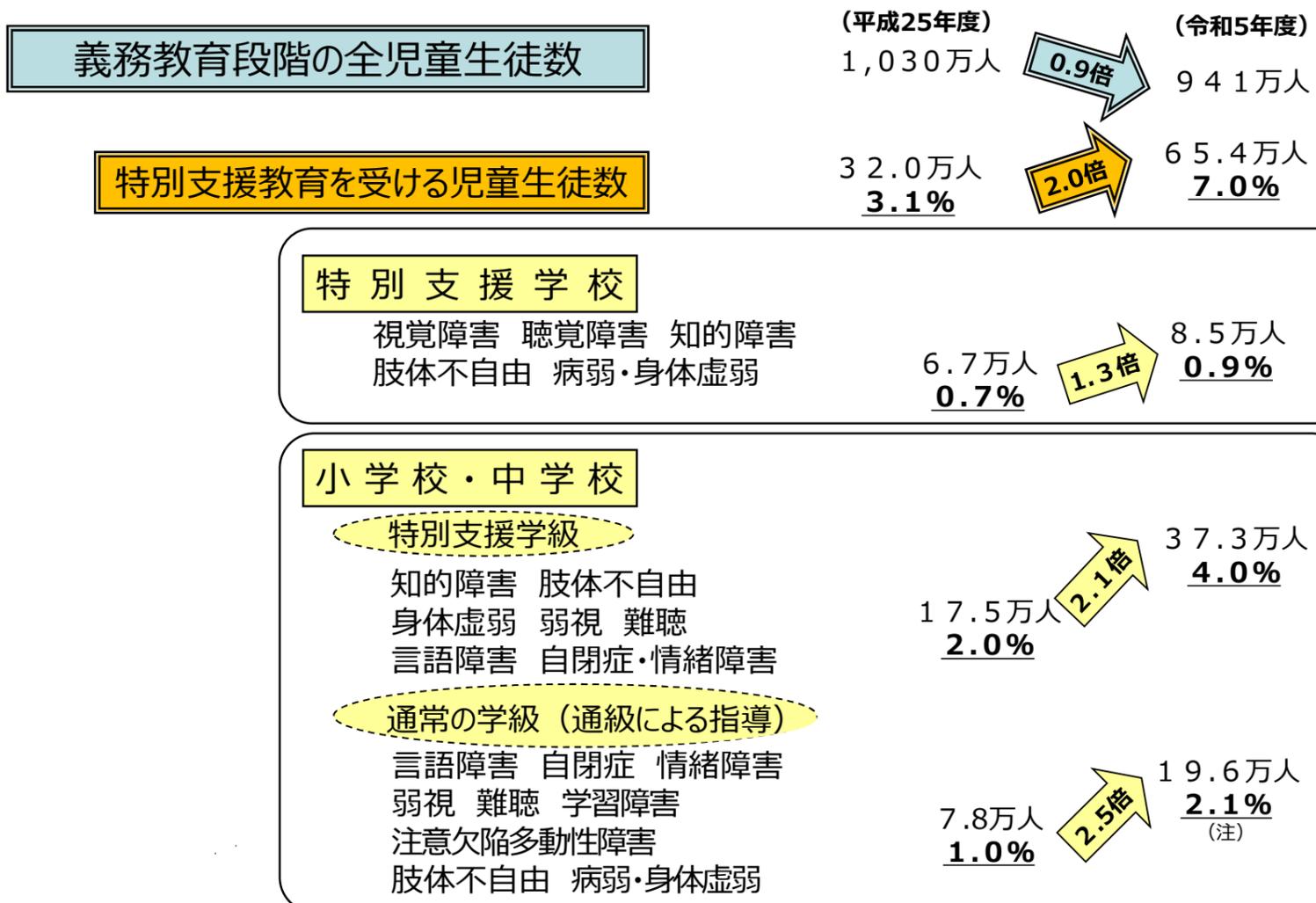
○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種類ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,700人) 聴覚障害 (約7,500人) 知的障害 (約141,100人) 肢体不自由 (約30,200人) 病弱・身体虚弱 (約19,300人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約151,400人 (※令和5年度) (平成25年度の約1.1倍)	知的障害 (約164,000人) 肢体不自由 (約4,400人) 病弱・身体虚弱 (約4,200人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,200人) 自閉症・情緒障害 (約196,500人) 合計：約372,800人 (※令和5年度) (平成25年度の約2.1倍)	言語障害 (約48,600人) 自閉症 (約42,100人) 情緒障害 (約24,900人) 弱視 (約260人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約37,000人) 注意欠陥多動性障害 (約43,100人) 肢体不自由 (約170人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約198,300人 (※令和4年度) (平成25年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約51,100人 中学部：約33,400人 高等部：約65,600人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和5年度)	小学校：約265,700人 中学校：約107,000人 義務教育段階の全児童生徒の4.0% (※令和5年度)	小学校：約164,700人 中学校：約 31,600人 高等学校：約 2,100人 (※令和4年度) 義務教育段階の全児童生徒の2.1%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画(家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と個別の指導計画(一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画)を作成。			

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)
 (令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づいたものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)
 ※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げた合計が一致しないことがある。

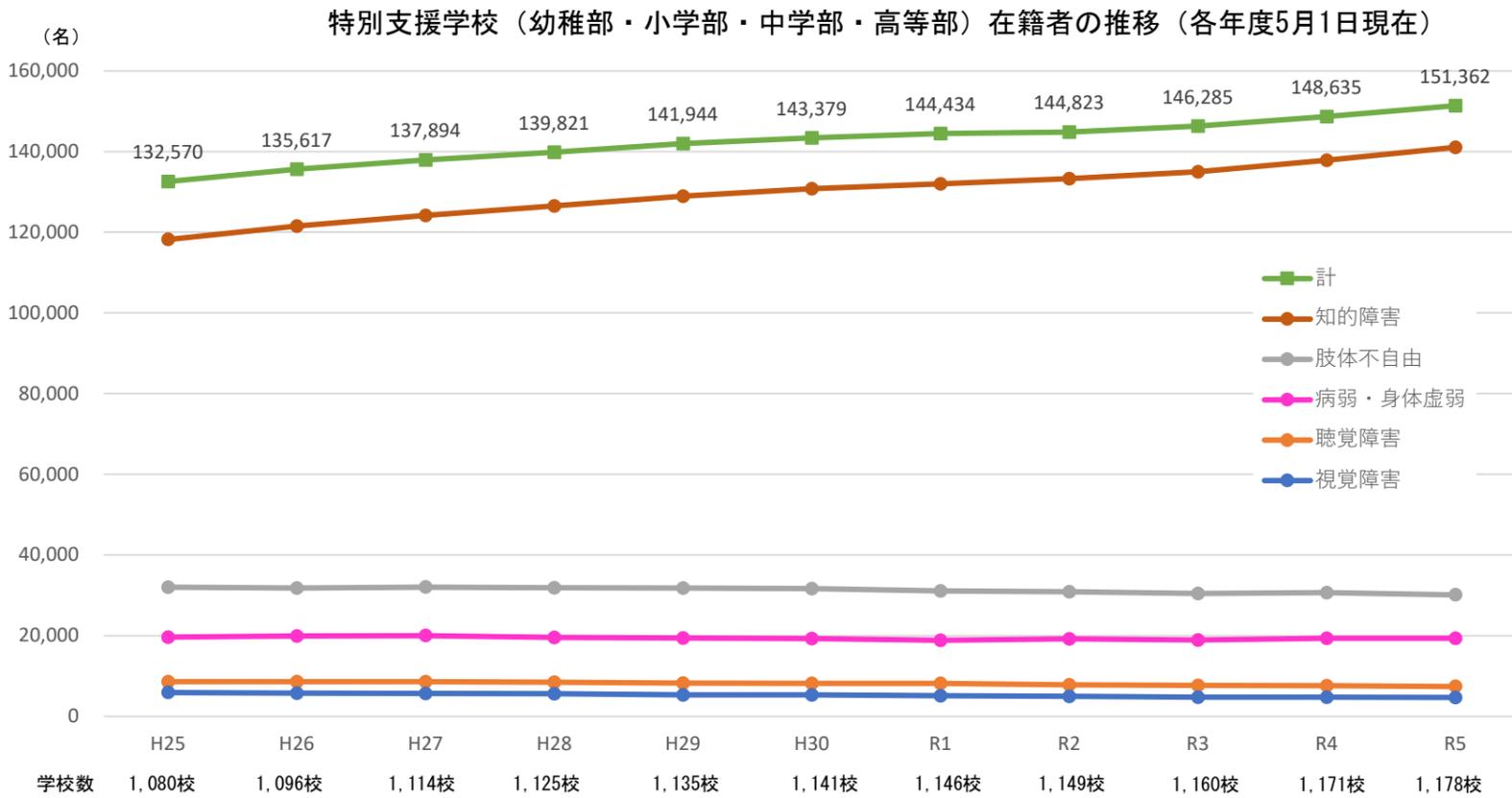
特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

○ 少子化により、直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりなどにより特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増している。



※矢印内の数値は、令和5年度(通級による指導については令和4年度)の児童生徒数を平成25年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したものの。
 (注)通級による指導を受ける児童生徒数(19.6万人)は、最新の調査結果であるR4年度通年(国公私立)の値を用いている。
 なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.8万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



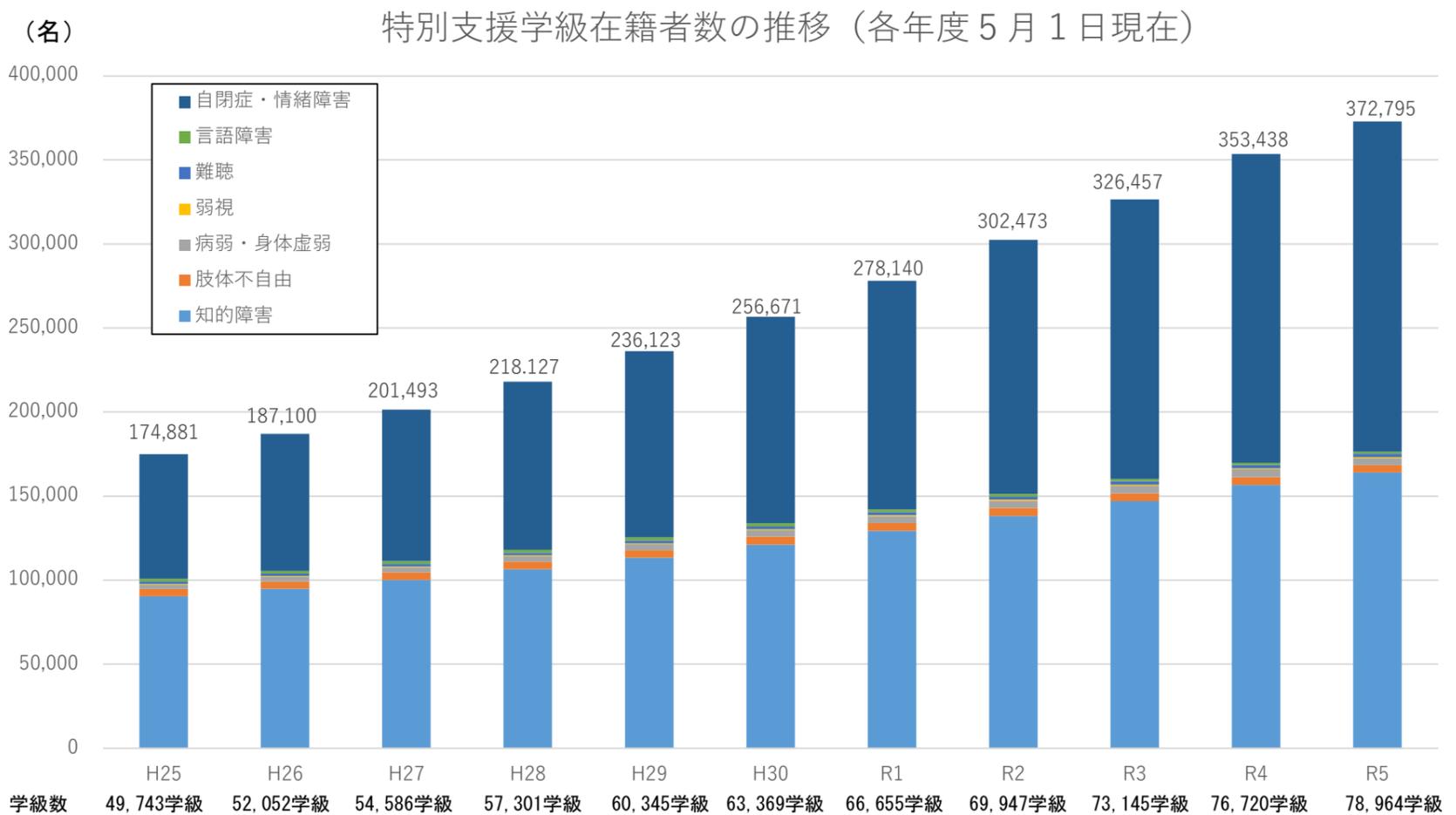
【令和5年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	120	823	351	156	1,532
在籍者数	4,696	7,457	141,063	30,161	19,339	202,716
学級数	2,068	2,772	33,168	12,003	7,683	57,694

(出典)学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

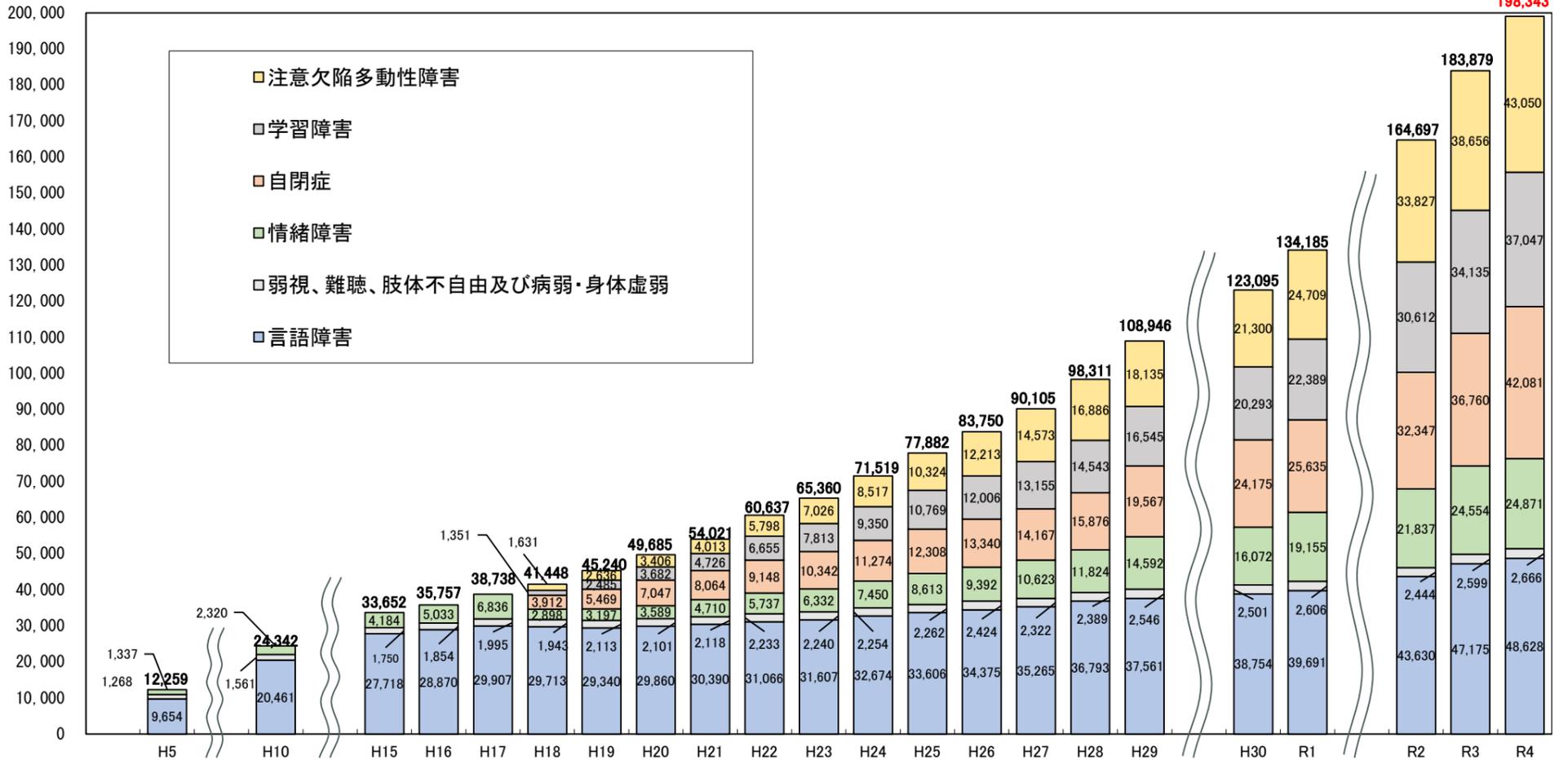


【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



（出典）通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

※令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人、中学校：17,988人、高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性-衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	（参考）過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。



公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果



(1)調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

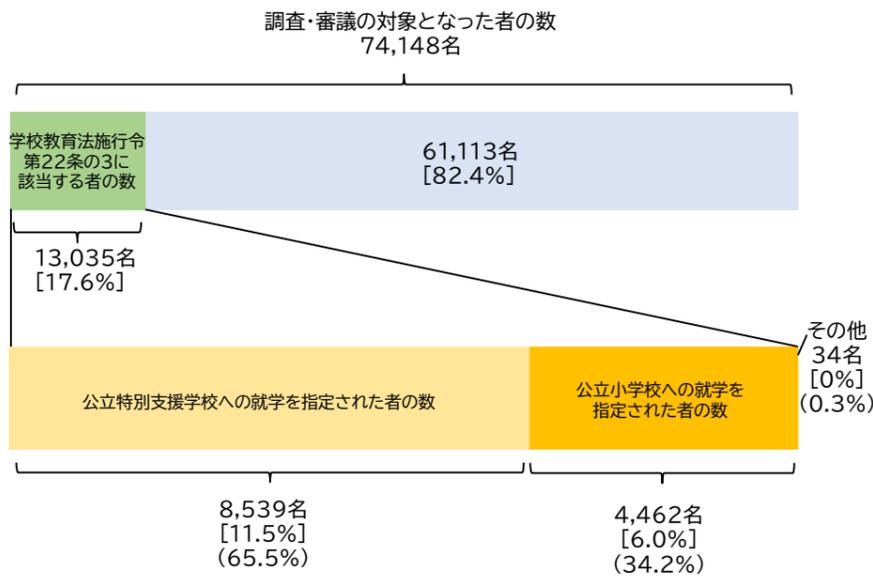
(2)調査時点：令和4年5月1日時点

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4)主な結果概要

①22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。



- ※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度者に対する割合。
- ※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。
- ※ 「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

②公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について
 ▶ 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
		R4	小学校第1学年 3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考)	H30	小学校第1学年 2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

▶ 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



2. 障害者権利条約に関して インクルーシブ教育システムとは？

障害者権利条約関係の動き

● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名
→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定
2013年 障害者差別解消法の制定
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告

2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

● スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

2022年 8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ **2022年 9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表**

12

障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**
- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて**一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと**及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
(c) 個人に必要な合理的配慮が提供されること。
(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を**一般的な教育制度の下で受けること。**
(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を確保し、並びに障害者に必要な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的**各国の教育行政により提供される公教育であること、したがって特別支援学校も含まれている。(条約の交渉過程において共有)**並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にする。
(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者）の意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適切な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適切な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ①

51. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知。
- (c) 障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) 聾（ろう）児童に対する手話教育、盲聾（ろう）児童に対する障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

14

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋 ②

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に要請する。

- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受けられる権利があることを認識すること。また、特定の目

障害のある子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を整備。
いずれの場においても障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶための環境を整備。

- (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
- (e) 点字、「イージーリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定すること。

(略)文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級により指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援教育への理解の深まりなどによりまして、**特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが**、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級により指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、**インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいり所存でございます。**

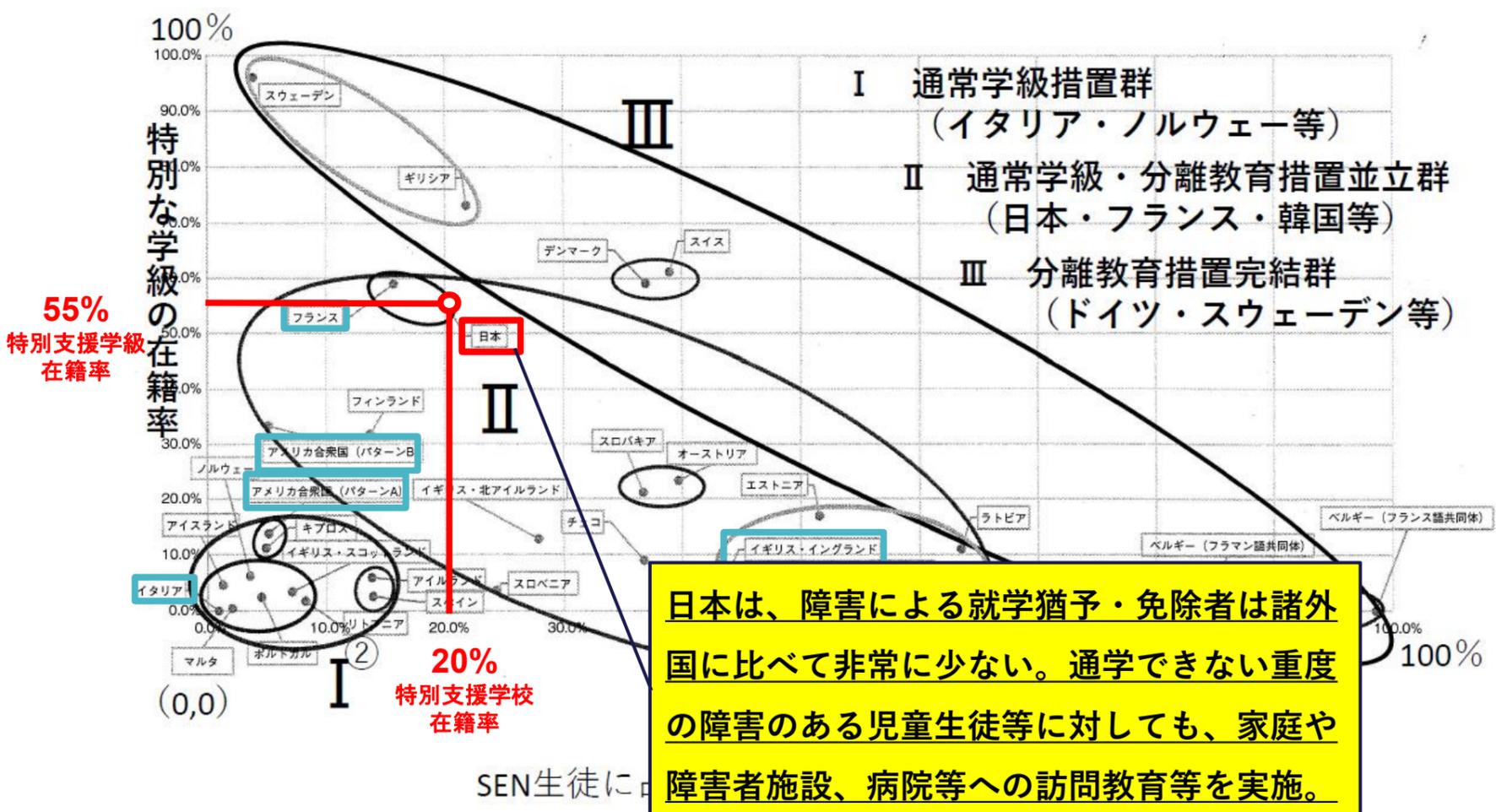
そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、**特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。**

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、**特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることを**ですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推進するものでございます。**勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。**引き続きまして、**通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。**

諸外国における特別支援教育の概況

- ◆ 障害のある子供全体に占める特別な学校の在籍率（横軸）と特別な学級の在籍率（縦軸）を見ると、**各国毎に状況は様々**。
- ◆ 例えば日本は、**特別な学校の在籍率が20%、特別な学級の在籍率が55%**と読み取れる（残りの25%は通常級に在籍）。



【参考】諸外国への勧告（教育部分抜粋）

◆ 障害者権利委員会からの勧告は、日本以外の諸外国にも発出されている。

ドイツ	フランス	イタリア
<p>(a) すべてのレベルで必要な財源、人員など、すべての州で、質の高いインクルーシブな教育制度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計画、期限、目標を直ちに策定する。</p> <p>(b) インクルージョンを促進し、本人が選択した場合、通常の学校に障害のある児童を入学させる義務を認める法律及び政策を直ちに有効にするよう、隔離された学校を縮小する。</p> <p>(c) すべてのレベルの教育で合理的配慮を提供し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判の前の司法判断に適合するよう保証する。</p> <p>(d) インクルーシブ教育についてのすべて教員への研修、教育環境、教材、カリキュラムのアクセシビリティの向上、博士号取得レベルを含む通常の教育での手話の提供を保証する。</p>	<p>(a) 障害のある子供について、就学及び出席についてを含めて、年齢、居住地、性別、人種の別のデータを収集するシステムを開発するとともに、ロマ、亡命希望者、難民である障害のある子供や非正規移民となっている障害のある子供が教育への効力あるアクセス。</p> <p>(b) 保護者並びに親権者が、障害を理由とした就学の拒否のケースにおいて、申し立てて救済を求めることのできるシステムの採用。</p> <p>(c) とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の試験における配慮を含む、個別の教育的な要求に対応する合理的配慮の提供を通じた個別の支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。</p> <p>(d) 市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。</p> <p>(e) フランス手話による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな教育環境において聾文化が促進することを保障すること。</p> <p>(f) 盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための点字並びに平易な読み物の効果的な学習、指導、使用を保障すること。</p> <p>(g) 障害のある子供のいじめと虐待を排除するための対策を実施すること。</p> <p>(h) 高等教育段階における合理的配慮を通じて、手話の使用や彼らの国際交流を促進を含めて、障害のある若年者が、個別の支援を求めることができるような、障害のある人の高等教育へのアクセスを促進するための明確な目標と期限のあるプログラムを採用すること。</p>	<p>56. 委員会は、締約国に対し、全ての学校段階で、インクルーシブ教育に関する法令等の実施を監視することで、教室におけるインクルーシブ教育、支援の提供、教員研修の質を高めるための、十分な資源、期限と特定の目標を持った行動計画を実施するよう勧告する。また、締約国が持続可能な開発目標の目標4.5と4 (a) を実施するにあたり、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号 (2016) を含む条約第24条に導かれ、すべてのレベルの教育および職業訓練への平等なアクセスを確保し、障害に配慮した安全な教育施設を建設およびアップグレードするよう勧告する。</p> <p>58. 委員会は、締約国に対し、一般的なコミュニケーションアシスタントを唯一の選択肢として推奨することをやめて、手話通訳者による補助を希望する全ての聴覚障害のある子供のために、高度な手話通訳者を監視・提供するよう勧告する。</p> <p>60. 委員会は、締約国に対し、主流環境における包括的で質の高い教育を確保するために、新たに起草された教育に関する法令を含む立法その他の措置を通じて、利用しやすい教材の入手可能性と支援技術の提供を適時に保証することを勧告する。</p>

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（第7回）資料を一部改変

18

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 （特別支援教育 抜粋）

仮訳

4. (略) 私たちは、それぞれの国における教育制度の相違を尊重しつつ、障害、言語・文化、地理的・文化的出自、民族、社会経済的状況、性的指向・性自認、いじめや不登校などの課題に関わらず、全ての子供の可能性を引き出す教育の実現に努めていく。障害のある子供の教育においては、特に障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める重要性について認識を共有する。

（参考）原文

4. ...While respecting the differences in our educational systems, we will take steps to realize education that unlocks the potential of all children regardless of disabilities, language and culture, geographical or cultural origin, ethnicity, socio-economic status, sexual orientation and gender identity, and challenges such as bullying or long-term non-attendance. Regarding education of children with disabilities, we recognize the particular importance of providing collaborative learning environments for children with and without disabilities to spend as much time as possible together, as well as providing opportunities for learning that meet the needs of individual children.

（注）G7：米国、英国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本

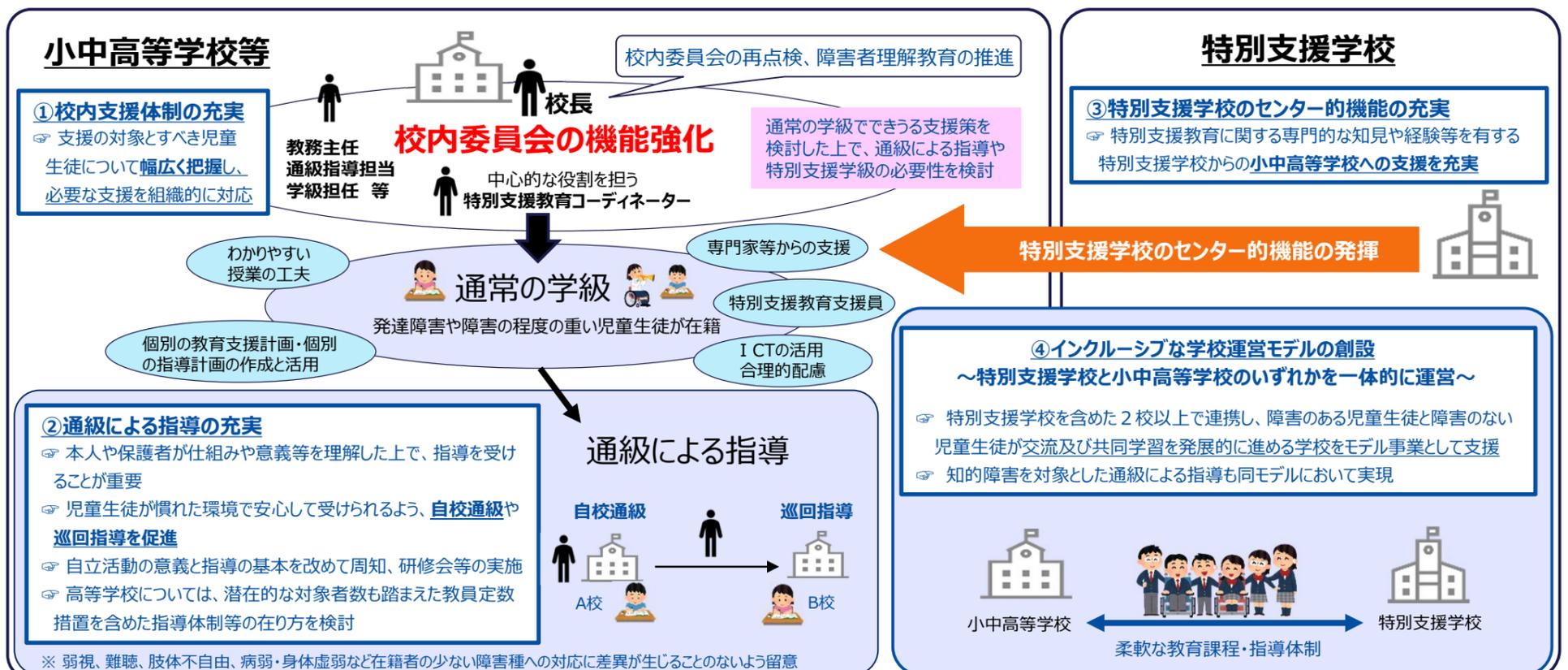
3. 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告を受けた取組

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要) (令和5年3月13日)



現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

経済財政運営と改革の基本方針2024
 第3章3(3) (質の高い公教育の再生)
 インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備...により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

事業内容

1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
- ▶ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置 (構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
- ▶ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

件数・単価 12箇所 × 約5.5百万円 (新規2箇所) 委託先 教育委員会、大学等

2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。



件数・単価 1箇所×約11百万円 委託先 民間団体

担当：初等中等教育局特別支援教育課

22

事業実施イメージ (インクルーシブな学校運営モデル事業)

<連携協議会>

- ▶ 一体的に運営するための方針等を決定
- ▶ 交流及び共同学習に係る年間指導計画、実施内容等を協議



<カリキュラム・マネージャー>

- ▶ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネート
- ▶ 連携協議会を企画・運営
- ▶ 連携協議会と各学校運営連携校の間の連絡・調整・助言



① 発展させた交流及び共同学習の研究開発

- カリキュラム・マネージャーを中心とし、日常的な交流にとどまらない、学校の創意工夫による交流及び共同学習を実施。
- 共同学習を通して、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていっているかという最も本質的な視点が重要。

(例)

- ・各教科及び総合的な学習(探究)の時間で実施
- ・学校設定教科・科目で実施
- ・特別支援学校高等部の職業や専門教科で実施 等

② 一体的で専門性を活かした指導体制の構築

- 専門性を高めた授業実施のための人事上の措置(兼務発令等)を含めて教員配置や指導体制を構築

(例)

- ・各教科等・自立活動の専門性を高めるための教員や専門スタッフの配置(交流及び共同学習に関わる事務補佐員等の配置、両校の職員によるチーム・ティーチングの実施等)
- ・校内委員会、校内研修、保健・福祉等と連携した体制構築
- ・特別支援学校のセンター的機能の有効活用
- ・職員の連携を図るための工夫した学校運営(職員室の共用含む) 等

※ 週1回程度、小学校等の教師が特別支援学校の児童生徒に対する教科指導を行う場合については、兼務発令を行う等の人事上の措置を行った上で、当該教師は特別支援教育を経験したとみなすことができる取扱いとする(「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」(令和4年3月)参照)。

【日常的な交流を促すための工夫】

特別支援学校と小学校等の児童生徒同士が日常的な生活の中で自然と関わりがもてるように、例えば、**お互いの児童生徒が交流できるスペースの確保、玄関の共用、日常的にお互いを意識するような動線の確保**(登校時に特別支援学校の児童生徒が小学校等の児童生徒の教室の前を通過して教室に向かう等)等も考えられる。

インクルーシブな学校運営の取組例①



文部科学省

事例 1 : A市立小学校・A市立特別支援学校
(知的障害、小・中学部)

- ◆ 連携類型：一体型（同一建物）
小学校の改築の際に、**特別支援学校、児童発達支援センターを同じ建物に一体的に整備**。
※児童発達支援センター、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった**多様な学びの場を備えている**。
- ◆ 特色ある取組：
(教育面)
年間通して、小学校4年生の総合的な学習の時間において、特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を実施。
(体制面)
各施設の教職員間で**合同職員会議**や**研修会等**を実施。
- ◆ 日常的な交流での工夫：
各施設をつなぐ**オープンスペース**や両校の**交流スペースを設置**。

事例 2 : B県立農業高校（全日制）・B県立特別支援学校分校（知的障害、高等部）

- ◆ 連携類型：一体型（分校）
農業高校の**空き教室に特別支援学校分校を整備**。
- ◆ 特色ある取組：
(教育面)
双方の**教育課程に位置付けた上で年間を通じた交流及び共同学習を実施**（農業高校は1つの専門科目に、特別支援学校分校は作業学習に位置付け）。
(体制面)
 - ・両校の**教務主任を中心**とした、両校の交流及び共同学習に係る**連絡会議を設置**し、定期開催。
 - ・**専門科目（農業等）の教員が、特別支援学校に対し、農業に関し助言**。
 - ・**共生社会の形成に向けた研修**を年度初めに実施（両校全教職員参加）。

24

インクルーシブな学校運営の取組例②



文部科学省

事例 3 : F県立高等学校（定時制・普通科）・F県立特別支援学校（知的障害、高等部）

- ◆ 連携類型：併設型（同一敷地内）
同一敷地内に特別支援学校と高校（定時制・多部制）を設置。
- ◆ 特色ある取組：
(教育面)
 - ・両校の**午前中の時程を合わせて授業を実施**。
 - ・高校1年生は、障害（者）理解を目標に、様々な**障害について講義や実技を受ける学校設定科目を必須で履修**（特別支援学校教員、当事者の方等が協力）。
(体制面)
 - ・**校長は両校兼務、一部の教員も兼務**
 - ・交流及び共同学習に係る調整を行う**委員会を設置**月1回実施（**両校の教頭と教職員代表で組織**）

事例 4 : G県立高等学校（全日制・普通科、専門学科）・G県立特別支援学校分校（知的、肢体不自由、高等部）

- ◆ 連携類型：併設型（分教室）
高校の空き教室に高等部の教室を整備。
- ◆ 特色ある取組：
(教育面)
 - ・令和5年度より**交流及び共同学習をカリキュラムの柱としたコースを開設し、両校において、年間70～80時間の交流及び共同学習を実施**。
 - ・両校の日課を合わせて授業を実施。
(体制面)
 - ・**両校の教員がチーム・ティーチングの体制**を組んで、交流及び共同学習を実施（高校の教員がT1、特別支援学校の教員が障害のある生徒に必要な支援や指導を実施）。
 - ・既存の取組は両校の担当者レベルで調整し、新規の取組は教頭レベルで調整し、連携を図っている。

18

25

4. 特別支援教育を担う教師の専門性向上 に向けた取組

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（令和3年10月25日設置）



趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
 - ・ 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2) 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方  教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) その他関連事項

委員

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 安藤 隆男 | 筑波大学名誉教授 |
| 市川 裕二 | 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長 |
| 加治佐 哲也 | 兵庫教育大学長 |
| 喜多 好一 | 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長 |
| 木船 憲幸 | 九州産業大学教授 |
| 坂越 正樹 | 広島文化学園大学・短期大学長 |
| 田中 良広 | 帝京平成大学教授 |
| 濱田 豊彦 | 東京学芸大学副学長 |
| 樋口 一宗 | 松本大学教育学部学校教育学科教授 |
| 宮崎 英憲 | 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授 |
| 森 由利子 | 滋賀県教育次長 |
| (計11名、五十音順、敬称略) | |
| (オブザーバー) | |
| 穴戸 和成 | 国立特別支援教育総合研究所理事長 |
| (計1名、敬称略) | |

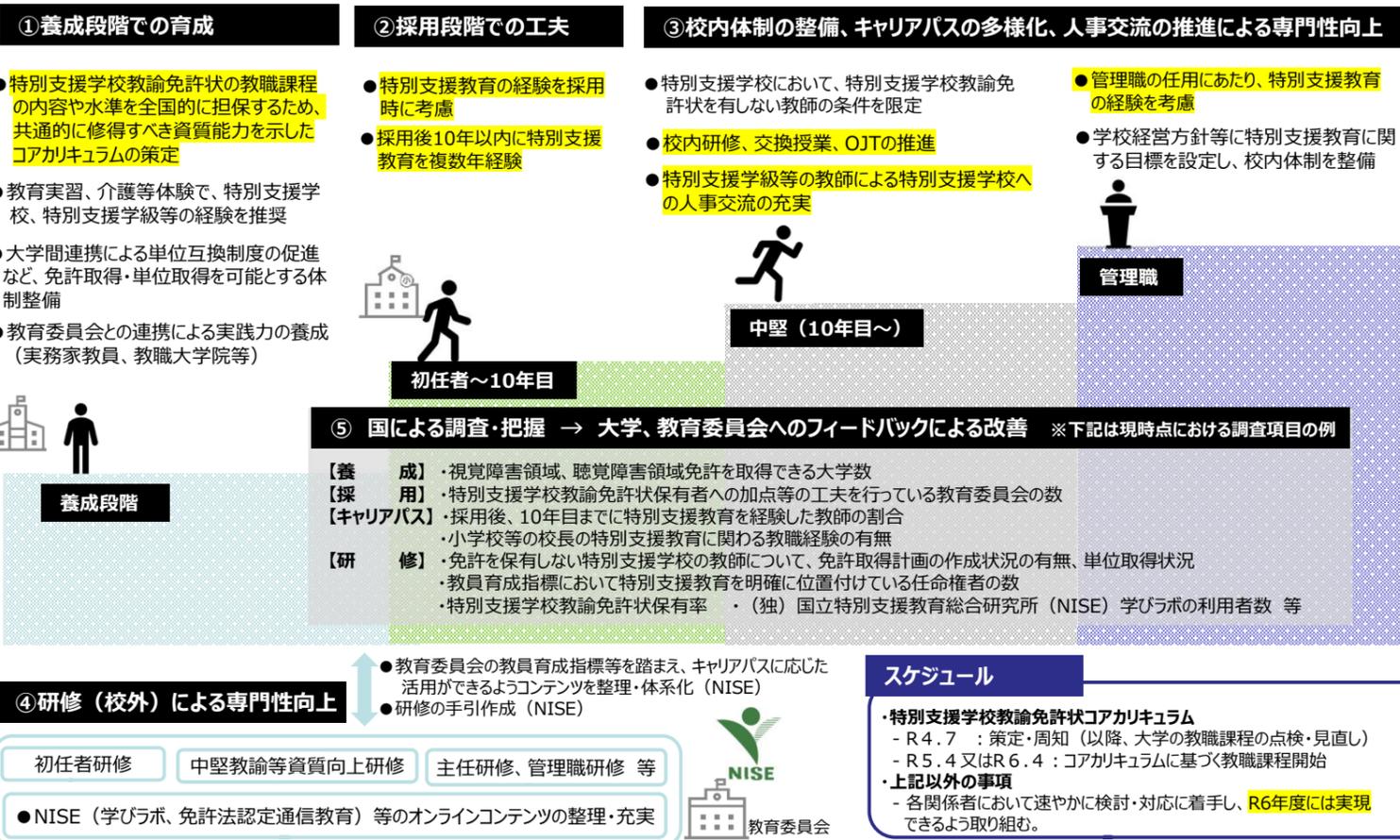
スケジュール	
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたつて計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**



令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項

についての通知 (令和6年3月28日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

- ✓ 令和5年12月22日に公表した「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を发出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考に、令和6年度からの実現に向けて取組の一層の促進を依頼。

第2 教職員人事に関する各種施策

4. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成等

特別支援教育を担う教師の更なる資質向上にあたっては、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知)」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)において、**教師の採用段階において特別支援教育に関わる経験等を考慮する等の工夫を行うことや、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること及び、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することを要請**している。

しかしながら、管理職選考における特別支援教育経験の情報の把握・管理の状況についての調査結果(令和5年4月1日現在)では、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会は全体の約3割で、そのうち把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約8割であった。一方、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会は約7割で、そのうち今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約2割にとどまった。

各教育委員会におかれては、特別支援教育に関する人材育成に当たり、**令和6年度からの実現に向けて取組を一層促進されたい**こと。

○ 小学校、中学校、高等学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級の学級担任、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験をいずれも有しない教員は、小学校で85.5%、中学校で63.6%、高等学校で90.7%(令和5年度)。
 ※本項目は文部科学省において今回新規に調査したもの。

【表】採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 ※複数回答

	小学校 (n=128,856)	中学校 (n=78,553)	高等学校 (n=63,726)	合計 (n=271,135)
いずれも経験なし	85.5% 110,208	63.6% 49,940	90.7% 57,783	80.4% 217,931
特別支援教育に関する 以下いずれかの経験あり(※)	14.5%	36.4%	9.3%	19.6%
特別支援学校の教職経験	1.4% 1,741	2.0% 1,589	2.1% 1,362	1.7% 4,692
特別支援学級の学級担任の教職経験	9.4% 12,108	7.8% 6,090	0.8% 513	6.9% 18,711
特別支援学級の教科担任の教職経験	1.5% 1,945	29.2% 22,928	1.2% 760	9.5% 25,633
通級による指導の経験	1.5% 1,880	1.6% 1,286	0.6% 400	1.3% 3,566
特別支援教育コーディネーターの教職経験	2.9% 3,784	2.5% 1,962	1.6% 1,039	2.5% 6,785

上段はn値に対する割合、下段は人数を表す。

※「特別支援教育に関する以下いずれかの経験あり」の割合には、経験不詳の者も含む。

校長の特別支援教育に関わる教職経験

✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で66.4%、中学校で69.3%(令和5年度)。※特別支援学級が設置されている学校は84.1%（令和5年度時点）。

○令和5年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出

校種別の回答学校数（単位：校） ※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	合計
804(約72%)	313(約28%)	1,117

調査結果：校長自身の特別支援教育に関わる教職経験（単位：%）

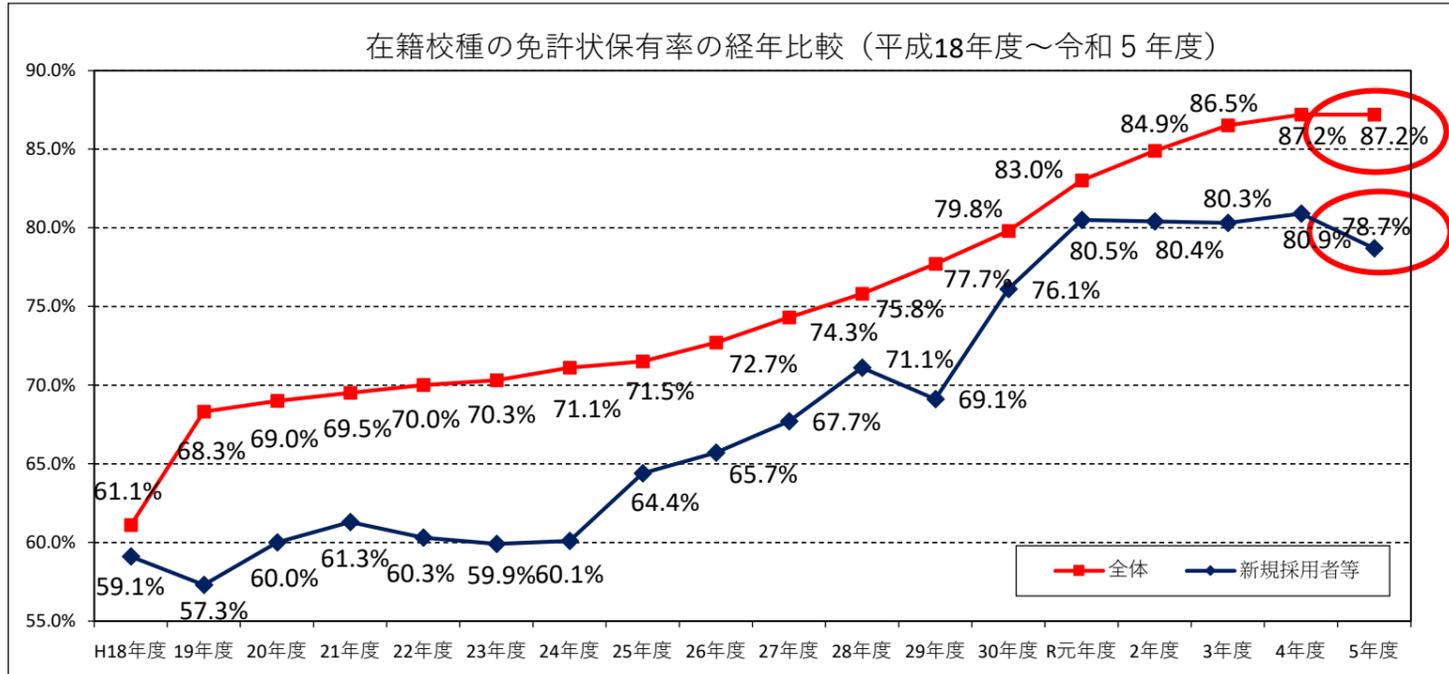
	通級による指導での 教職経験 有	特別支援学級での 教職経験 有	特別支援学校での 教職経験 有	特別支援学級等での 教職経験 無
小学校	5.1%	24.1%	4.4%	66.4% (令和4年度：70.0%)
中学校	4.8%	20.8%	5.1%	69.3% (令和4年度：73.2%)

(出典) 令和5年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
 (全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和6年1月)

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和5年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

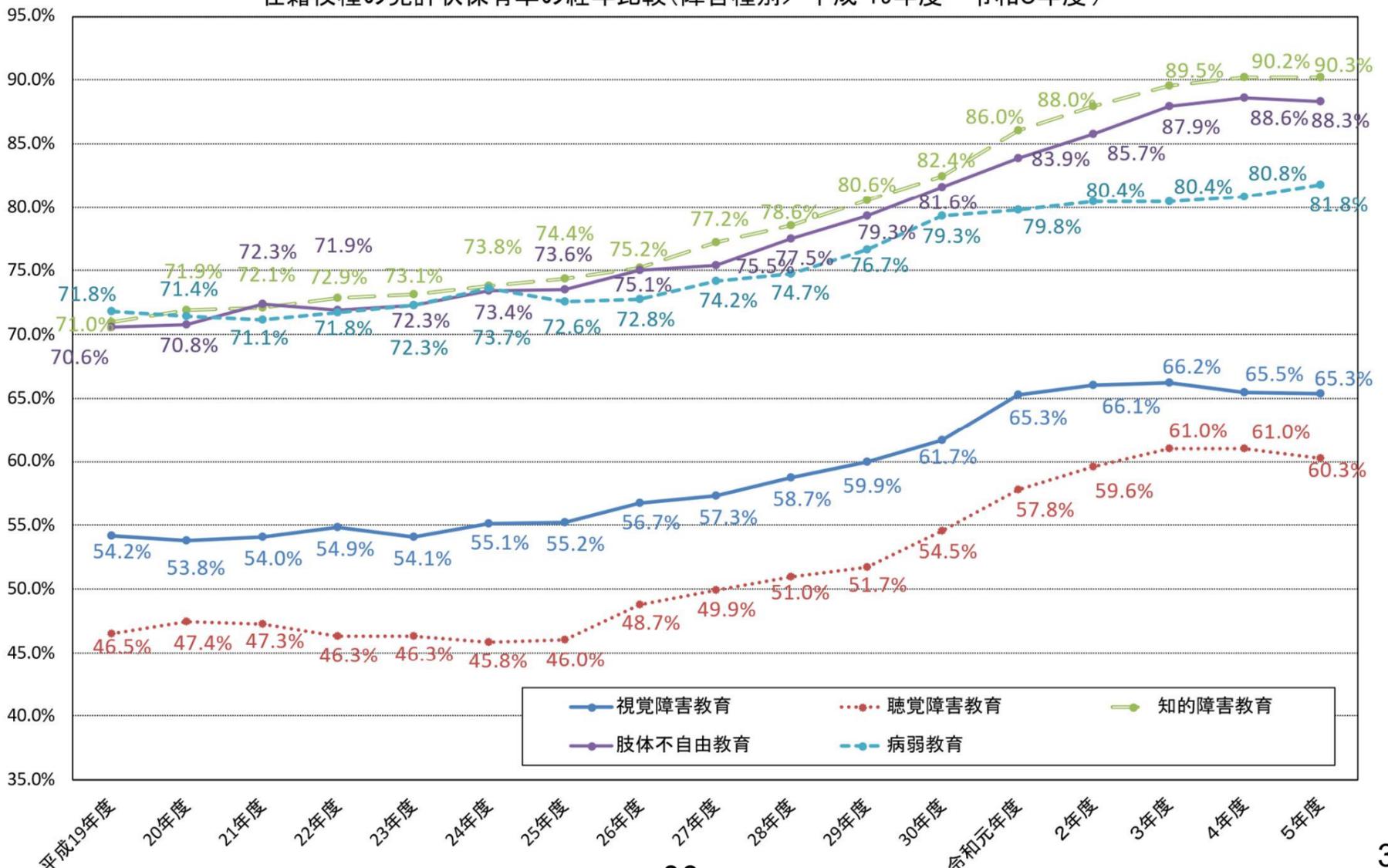


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

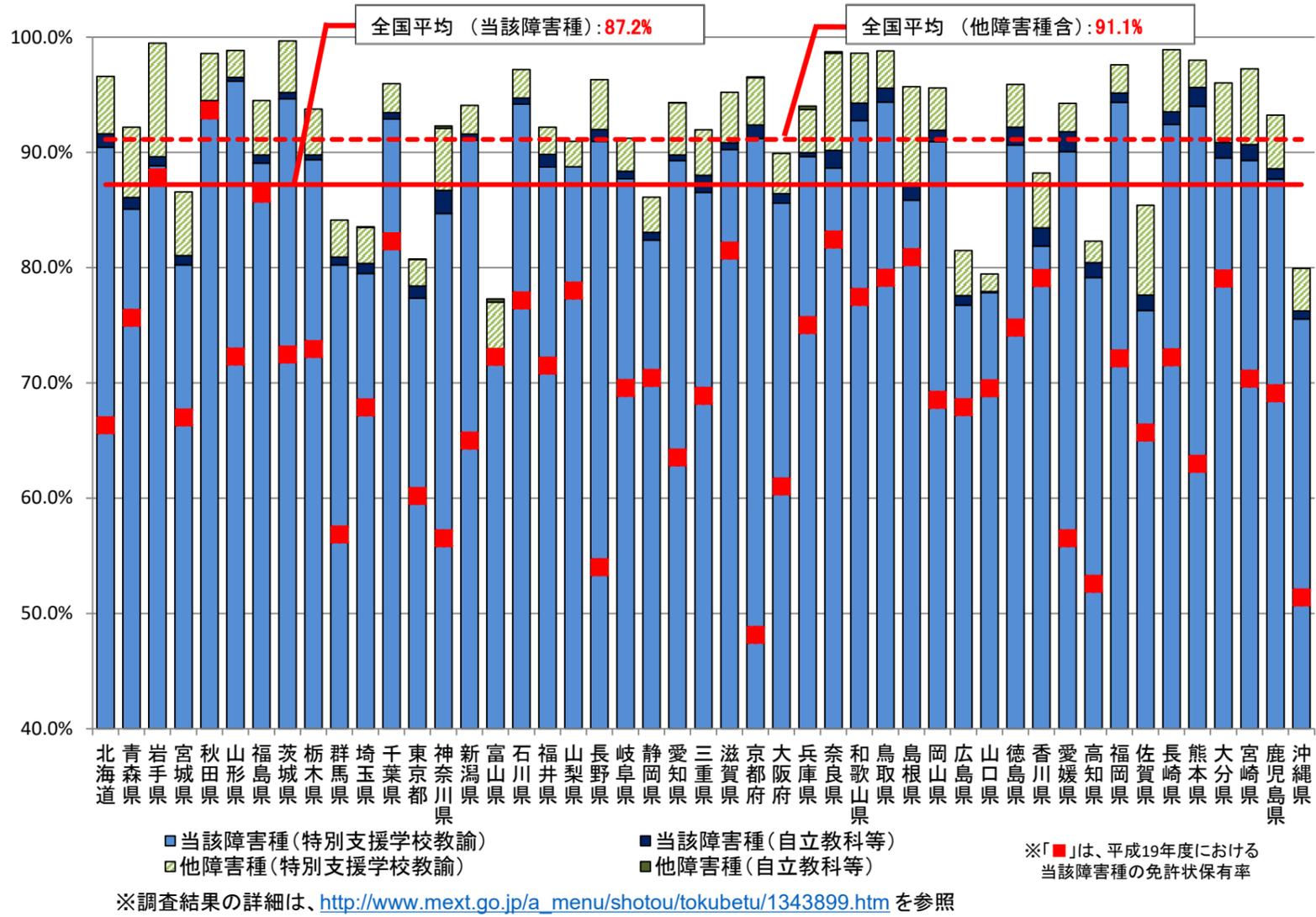
※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.0%**

在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移 (障害種別)

在籍校種の免許状保有率の経年比較(障害種別/平成19年度～令和5年度)



公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



5. 令和7年度概算要求について

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)

令和7年度要求・要望額 1兆5,807億円
(前年度予算額 1兆5,627億円)



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

- ・教職員定数の改善 + 170億円 (+ 7,653人)
- ・教職員定数の自然減等 ▲192億円 (▲8,703人)
- ・定年引上げに伴う特例定員の減等 ▲29億円
- ・教師の処遇改善 + 232億円
- 計 対前年度 180億円

学校の指導・運営体制の充実 + 7,653人

- **小学校における教科担任制の拡充 + 2,160人**
 - ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年に加え、中学年についても教科担任制を推進(※)
 - + 1,750人
 - ・新規採用教師の持ち授業時数軽減のため、教科担任制を推進(※)
 - + 410人
- **生徒指導担当教師の全中学校への配置(※) + 1,380人**
 - ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援
 - (※) 4年間で計画的に改善
- **多様化・複雑化する課題への対応 + 476人**
 - ・**特別支援学校のセンター的機能の強化**
 - ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
 - ・チーム学校のための体制強化(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)
- **35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人**
 - ・小学校における35人学級の推進(第6学年分) + 3,086人
 - ※35人学級等の効果検証に必要な実証研究は令和4年度より実施しており、令和7年度中に取りまとめ予定。
 - (学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6
- ・**通級や日本語指導等のための基礎定数化(9/10年目) + 551人**

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

教師の処遇改善 + 232億円

- **教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善**
 - ・教職調整額の改善
 - 学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分を超える水準となるよう教職調整額の水準を4%から13%に改善。(教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。)
- **職務や勤務の状況に応じた処遇改善**
 - ・各種手当の改善
 - 学級担任や管理職の職務の重要性や負荷を踏まえ、処遇の改善を図る。
 - 学級担任への加算: 月額3,000円 ※義務教育等教員特別手当に加算
 - 管理職手当の改善: 支給水準の改善(月額5,000円~10,000円の増)

※都道府県等における給与条例の改正等に一定の期間を要することから令和8年1月から3月までの3か月分を計上。

- ・**新たな職の創設(R8.4~を予定)**
- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。
- ※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

(担当: 初等中等教育局財務課)

36

特別支援教育の充実

令和7年度要求・要望額 55億円
(前年度予算額 46億円)



障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆ **医療的ケア看護職員の配置 4,953百万円(4,037百万円) (拡充)**
4,550人分 ⇒ 5,100人分 (+550人)

- ・医療的ケア看護職員の配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む)を支援
- ・私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助

◆ **学校における医療的ケア実施体制整備事業 35百万円(32百万円) (拡充)**

- ① **災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究 (新規)**
 - ・各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施
- ② **医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究**
 - ・保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆ **発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 120百万円(50百万円) (拡充)**

① **発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 76百万円 (新規)**

- ・「5歳児健康診査」の健診結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築
- ・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対するICTを活用した効果的な支援について実践研究を実施

② **効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築** ③ **管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築**

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆ **インクルーシブな学校運営モデル事業 78百万円(79百万円)**

- ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、シンポジウムの開催等を通じて、その成果普及を実施

ICTを活用した指導の充実

◆ **ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 74百万円(100百万円)**

- ・文部科学省著作教科書(特別支援学校用)と連動したデジタル教材(動画資料等)を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

◆ **【再掲】学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究 37百万円(新規) ※「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数**

特別支援教育の指導体制等の充実

◆ **聴覚障害教育の充実事業 54百万円 (新規)**

- ① 手話理解を含む聴覚障害教育の充実に向けて、児童生徒等向けの学習コンテンツや指導の手引き等を作成
- ② 各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆ **外部専門家の配置等 156百万円(150百万円) (拡充)**

- ・専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
- ・災害時の非常用電源等の整備を含め、特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援

特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を別途計上

24

(担当: 初等中等教育局特別支援教育課)

37



背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、**医療的ケア看護職員を配置**するとともに、**特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備**や**外部専門家の配置**を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**
- 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助
(国:1/2 都道府県:1/2)

令和7年度要求・要望額 4,953百万円(前年度予算額4,037百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 配置人数：5,100人分 (←4,550人分) 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国:1/3 補助事業者:2/3

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円(3年間(令和6年度～8年度)：1箇所×1,000万円)

- 医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、
- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
 - 指導的立場等の看護師養成のためのリスクリング教育プログラムの構築

38

担当：初等中等教育局特別支援教育課

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの**専門家の配置を支援**(560人分 ← 435人分)

学校における医療的ケア実施体制整備事業



現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようになるための取組等が求められている。**
- 各教育委員会等における災害時を含むガイドライン策定促進や保護者の負担軽減に向け、
(1) **災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究**
(2) **医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究**を実施し、取組を推進する。



特別支援学校
 ・医療的ケア児の数 R5 **8,565人** (出典)学校における医療的ケアに関する実態調査(令和5年度)
 ・看護師・認定特定行為業務従事者の数 R5 **7,369人**
 幼稚園、小・中・高等学校
 ・医療的ケア児の数 R5 **2,199人**
 ・看護師・認定特定行為業務従事者の数 R5 **2,321人**

事業内容

(1) 災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究(新規)

- 医療的ケア児が安全・安心に医療的ケアを受けられるよう、各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施する。
※ガイドラインを策定している教育委員会 21.7% (394/1,815)
(民間団体等 1箇所×約22百万円)

①実態把握 医療的ケア児の在籍する学校の危機管理マニュアルや、各教育委員会の医療的ケアに関するガイドラインについて実態を調査	②手引きやひな形の作成 災害時の対応を示す手引きや、ガイドラインのひな形で記載すべき内容の検討・整理	③周知・対応の促進 成果物を周知し、各自治体における対応を促進
---	---	------------------------------------

(2) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究(継続)

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。
(教育委員会 5箇所×約2百万円)

<取組例>

- I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**
※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等
- II 付添いに係るマニュアル等の見直し
※付添いがなくても安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理、各学校で共通して取り組む事項の整理 等
- III 安全・安心な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**
※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

①付添いの実態把握・取組の方向性の検討 実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。	②見直しに向けた取組の実施・検証 各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う	③成果の周知 効果的な取組について、事例を提供・全国への周知
--	--	-----------------------------------

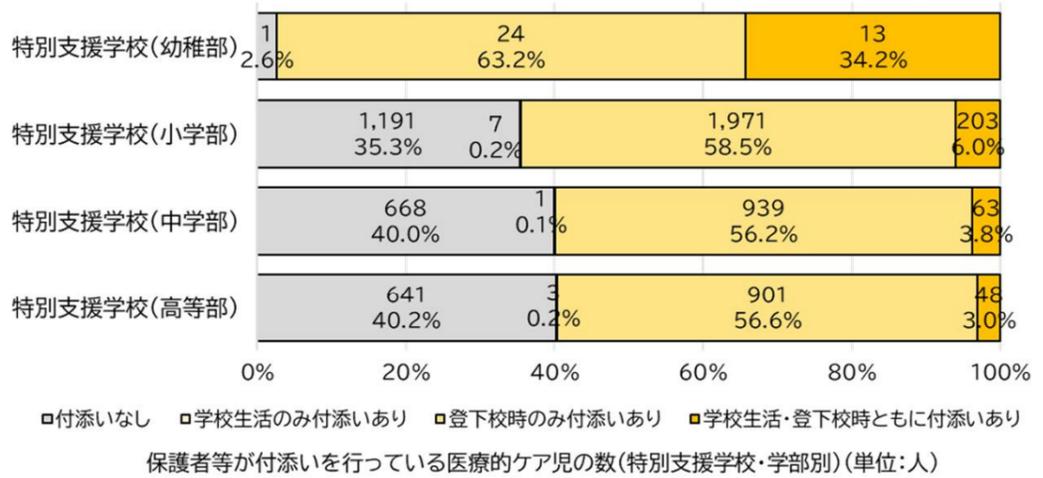
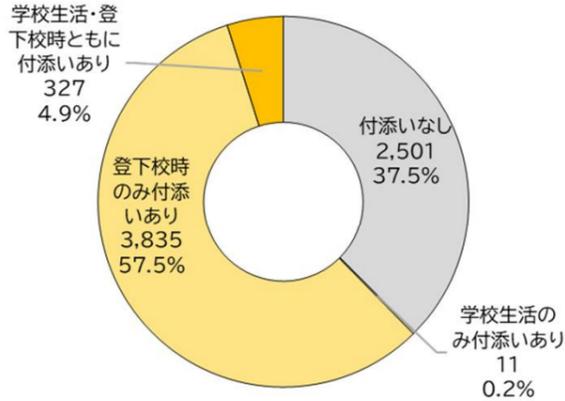
令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査
5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況



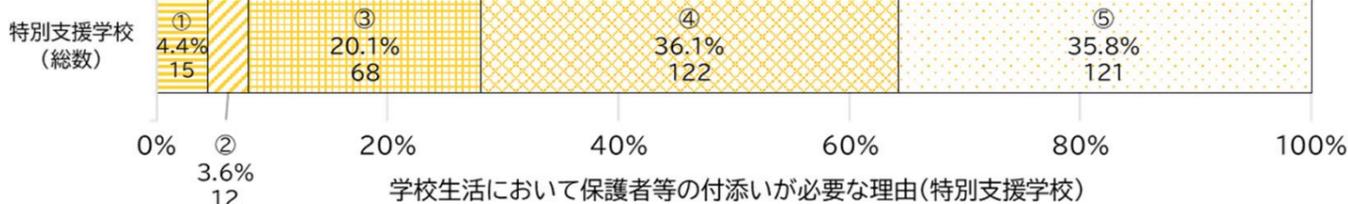
特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人 (37.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定 特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施する手続きの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務事業者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

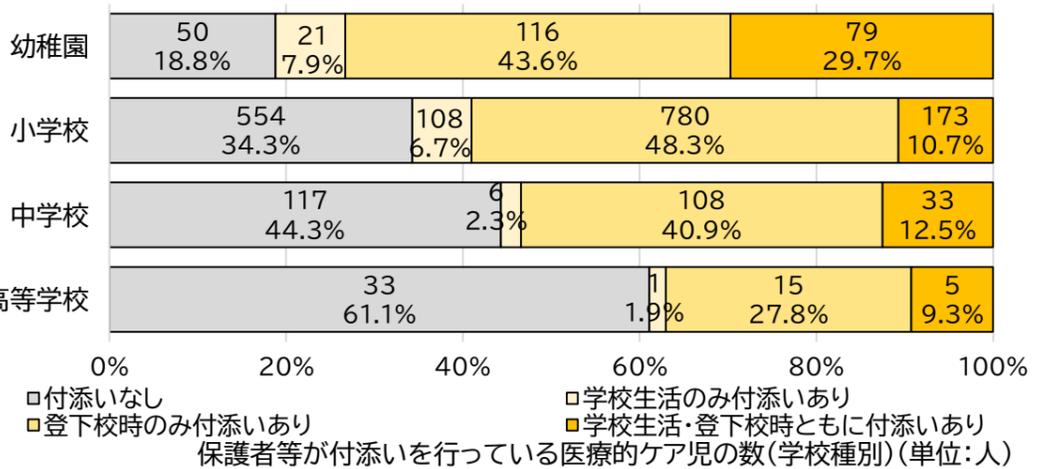
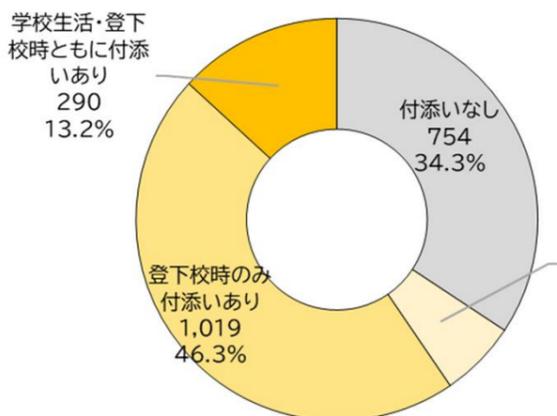
令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査
5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況



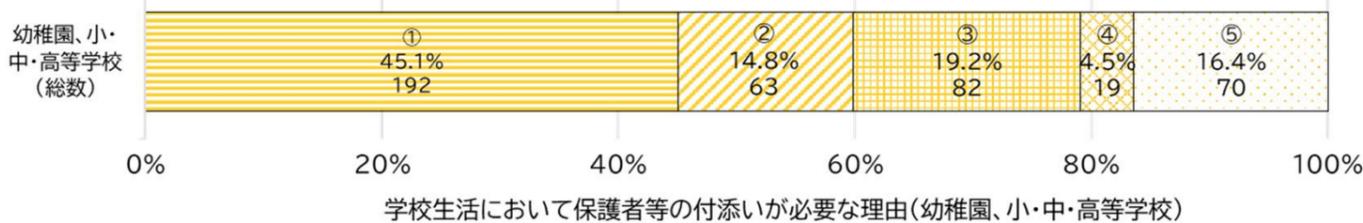
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務事業者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

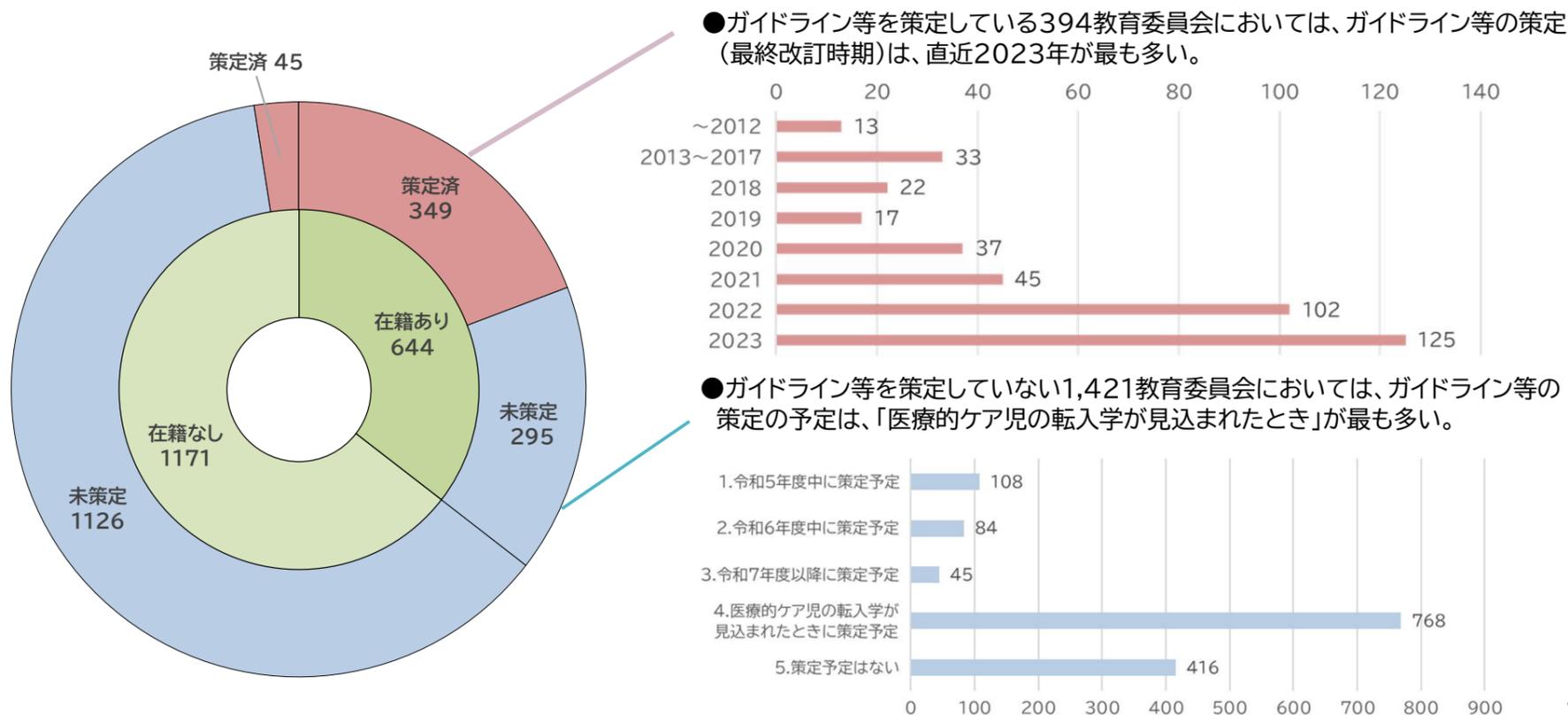
- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務事業者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況

- ガイドライン等を策定している教育委員会 394/1,815(21.7%) (R3: 13.8%)
うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 349/644(54.2%) (R3: 40.3%)

- ガイドライン等を策定している都道府県教育委員会 44/47(93.6%)

ガイドライン等を策定していない理由としては、令和3年度同様に「各学校が個別にマニュアルを策定している」「県のガイドライン等を参考にして対応している」「医療的ケア児が在籍しておらず、その見込みもない」などが挙げられる。



インクルーシブな学校運営モデル事業

令和7年度要求・要望額 0.8億円
(前年度予算額 0.8億円)



現状・課題

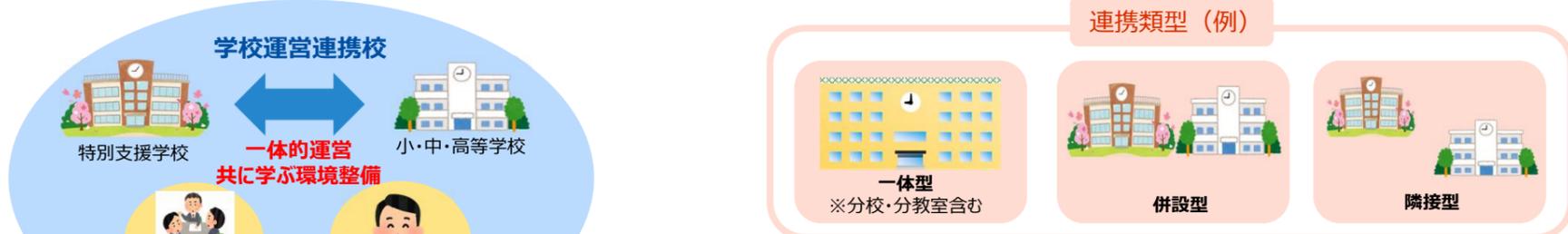
少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。

経済財政運営と改革の基本方針2024
第3章3(3) (質の高い公教育の再生)
インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実に向けた体制や環境の整備...により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。

事業内容

1. インクルーシブな学校運営モデルの構築

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
- ▶ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置 (構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
- ▶ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

件数・単価 12箇所 × 約5.5百万円 (新規2箇所)

委託先 教育委員会、大学等

2. モデルの成果普及

発展的な交流及び共同学習の実践事例や柔軟な教育課程及び指導体制の在り方など、本事業を通して構築されたインクルーシブな学校運営モデルの成果について、広報資料の作成やシンポジウムの開催等を通じて、全国的な普及を図る。

件数・単価 1箇所 × 約11百万円

委託先 民間団体



担当：初等中等教育局特別支援教育課

現状・課題

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があり（「学習面又は行動面で著しい困難を示す」：推定値8.8%（義務・R4調査））、発達障害により通級による指導を受ける児童生徒も増加している。このような状況を踏まえ、各自治体における5歳児健康診査の実施が進む中、従来見過ごされてきた発達障害の特性のある幼児等を把握するケースの急増も予想され、発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの切れ目のない支援体制の構築や、学校における適切な支援の推進、通級指導の充実等が求められている。

事業内容

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 76百万円【新規】

「5歳児健康診査」の結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童生徒等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築する。

● 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

発達障害の特性のある幼児等に対する幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ及び幼稚園教員等の専門性向上について実践研究を行い、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築する。



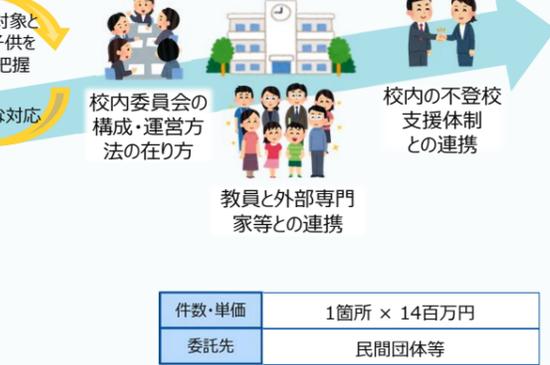
● 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

学習障害のある児童生徒等への就学後の早期発見・早期支援の充実のため、一人一台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。
※「学習面で著しい困難を示す」：推定値6.5%（義務・R4調査）



● 特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究

発達障害のある児童生徒等に対する早期発見・早期支援、不登校の未然防止等に資する、校内支援体制の在り方について、実態調査や事例収集・分析を行う。



● モデルの成果普及（シンポジウム開催）

発達障害のある児童生徒等に対する支援について、シンポジウムの開催等を通じて、参考となるモデル事例等の全国的な普及を図る。

件数・単価	1箇所 × 5百万円
委託先	民間団体等

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 28百万円

効果的かつ効率的な通級による指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。

管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業 14百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育に取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う

担当：初等中等教育局特別支援教育課

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

概要

- 多くの市町村では、3歳児健診（法定健診）以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要**。（4～6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%（令和3年度母子保健課調べ））
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要**。

5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

問診・診察・評価

- ・ 情報集約（過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等）
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

【健診に関わる職種の例】

小児科医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士、言語聴覚士 等

専門相談

- 保護者との共有
- ・ 健診後の不安の傾聴
- ・ 保護者の気づきを促す
- ・ 多職種による助言

健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制(受け皿)を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化（障害報酬を含む）
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について (令和6年3月29日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省の連名課長通知)

概要

5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）の実施に当たっては、健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等（就学に向けた相談を含む。）のニーズなどが把握された場合に、地域全体に必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められる。特に、市町村を中心に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域の実情に応じて地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要であり、これに当たり関係者に求められる役割を整理した。

関係者に求められる役割

1 市町村に求められる役割

関係団体との連携等を通じて医師等専門職を確保し、5歳児健診の実施体制の整備に努めること。また、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画し、情報共有や多角的な視点から支援・対応方針の検討を行うことや、健診後の支援方針等を関係者間で情報共有することなどにより、適宜既存の会議体等を活用しつつ、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備に努めること。さらに、児童発達支援センター等を中核とした地域の障害児支援体制の強化を通じて、保健と福祉の連携充実に努めること。

2 都道府県に求められる役割

市町村における5歳児健診の実施体制の整備に当たって、地域の実情を踏まえて、広域的な調整を行うこと。また、発達障害等の診断を行う専門医療機関において、発達障害等に係る速やかな受診や評価を行える体制を構築し、適切な支援に結びつけること。さらに、関係機関との情報共有や連携、個別の支援計画の策定等に当たり保育士等に求められる専門知識・ノウハウを踏まえつつ、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもへの対応に関する研修機会の提供に努めること。

3 医療機関や医療関係団体に求められる役割

5歳児健診やその後のフォローアップを担当する医師等の確保において、市町村や都道府県から連携や協議の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。また、令和6年度診療報酬改定において、発達障害等の診療に係る対応を行っており、各医療機関における取組の際に参考とすること。

4 保育所等（保育所・幼稚園・認定こども園等）に求められる役割

市町村から保護者の同意を得て依頼があった場合、こどもの集団生活の様子からの気付きや保護者が感じている課題等の情報について、健診に関わる保健師等との共有が望ましいこと。児童発達支援センター等との連携や、保育所等訪問支援等や巡回支援専門員の活用も含めて、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもに対する教育・保育の充実を図るなどしつつ、集団生活の場で個々の発達の特性に応じた細やかな配慮を行うなどすること。

5 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割

教育委員会においては、5歳児健診やその後のフォローアップに積極的に参画し、保健・福祉部局と連携し、就学に当たって不安を抱えている保護者への相談や、入学後の学校生活や教育制度等に関する情報提供等を行うこと。また、健診及びその後のフォローアップに係る情報を、児童発達支援センター等の関係機関と連携・共有することが望ましく、当該情報を活用して、本人や保護者の意向も踏まえつつ、個別の教育支援計画に反映すること。あわせて、児童発達支援センター等福祉部局と連携し、こどもの就学後も切れ目ない支援を提供できるよう留意すること。

46

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.7億円
1.0億円



現状・課題

特別支援教育におけるICTの活用については、児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてICTを活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることが期待でき、極めて重要な課題である。

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を最大限に活用し、障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な指導による学びの充実がより一層求められている。

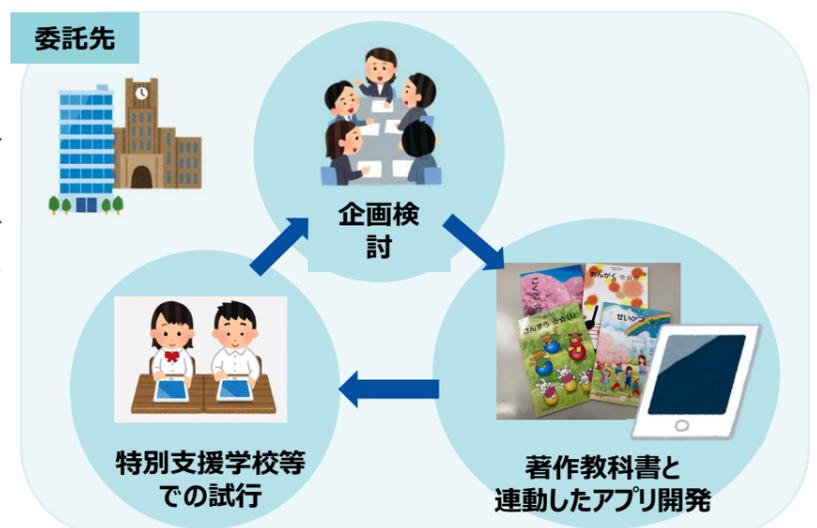
事業内容

● ICT端末における著作教科書活用促進事業

特別支援学校知的障害者用文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）と連動したデジタル教材（動画、アニメーション、ワークシート等）を作成し、特別支援学校におけるデジタル教材の試行等を通して、当該デジタル教材をブラッシュアップするとともに、ICTと著作教科書を連動させた指導の在り方や、障害の特性に応じたICTの効果的な活用の在り方について研究を実施する。

件数・単価 4箇所×約18百万円

委託先 都道府県・指定都市教育委員会、大学、民間団体



(関連事業)

学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

令和7年度要求・要望額 37百万円(新規) ※「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」の内数

学習障害のある児童生徒等への就学後の早期発見・早期支援の充実のため、一人一台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

- 一人一台端末も活用し、学習上の困難等を早期かつ客観的に把握
- 一人一台端末のアクセシビリティ機能（読上げ機能や音声入力等）やICT機器等の積極的な活用

担当：初等中等教育局特別支援教育課

47

特別支援教育における1人1台端末の活用事例①

困難さに応じたリフロー機能の活用【視覚障害】

デジタル教科書に備わっているリフロー機能を活用することで、見え方に応じて児童が読みやすい横書きのレイアウトに変換することができるようにしている。(合理的配慮の提供)

単眼鏡で大画面を確認する活動を取り入れて、単眼鏡を活用する時間を設定するようにしている。(自立活動の関連付け)



詳細はこちら
(文科省HP)



特別な配慮を必要とする児童生徒等に対して様々な学習上の困難を低減することが可能となります

12 特別支援 令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

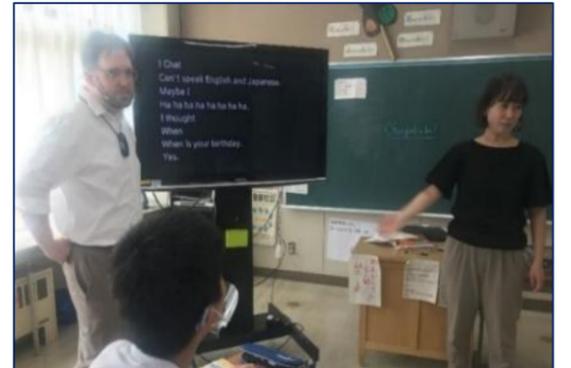
即時的な情報保障としての活用【聴覚障害】

A L Tが専用のマイクを装着し、話す音声を1人1台端末等で文字変換させ、それを大型ディスプレイに英語で表示している。

表示されたテキストを読む学習活動は、既習事項を活用して、その内容を理解することにもなることから、生徒の主体的な活動や外国語学習に対する意欲の喚起につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



カメラ機能を使って話の構成や内容を整理【知的障害】

日常生活で会話を楽しみ、友達同士で話合いを行うことができるが、発表や作文に苦手意識が強く、話の構成や内容を整理することが不得手である。

そこで、筋道を立てて整理する力を養い、自分の思いや考えを伝える力を身に付けて筋道を立てて説明できたことへの成功体験が自信につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



48

特別支援教育における1人1台端末の活用事例②

支援機器等を組み合わせた活用【肢体不自由】

仰向けでの姿勢を保持したまま、学習する必要があるため、ディスプレイを2台活用している。

メインディスプレイには学習プリント、サブディスプレイにはデジタル教科書を映し、視線入力装置で学習プリントに文字を入力したり、サブディスプレイを見ながら、単語や英文の用法を確認したりできるようにしている。

外国語科のデジタル教科書を使った学習では、リフロー（読み上げ）機能を使用することで、単語と音韻との関係を理解できるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



テレプレゼンスロボットの活用【病弱】

<据え置き型> 教室で授業を受けている児童生徒と病室から遠隔で授業を受けている児童が個々に支援を行わなくても進めていけるスピード感・一体感が、「つながり」を感じることができようようにしている。

<自走型> 自分で操作して見たい所に行き、得たい情報や新しい発見ができた時には、「自分で探した」という達成感を味わうことができるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



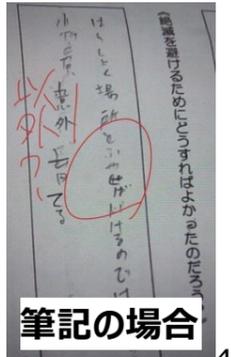
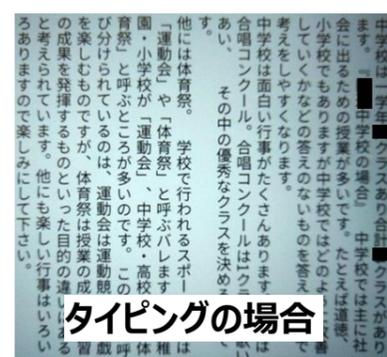
書くことの困難さをICT端末で軽減【発達障害】

自分の得意・不得意や、パフォーマンスを最大限発揮できる方法を本人自身が知るよう働きかけたり、人と異なる方法でも自分自身がその必要性を実感できるようにしたりしている。

(通級による指導において、視写や聴写を筆記とICT端末の活用によるタイピングの両方で実施したところ、写真のような明らかな違いが見られた。)



詳細はこちら
(文科省HP)



現状・課題

- 全ての児童たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても児童たちの学びを止めない観点から、予備機の整備を進める。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

予算額 2,643億円

- 都道府県に基金（5年間）を造成し、当面、令和7年度までの更新分（約7割）に必要な経費を計上。
- 都道府県を中心とした共同調達等など、計画的・効率的な端末整備を推進。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- 補助率：10分の10



国私立、日本人学校等の端末整備

予算額 18億円

- 前回整備時と同様に補助事業により支援することとし、早期更新分に必要な経費を計上。
- 公立学校と同様に、補助単価の充実や予備機の整備を進める。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10

私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。



GIGAスクール構想 授業動画

1人1台端末で学校が変わる！

(YouTube文部科学省/mextchannel)

	小学校編	中学校編	高等学校編	特別支援教育編
解説	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 新潟市立大野小学校 校長 片山 敏郎 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 春日井市教育委員会 教育DX推進専門官 水谷 年孝 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 校長 柴田 功 氏	長野県松本養護学校 長野県長野ろう学校 長野県松本盲学校 長野県花田養護学校 長野県木曾養護学校 長野県上田養護学校
授業実践	新潟市立月潟小学校 つば市立島名小学校 春日井市立出川小学校 春日井市立藤山台小学校	春日井市立高森台中学校 春日井市立高森台中学校 新潟市立小新中学校 つば市立みどりの学園義務教育学校	神奈川県立希望ヶ丘高等学校 宮城県仙台第三高等学校 宮城県宮城第一高等学校	<資料協力> 福岡県立福岡視覚特別支援学校 埼玉県北本市立南小学校 北九州市立小倉南特別支援学校 福岡県立福岡聴覚特別支援学校
解説	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東北大学大学院 東京学芸大学大学院 教授 堀田 龍也 氏	文部科学省初等中等教育局 視学官 菅野 和彦 氏 文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 長野県長野養護学校 教諭 青木 高光 氏



URL : <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBASFwjIRb6OAEkj81r16K1>

各動画
約15～20分
研修にも
使える！
(ダイジェスト版 約2分)



GIGAスクール構想2.0推進ハンドブック

GIGA端末の更新で新しいステージへ 文部科学省 執筆協力 X GIGAスクール公式本 地域・学校間での“GIGA格差”に立ち向かえ

◎ 協力者

大村 秀章 愛知県知事/全国知事会文部・スポーツ常任委員長
立谷 秀清 福島県相馬市長/全国市長会会長

荒木 泰臣 前熊本県高島町長/前全国町村会会長
荒瀬 克己 中央教育審議会会長/独立行政法人教職員支援機構理事長

◎ 執筆者一覧 (登録順)

堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授
武藤 久慶 文部科学省初等中等教育局学校デジタル化PTリーダー
山田 哲也 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官(新学力担当)
安井 順一郎 文部科学省初等中等教育局教科書課長
桐生 崇 文部科学省高等教育局初等中等教育課長
奈須 正裕 上智大学総合人間科学部教育学科教授
田中 康平 株式会社ネル・アンド・エム代表取締役
関口 三郎 文部科学省大臣官房会計課地方財政室長
五十嵐 晶子 合同会社かんがえる代表
新井 亮裕 文部科学省初等中等教育局修学支援・教材部デジタル教材基盤課長
緒方 広明 京都大学術情報メディアセンター教授
渡邊 茂一 国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官
水谷 年孝 愛知県春日井市教育委員会教育研究所教育DX推進専門官
中村 めぐみ 茨城県つくば市立みどりの学園義務教育学校教諭
横尾 俊彦 佐賀県多久市長/全国ICT教育首長協議会会長
戸ヶ崎 勤 埼玉県戸田市教育委員会教務長
林 正之 富山県水見市長
大村 千博 茨城県取手市立取手西小学校教諭

杉浦 太一 株式会社Inspire High 代表取締役
梶原 敏明 大分県玖珠町教育委員会教育長
井上 志音 蕨中学校・蕨高等学校教諭
柴田 功 神奈川県立希望ヶ丘高等学校校長
千葉 健太郎 茨城県つくば市立みどりの学園義務教育学校教諭
森田 充 茨城県つくば市教育委員会教育長
神野 元基 学校法人東明学園 東明閣中学校・高等学校校長
鈴木 秀樹 東京学芸大学附属小倉井小学校教諭
岩佐 峰之 京都市立西京高等学校・附属中学校校長
小内 慶太 埼玉県宮代町立須賀小学校教諭
大坪 聡子 茨城県つくば市教育委員会指導主事
讀井 康智 ライフイズテック株式会社取締役・最高教育戦略責任者
反田 任 同志社中学校・高等学校教諭
奥谷 大樹 茨城大学教育学部附属中学校教諭
長谷川 洋 広島県立牛田中学校校長
白水 始 国立教育政策研究所初等中等教育研究部副部長・総合研究官



GIGAスクール構想2.0推進ハンドブック

GIGA端末の更新で新しいステージへ

編集代表 丸山 洋司
元文部科学審議官
(公立学校共済組合理事長)

編集委員 安彦 広齊
文部科学省大臣官房審議官(初等中等教育局担当)
毛利 靖
茨城大学教育学部教授、茨城大学附属中学校校長
全国ICT教育首長協議会特別顧問

目次 (伊集)

堀田龍也先生(東北大学大学院)による構想の背景の解説とともに、学校現場や教師がどのように考え方をソフトしなければならぬかが端的にまとめられた必須ページ!

GIGAスクール構想の進むべき方向性について

GIGAスクール構想「GIGAスクール構想1.0(第1期)」の始まり、そして新しいステージ「GIGAスクール構想2.0(第2期)」へ

1部 GIGAスクールとは

(1) GIGAスクール構想の社会的背景

① 前提となる社会の変化
② 日本の教育の強みと強み
③ 社会の変化に対応した教育改革の方向性

(2) 学習者である子供たちにとってのGIGAスクールの意味

① 教育改革を支える学習情報環境としてのGIGAスクール構想
② 学びのイノベーション(個別最適な学びと協働的な学び)

(3) 教育者である教師たちにとってのGIGAスクールの意味

① 教師のICT活用推進力
② 学習者アートを活用した授業改善
③ GIGAスクール構想と働き方改革

(4) GIGAスクールをめぐる課題と展望

① 財政面
② 通信接続速度
③ ネットワーク共通基盤の整備

2部 GIGAスクールの端末活用事例

(1) 端末活用入門編

日常活用のステップ

実践編

(2) 授業のパラダイムシフト

理論編

参考文献

終光堂

なぜGIGAスクールが必要なのか。「社会が変化している」と言われるが、それが教育にどう関係してくるのか。さまざまな調査結果から見てきたことは、産業界からの要請で「やらされる」のではなく、子供たちの「賢賢・能力=コンピテンシー」を育むという根本的な考え方が鍵となる

端末の持ち帰り禁止は思考停止!! 文部科学省の歴代の学校デジタル化PTリーダー/修学支援・教材課長が、そして現在は教育課程課長である武藤氏が「教育格差が生じてはならない」という強い思いを込めて力説。最平等の体質からの脱却を!

中教審委員でもある奈須正裕先生(上智大学)が紹介する「プランソンの情報技術パラダイム」は今押さえておきたい情報。話題の「学校における働き方改革」につながるGIGAは子供たちだけでなく教師の仕事の仕方に大きく影響している。

国の財政措置を評述! 財政が苦しい自治体も多い中、持続的なまちづくりには教育への投資が欠かせない。将来の地域の発展は、今の世代の責任でもあるのだから

GIGAスクールはこのあとどう発展していくのか? 学習者用デジタル教材や教育データ活用の際にボルトネックとなってくる通信環境の整備にも言及

市町村、教育委員会、学校、企業による全23事例を一挙掲載! 一言で「GIGA端末の活用」と言っても、小規模校における遠隔学習、企業の探究学習教材の提供、メディアリテラシー、AI型教材、学びの困難さを抱える子供のサポート、創造的な制作活動と、幅広い場面でも多様な使われ方をしていることが一目瞭然。「令和の文房具」を生かせるかどうかは、地域も学校現場も校長も教員も関係ない。子供たちの学びに合わせた工夫のヒントが盛りだくさん!

超最新!! 2024年5月発表の文部科学省による「学校のネットワークの現状について」の資料掲載。今後求められる対応も押さえることができる

聴覚障害教育の充実事業

令和7年度要求・要望額

0.5億円(新規)



現状・課題

聴覚障害教育については、人工内耳装用児の増加や重複障害学級在籍率、大学進学率の上昇等、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態をも多様化しており、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。

さらには、2025年には「東京2025デフリンピック」が控えており、これを契機として、手話を含む聴覚障害教育の充実や聴覚障害に関する理解啓発の一層の推進を図る必要がある。

また、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 児童生徒等向けコンテンツ開発

聴覚障害教育の更なる充実に向けて、聴覚障害のある児童生徒等を対象とする学習コンテンツや、聴覚障害や手話に関する理解を深めるためのコンテンツの開発を行うとともに、当該コンテンツを学校において活用するための教師用の指導の手引きを作成する。

(開発するコンテンツ例)

- ・手話を使用する児童生徒等を対象とする、手話を活用する学習コンテンツ
- ・聴覚障害のない児童生徒等や、聴覚障害のある子供をもつ保護者を対象とする、聴覚障害や手話に関する理解啓発のためのコンテンツ 等



委託先

- ・企画検討会議の開催
- ・実地調査等の実施
- ・動画撮影・編集によるコンテンツ開発
- ・学習用テキストや指導の手引きの作成 等

件数・単価 2箇所×約15.2百万円

委託先 大学、民間団体

2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



件数・単価 5箇所×約4.4百万円

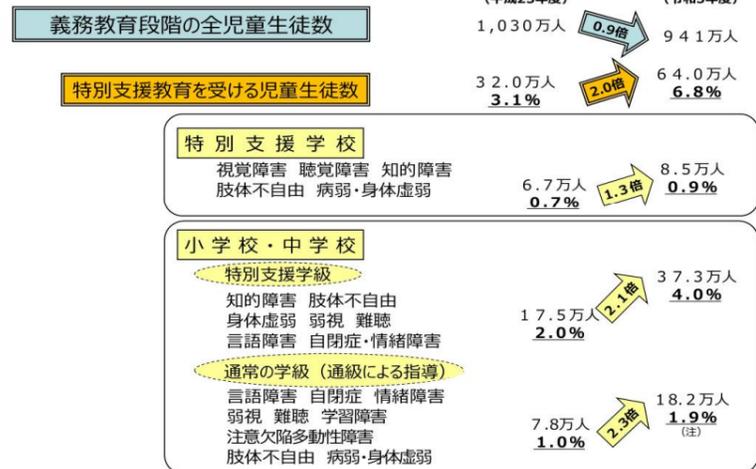
委託先 都道府県・指定都市教育委員会

現状・課題

- 近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっていくとともに、自立と社会参加を見据えた就労支援が求められている。
- このため、特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、上述のような政策上の課題となっている事項について、実践的な調査研究を実施し、特別支援教育の更なる充実を図る。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。



事業内容

政策課題対応型調査研究(最大3年間)

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

- ① 今後の特別支援教育の在り方の検討に資する調査研究
 :【課題】・**盲ろう児**に対する指導や家庭・福祉・関係機関等と連携した支援の在り方(ほか)
- ② 政策上の課題の改善のための調査研究
 :【課題】・特別支援学校における就労を見据えた**農福連携**の取組に係る実践研究(農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)を踏まえた取組)
 ・特別支援教育教諭免許状コアカリキュラムを踏まえた**教師の専門性向上**に係る調査研究

件数・単価 5課題×約6百万円 委託先 教育委員会、大学、民間団体

担当：初等中等教育局特別支援教育課

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)について

- 令和元年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン」に基づき、取組主体数は順調に増加。地域ごとの課題への対応や認知度の更なる向上等に向けて、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)を決定。「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指し、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の連携により、取組をさらに深めていく。

現在の課題

- ・取組主体数は3年間で2,226件増加
- ・取組主体数は農業経営体等が0.3%、障害者就労施設は18%
- ・農福連携の認知度は7.8%※1
- ・農福連携を積極的に推進していくと回答した市町村は5.3%※2

●取組のさらなる促進

農福連携がありふれた選択として地域に浸透する取組が必要

① **地域単位でのマッチング**を行い、複数の農業・福祉関係者により、年間を通じた作業を受委託

② 特別支援学校の実技・実習要望に対して農業者による**積極的な協力・支援**

●取組の輪のさらなる拡大

認知度向上のため、**企業・消費者も巻き込んだ普及啓発**が必要

KPI

4省庁が連携してめざす目標として、**2030年度までに、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上と設定**

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

- **地域協議会**や伴走型コーディネーターの活動を通じて、**地域単位の推進体制づくり**を後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウハウ商品のブランド化
- 現場で**農業と福祉をつなぐ専門人材の育成**
- **農業の担い手や農業高校の生徒等への普及**
- **特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援**
- **ノウハウの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開**
- 社会的に**支援が必要な人たちの農業での就労**
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としての**ユニバーサル農園の拡大**
- **林福・水福連携の推進**

※1 令和5年3月17日一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」(n=1651人)
 ※2 令和4年3月17日農林水産省「食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査」(n=1272市町村)

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

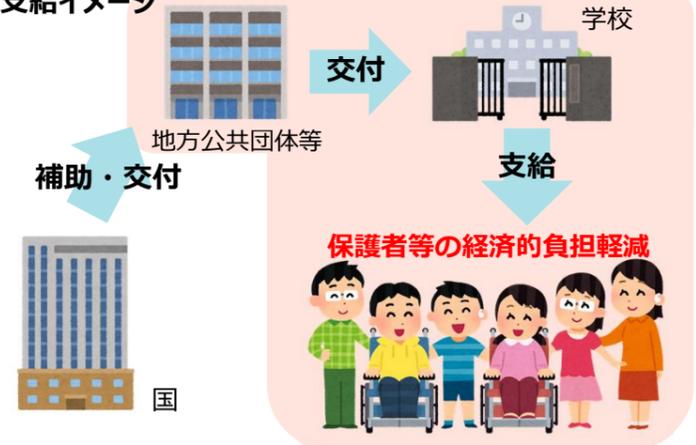
事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

令和7年度概算要求においては、

- ・物価高騰等による「新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費」「修学旅行費」の引上げ
- ・小中高等学校における障害のある児童生徒への通学費の支援拡充 等の充実を図る。

◆支給イメージ



支援対象	国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒 国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒等	補助対象費目	教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等
実施主体	国（国立大学法人） 都道府県・市町村（特別区含む）	負担割合	国 1/2（国立分は10/10） 都道府県・市町村 1/2

担当：初等中等教育局特別支援教育課 56

特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

○特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	令和6年度 措置予定
幼稚園	8,600人
小学校	49,900人
中学校	13,800人
高等学校	900人
合計	73,200人 (69,500人)

※括弧書きは、令和5年度の措置人数

※平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

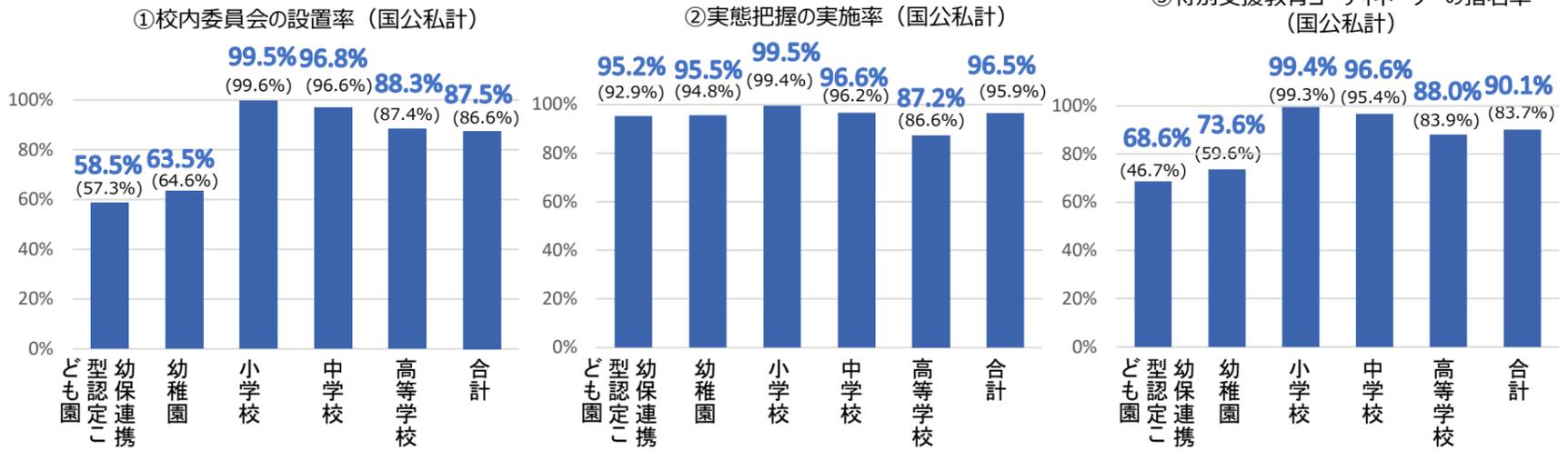
6. 特別支援教育に関する調査結果について

(1) 令和5年度特別支援教育体制整備状況調査結果

令和5年度特別支援教育体制整備状況調査結果の概要

○令和4年度と比較し、国公立・全学校種の合計では、全ての項目の達成率が前回値を上回っている。
 特に小・中学校においては、いずれの項目も9割以上の達成率である。（教師の専門性に関する調査結果を除く。）
 ○幼保連携型認定こども園や幼稚園、高等学校では、取組が十分でない項目も見られる。

※（）内の数値は、令和4年度の数値である。



④ 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 (国公立及び学校種計)

	特別支援学級に在籍する児童生徒	通級による指導を受けている児童生徒	通常の学級に在籍する幼児児童生徒※1	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒※2
個別の指導計画	100.0%(99.6%)	99.9%(98.2%)	86.8%(86.0%)	94.6%(93.7%)
個別の教育支援計画	99.9%(99.2%)	99.4%(95.2%)	82.6%(79.5%)	94.0%(91.6%)

※1：通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者。

※2：個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

⑤ 個別の指導計画・個別の教育支援計画における合理的配慮の明記状況、関係機関との情報共有 (国公立別、学校種計)

	国立	公立	私立	合計
合理的配慮の明記	80.2%(82.8%)	93.6%(92.2%)	52.6%(49.4%)	83.6%(80.8%)
情報共有	88.9%(94.6%)	97.9%(96.8%)	82.1%(77.2%)	94.0%(91.6%)

教員の特別支援教育に関する専門性の向上 (国公立・各学校種)

○小学校、中学校、高等学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級の学級担任、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験をいずれも有しない教員は、小学校で85.5%、中学校で63.6%、高等学校で90.7%(令和5年度)。
 ※本項目は文部科学省において今回新規に調査したもの。

【表】採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 ※複数回答

	小学校 (n=128,856)	中学校 (n=78,553)	高等学校 (n=63,726)	合計 (n=271,135)
いずれも経験なし	85.5% 110,208	63.6% 49,940	90.7% 57,783	80.4% 217,931
特別支援教育に関する 以下いずれかの経験あり(※)	14.5%	36.4%	9.3%	19.6%
特別支援学校の教職経験	1.4% 1,741	2.0% 1,589	2.1% 1,362	1.7% 4,692
特別支援学級の学級担任の教職経験	9.4% 12,108	7.8% 6,090	0.8% 513	6.9% 18,711
特別支援学級の教科担任の教職経験	1.5% 1,945	29.2% 22,928	1.2% 760	9.5% 25,633
通級による指導の経験	1.5% 1,880	1.6% 1,286	0.6% 400	1.3% 3,566
特別支援教育コーディネーターの教職経験	2.9% 3,784	2.5% 1,962	1.6% 1,039	2.5% 6,785

上段はn値に対する割合、下段は人数を表す。

※「特別支援教育に関する以下いずれかの経験あり」の割合には、経験不詳の者も含む。

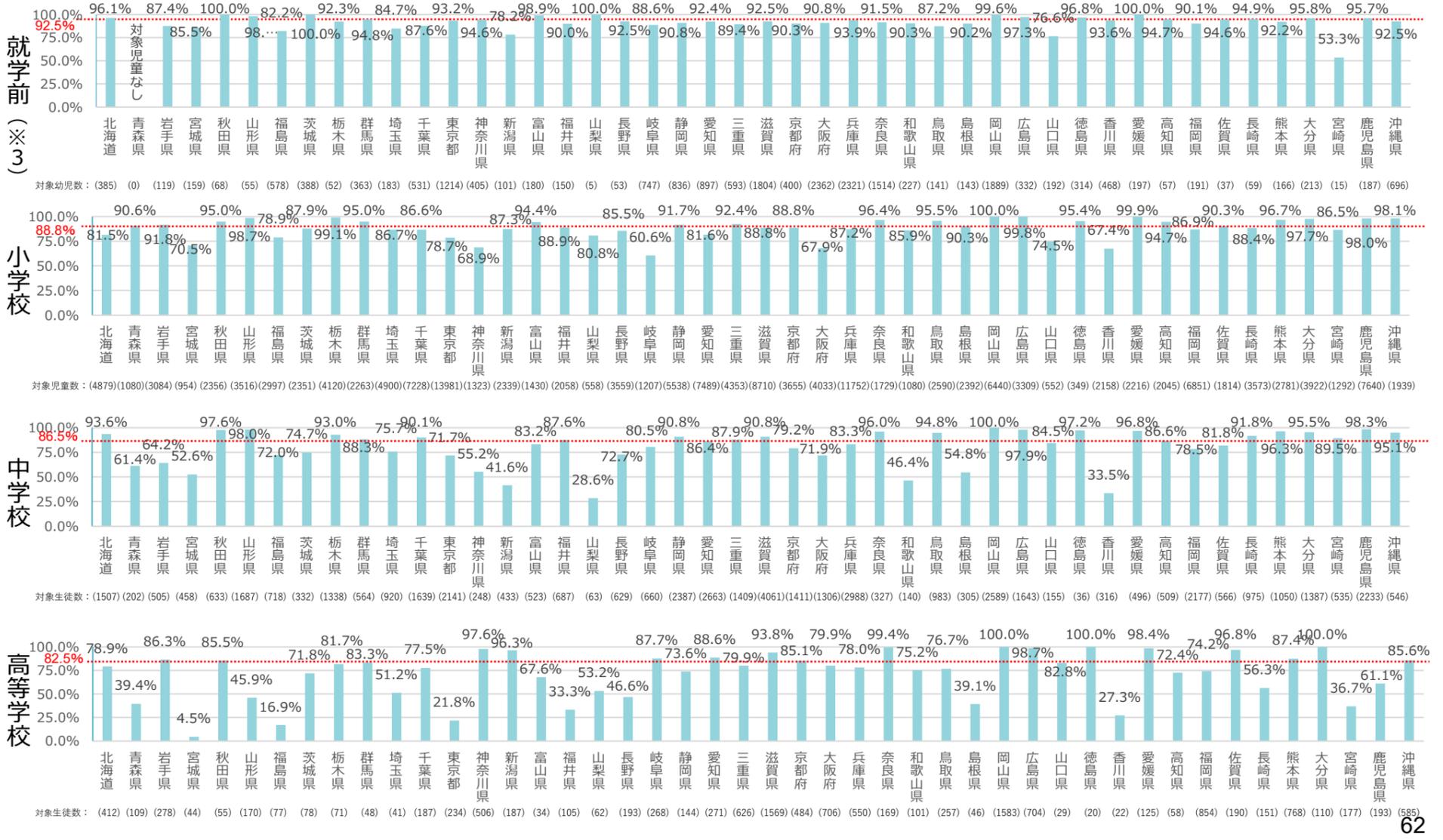
通常の学級に在籍する幼児児童生徒※1に対する個別の指導計画の策定状況 (都道府県別※2・公立(指定都市除く))



文部科学省

※1 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒を除く。

赤字は全国の合計値から算出した割合である。 ※2 令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県に対する調査は実施していない。 ※3 就学前のデータは、幼保連携型認定こども園と幼稚園の合計のデータであり、指定都市も含む。



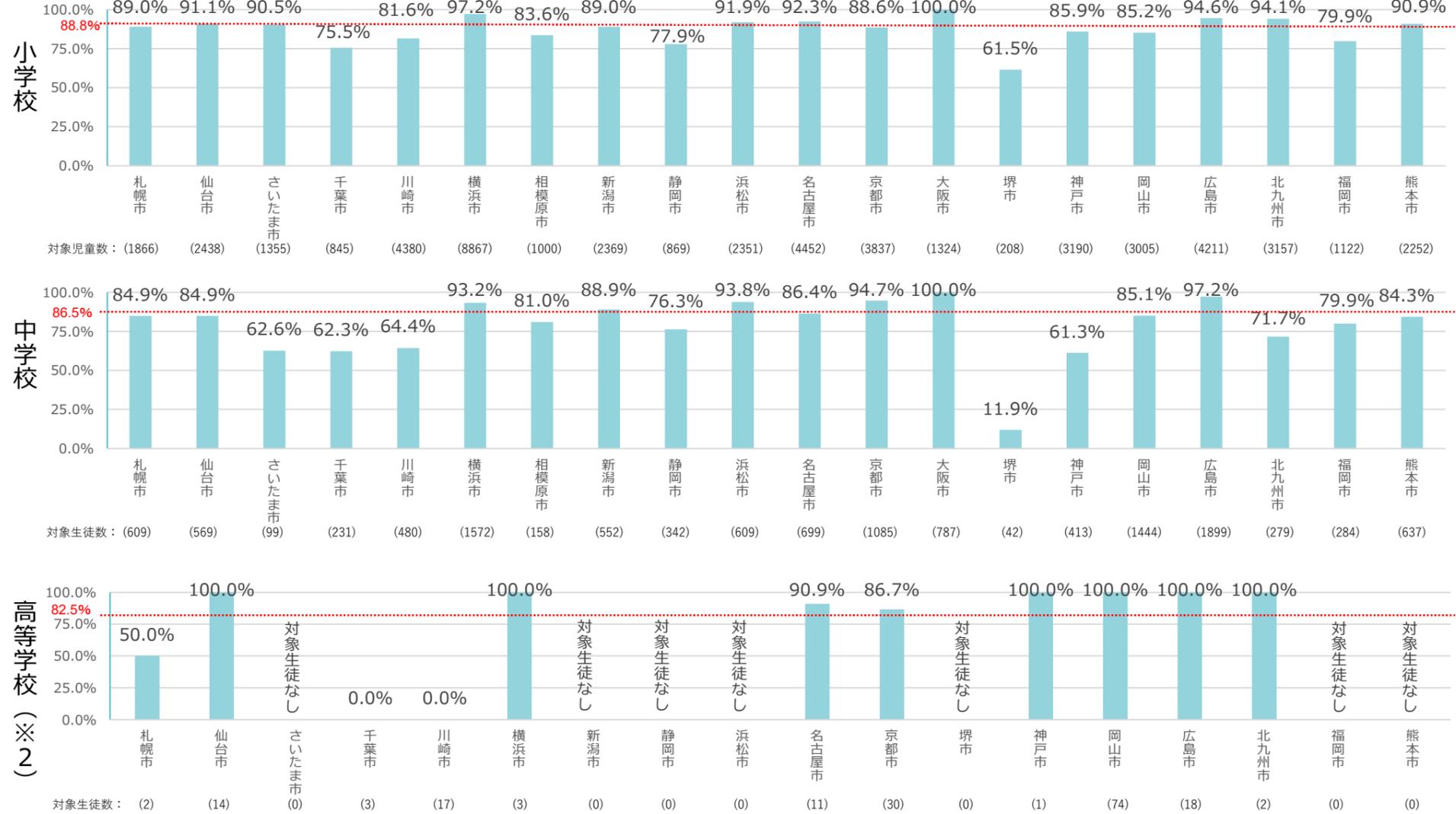
通常の学級に在籍する幼児児童生徒※1に対する個別の指導計画の策定状況 (公立・指定都市)



文部科学省

※1 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒を除く。

赤字は全国の合計値から算出した割合である。



※2 市立の学校を有しない政令指定都市は除く。

通常の学級に在籍する幼児児童生徒※1に対する個別の教育支援計画の策定状況 (都道府県別※2・公立(指定都市除く))



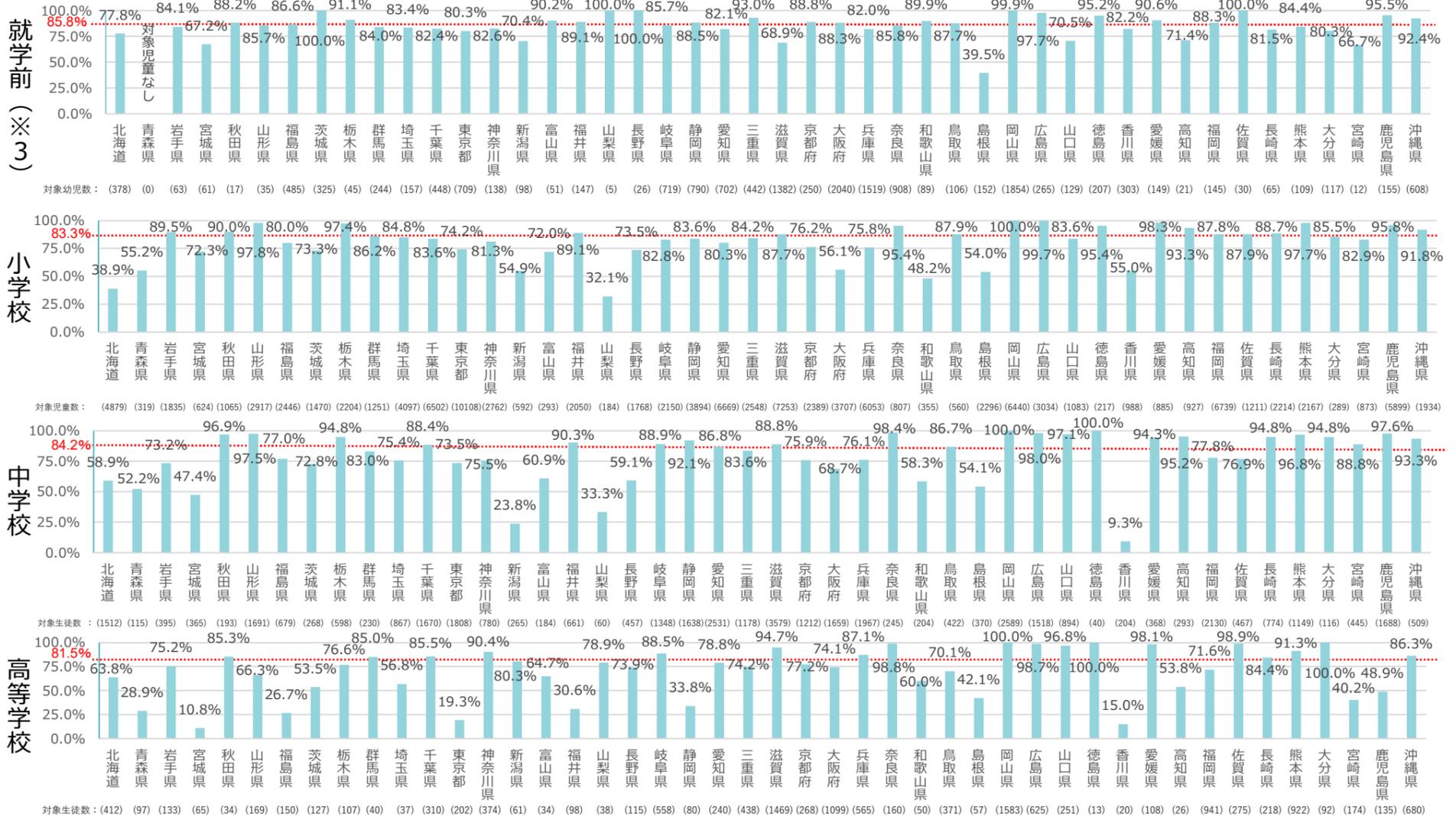
文部科学省

※1 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒を除く。

赤字は全国の合計値から算出した割合である。

※2 令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県に対する調査は実施していない。

※3 就学前のデータは、幼保連携型認定こども園と幼稚園の合計のデータであり、指定都市も含む。



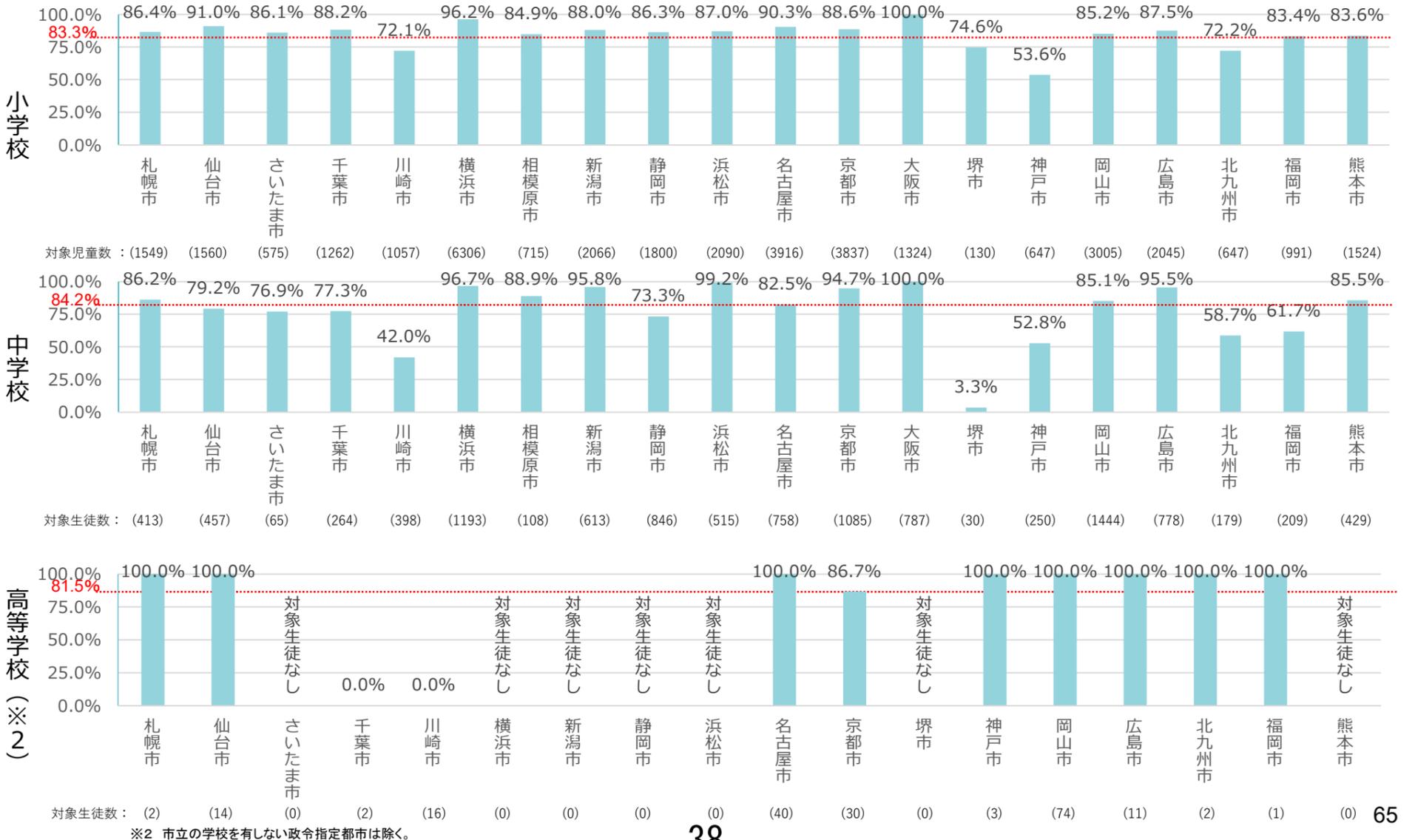
通常の学級に在籍する幼児児童生徒※1に対する個別の教育支援計画の策定状況 (公立・指定都市)



文部科学省

※1 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒を除く。

赤字は全国の合計値から算出した割合である。



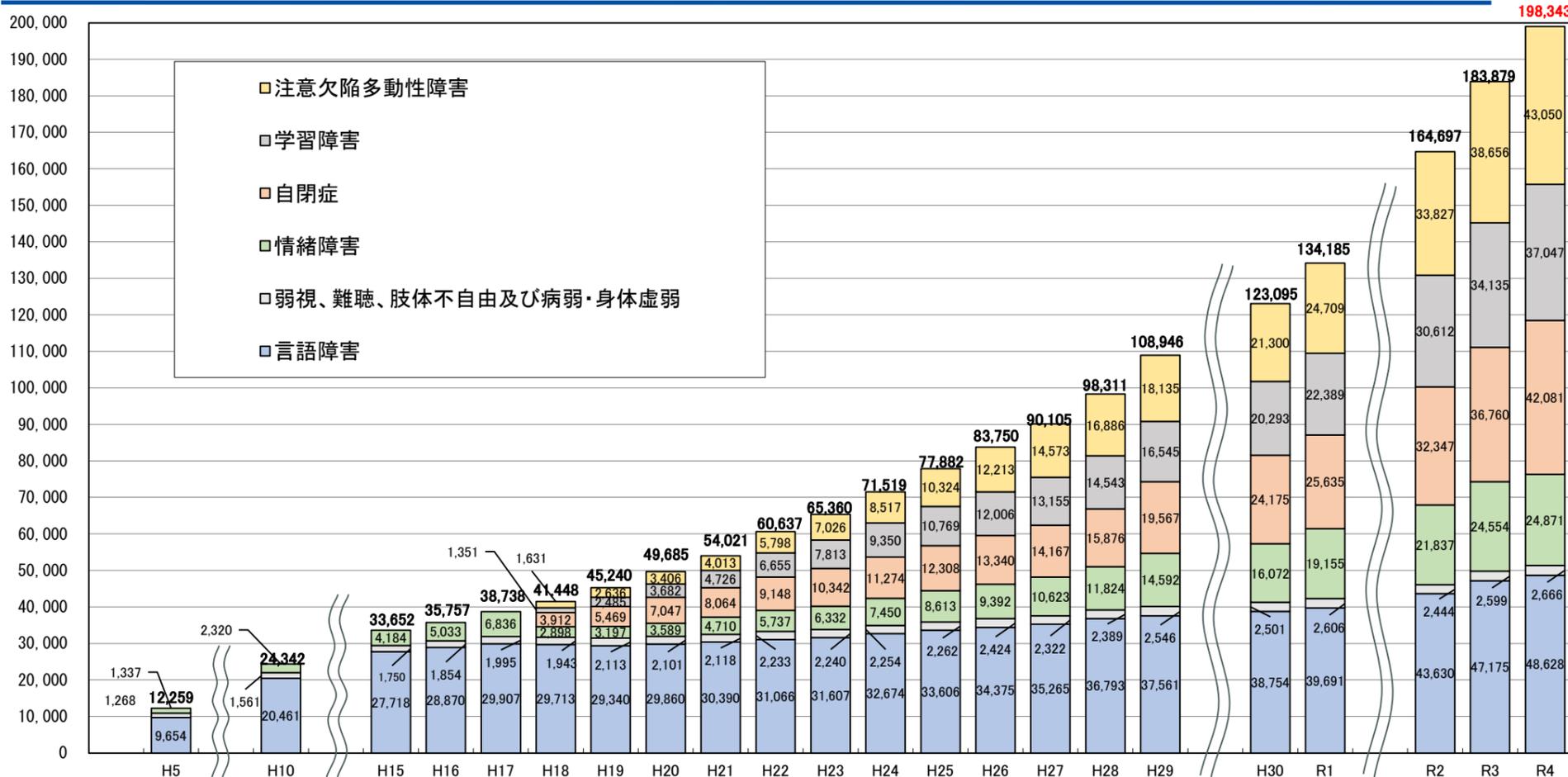
※2 市立の学校を有しない政令指定都市は除く。

(2) 令和4年度通級による指導実施状況調査結果

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



文部科学省



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

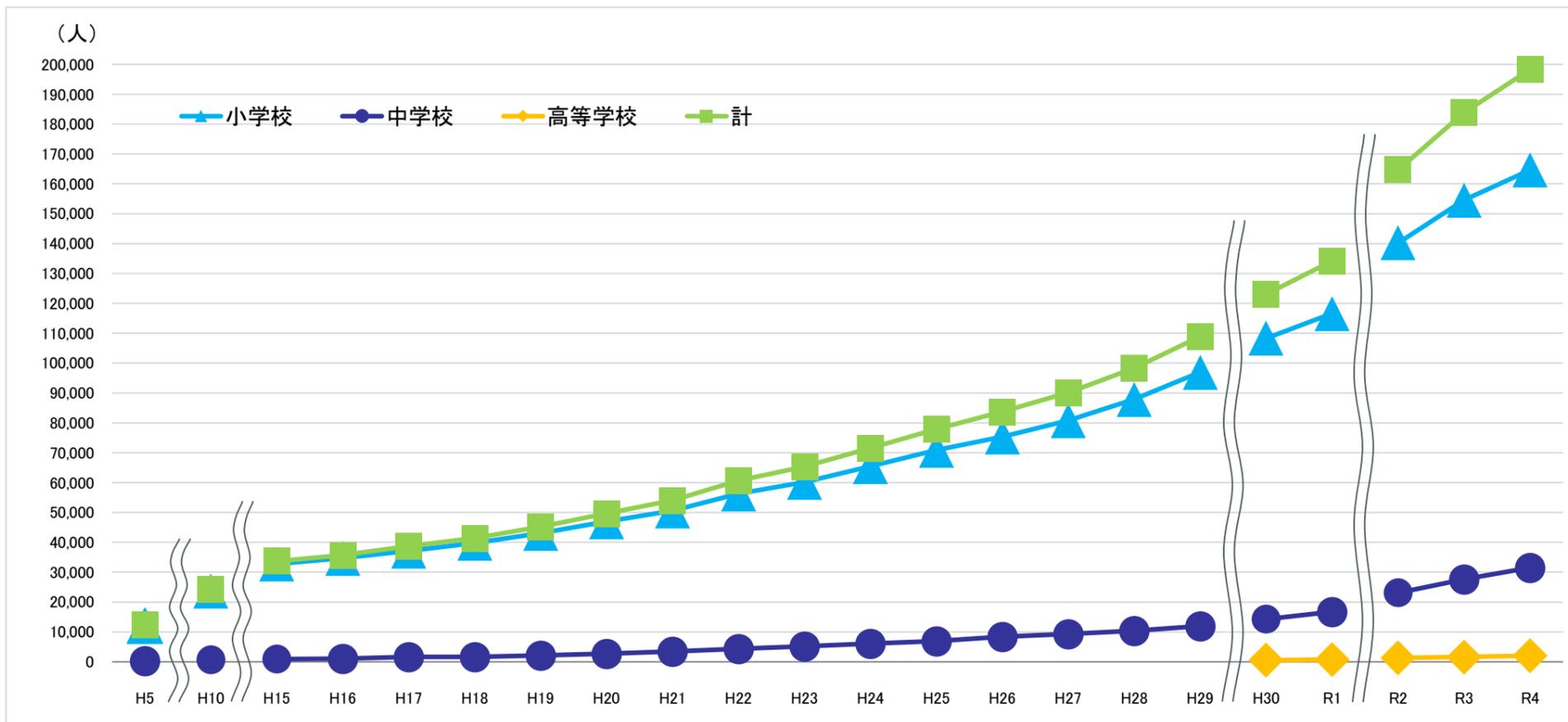
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は公立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移【学校種別・国公立立計】



○通級による指導を受けている児童生徒数は全国で198,343人(前年度比+14,464人)
(小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒数に占める割合は1.6%)

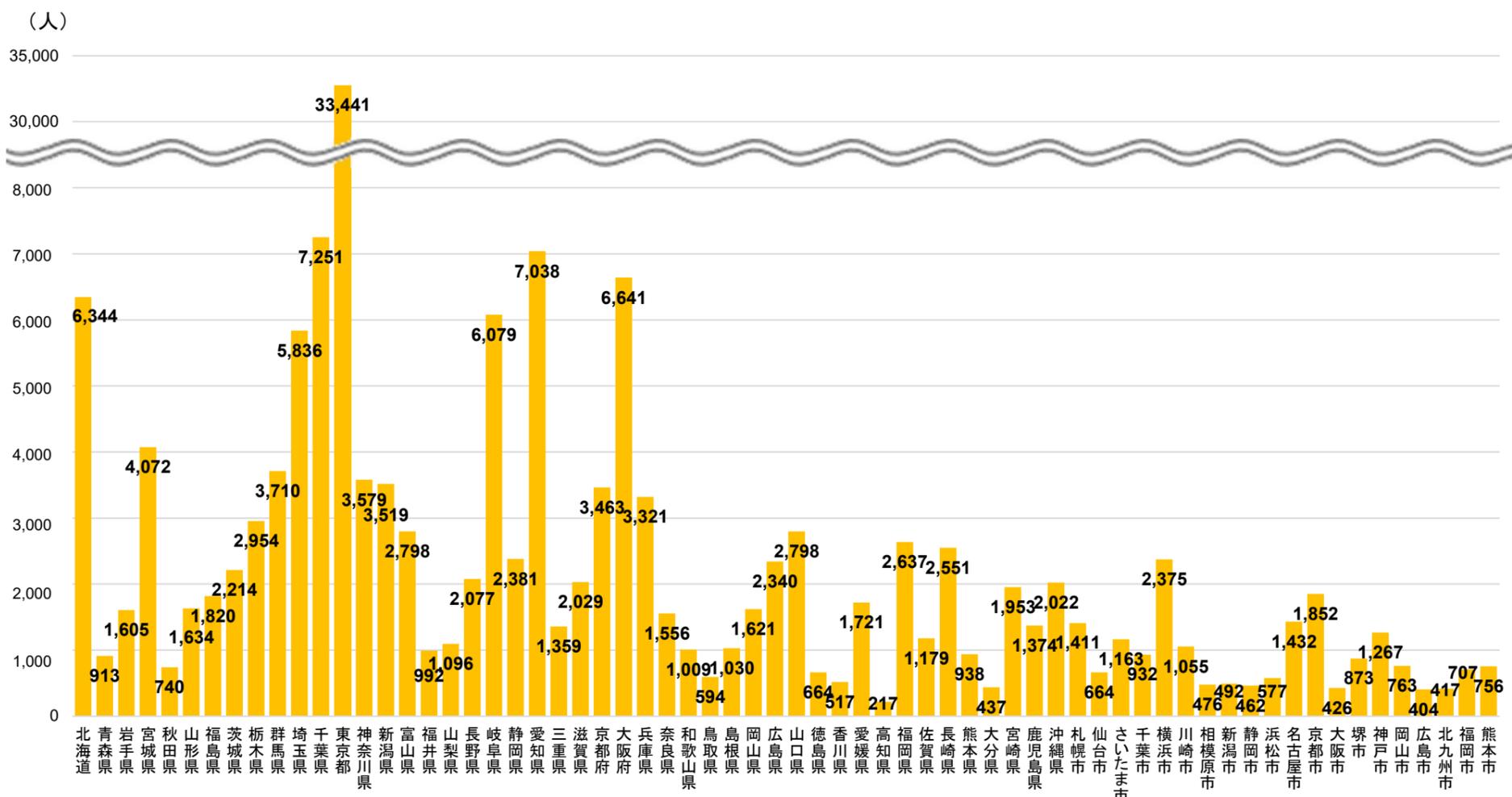


	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559	164,735
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649	31,553
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787	1,300	1,671	2,055
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879	198,343

※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立、私立学校に対する調査は実施していない。

通級による指導を受けている児童生徒数【小学校：都道府県別（公立）】

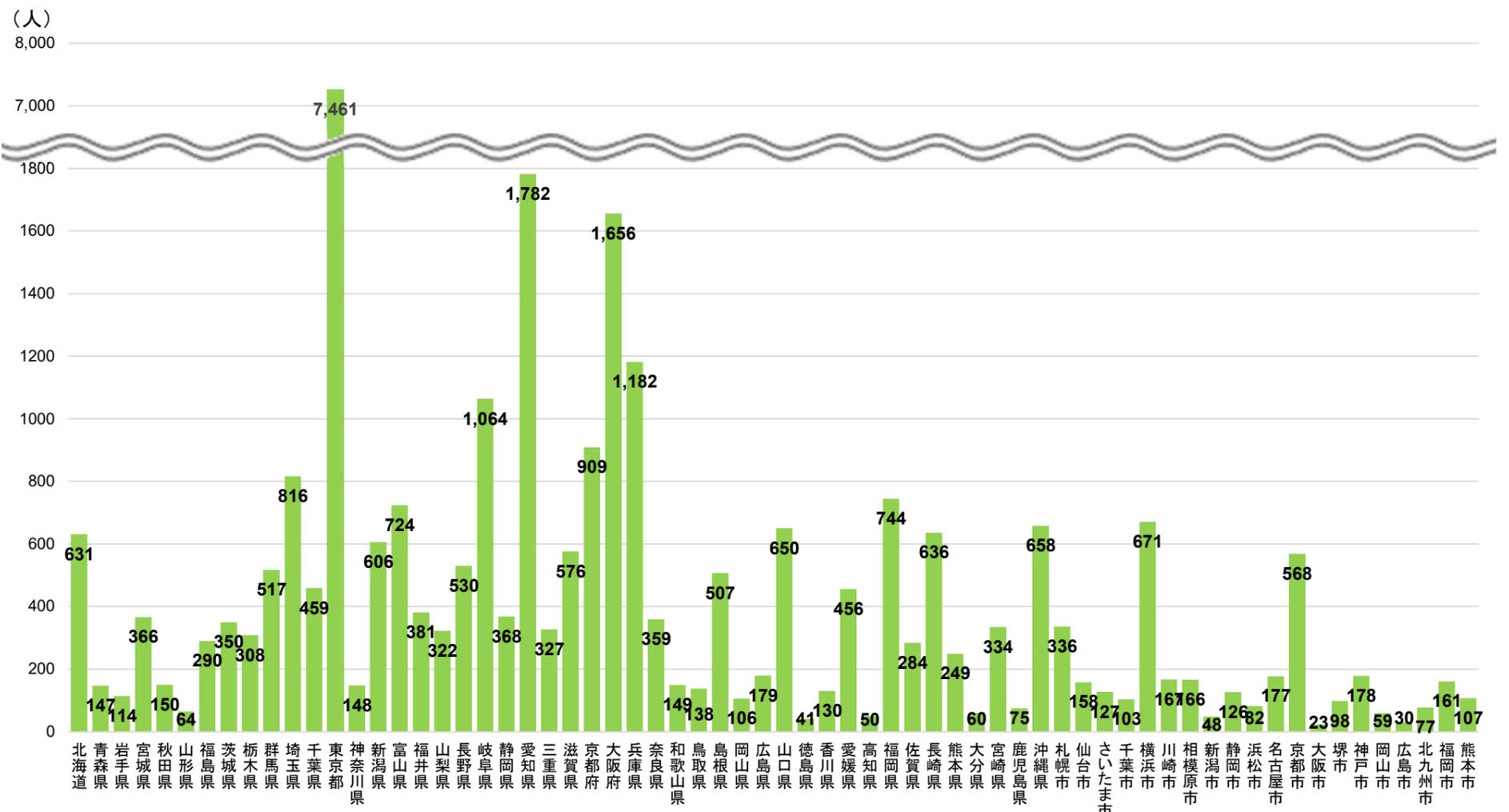
○公立の小学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で164,568人(前年度比+10,161人)
(公立の小学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は2.7%)



※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
※都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒数【中学校：都道府県別（公立）】

○公立の中学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で31,515人（前年度比+3,906人）
（公立の中学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は1.1%）

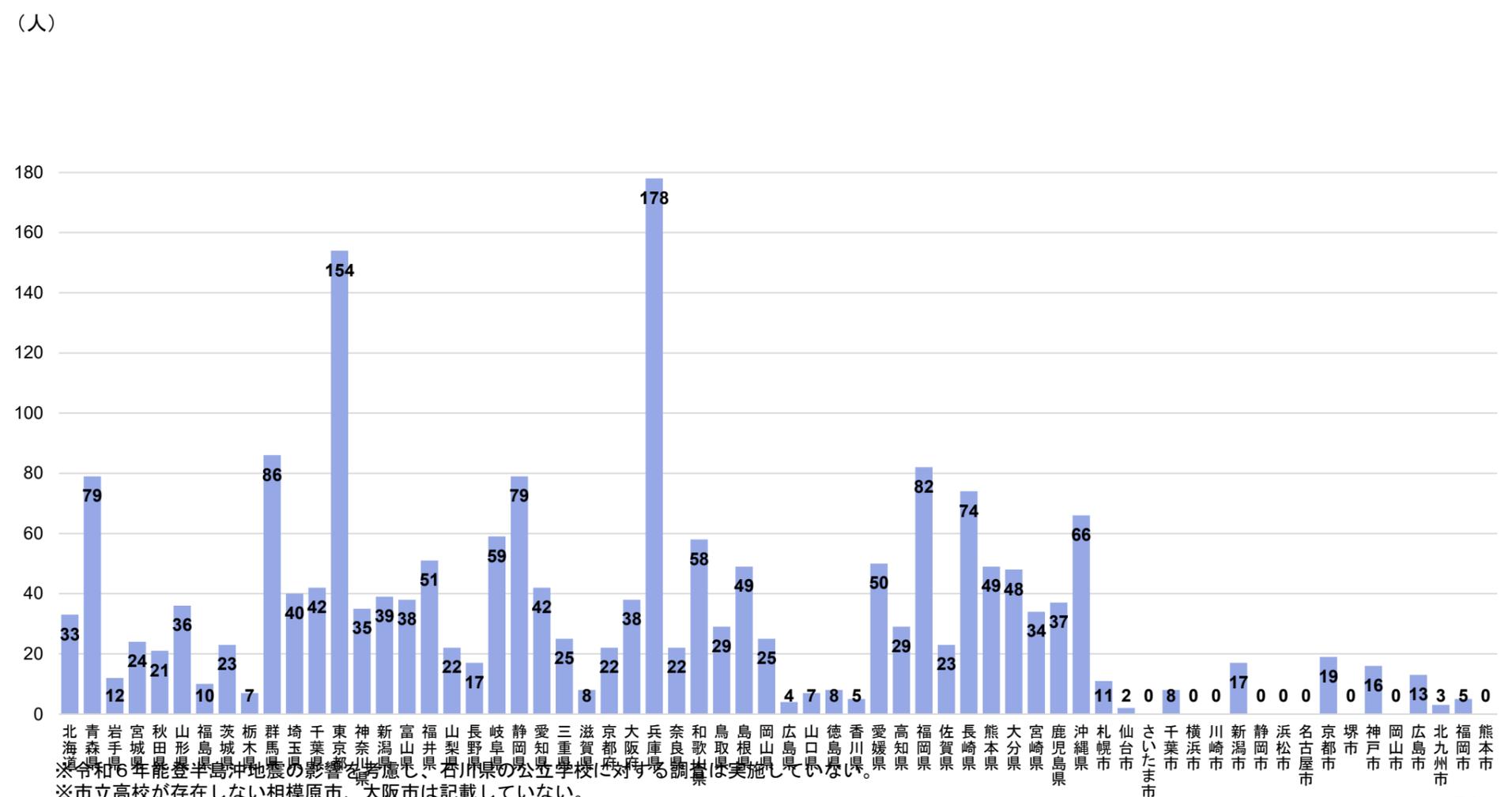


※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
※都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

70

通級による指導を受けている児童生徒数【高等学校：都道府県別（公立）】

○公立の高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で2,013人（前年度比+390人）
（公立の高等学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は0.1%）

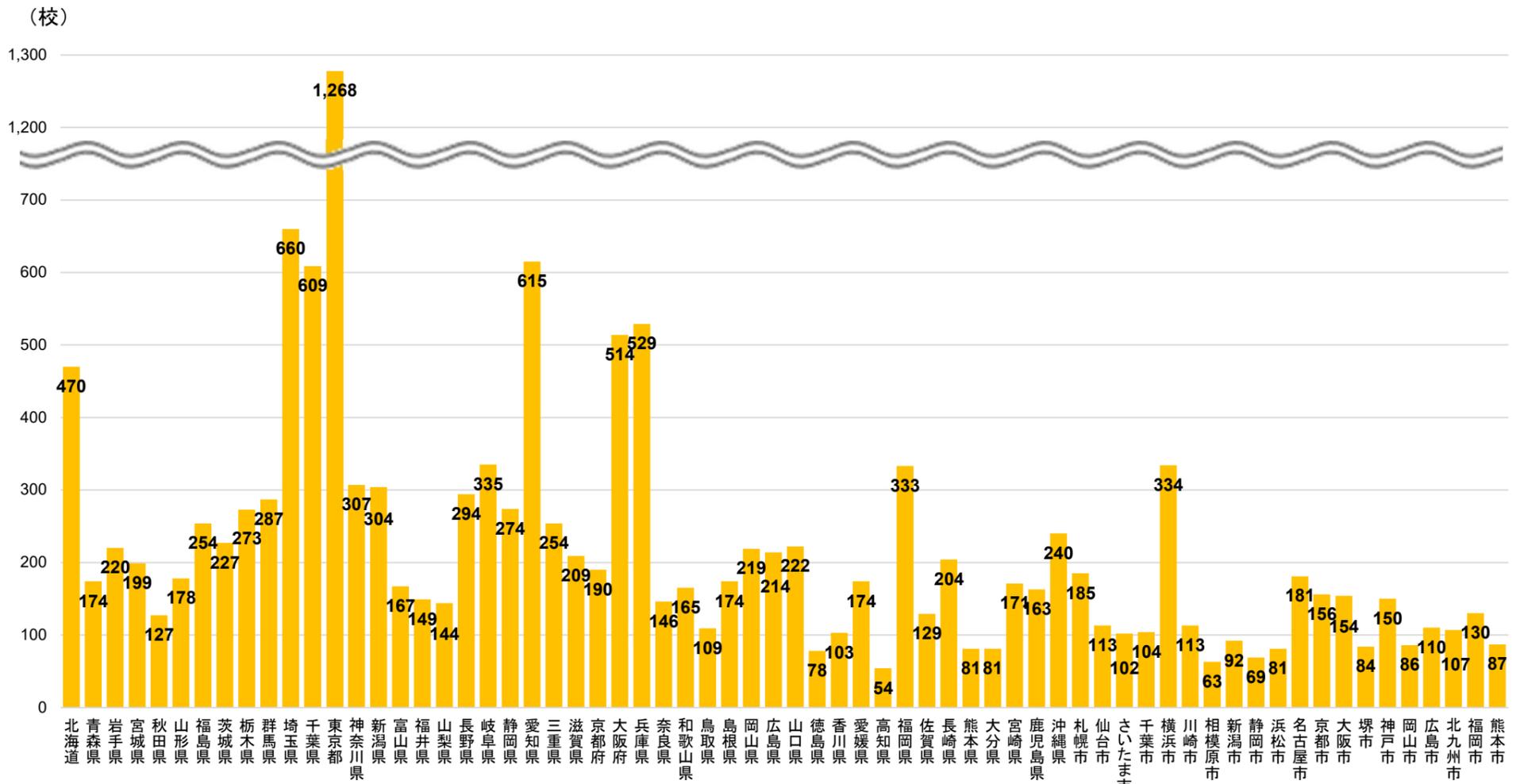


※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
※市立高校が存在しない相模原市、大阪市は記載していない。

71

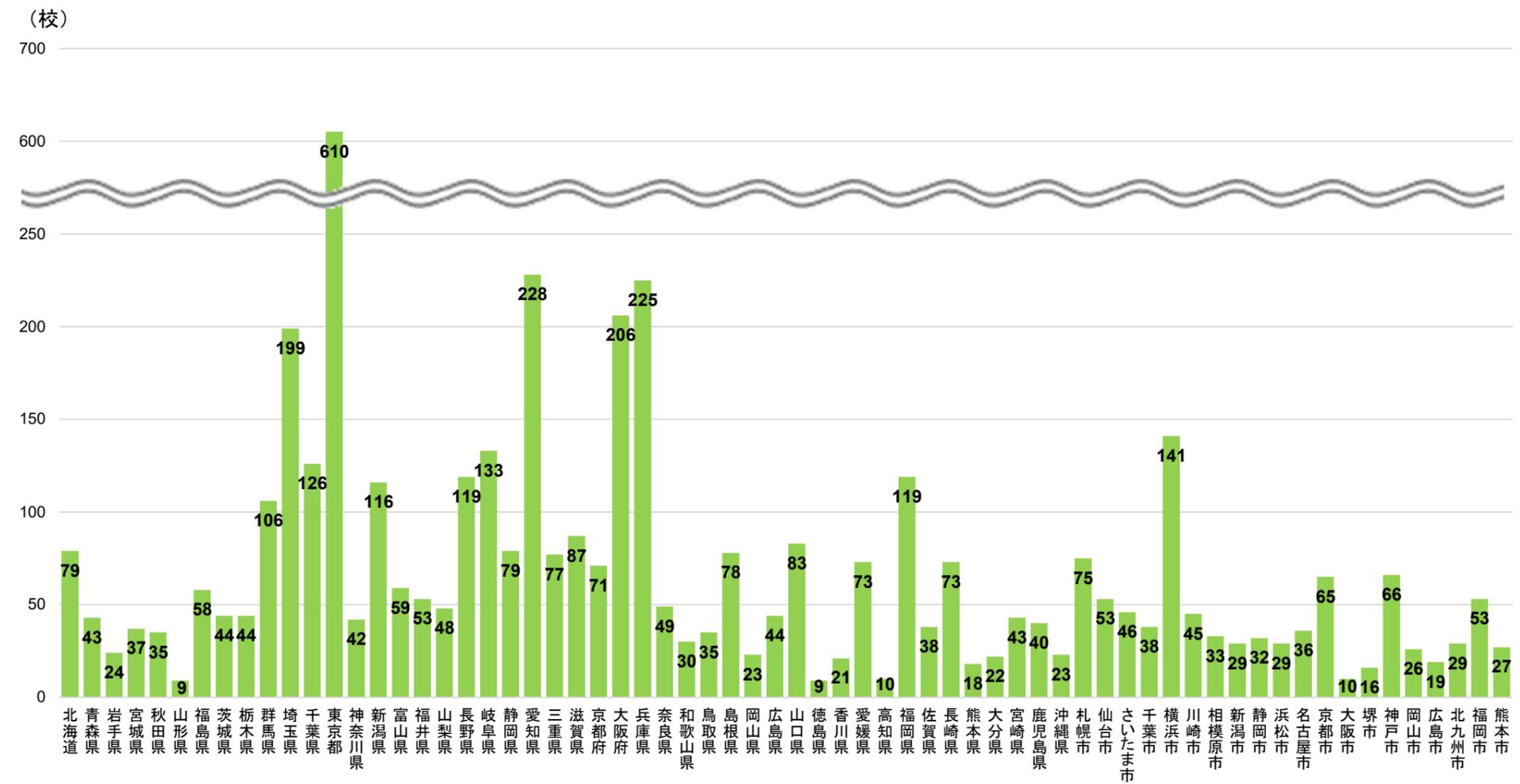
通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【小学校：都道府県別（公立）】

○公立の小学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で14,792校（公立の小学校数全体に占める割合は78.6%）



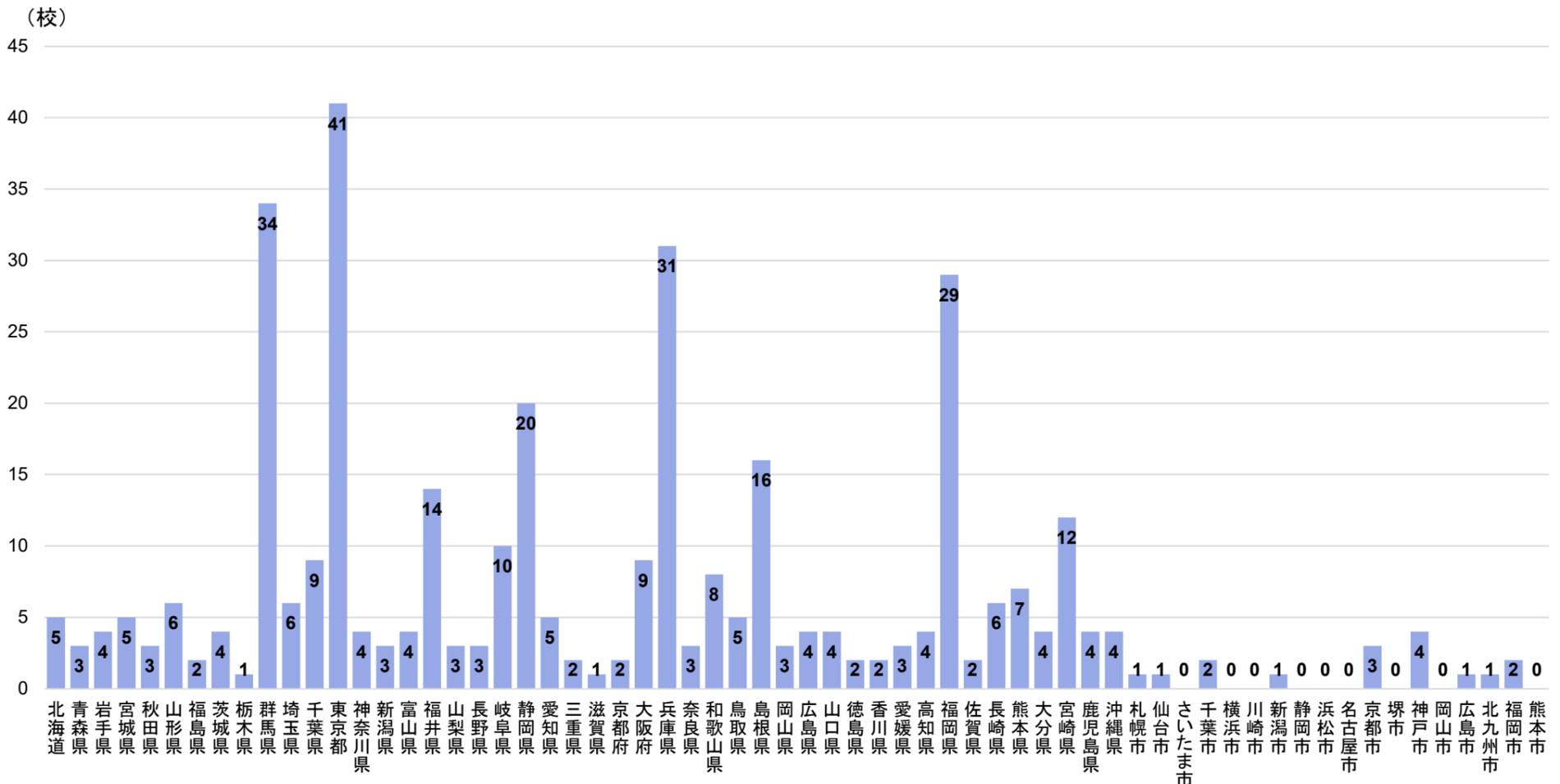
通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【中学校：都道府県別（公立）】

○公立の中学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で4,656校（公立の中学校数全体に占める割合は50.2%）



通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【高等学校：都道府県別（公立）】

○公立の高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で372校（公立の高等学校数全体に占める割合は10.7%）



※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
※市立高校が存在しない相模原市、大阪市は記載していない。

高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和4年度実績）

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,915人中、実際に「通級による指導」が行われたのは2,055人（R3年度：1,671人）であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒は860人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多かった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2) (1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(5) (3)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】							
					計	ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国公私計	3,581	2,366	2,915	2,055	860	650	24	0	2	4	26	154

3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人を措置。

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 本人や保護者が通級による指導の仕組みや意義等を理解できるようにするための取組

「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」において、学級担任等の通級による指導をはじめとする特別支援教育に関する理解を高められるよう、教員等の理解啓発を実施。

(4) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

「特別支援教育体制整備状況調査」及び「通級による指導実施状況調査」 の結果について（周知）（令和6年9月6日付通知）（全文（1））



文部科学省

1. 体制整備状況調査を踏まえて

- 特別支援教育体制の整備状況（教師の専門性に関する調査結果を除く）について、国公私立・全学校種の合計値は全ての項目において前回調査の数値を上回っていた。特に、小・中学校においては、いずれの項目も9割以上の達成率であった。他方、幼保連携型認定こども園や幼稚園、高等学校では、取組が十分でない項目も見られるため、引き続きの体制整備に取り組んでいただきたいこと。

（校内委員会及び特別支援教育コーディネーターについて）

- 各学校においては、校長等のリーダーシップの下に、**どの学級にも特別な教育的支援を必要としている幼児児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について点検し、校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が十分に機能していないのであれば、必要な見直しを図る必要があること。**また、校内委員会において中心的な役割を果たすとともに、校内の教職員や、校外の専門家・関係機関との連絡調整等に当たる**特別支援教育コーディネーターについて、相応しい教師を適切に指名し、校務分掌に明確に位置付け、その役割を十分に果たせるよう体制を整備していただきたいこと。**

なお、これらの体制を整備するに当たっては、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」（令和5年3月13日付け4文科初第2441号初等中等教育局長通知）（※1）を参照されたい。

76

「特別支援教育体制整備状況調査」及び「通級による指導実施状況調査」 の結果について（周知）（令和6年9月6日付通知）（全文（2））



文部科学省

（個別の教育支援計画及び個別の指導計画について）

- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、特別支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒に対する作成状況は国公私立・全学校種計でほぼ100%であった。他方、通常の学級に在籍する幼児児童生徒のうち学校等が作成する必要があると判断した者に対する作成状況については、作成されていない学校も見られた。学習指導要領においては、**特別支援学校に在学する幼児児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用するものとしているとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用するに努めることが示されている。**児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、**支援の対象とすべき児童生徒を幅広く把握した上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が必要な児童生徒等に対し、その作成と活用を進めること。**
- 「個別の教育支援計画・個別の指導計画における合理的配慮の提供内容の明記状況」については全学校種計で8割程度の達成率となっている。**障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要**である。このため、**特に教育支援の主体が替わる移行期において、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要であることから、今後より一層、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用に取り組むこと。**

「特別支援教育体制整備状況調査」及び「通級による指導実施状況調査」 の結果について（周知）（令和6年9月6日付通知）（全文（3））



文部科学省

（個別の教育支援計画及び個別の指導計画について）

- また、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等または保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること等について通知（※2）していることから、その趣旨も踏まえること。
- なお、合理的配慮の提供については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が改正され、令和6年度から事業者に対しても義務化されていることから、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（※3）も参考に、合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められること。

（教師の特別支援教育に関する専門性の向上について）

- 教員の特別支援教育に関する専門性の向上については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）」（令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）において、「全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努める」旨を要請したところであるが、今回の調査結果では、未だ多くの新規採用教員が採用後10年以内に特別支援教育に関する経験が2年以上ないことが明らかとなっており、各教育委員会におかれてはこうした人事上の措置を速やかに講ずること。

78

「特別支援教育体制整備状況調査」及び「通級による指導実施状況調査」 の結果について（周知）（令和6年9月6日付通知）（全文（4））



文部科学省

2. 通級による指導実施状況調査を踏まえて

- 令和4年度に通級による指導を受けた児童生徒数は、小学校・中学校・高等学校の全てにおいて対前年度比増加している。通級による指導については、本人や保護者がその仕組みや意義等を理解し、納得した上で指導を受け、本人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるようにすることが重要である。このことを前提に、教育委員会においては、各学校が通級による指導を積極的に実施できるような体制の整備に加え、通級による指導を受けることが必要と判断した児童生徒が指導を主体的に受けることにつながるよう、児童生徒や保護者に対してその意義等の分かりやすい説明に努めること。また、児童生徒が在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けられるようにするため、自校通級や巡回指導の一層の促進も進めていただきたいこと。
- 中学校においては、通級による指導が十分に実施されていない都道府県も見られる。令和4年度に文部科学省が実施した、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によれば「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒は、小学校・中学校において全体の8.8%となっている。このことから、全ての中学校に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、各教育委員会においては通級による指導体制の充実に努めること。
- また、高等学校においても、通級による指導が十分に実施されていない都道府県も見られる。同調査結果によれば「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒は、高等学校においては全体の2.2%となっている。高等学校における通級による指導は、平成30年度から制度化されたことも踏まえ、生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた指導を行えるよう、各学校においては、通級による指導の制度をはじめ、その必要性や意義について必要性や意義の本人・保護者への普及・周知に取り組んでいただきたい。また、「個別の教育支援計画」の引継ぎなど、義務教育段階での特別支援学級や通級による指導等との関係に留意していただくとともに、特別支援学校のセンター的機能も十分に活用するなど、指導体制の構築に努めること。

79

- (※1) 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」
（令和5年3月13日付け4文科初第2441号初等中等教育局長通知）



https://www.mext.go.jp/content/20230313-mxt_tokubetu02_000028093_04.pdf

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する会議報告」（令和5年3月13日）



https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html

- (※2) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」
（平成30年8月27日付け30文科初第756号初等中等教育局長通知）



https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653_01.pdf

- (※3) 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

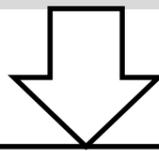


https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

7. 強度行動障害について

「強度行動障害」とは

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を意味する用語

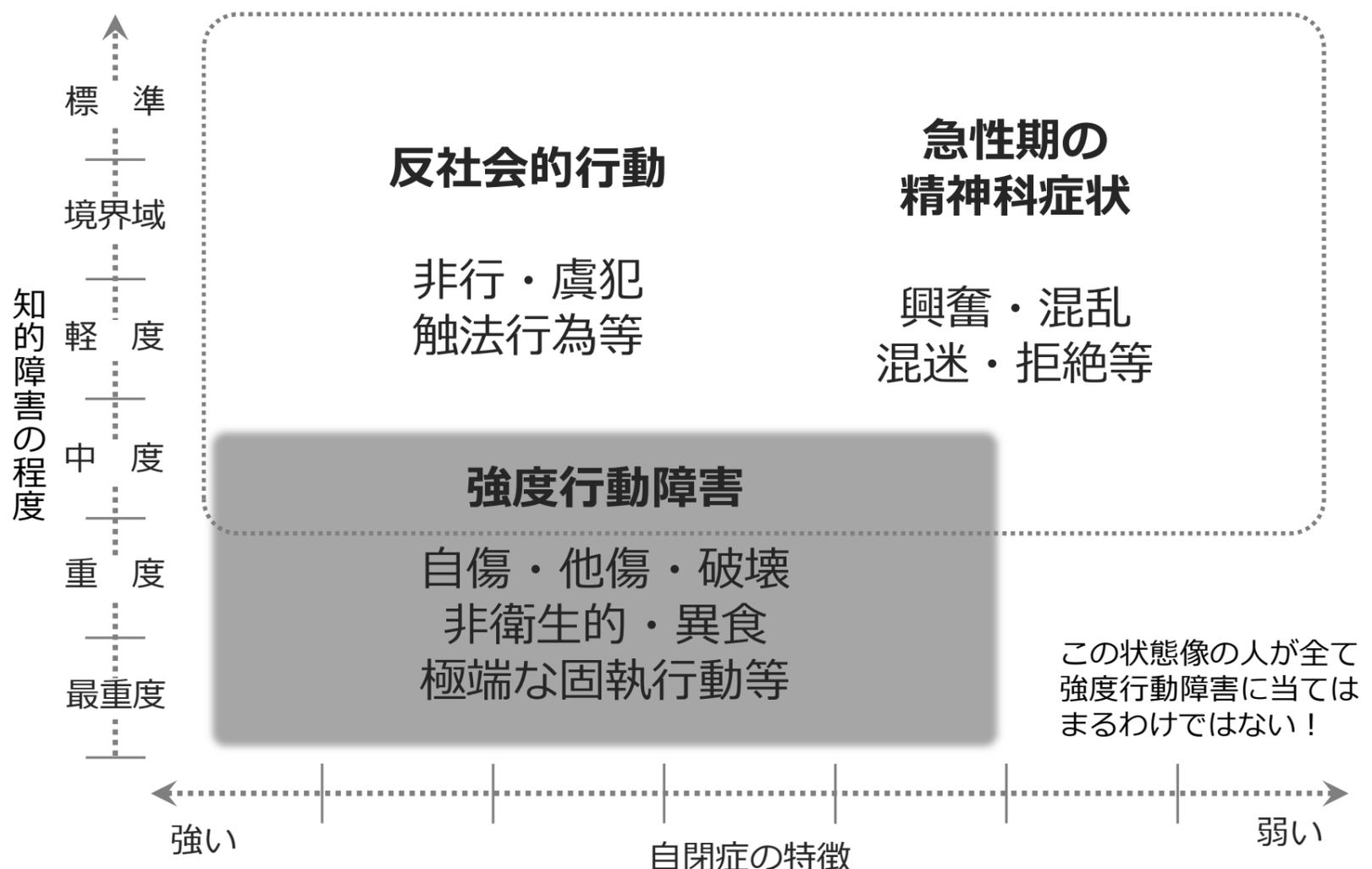


- × もともとの障害
- その人の状態のこと

強度行動障害支援者養成研修基礎研修資料より

82

強度行動障害になりやすいのは



強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる ・構造化の意味を説明できる ・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる ・特性を活かした支援を提案できる 等
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。
【求められるスキル】・地域の事業所を支え対応力を強化する ・地域の支援体制づくりを牽引する ・支援マネジメント、組織マネジメント 等
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要。
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい ・一人一人の特性に合わせやすい ・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい ・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上させることが必要。
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

84

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組※を進めることが必要。
※市町村が主体となり、(自立支援)協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法を整理を共に行い環境調整を進めていく方策
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
 - ②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

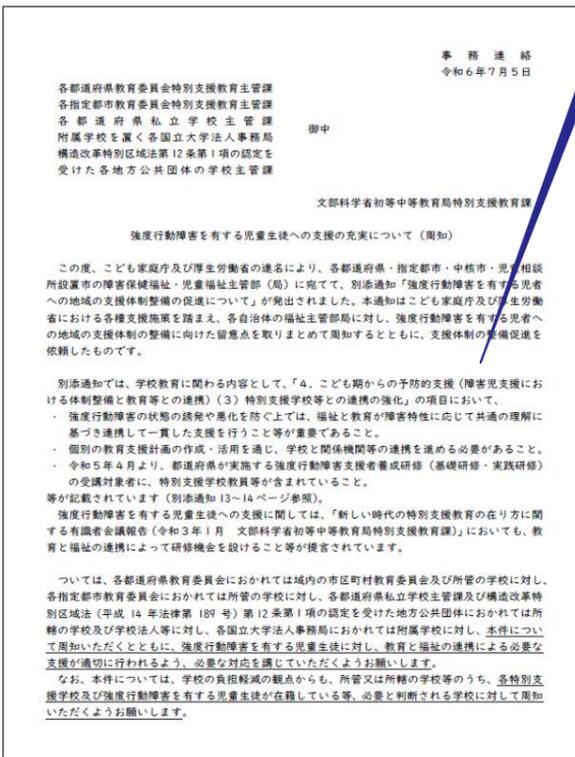
6. 医療との連携体制の構築

- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

85

「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）」

各自治体の障害保健福祉・児童福祉主管部局に宛てた「強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について」（令和6年6月27日付けこども家庭庁・厚生労働省連名課長通知）の発出を踏まえ、文部科学省から各教育委員会等に対し、強度行動障害を有する児童生徒に対して教育と福祉の連携による必要な支援が適切に行われるよう、対応を講ずるよう依頼した（令和6年7月5日付け）。



こども家庭庁・厚生労働省通知のうち学校教育に関わる内容を周知

こども期からの予防的支援
(障害児支援における体制整備と教育等との連携)

特別支援学校等との連携強化

強度行動障害の状態の誘発や悪化を防ぐ上では、**福祉と教育が障害特性に応じて共通の理解に基づき連携して一貫した支援を行うこと等が重要**であること。

個別の教育支援計画の作成・活用を通じ、**学校と関係機関等の連携を進める必要がある**こと。

令和5年4月より、都道府県が実施する**強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）**の受講対象者に、**特別支援学校教員等が含まれている**こと。

※ 強度行動障害を有する児童生徒への支援に関しては、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」においても、教育と福祉の連携によって研修機会を設けること等が提言されている。

「強度行動障害」について

- 強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」である。
- 強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれているが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは**重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高い**といわれている。
- 自閉スペクトラム症は発達早期に存在する脳機能の違いであり、社会性の特性、コミュニケーションの特性、想像力の特性、感覚の特性等の特徴が見られる。こうした脳機能の違いに由来する特性に合わせた関わりや環境がないことで、日々の生活に強いストレスを感じることや、見通しが持たずに強い不安を感じる状態が続くことが要因となり、強度行動障害の状態になりやすい。

厚生労働省「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」（令和5年3月30日）

「強度行動障害を有する児童生徒への支援の充実について（周知）」（令和6年7月5日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20240708-mext-tokubetu01-100002896_01.pdf

○最後に、文部科学省としては、

障害のある児童生徒誰一人取り残すことなく、個別最適の学びの実現を目指して、その時点での教育的ニーズに最も的確に
応える指導を提供できるよう、特別支援学校、特別支援学級、
通級による指導、通常の学級といった**連続性のある多様な学び**
の場の整備を進め、いずれの場においても障害のある児童生徒
と障害のない児童生徒が共に学ぶことができるよう、インク
ループ教育システムの更なる推進に努めてまいります。

関係の皆様におかれては、特別支援教育の一層の充実に向け、引き続きのご理解とご協力をお願いします。

こども政策全体の中での 障害児施策について

令和6年12月
こども家庭庁支援局障害児支援課
課長補佐 鈴木 久也

1. 最近の主な動向① ～こども政策全般の動向について～
2. 最近の主な動向② ～障害児施策の動向について～
3. おわりに

1. 最近の主な動向①

～こども政策全般の動向について～

こども家庭庁の創設（令和5年4月）

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクション**していきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

（こども家庭庁HP、大臣メッセージより）

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

「児童の権利に関する条約」のいわゆる4つの原則

児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約
日本を含めた世界の196の国・地域が締約

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）（第6条）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）（第3条）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）（第12条）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止（差別のないこと）（第2条）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。
9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。
→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）
12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成
12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**
※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱（※）を一元化。
※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人**が共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ①こどもの**権利と尊厳**
 - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③**切れ目なく**育ちを支える
 - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）（障害児支援関係）

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（5）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、**地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。**

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、**保護者やきょうだいの支援を進める**。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、**保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。**

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、**インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める**。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

こどもまんなか実行計画2024(概要)①

(令和6年5月31日こども政策推進会議決定)

実行計画の概要

- こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、**幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン**。
 - こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、**387*の項目を提示**。

※再掲を含む

こども大綱の6つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

- 今後、**こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映**。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
 - **新規・拡充施策を中心に具体的な工程表を示すとともに、すでにこども大綱で設定している数値目標を含めた指標（75指標）に加え施策の進捗状況を把握するための288*の指標を提示**。

※再掲を含む

8

こどもまんなか実行計画2024(概要)②

(令和6年5月31日こども政策推進会議決定)

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約*に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等
- (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等
- (4)こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等
- (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等
- (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等

2 ライフステージ別の重要事項

- (1)こどもの誕生前から幼児期まで
出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等
- (2)学童期・思春期
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等
- (3)青年期
高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援 等

（障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり）

経済的支援と質の高い支援の提供

精神又は身体に障害を有するこどもに対して特別児童扶養手当等を支給する。【厚生労働省】

令和6年4月からの障害児の補装具費の所得制限の撤廃について、その円滑な運用を図る。【こども家庭庁、厚生労働省】

個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が図られるよう、令和6年度からの第3期障害児福祉計画に基づく都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備の推進を図るとともに、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。【こども家庭庁】

地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進

令和6年4月の改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能の4つの機能を果たすことができるよう、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援等の充実を図るため、必要な支援を行う。また、障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める観点から、地域のこどもたちの集まる様々な場におけるインクルージョン推進の取組を進めるとともに、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

令和6年度からの第3期障害児福祉計画に基づき、都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備が推進されるよう、地方公共団体と連携しながら対応を進めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金により支援する。【こども家庭庁】

障害児支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。【こども家庭庁】

専門的支援が必要な障害児への支援の強化

医療的ケア児や重症心身障害児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。また、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。【こども家庭庁】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。【こども家庭庁】

医療的ケア児が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した学校における医療的ケアの実施体制の構築や医療的ケア児の保護者の負担軽減に向け、医療的ケア看護職員の配置促進等の取組を推進する。【文部科学省】

聴覚障害児について、乳児期からの切れ目のない支援及び多様な状態像への支援が適切に行われるよう、地域の支援体制の整備を進める。【こども家庭庁】

聴覚障害児への早期支援の充実のため、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談の機能強化等の取組を推進する。【文部科学省】

強度行動障害を有するこどもの地域における支援体制の整備を進めるとともに、ケアニーズの高いこどもに対する支援が促進されるよう、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

10

家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等

相談支援や家族支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、都道府県が行う障害児等療育支援事業や市町村が行う障害者相談支援事業、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁、厚生労働省】

障害児相談支援及び計画相談支援により、適切な支援やサービスの利用につなげるとともに、発達に特性のあるこどもとその家族に対する発達相談などを始め、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目のない発達支援・家族支援の取組を進める。さらに、家族支援の充実や関係機関の連携強化の観点から、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。一般就労を希望する障害児者に対しては、個々の希望や特性を踏まえたきめ細かな就労支援を実施する。【こども家庭庁、厚生労働省】

（障害のあるこども・若者の学びの充実）

インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

インクルーシブ教育システムの実現に向けて、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもへのICT活用も含めた支援基盤の強化を図る。さらに、通常の学級に在籍する障害のあるこどもへの支援として、自校通級や効果的・効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等を推進する。同時に、高等学校については、潜在的な対象者も踏まえた通級指導体制も充実させる。あわせて、特別支援学校と小中高等学校等のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設、教師の専門性向上のための施策、新しい学びの実現に向けた環境整備なども含め、特別支援教育の充実に取り組む。【文部科学省】

学校卒業後における障害者の学びの支援推進

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現」に向け、障害者の持続的な学びの基盤を整備する。調査研究による現状分析・課題整理に基づき、地方公共団体における実施体制・連携体制を構築するとともに、普及啓発、担い手の育成・確保、多様な実施主体による障害児者の学びを推進する。【文部科学省】

2. 最近の主な動向② ～障害児施策の動向について～

こどもまんなか
こども家庭庁

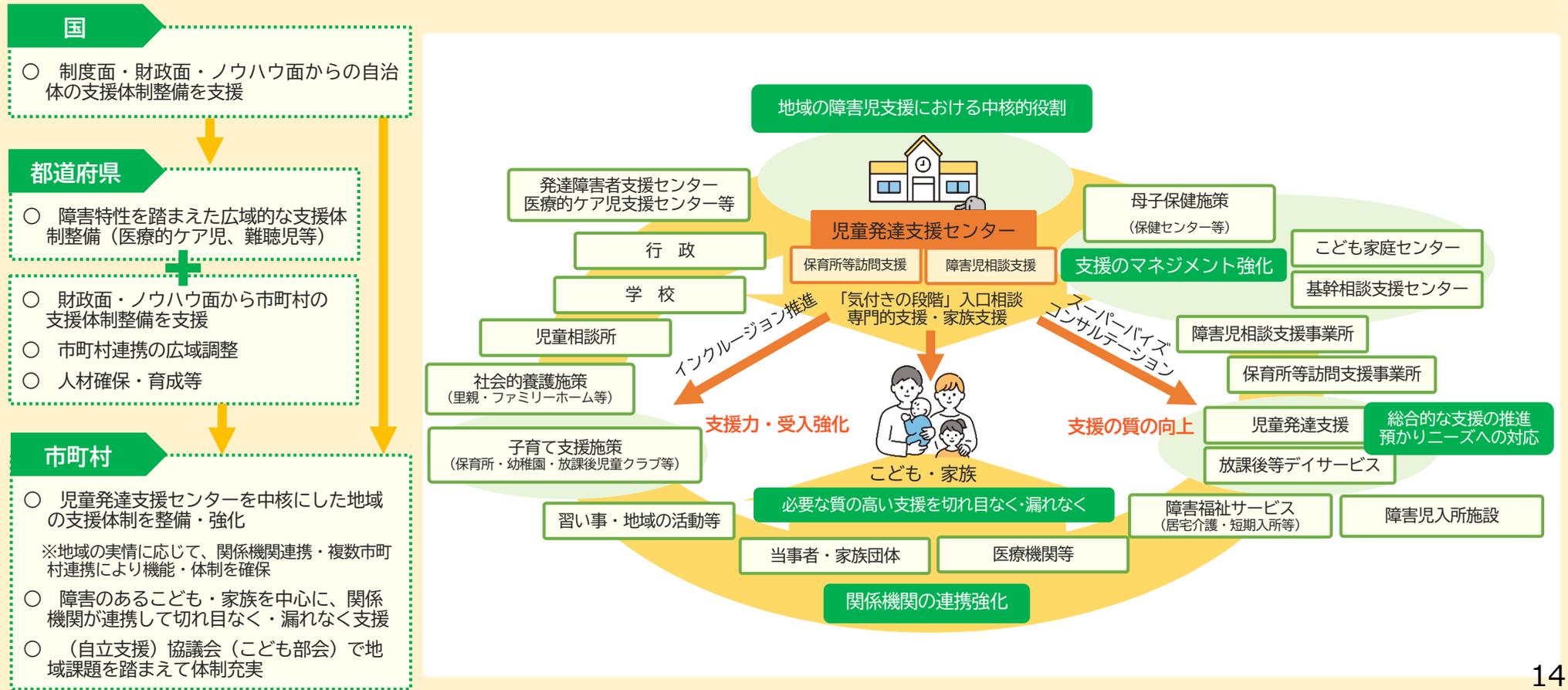
障害児支援体制整備について

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域において子どもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のある子どもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- 子どもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、子ども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、**地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

<p>中核機能① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</p> <p>子どもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらず子どもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのような子どもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のある子どもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能</p>	<p>中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能</p> <p>地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難な子ども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能</p>
<p>中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能</p> <p>保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のある子どもの育ちの支援に協力するとともに、障害のある子どもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能</p>	<p>中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能</p> <p>発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族が子どもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にある子どもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能</p>

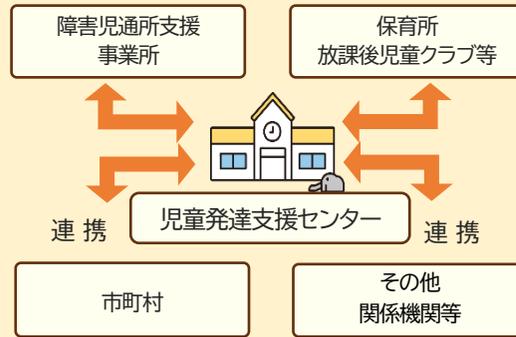
○ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。
- 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。
- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる
中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。

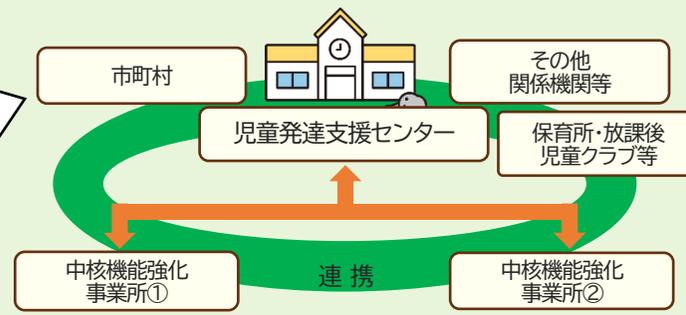


その他
児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合 等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する
面的整備型

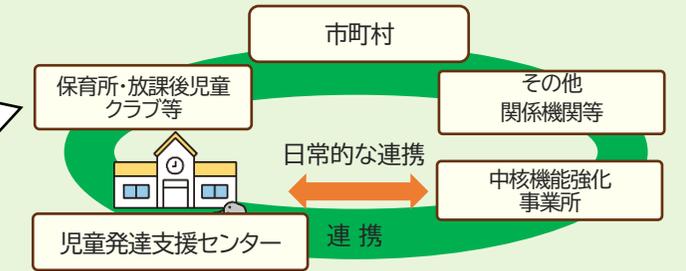
面的整備型 例 ①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



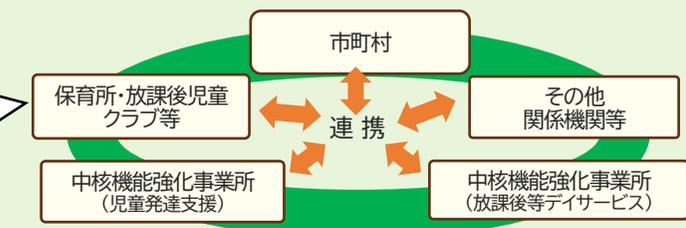
面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



面的整備型 例 ③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いづれにせよ、身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備していくことが重要である。

各種ガイドライン関係

障害児通所支援に関するこれまでの主な経過

平成27年度 ○ 放課後等デイサービスガイドライン策定

平成29年度 ○ 児童発達支援ガイドライン策定

平成30年度 ○ 居宅訪問型児童発達支援の創設

令和3年度

障害児通所支援の在り方に関する検討会(厚生労働省)

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書～すべての子どもの豊かな未来を目指して～」(令和3年10月)

社会保障審議会障害者部会(厚生労働省)「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月)

令和4年度

- 児童福祉法改正(令和4年6月成立) ※令和6年4月1日施行
 - ・ 児童発達支援センターの役割・機能強化、放課後等デイサービスの対象児童の見直し 等

障害児通所支援に関する検討会(厚生労働省)

「障害児通所支援に関する検討会報告書～すべての子どもがともに育つ地域づくりに向けて～」(令和5年3月)

令和5年度

- こども家庭庁創設
 - ・ こども基本法の施行、障害児支援が厚生労働省より移管、こども家庭審議会障害児支援部会を設置 等

こども大綱

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

こどもの居場所づくりに関する指針

の策定(令和5年12月閣議決定)

令和6年度

- 障害福祉サービス等報酬改定
 - ・ 児童発達支援センターの一元化、総合的な支援の推進 等

改訂

児童発達支援ガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン

新規

保育所等訪問支援ガイドライン

18

障害児通所支援のガイドライン改訂・策定に関するアドバイザー会議の概要

目的

- 障害児通所支援については、令和3年度の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」及び令和4年度の「障害児通所支援に関する検討会」において、障害児通所支援の在り方や具体的施策の方向性等の検討を行い、それぞれ報告書の取りまとめを行ったところ。
- 各報告書で取りまとめられた内容を踏まえ、児童発達支援ガイドライン等の改訂・策定に向けて、有識者によるアドバイザー会議等を開催し、改訂・策定に向けた助言等を得ることを目的とする。(令和5年11月から令和6年3月まで計4回実施)

アドバイザー

- 小野 善郎 おのクリニック院長
- 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学科特任教授
- 佐藤 まゆみ 淑徳大学短期大学部こども学科教授
- 田村 和宏 立命館大学産業社会学部教授
- 松井 剛太 香川大学教育学部准教授

検討事項

- 児童発達支援ガイドライン【改訂】
- 放課後等デイサービスガイドライン【改訂】
- 保育所等訪問支援ガイドライン【策定】

検討経過

- 令和5年9月～10月 アドバイザー会議に先立ち、障害児支援関係団体より、改訂等に向けた意見聴取(書面)。
- 令和5年11月～令和6年3月 アドバイザー会議を計4回開催(オンライン開催)
- 令和6年3月28日 障害児支援部会においてガイドラインの素案を提案

児童発達支援ガイドラインの改訂について

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。

※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。

※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援

※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

児童発達支援の内容

①本人支援
「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の**5領域**の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援

②家族支援
こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援

③移行支援
こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援・地域連携
こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(**5領域の視点等を踏まえたアセスメント**)、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成**)、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解**の下で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修**や**訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

放課後等デイサービスガイドラインの改訂について

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- **こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本**としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、**特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行う**など、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。
- ※1 本人支援の**5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)**の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、**5領域の視点を網羅した支援**
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに**加え**、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、**5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援**

24

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

放課後等デイサービスの内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5領域 の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を 4つの基本活動を組み合わせ て提供する。 <table border="1"><tr><td>日常生活の充実と自立支援のための活動</td><td>多様な遊びや体験活動</td></tr><tr><td>地域交流の活動</td><td>こどもが主体的に参画できる活動</td></tr></table>	日常生活の充実と自立支援のための活動	多様な遊びや体験活動	地域交流の活動	こどもが主体的に参画できる活動	②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援	③移行支援 こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援	④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援
日常生活の充実と自立支援のための活動	多様な遊びや体験活動						
地域交流の活動	こどもが主体的に参画できる活動						

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(**5領域の視点等を踏まえたアセスメント**)、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成**)、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、**様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があります**、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ **市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等**
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価及び保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

保育所等訪問支援ガイドラインの策定について

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

- こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実
- 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
- 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

保育所等訪問支援の方法

- **こどもや家族への面談**や**訪問先施設への訪問**等による**アセスメント**により把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を**訪問**し、こどもの様子を丁寧に**観察**し、**こども本人に対する支援**(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や**訪問先施設の職員に対する支援**(こどもへの理解や特性を踏まえた関わり方の伝達など)、**支援後のカンファレンス等におけるフィードバック**(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの**集団生活への適応を支援**するとともに、こどもの**特性を踏まえた関わり方や環境の調整**などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、**家族への報告**を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる**地域の様々な関係者や関係機関と連携**して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

保育所等訪問支援の内容

<p>①子ども本人に対する支援 子どもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行うこと</p>	<p>②訪問先施設の職員に対する支援 訪問先施設の子どもに対する支援力を向上させることができるよう、子どもの発達段階や特性の理解を促すとともに、子どもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言を行うこと</p>	<p>③家族支援 家族が安心して子育てを行うとともに、安心して子どもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、訪問先施設における子どもの様子や、訪問先施設の職員の子どもへの関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること</p>
--	--	--

保育所等訪問支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用することもと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点**を踏まえて作成)、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていきけるように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、子どもが訪問先施設での生活に適応し、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、子ども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要。
※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、子ども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会、類似事業(地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業)の実施機関等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**、**保護者評価**及び**訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解**の下で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修**や**訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、訪問先施設における事故発生時の**対応方法の事前確認**が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

教育と福祉の連携

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」

障害や発達に特性のある子どもやその家族への支援には、教育・福祉等による連携が求められ、子ども大綱（令和5年12月22日付け閣議決定）等でもその旨盛り込まれている。障害福祉サービス等報酬や予算等の関係する概要や教育と福祉等の連携のポイント及び留意点等を整理し、子ども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の連携による取組を依頼した（令和6年4月25日付け）。

1 福祉分野における教育との連携推進の取組

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と学校等が連携した支援を一層推進できるよう、障害福祉サービス等報酬改定において取り組むこととしている下記の取組について、協力を依頼。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 継続的に学校に通学できない児童への支援の充実
- (4) 強度行動障害を有する児への支援の充実
- (5) インクルージョンの取組の推進
- (6) 保育所等訪問支援の充実
- (7) 地域生活に向けた支援の充実
- (8) 相談支援の充実

2 教育分野における福祉との連携推進の取組

各学校が作成する個別の教育支援計画を活用し、引き続き学校と関係機関等との情報の共有を促進すること、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年通知）や本通知の1の記述を参考として一層の取組を促進することを依頼。

- 3 教育と福祉の連携を推進する予算事業
- 4 教育福祉連携を推進する研修等
- 5 障害児福祉計画を踏まえた関係機関の連携体制の構築
- 6 学校と放課後等デイサービス事業所等の連携に関する好事例の横展開

こ支障第125号
6初特支第2号
障障発0425第1号
令和6年4月25日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学学長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

子ども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

子ども基本法（令和4年法律第77号）第9条第1項に基づく子ども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においては、常に子ども（若者を含む。以下同じ）の最善の利益を第一に考え、子ども・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、子どもを権利の主体として認識し、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「子どもまんなか社会」を実現していくこととされています。

特に、障害や発達に特性のある子どもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、障害や発達の特性を早期に見出し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととされており、子ども大綱や子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においてもその旨盛り込まれたところです。

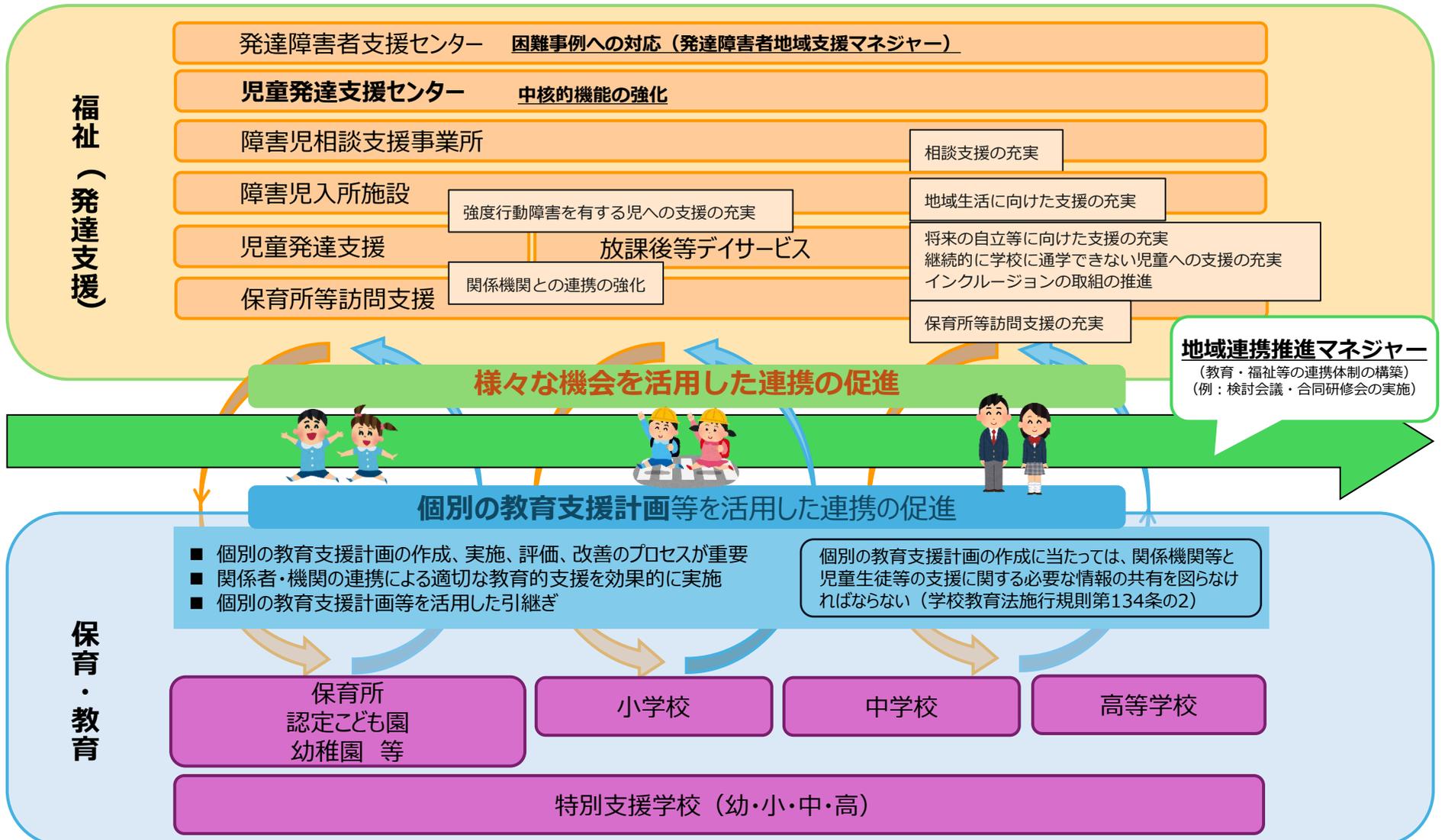
こうした中、教育と福祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等報酬改定や予算事業等により支援の充実に回っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや留意点等を整理しました。

これまでの間、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月24日付け30文科初第357号、障発0524第2号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「平成30年通知」という。）に基づき、教育と福祉の連携による取組を進めていただいているところ、更なる子ども施策の充実に資する観点から、本通知を踏まえながら、各種の制度・事業を積極的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただきたく、お願いいたします。

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（令和6年4月25日付け3省庁連名通知）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/renkei-suishin>

（詳細）「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」



国による情報発信
支援機関への支援など

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局秩父学園

自治体や保育所・幼稚園、放課後等デイサービス等に職員を派遣し、発達の気になる児童の支援者に向けた支援を実施

65

国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター

自治体の支援体制状況の把握や好事例の横展開

教育福祉連携を推進する研修等

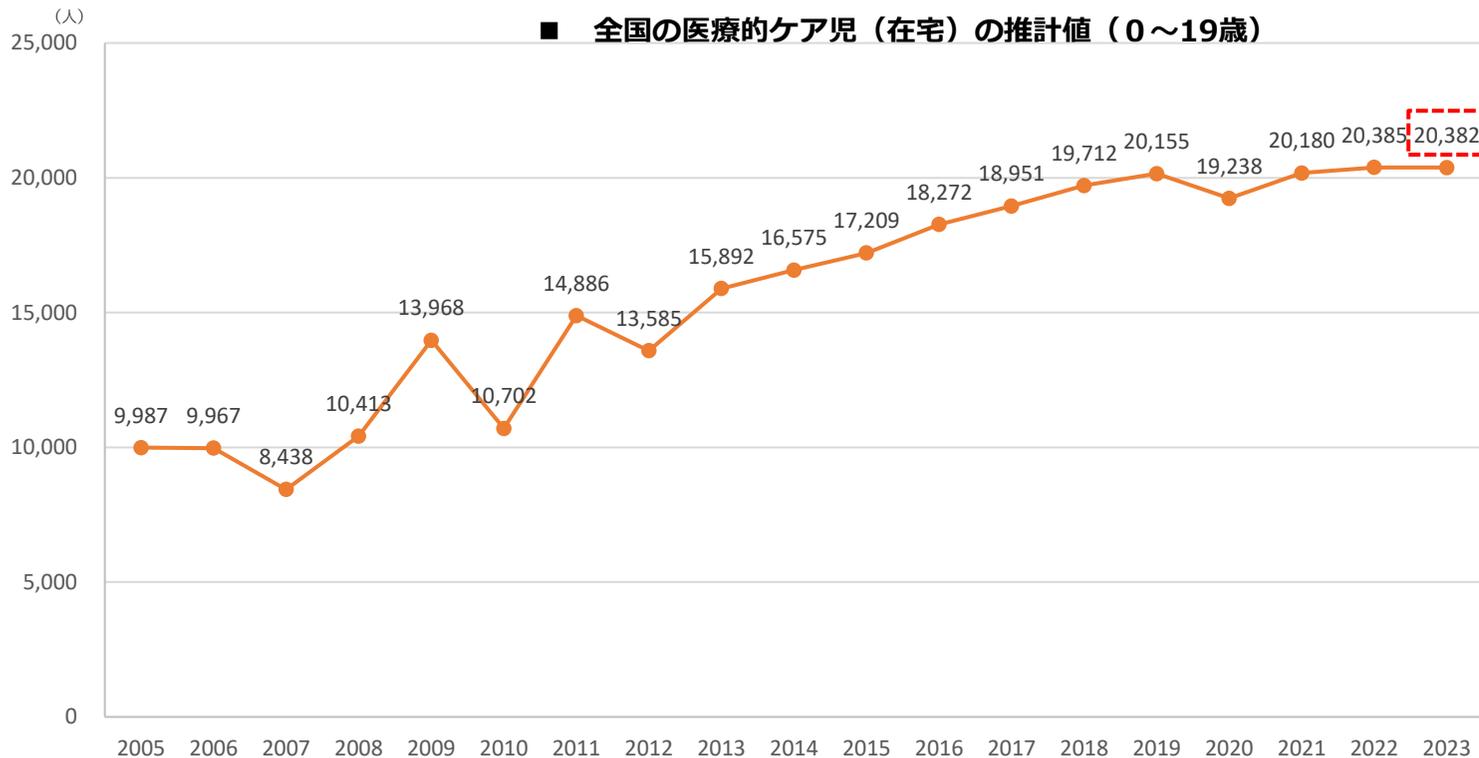
Developmental Disorders Web Portal
発達障害ナビポータル
国が提供する発達障害者特化したポータルサイト

国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

医療的ケア児支援

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽頭エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を**社会全体で支援**
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、**切れ目なく行われる支援**
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 **医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援**
- 4 **医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策**
- 5 居住地にかかわらず**等しく適切な支援**を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター（都道府県）

- ※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
- ※都道府県が自ら行う場合も含む。
- ※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。

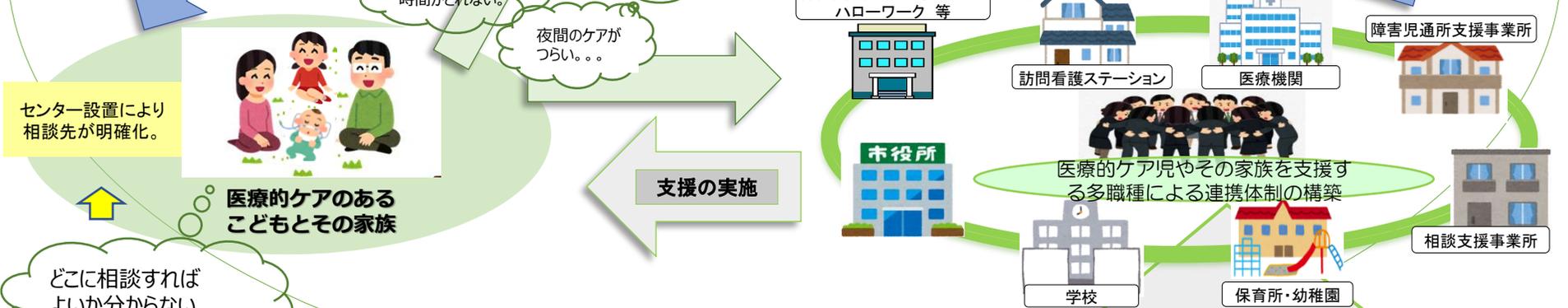
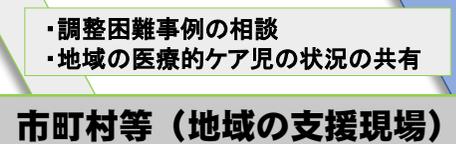
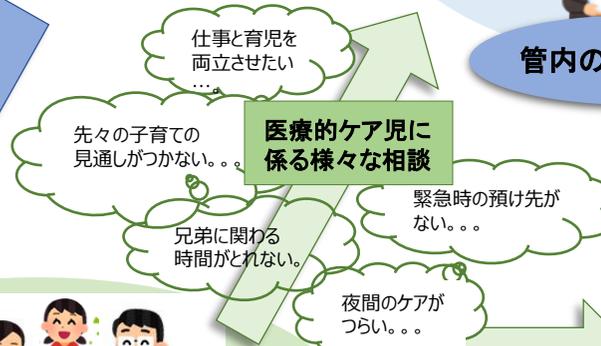
管内の情報の集約

●家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶家族等からの**様々な相談に総合的に対応**。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶家族等への**地域の活用可能な資源の紹介**を行う。等

●関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶管内の医療的ケア児やその家族の**ニーズについて地域への共有**を行う。
- ▶好事例や最新の施策等の**情報収集・発信**を行う。
- ▶医療的ケア児等支援者養成研修等の**研修を実施**する。
- ▶地域の関係機関からの**専門性の高い相談に対する助言等**を行う。 等



- ▶センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶個々の医療的ケア児やその家族への支援を、保健・医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施する。
- ▶地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

「こども未来戦略」(障害児支援関係)

「こども未来戦略」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～ (抜粋) (令和5年12月22日閣議決定)

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(5) 多様な支援ニーズへの対応

～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～
障害児支援、医療的ケア児支援等

障害児支援、医療的ケア児支援等

○ こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

(早期発見・早期支援等の強化)

○ 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なく子供の育ちと家族を支える体制の構築を進める。

(地域における支援体制強化とインクルージョンの推進)

○ 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。

○ こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

(専門的な支援の強化等)

○ 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。

○ また、補装具費については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。

○ 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

36

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における医療的ケア児に対する支援の充実

○ 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

○ 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算(Ⅶ)について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算(Ⅶ)》 **【現行】** 100単位/日

【改定後】 250単位/日

(※) 主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

○ 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

○ 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価

新設《入浴支援加算》 55単位/回(月8回まで)
(※) 放課後等デイサービスは70単位/回

○ 送迎加算について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》

【現行】 障害児 54単位/回
医療的ケア児 + 37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
看護職員の付き添いが必要

【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
重症心身障害児 37単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

【改定後】

障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回
医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回

(※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

(※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児
16点以上の場合

○ 居宅介護の特定事業所加算の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

○ 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》 400単位/日
(※) 看護職員等を1以上配置

② 保育所等訪問支援の充実 <ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

○ 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

新設《ケアニーズ対応加算》 120単位/日

(※) 訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

※このほか、居宅訪問型児童発達支援や障害児相談支援等においても各種加算を充実

37

3. おわりに

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）（抄）

第3 終わりに

○ 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

⑥質の高い障害児支援の確保について

- ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、**支援に当たる人材の配置や評価の在り方**について検討する。
- ・ **障害児相談支援**について、セルフプランの状況等も踏まえながら、**必要な質・量を確保する方策**について、引き続き検討する。

⑦障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、**制度の持続可能性を確保する観点**から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、**公平で効率的な制度の実現**に向けた検討を行う。

⑧処遇改善の実態把握等について

- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、**3年目の対応については**、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて**令和8年度予算編成過程で検討**する。

⑩食事提供体制加算等について

- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- ・ **児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）**について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑫事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、**標準様式等の使用の基本原則化について検討**を行う。
また、**令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討**する。

●「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

- 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、**研修体系の構築など支援人材の育成を進める**とともに、**ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める**。

参考資料

こどもまんなか
こども家庭庁

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

こども・家族への質の高い支援の確保・充実と
地域全体の障害児支援体制の強化に向けて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）

令和6年4月の改正児童福祉法の施行（児童発達支援センターの機能強化等）も踏まえつつ、**こども・家族への質の高い支援の確保・充実**を図るとともに、**地域全体の障害児支援体制の強化**を図る 【児者全体の改定率+1.12%】

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実 ■児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制を充実

○福祉型・医療型、福祉型3類型（障害児・難聴児・重症児）の一元化 ○児童発達支援センター等における中核機能の評価

2. 質の高い発達支援の提供の推進 ■適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進

○総合的な支援の推進 ○支援時間や経験年数等を勘案したきめ細かい評価（基本報酬における時間区分、児童指導員等加配加算等）
○保育・教育、医療、社会的養護との連携の評価 ○セルフケアの場合の事業所間連携の評価
○将来の自立等に向けた支援の評価（自立通所に向けた支援、学校卒業後の生活を見据えた支援）

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実 ■より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

○医療的ケア児・重症心身障害児（福祉職員による医療的ケア、主として重症児の基本報酬、入浴支援、送迎加算、共生型サービスでの評価）
○強度行動障害を有する児（予防的支援や状態が強い児への支援、集中的支援への評価）
○ケアニーズの高い児（著しく重度の障害児、人工内耳装用児、視覚・聴覚・言語機能障害児への支援の評価）
○不登校児童（学校と連携した支援への評価） ○居宅訪問型児童発達支援の充実

4. 家族支援の充実 ■養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングを向上

○家族への相談援助等の充実（家庭・事業所・オンラインでの相談等の評価充実、支援場面等を通じた学びの評価）
○預かりニーズへの対応（発達支援後の預かりニーズに対応した支援への評価）

5. インクルージョンの推進 ■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

○通所支援事業所における取組の推進（個別支援計画に基づく取組の推進、移行支援の取組への評価充実）
○保育所等訪問支援の充実（訪問先や関係機関との連携強化、経験ある人材や多職種連携による支援、支援ニーズの高い児への支援の評価）

6. 障害児入所支援の充実 ■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える

○地域生活に向けた支援の充実（移行支援計画に基づく取組の推進、関係機関連携や体験支援への評価、日中活動支援の評価充実）
○小規模化等による質の高い支援の提供推進（小規模グループケアへの評価等）
○支援ニーズの高い児への支援の充実（強度行動障害を有する児、被虐待児への支援の評価） ○家族への相談援助等の充実

■このほか、**職員の処遇改善**（加算の一本化・充実）、**虐待防止の推進**（防止措置未実施減算の創設）、**障害児相談支援の充実** 等にも対応 44

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

○児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
（①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化）

①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

○**児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化

- 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
- 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
- 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

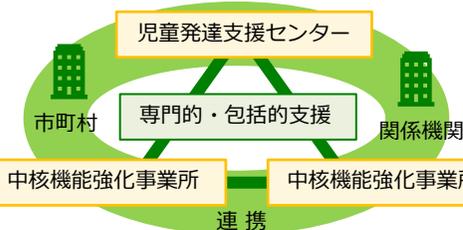
②児童発達支援センターの機能・運営の強化

○専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）

（※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョンの中核機能
④地域の発達支援に関する窓口としての相談機能

○児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】

- 1（又は複数）の児童発達支援センターが中核拠点型として機能を発揮
- それぞれ専門性や強みを持つ児童発達支援センターと地域の事業所が連携して機能を発揮
- センターが未設置の場合等に、地域の中核となる1の事業所が機能を発揮
- それぞれ専門性や強みを持つ地域の複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援センター（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》22～155単位/日

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	(I) イ+ロ+ハ全てに適合 55～155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組（保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等）
	(II) イ+ロ 44～124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
	(III) イ又はロ 22～62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）

基本要件

●地域における中核機関としての体制・取組
・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》75～187単位/日

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムの作成・公表を求め、未実施減算を設ける
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- 基本報酬について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する《運営基準》

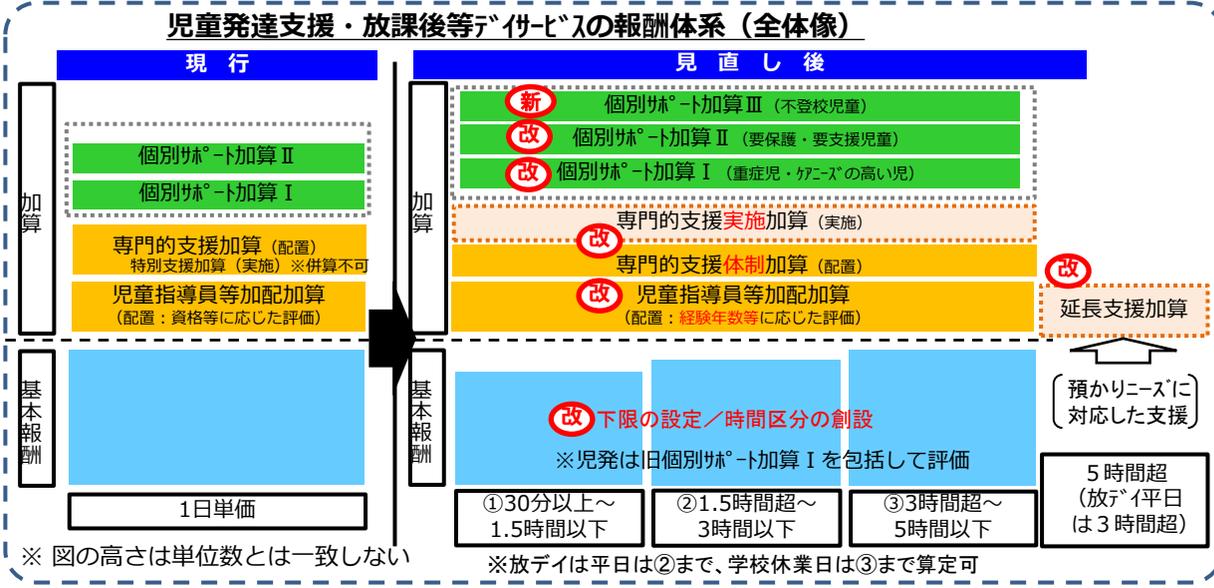
新設《支援プログラム未公表減算》
所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

《児童指導員等加配加算》

[現行]	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員等を配置	49～123単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日
[改定後]	児童指導員等を配置	
	常勤専従・経験5年以上	75～187単位/日
	常勤専従・経験5年未満	59～152単位/日
	常勤換算・経験5年以上	49～123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43～107単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

[現行]	○専門的支援加算	
	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員を配置	49～123単位/日
	○特別支援加算	54単位/回
[改定後]	○専門的支援体制加算	49～123単位/日
	専門的支援実施加算	150単位/回
	(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)	
	※体制加算：理学療法士等を配置	(放デイは2回～6回まで)
	実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	



2. 質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

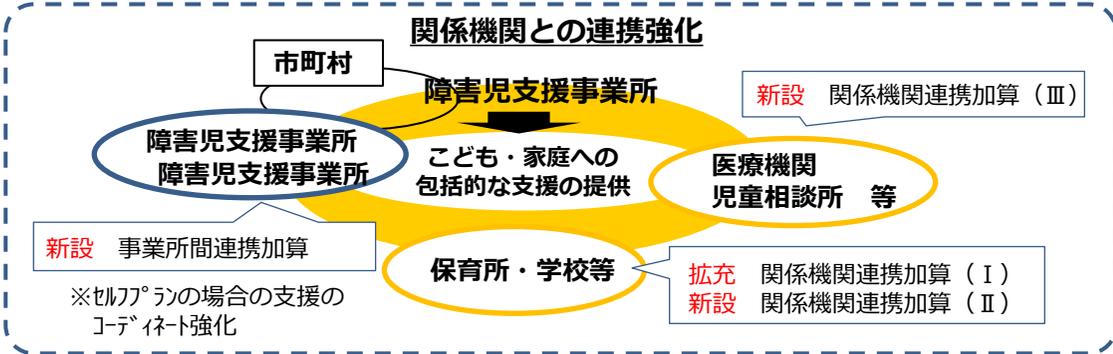
《関係機関連携加算》

[現行]	(I) 200単位/回(月1回まで) 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等	(II) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整
[改定後]	(I) 250単位/回(月1回まで) 保育所や学校等と連携し個別支援計画作成等	(II) 200単位/回(月1回まで) 保育所や学校等とI以外で情報連携
	(III) 150単位/回(月1回まで) 児童相談所、医療機関等と情報連携	(IV) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整

- 複数の事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価(事業所間連携加算) ※併せて、障害児支援利用計画(セッソー)と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設《事業所間連携加算》

- (I) (中核となる事業所) 500単位/回(月1回まで)
- (II) (連携する事業所) 150単位/回(月1回まで)
- ※ (I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
- (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価(通所自立支援加算)
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価(自立ボーナス加算)

新設《通所自立支援加算》 60単位/回(算定開始から3月まで)
※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設《自立ボーナス加算》 100単位/回(月2回まで)
※高校生(2年・3年に限る)について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

④その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《運営基準》【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
 (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算 (Ⅶ)**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算 (Ⅶ)》 **[現行]** 100単位/日 → **[改定後]** 250単位/日
 ※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価 (**入浴支援加算**)

新設 《入浴支援加算》 55単位/回 (月8回まで)
 ※放デイは70単位/回

- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》
[現行] 障害児 54単位/回
 医療的ケア児 + 37単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
 看護職員の付き添いが必要

→

[改定後]
 障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回
 医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
 重症心身障害児 40単位/回
 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回
 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児16点以上の場合

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件 (重度障害者への対応、中重度障害者への対応) に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価 (**共生型サービス医療的ケア児支援加算**)

新設 《共生型サービス医療的ケア児支援加算》
 400単位/日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **[現行]** 155単位/日
 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して支援

→

[改定後] (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日
 (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)
 加算開始から90日間は+500単位/日
 ※実践研修修了者 (Ⅱは中核的人材) を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等デイサービスの個別サポート加算 (Ⅰ) においても評価を充実。また、集中的支援加算 (1000単位/日 (月4回まで)) も創設

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **児童発達支援の個別サポート加算 (Ⅰ)** について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポート加算 (Ⅰ)》 **[現行]** 100単位/日
 ※乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援 (主として重症児除く)

→

[改定後] 120単位/日
 ※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援 (主として重症児除く)

- **放課後等デイサービスの個別サポート加算 (Ⅰ)** について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算 (Ⅰ)》 **[現行]** 100単位/日
 ※著しく重度 (食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助) 又はケアニーズの高い (就学時サポート調査表で13点以上) 児に対して支援 (主として重症児除く)

→

[改定後] ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日
 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日
 著しく重度の障害児に支援 120単位/日
 (主として重症児除く)

- **個別サポート加算 (Ⅱ)** について、こども家庭センターやサポートセンターに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポート加算 (Ⅱ)》 **[現行]** 125単位/日
 ※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

→

[改定後] 150単位/日
 ※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- **人工内耳を装着している児**に支援を行った場合を評価

《人工内耳装着児支援加算》
[現行] 445~603単位/日
 ※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合

→

[改定後]
 (Ⅰ) 児発センター (聴力検査室を設置) 445~603単位/日
 (Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日
 ※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価 (**視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算**)

新設 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位/日

④不登校児童への支援の充実 【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価 (**個別サポート加算 (Ⅲ)**)

新設 《個別サポート加算 (Ⅲ)》 70単位/日
 ※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実 ※見直し内容については、5. イクルジョイの推進 (保育所等訪問支援の充実) 等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進 (**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設)
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が**専門的な支援を行った場合**を評価 (**強度行動障害児支援加算**の新設)
- 障害児の家族に対して**相談援助や養育力向上の支援**を行った場合を評価 (**家族支援加算**の新設)

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

① 家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、ワラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

《事業所内相談支援加算》

（Ⅰ）（個別相談） 100単位／回（月1回まで）

（Ⅱ）（グループ） 80単位／回（月1回まで）

【改定後】《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回
施設等で対面 100単位／回
ワライン 80単位／回

（Ⅱ）グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回
ワライン 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（**子育てサポート加算**）

新設《子育てサポート加算》80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

② 預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

【現行】

	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位／日	128単位／日
同1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日

【改定後】

	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上1時間未満）	61単位／日	128単位／日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：5時間、放デイ：平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

50

5. インクルージョンの推進

- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める

（①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実）

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《**運営基準**》

- **保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》【現行】500単位／回（1回まで）

※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

【改定後】退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位／回（2回まで）

退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位／回（1回まで）
同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位／回（1回まで）

② 保育所等訪問支援の充実 <効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《**運営基準**》。フードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてワラインの活用を推進

- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価（**関係機関連携加算**）

新設《関係機関連携加算》150単位／回（月1回まで）

- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《**運営基準**》とともに、未実施減算を設ける

新設《自己評価結果等未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- **訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》【現行】679単位／日

※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置

【改定後】（Ⅰ）業務従事10年以上（又は保育所等訪問等5年以上）850単位／日

（Ⅱ）同 5年以上（同 3年以上）700単位／日

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価（**多職種連携支援加算**）

新設《多職種連携支援加算》200単位／回（月1回まで）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価（**ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算**）

新設《ケアニーズ対応加算》120単位／日

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設《強度行動障害児支援加算》200単位／日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

- 家族支援の評価を見直す

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位
（1時間未満187単位）／回
（月2回まで）

【改定後】《家族支援加算》（Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで）

（Ⅰ）個別の相談援助等 居宅訪問300単位（1時間未満200単位）／回
事業所等で対面 100単位／回 ワライン 80単位／回
（Ⅱ）グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位／回 ワライン 60単位／回

51

6. 障害児入所施設における支援の充実

- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える
(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価(移行支援関係機関連携加算)
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価(体験利用支援加算)
- 職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

新設《移行支援関係機関連携加算》
250単位/回(月1回まで)

新設《体験利用支援加算》
(I)(宿泊) 700単位/日(1回3日・2回まで)
(II)(日中活動)500単位/日(1回5日・2回まで)

[現行]《職業指導員加算》
8~296単位/日
※職業指導員を専任で配置

[改定後]《日中活動支援加算》16~322単位/日
※経験を有する職業指導員を専任で配置し、
日中活動に関する計画を作成し支援

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める《運営基準》
- 小規模グループケア加算について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す
- 基本報酬(主として知的障害児に支援を行う場合)について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上~40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理(111人以上の区分を削る)

《小規模グループケア加算》
[現行] 240単位/日 サテライト型+308単位/日
※専任の児童指導員等を1以上(サテライト型は2以上)配置
[改定後] 規模に応じて186~320単位/日 サテライト型+378単位/日
※サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置

③支援ニーズの高い児への支援の充実

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算(I)広域的支援人材による支援:1000単位/日(月4回まで)
(II)他施設等からの受入れ:500単位/日(いずれも3月以内)も創設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》
[現行] 781単位/日
加算開始から90日間は+700単位/日

[改定後] (I)(児基準20点以上) 390単位/日
(II)(児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。IIについて中核的人材を配置

- 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価(要支援児童加算)

新設《要支援児童加算》(I)(関係機関と連携した支援) 150単位/回(月1回まで)
(II)(心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位/回(月4回まで)

④家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価(家族支援加算)

新設《家族支援加算》(I・IIそれぞれ月2回まで)
(I)個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位)/回
施設等で対面 100単位/回 ワライン 80単位/回
(II)グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回 ワライン 60単位/回

52

令和7年度概算要求について (主な障害児支援関係)

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

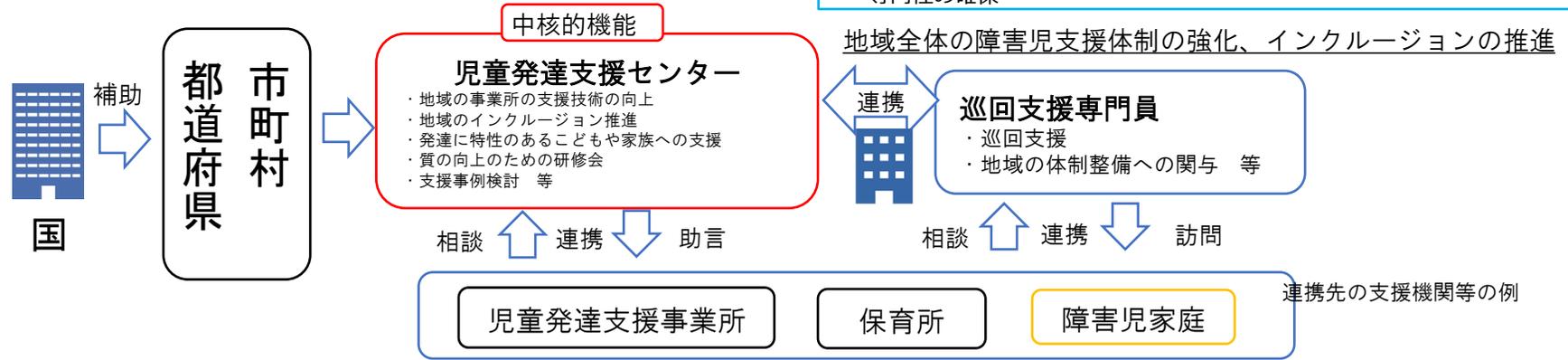
事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- 児童発達支援センターの職員の質の向上
- 地域の事業所の支援技術の向上
- 地域のインクルージョン推進のための事業 **【拡充】**
- 発達に特性のある子どもと家族のサポートの事業 **【拡充】**
- 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備
保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- 巡回等の活動計画の作成
- 巡回等支援
- 戸別訪問等
- 関係機関との連携
- 地域の体制整備への関与
- 専門性の確保



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

① 児童発達支援センターの機能強化等	
・児童発達支援センターの機能強化	センター1箇所当たり 7,301千円
・地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進	センター1箇所当たり 3,305千円
・母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進	センター1箇所当たり 1,445千円
② 巡回支援専門員整備	1市町村当たり 5,572千円

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和7年度概算要求額 国実施分 0.1億円（0.1億円）
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 自治体実施分 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する（自治体実施事業とも連携）

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

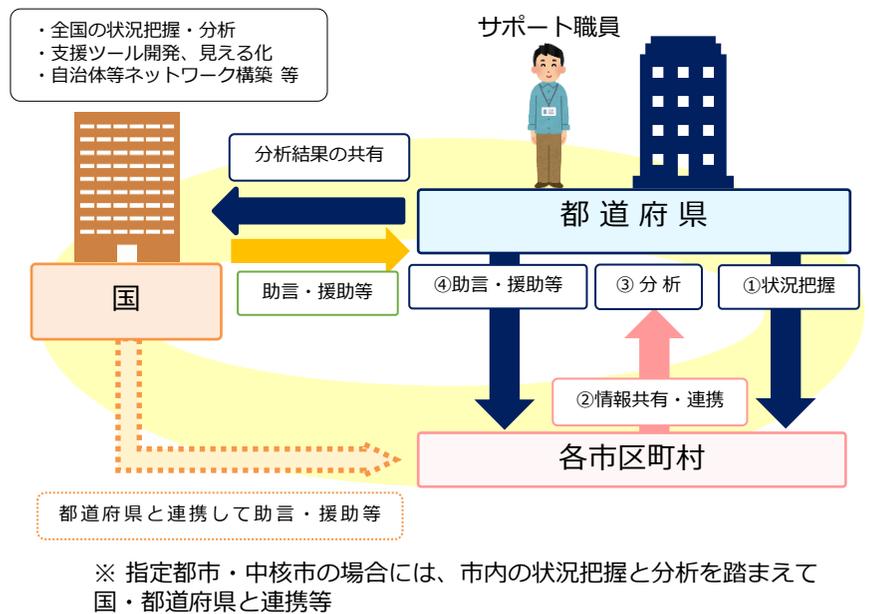
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた支給決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



実施主体等

【実施主体】 国実施分：国（委託により実施）

自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額（自治体実施分）】 定額

【負担割合（自治体実施分）】 国 10/10

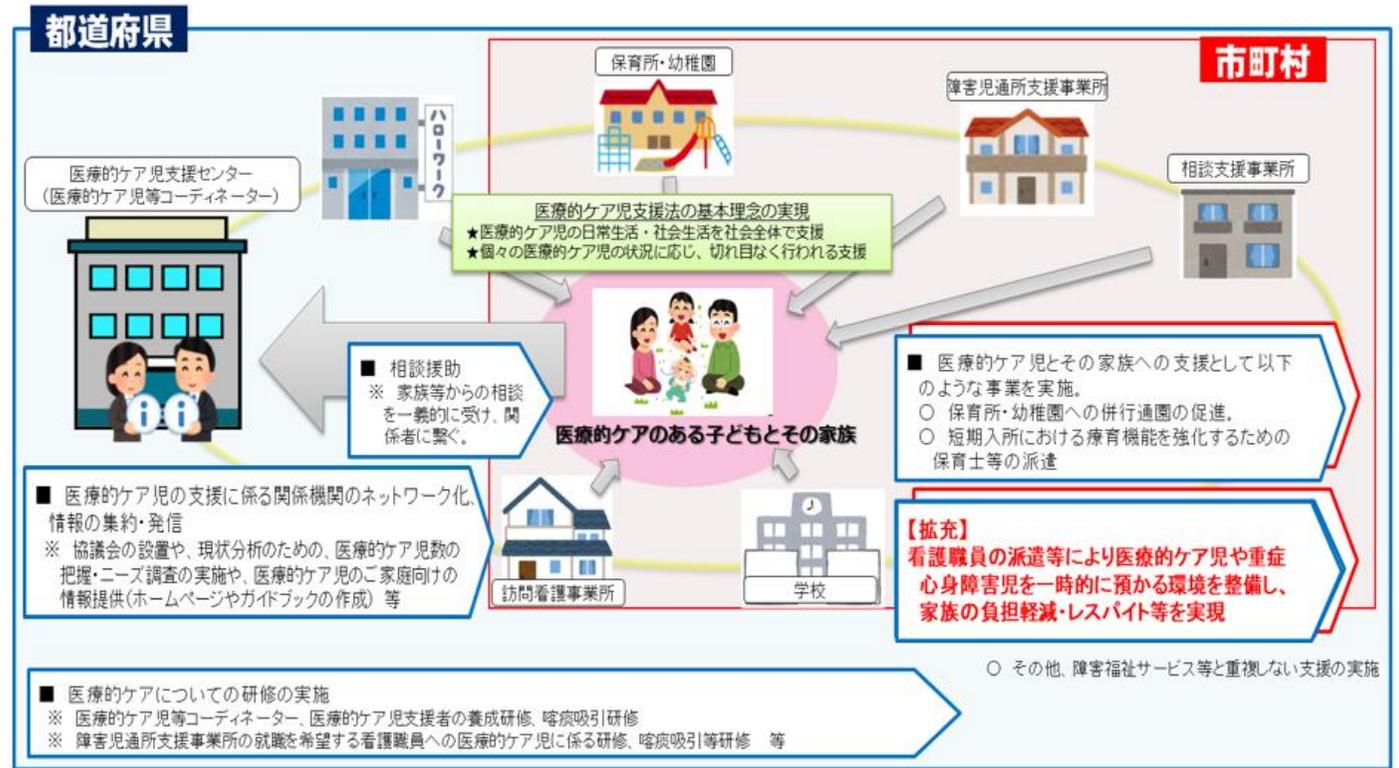
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する(センターを置かない場合も各種事業の実施は可能)。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

【補助基準額】 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合	1 都道府県当たり	8,625千円 (2人目以降、1人につき5,044千円を加算)
医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合	1 自治体当たり	5,141千円
一時預かり	1人当たり	180千円
環境整備	1自治体当たり	500千円

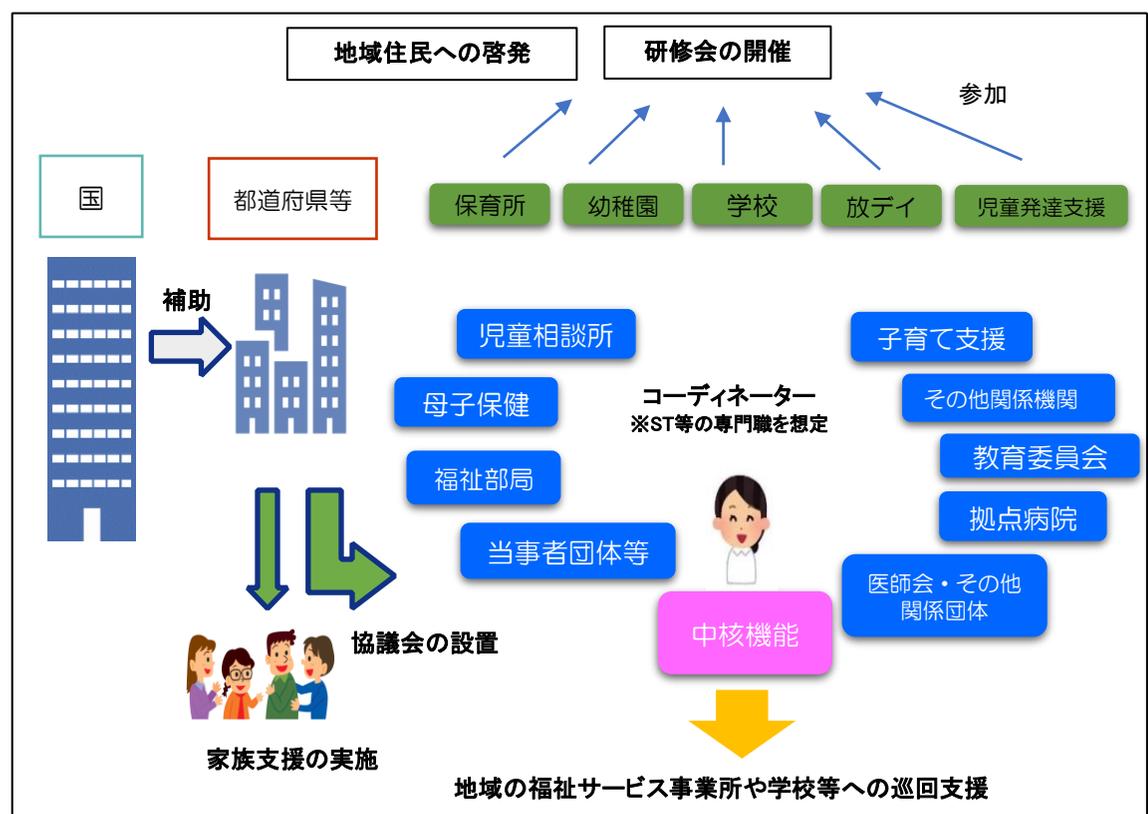
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。
- 1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置**
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し、地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
 - 2. 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化**
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
 - 3. 家族支援の実施**
・ 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
・ 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
・ こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
 - 4. 巡回支援の実施**
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
 - 5. 聴覚障害児に関する研修・啓発**
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

【補助基準額】	1 都道府県・指定都市当たり	17,000千円
	1 中核市当たり	7,000千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

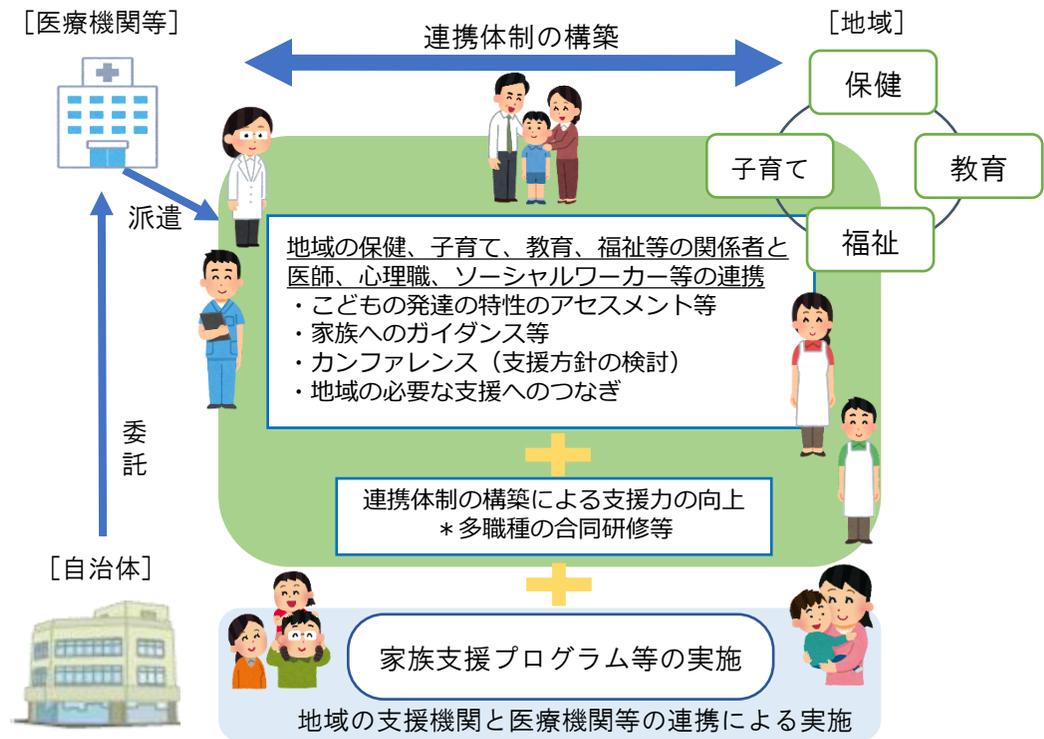
- 近年のこどもの発達の特性の認知の社会的広がりにより、幼少期に発達支援につながるようになってきた一方で、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師の不足等が要因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月も待たされる中で、スムーズに支援につながらないという実情がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することで、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進める。

事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。
また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等、障害児通所事業所の関係者等とのカンファレンスを実施することを通して、こどもの発達特性の見立てを共有し、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市
【負担割合】 国 1 / 2, 都道府県等 1 / 2

【補助基準額】	1 都道府県当たり	8,500千円
	1 指定都市当たり	7,700千円
	1 中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。
これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組について、モデル事業として、環境整備（設備や物品等の整備）や運用の経費について補助を行うとともに、身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や支援の質の向上等の観点から、その効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析結果、今後の活用可能性について報告を求め、検証を進める。

（考えられる取組の例）

- ICTを活用した遠隔支援
 - ・ 特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・ 身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・ 山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・ 事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施）等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等、先駆的な取組に対して分析・検証を行い適切に報告を行う体制を確保。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）
【負担割合】 国10/10

【補助基準額】 定額

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

事業の概要

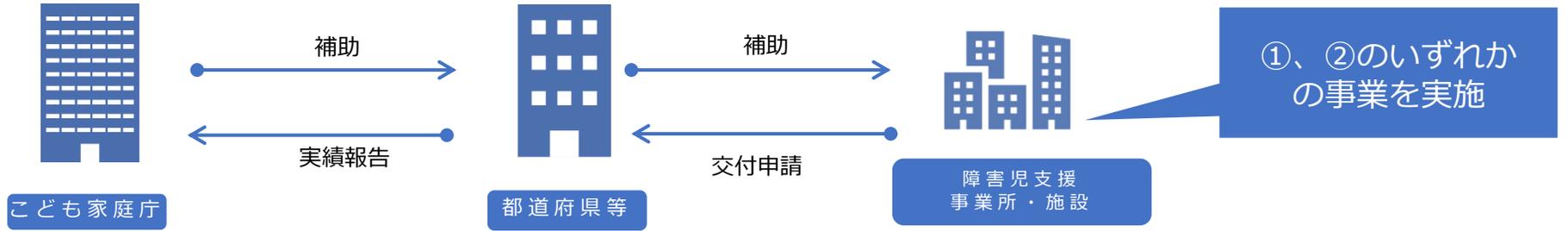
- 子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

① ICTを活用した子どもの見守り支援事業

- ・ ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

② 登降園管理システム支援事業

- ・ 適切な登降園管理を行うためのシステムの導入



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (①及び②) 国3/5、都道府県・指定都市・中核市 1/5、事業者1/5

【補助基準額】

- ① 1施設又は事業所あたり 200千円
- ② (端末購入を行わない場合) 1施設又は事業所あたり 200千円
(端末購入を行う場合) 1事業所あたり 700千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供することができるよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

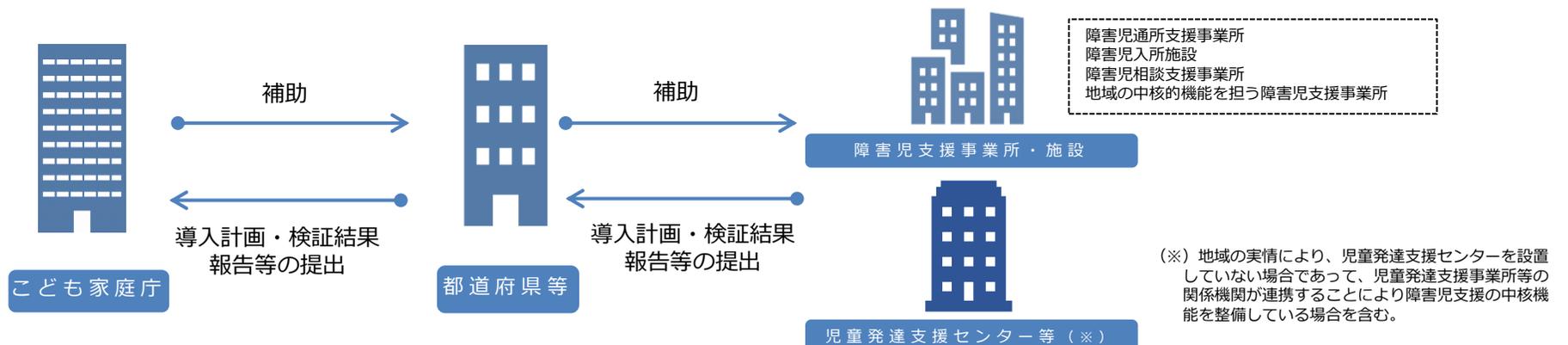
事業の概要

(1) 障害児支援分野のICT導入モデル事業

- ・ 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- ・ モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- ・ 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))
国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、事業者 1/4
(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)
国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

【補助基準額】 (1)の(A) 1施設又は事業所当たり 1,000千円
(1)の(B) 1自治体当たり 272千円
(2)の(A) 児童発達支援センター等1箇所当たり 800千円

研究所の事業概要について

2024/12/06

国立特別支援教育総合研究所の位置



三浦半島



研究所周辺

住所：神奈川県横須賀市野比5-1-1
電話：046-839-6803 (代表)

沿革

昭和46年10月	国の所轄機関として国立特殊教育総合研究所設置
平成13年 4月	独立行政法人化（主務大臣：文部科学大臣）
平成19年 4月	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更
平成20年 4月	発達障害教育情報センター設置
平成28年 4月	インクルーシブ教育システム推進センター設置
平成29年 4月	発達障害教育推進センター設置（発達障害教育情報センターの機能拡充）
令和3年4月～ 令和8年3月	第5期中期目標期間（令和6年度は第5期中期目標期間の4年目）

役員・職員数 R6.4.1時点

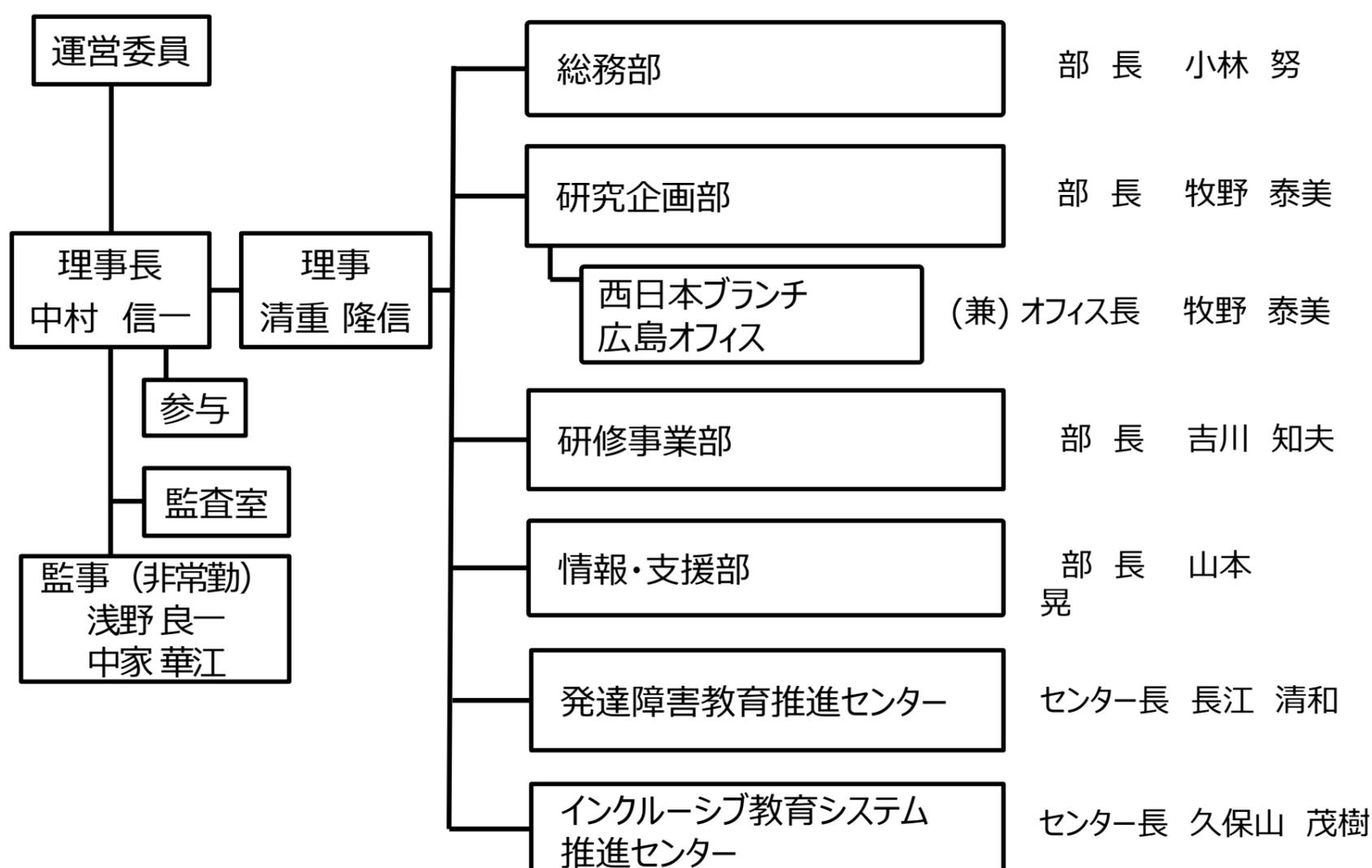
合計	76 (2)
役員	2 (2)
研究職	38
一般職	36

令和6年度の財政規模

区分	金額（千円）
運営費交付金	1,101,075
施設整備費補助金	74,737

※（ ）は非常勤で外数

組織図



国の政策

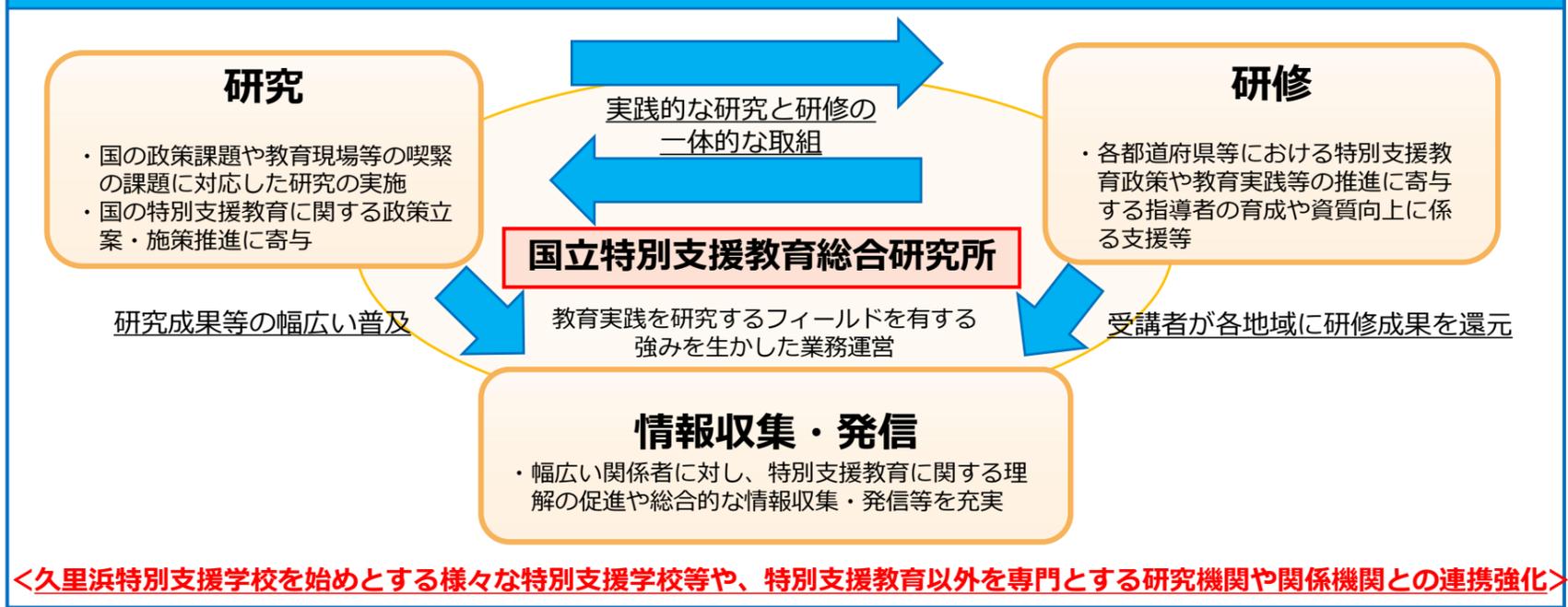
※第5期中期目標（令和3年度～令和7年度）

障害者の権利に関する条約の批准を受け、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進

法人の使命

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向け、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

第5期中期目標期間における目標



研究活動について

研究区分	研究の性格（研究期間）
重点課題研究	障害種の枠を超えて、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究（2～3年間）。
障害種別特定研究	各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究（原則2年間）。
その他	<p>基礎的研究活動：テーマ別研究班及び障害種別研究班における基盤的な研究。年次基礎調査や、指導の充実等に寄与する調査・分析、それらの結果の普及等の基礎的・継続的な研究活動。</p> <p>先端的・先導的研究：将来的な教育政策の検討資料や教育実践の選択肢を提示することを目標に行う研究（1～3年間）。</p> <p>国の要請等に応じた研究：国の政策立案等に貢献することを目的とした研究。</p> <p>共同研究：本研究所が大学や民間などの研究機関等と共同で行う研究。</p> <p>外部資金研究：科学研究費助成金等の外部資金を獲得して行う研究。</p> <p>受託研究：外部からの委託を受けて行う研究。</p>

- 各障害種の枠を超えて組織的に取り組む「重点課題研究」を中心に、多様な研究を実施。
- 障害種別研究班及びテーマ別研究班（令和3年度に設置）による基盤的な研究活動の充実。
- 研究を戦略的かつ効果的に推進するため、研究課題に応じて外部の研究協力者や研究協力機関との連携を強化。

重点課題研究・障害種別特定研究

重点課題研究：障害種の枠を超えて、国の特別支援教育政策の推進 又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究
 様々な専門による研究員が、研究チームを編成し、研究期間2～3年間の研究活動を行う。
 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究

いずれの研究についても、複数の研究員による研究チームを編成し、研究期間2～3年間の研究を行うとともに、研究報告書については、外部有識者による外部評価を実施する。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
重点課題研究	教育課程に関する研究	学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究		特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究		
	切れ目ない支援の充実に関する研究	ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究		多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に 関する研究		
		就学先決定の手続きに関する研究		共生社会の担い手を育む教育に関する研究－障害 理解教育の検討を中心に－		
		高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究			障害のある生徒のキャリア教育の充 実に関する研究	
		通常の学級における多様な教育的 ニーズのある子供の教科指導上の配 慮に関する研究				
障害種別 特定研究	知的障害教育における授業づくりと学 習評価に関する研究			肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究		

障害種別研究

障害種別研究班

視覚障害教育研究班

聴覚障害教育研究班

知的障害教育研究班

肢体不自由教育研究班

病弱・身体虚弱等教育研究班

言語障害教育研究班

自閉症教育研究班

発達障害又は情緒障害教育研究班

重複障害教育研究班

障害種別の研究班においては「障害種別特定研究」のほか、「基礎的研究活動」として、

- ・各教育分野の指導の充実等に寄与する資料の収集や調査・分析
 - ・各教育分野の実態等を定期的に把握・分析することを目的とした年次基礎調査、
 - ・それらの結果の普及等、
- 当該障害種に係る基礎的・継続的な研究活動を行う。

テーマ別研究

社会的背景等から必要なテーマ別研究班を設置し、関係団体との連携を図りながら基礎的研究活動を行い、その成果を重点課題研究や国の政策立案等に生かす。

テーマ別研究班

特別支援教育におけるICT、教材・教具の活用に関する研究班（ICT班）

障害のある児童生徒のキャリア教育及び就労支援に関する研究班（キャリア班）

乳幼児期の特別支援教育に関する研究班（幼児班）

外国につながるある子供の特別支援教育に関する研究班（外国人等班）

障害種別研究班等の最近のパンフレット等



視覚障害教育



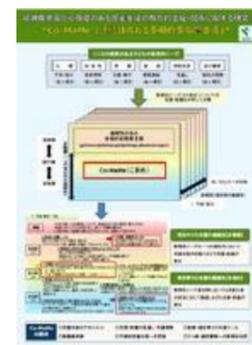
聴覚障害教育



肢体不自由教育



知的障害教育



病弱・身体虚弱教育



自閉症教育



発達障害・情緒障害教育



言語障害教育



重複障害教育



インクルーシブ教育システム

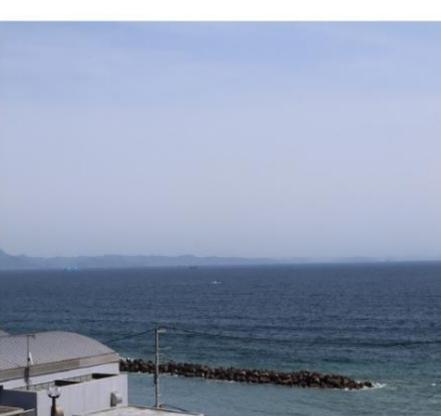


教育課程に関する研究

■障害種の枠を超えて、今後の学校教育において検討すべき課題や現場の喫緊の課題について基礎的な調査を含め研究活動を行う4つのテーマ別班を構成し、研究活動を行っている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【ICT班】 特別支援教育におけるICT、教材・教具の活用に関する研究班	①特別支援教育におけるICT機器等の活用に関する事例研究 ②特別支援教育における学校等のICT機器等の活用に関する調査研究 ③ICT機器等の活用に関わる情報収集活動 (学校訪問、外部機関との連携、学術集会・研修等への参加、所内研究チーム・班との連携・協働等) 情報支援部が管理する「特別支援教育教材ポータルサイト」への支援				ICT機器等の活用に関する情報のまとめ、電子媒体資料を活用した情報公開
【キャリア班】 障害のある児童生徒のキャリア教育及び就労支援に関する研究班	(1)高校段階で求められる専門性の情報収集・整理	(2)中学、小学段階で求められる専門性の情報収集・整理 特別支援学校(小～高等部)におけるキャリア教育に関わる教員の指導力の向上に資する情報の収集	(3)キャリア教育に関わる教員の専門性の整理	障害のある児童生徒のキャリア教育に関わる教員の専門性を支える研究知見の普及 (1)教育資料(Q&A集)案の作成(6年度) (2)教育資料(Q&A集)の市販化・普及活動(7年度)	
【幼児班】 乳幼児期の特別支援教育に関する研究班	幼稚園等における特別支援教育の実態等に関する全国調査の実施	同左、全国調査の分析と結果の公表	幼稚園等における特別支援教育の充実につながる情報発信資料(実践ガイドブック等)の作成	情報発信資料の検証及び修正	
【外国人等班】 外国人につながるのある子供の特別支援教育に関する研究班	小中学校の特別支援学級に在籍する障害のある外国人児童生徒等の指導・支援等に関する事例研究(現状と課題等の整理) 「小中学校における障害のある外国人児童生徒等の支援体制等の現状について」の予備調査の実施	各調査結果により抽出した小中学校の特別支援学級及び通級による指導を利用している障害のある外国人児童生徒等への指導・支援等に関する事例研究 同左の調査の実施・整理	同左の調査の分析・考察	「障害のある外国人児童生徒等受け入れのための配慮事項(仮)」の作成・発行 ○小中学校版 障害のある外国人児童生徒等の受け入れの配慮事項を作成 ○「障害のある外国人児童生徒等受け入れのための配慮事項(仮)」に基づく研修コンテンツの作成	

NISE 研究レポート 国立特別支援教育総合研究所 研究活動総覧 (令和6年3月)



NISE 研究レポート
—国立特別支援教育総合研究所 研究活動総覧—
令和6年3月

特教研 B-404

<令和5年度終了課題>

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方に関する研究

【研究概要】

対象: 高等学校、進路先・連携先

目的: 進路先・連携先との連携を促進し、進路指導の課題の把握

調査1-1 予備的インタビュー調査

調査2 進路先・連携先に対する実証的調査

調査3 進路先・連携先に対する実証的調査

調査4 進路先・連携先への情報収集

研究結果報告書/ガイドブック作成/資料集の作成

今後の取組

進路に関する支援について、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する021」では、進路先で困難を抱える生徒がいることに触れつつ、学校段階から指導・支援を行うことや、進路先へ情報的な連携を行うこと、そのために特長との連携を行うことの重要性が指摘されている。

高等学校に焦点を当て、発達障害のある生徒の学校から社会への円滑な移行、その過程の中で必要となる連携の進め方を明らかにすることを目的に、3年と6つの調査を実施した。令和5年度は研究の最終年度となるため、これらの研究成果報告書にとりまとめると共に、ガイドブックと資料集を作成した。今後はガイドブックの出版準備を進める予定である。

2 資料集の作成・活用について情報収集を行う予定である。

4

8 を進めていく。

10

22

30



QRコードはこちら

研究成果の活用

研究成果の活用状況 及び 令和4年度終了研究課題の概要 (ほか)

研究成果の還元



研究成果は、事例集やリーフレット等としてウェブサイトに掲載しており、ダウンロードして活用ができます。また、メールマガジンでの発信や研修事業、研究所セミナーでも普及を図っています。



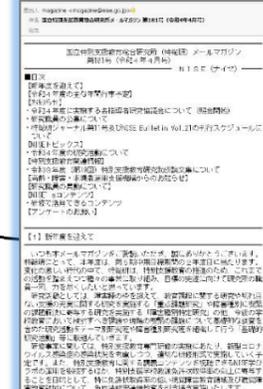
研究成果報告書



事例集



リーフレット



メールマガジン



刊行物 (市販)



研修事業



研究所セミナー

研究成果についてはこちらから御覧いただけます
https://www.nise.go.jp/nc/report_material



研究成果の活用状況① (令和2年度に終了した研究課題の研究成果の活用度に関するアンケート調査)

調査期間 令和6年3月6日～令和6年3月29日



- ・ 令和2年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、研究成果報告書、リーフレット、ガイドブック等（19の成果物）の活用状況について、調査を実施
- ・ 調査方法 当研究所のアンケートサーバー（調査URL）にアクセスして入力（回答）いただく
- ・ 調査対象 都道府県・指定都市・中核市の教育委員会
都道府県・指定都市の特別支援教育センター、教育センター
市区町村教育センター、教育研究所 計 744機関→270件の回答（回収率36.3%）

○19の成果物のうち、一つ以上の研究成果物について
「よく活用した」と回答した割合 35.6%
「活用したことがある」と回答した割合 80.7%

○「よく活用した」「活用したことがある」のいずれかで回答した成果物が4つ以上ある機関の割合 61.5%

○「よく活用した」「活用したことがある」のいずれかで回答した割合の高い成果物

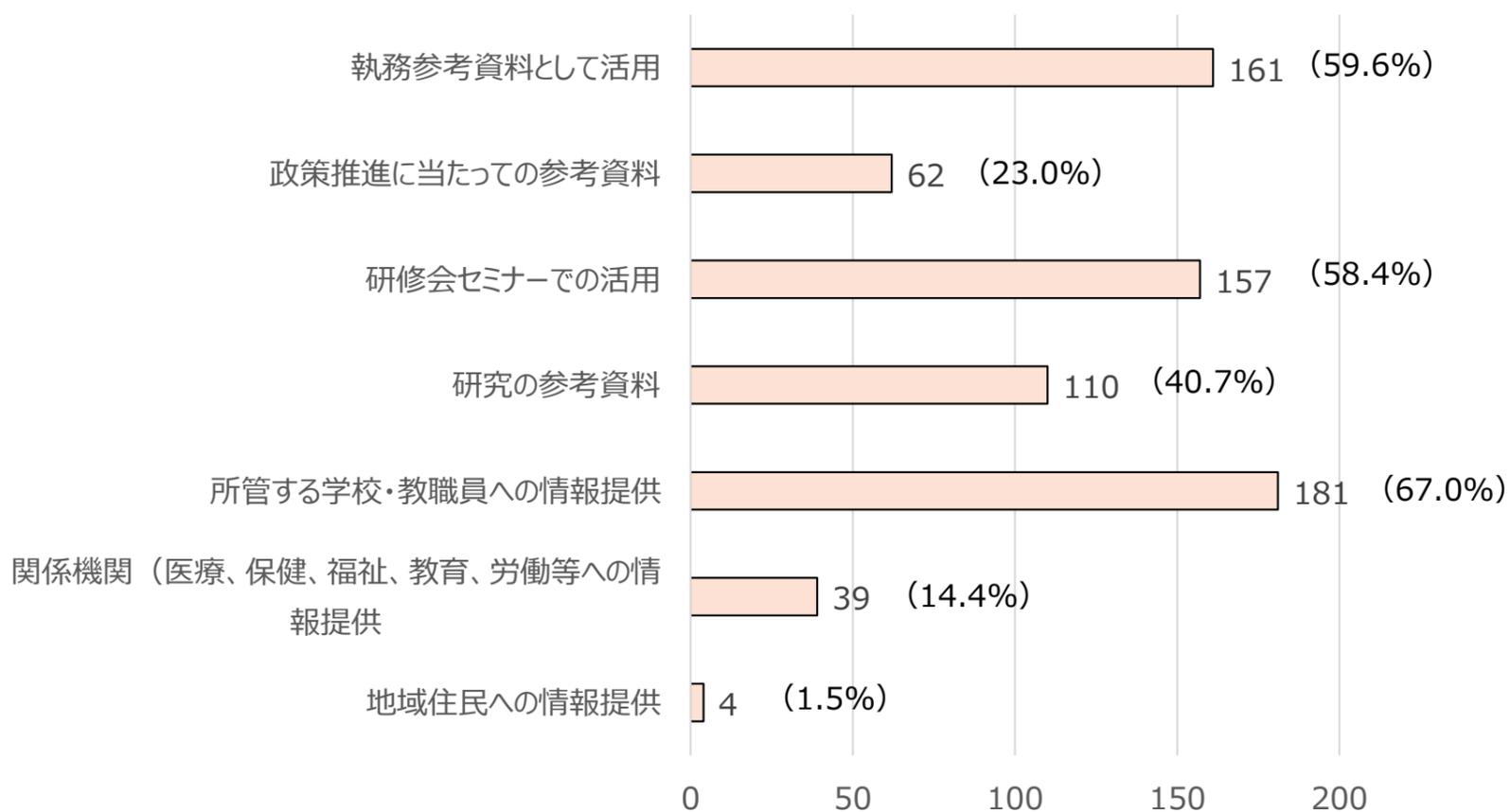


研究成果の活用状況② (令和2年度に終了した研究課題の研究成果の活用度に関するアンケート調査)

調査期間 令和6年3月6日～令和6年3月29日



活用の場面 主にどのような場面で活用できたか



(註)
・複数回答
・割合(%)は、回答があった270機関に対する割合

○研究成果報告書サマリー集
(令和4年度終了課題
5 課題掲載)



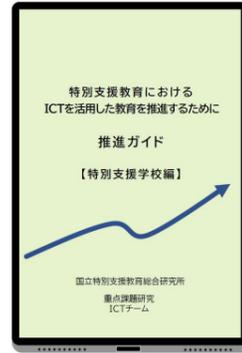
○リーフレット (通常の学級)
教科指導上の個に応じた配慮
の観点



○ガイドブック (教育課程)
特別支援学校の教育課程
編成・実践ガイドブック



○ガイドブック (ICT)
特別支援教育におけるICTを
活用した教育を推進するために
推進ガイド【特別支援学校編】



○研究成果報告書 (通常の学級)
通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究
(令和3～4年度)



○研究成果報告書 (教育課程)
学習指導要領に基づく教育課程の編成・実践・評価・改善に関する研究
(令和3～4年度)



○研究成果報告書 (ICT)
ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究 (令和3～4年度)



○研究成果報告書 (就学先決定)
障害のある子どもの就学先決定の手続きに関する研究
(令和3～4年度)



○研究成果報告書 (知的障害)
知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究
(令和3～4年度)



重点課題研究 (令和3年度～4年度)

通常の学級における多様な教育的ニーズにある子供の教科指導上の配慮に関する研究

1 研究の背景

通常の学級においても

- ・いじめ
- ・不登校
- ・障害のある子供 など

特別な配慮を必要とする子供が在籍



両面からの支援の充実が求められている

学習指導要領(平成29年・30年告示)では、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例が示された。また、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)(中教審第228)では、「個別最適な学び」と「学習の個性化」を学習者の視点から整理した概念としてまとめられている。

2 研究の目的

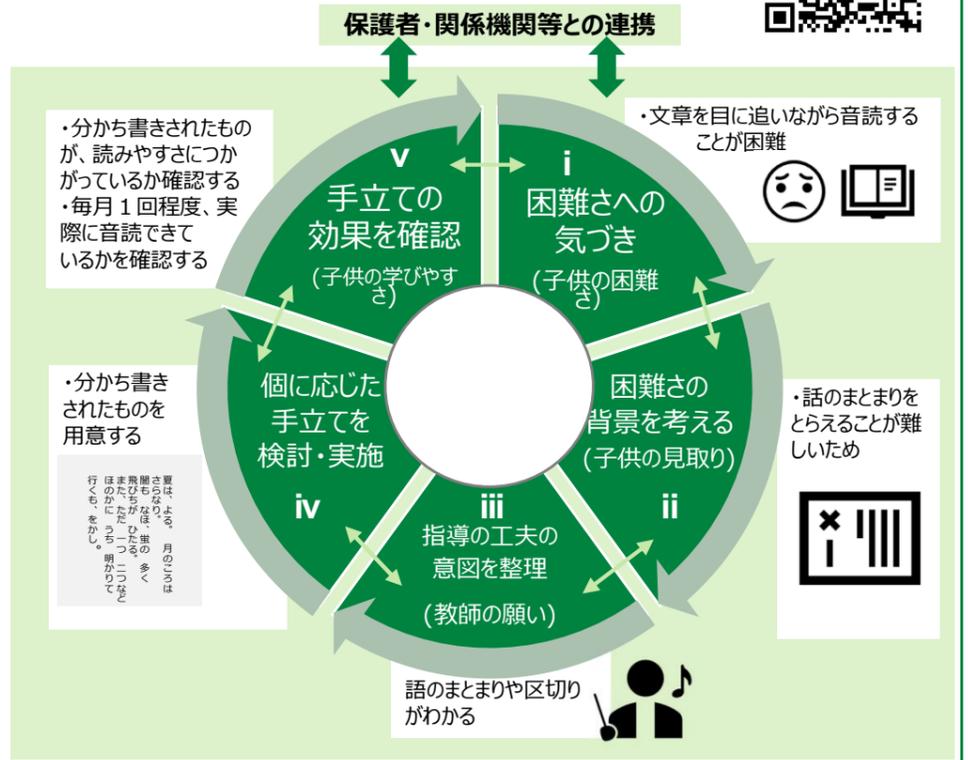
本研究では、小中高等学校等の通常の学級における教科指導において、多様な教育的ニーズに応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざした教育の保障という観点から、個に応じた配慮について検討し、「多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮」の考え方をまとめることを目的としている。また、個と集団を意識した環境づくりや、子供の思いや願いを踏まえた実践についても注目のする。

3 研究の方法

- 1 平成29・30年改訂学習指導要領各教科編の配慮事項の確認
- 2 教科指導法や合理的配慮の提供等に関する過去の実践・文献等の整理
- 3 「教科指導上の配慮」の検討に必要な観点の整理
- 4 研究協力機関及び研究協力校 (小学校 14校、中学校 7校、高等学校 6校) との協議
- 5 「教科指導上の個に応じた配慮」の考え方の提案
校種：小学校、中学校、高等学校等
教科：国語、算数・数学、理科、社会、外国語
※「個に応じた配慮」を考える流れ、「教科指導上の個に応じた配慮」の例示
- 6 子供の思いや願いを踏まえた実践に関する情報収集

4 「教科指導上の個に応じた配慮」の考え方

- 配慮を考える流れ (教科指導上の配慮の例 (小学校 国語))



2 研究の目的

本研究では「集団における指導」の観点から「教科指導上の個に応じた配慮」をまとめたことにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実するための個と集団の考え方の整理ができた。本研究で提案した「教科指導上の個に応じた配慮」の考え方では、学習活動を行う場合に生じる子供の「困難さ」に気づき、その「困難さの背景」を明らかにすることを重要視した。また、子供の得意なことや苦手なこと等を踏まえ、教師が目指す子供の学習の目標を整理して、個に応じた手立てを検討・実施することが求められる。さらに、その手立てについて、子供と共にその効果を確認することで、次の効果的な手立てにつながることを考える。

- このリーフレットは、重点課題研究「通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究」（令和3～4年度）において作成したものです。
- 成果報告書では教科指導上の個に応じた配慮の6つの観点を参考に、各教科における配慮の具体例を紹介しています。

通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の学びを支えます

教科指導上の個に応じた配慮の観点

- どの子にもわかりやすい授業
- 多様な教育的ニーズのある子どもの実態把握
- 集団全体への配慮・支援と個に応じた配慮・支援
- 互いに認め合い、支え合える学習環境
- 合理的配慮とその理解となる環境整備
- 子供の思いや願いの受け止め

このリーフレットは、国立特別支援教育総合研究所が実施した重点課題研究「通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究」（令和3～4年度）の研究成果に基づいて作成したものです。成果報告書では教科指導上の個に応じた配慮の6つの観点を参考に、各教科における配慮の具体例を紹介しています。

国立特別支援教育総合研究所
NISE: National Institute of Special Needs Education

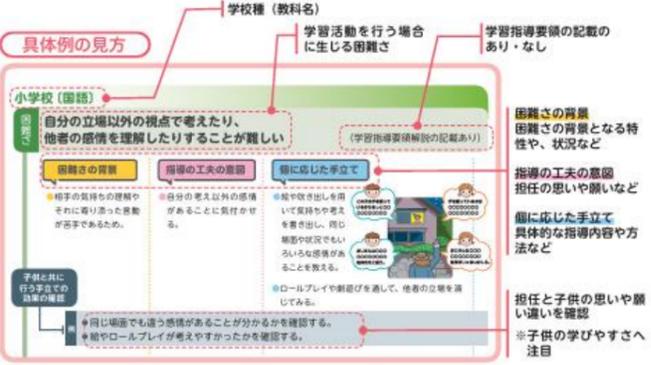
「教科指導上の個に応じた配慮」を考える流れ

「教科指導上の個に応じた配慮」を考える流れを整理しました。図は、配慮を考える全体像をとらえるために作成しています。iからvの数字は、説明のために付記したものです。それぞれの項目が一方向的に流れるものではなく、行き来しながら配慮が検討されることを願っています



- 子供の困り感への気づき**
担任は、個々の子供たちの学習の様子を観察し、学習活動に「参加」することが困難な子供や、担任の指示どおりに学んでいない子供、独自の学び方等をしている子供がいることに気付くことが重要です。中には、子供自身に困難さの自覚がない場合や、苦手なことに対して過度な不安を抱いている子供もいます。子供の得意なことや苦手なことへの気づきを促す声かけ等を通して関わります。
- 子供の見取り（困難さの背景）**
困難さがある子供について、その困難さの背景を考えることで、適切な指導や必要な支援につながります。困難さの背景を考えるためには、「観察」、「面接」、「検査」といった方法があります。担任だけではなく、複数の教員と連携・協働することが必要です。
- 担任の思いや願いの整理（指導の工夫の意図）**
子供の学習活動への参加や、学習内容の理解に向けて、担任の思いや願いを整理し、個々の子供の得意なことや苦手なこと、特性を踏まえた、指導の工夫の意図を整理します。
- 個に応じた手立ての検討・実施**
個々の子供の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法や教材、学習時間等を柔軟に検討・実施します。子供の自尊感情に配慮しながら手立ての必要性や内容、方法を提案し、合意形成を図りながら決定する必要があります。
- 手立ての効果の確認**
子供と共に「手立ての効果」を確認します。これにより、子供の学習意欲の向上や、主体的な学び、学校生活に対する安心につながることが期待されます。子供の「学びやすさ」にも配慮しながら手立ての必要性や内容、方法を確認すると効果的です。

各教科における配慮の具体例



小学校（国語）

自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりすることが難しい

（学習指導要領解説の記載あり）

- 困難さの背景**
 - 相手の気持ちの理解やそれに寄り添った言葉が苦手であるため。
- 指導の工夫の意図**
 - 自分の考え以外の感情があることに気付かせる。
- 個に応じた手立て**
 - 絵や吹き出しを用いて気持ちや考えを書き出し、同じ場面や状況でもいろいろな感情があることを教える。
 - ロールプレイや劇遊びを通して、他者の立場を演じてみる。

子供と共に手立ての効果の確認

- 同じ場面でも違う感情があることが分かるかを確認する。
- 絵やロールプレイが考えやすかったかを確認する。
- 病気による心理的な不安定さや、人間関係形成の困難さがあるため。
- 他者の感情を理解する。
- ロールプレイを行い、役を担った人（他者）の感情を考える。
- 他者の気持ちや感情として、感じたことや考えたことを確認する。



QRコードはこちら
研究所HPにも掲載

重点課題研究 令和3年度～4年度

学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究

研究の背景・目的

改訂された学習指導要領に着実な実施に向けて、改訂の要点を踏まえた教育課程の編成・実施が各学校に求められる。また、教育課程の実施状況に基づく評価・改善などを通して、教育活動の質を向上させるカリキュラム・マネジメントの確立が重要となる。

本研究では、改訂された学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施状況の把握と、各学校の教育課程の編成・実施・評価・改善にかかる具体的な取組を明らかにするため、以下の2点を目的とした。

- ① 教育課程の編成・実施状況について、調査研究を通して状況を把握し、課題を整理する。
- ② 教育課程の編成・実施から評価・改善をどのように進めるか、事例研究を通してその具体的な取組を明らかにする。

研究の方法

研究1 質問紙調査

a. 特別支援学級を設置する小学校及び中学校
・それぞれ600校の特別支援学級担任に質問紙
・小3、小6、中3の児童生徒在籍校を抽出
・回答数 小195校(回収率32.5%)、中180校(回収率30.0%)

b. 小学部、中学部、高等部普通科を設置する公立の特別支援学校
・小学部及び中学部設置校 868校 →544校(回収率62.7%)
・高等部普通科設置校 812校 →481校(回収率59.2%)

研究2 事例研究

事例研究の協力機関として選定された学級・学校は、これまで本研究所の教育課程研究や研究員の情報収集により、教育課程の改善につながる取組を進めている学級・学校を選定



小・中学校 特別支援学級	特別支援学校	教育委員会								
教育課程 <ul style="list-style-type: none"> ● 当該学年の各教科の年間授業時数について、実施している割合 <table border="1"> <tr> <td>小3・小6</td> <td>どの教科も約8割～9割</td> </tr> <tr> <td>中3</td> <td>どの教科も約6割～8割</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 交流及び共同学習について、困難を感じる ● 交流先の児童生徒の保護者に対して、その目的や内容について理解・啓発を行う ● 交流及び共同学習の授業において教科等の指導目標を活性化 	小3・小6	どの教科も約8割～9割	中3	どの教科も約6割～8割	自立活動の指導 <ul style="list-style-type: none"> ● 自立活動の時間における指導の設定状況 ● 各教科等を合わせた指導の中で行っている学校は、特に知的特別支援学校が多い ● 自立活動の指導計画の作成において指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定するための取組 ● 学部や障害種に関わらず学級や学年などの話し合いが多い 評価方法の工夫も同様 準ずる教育課程 <ul style="list-style-type: none"> ● 小学部(第3・6学年)、中学部(第3学年)における年間授業時数、及び高等部における増単・減単している教科・科目とその理由 <table border="1"> <tr> <td>小・中学部</td> <td>家庭科、体育科、総合的な学習の時間等の中央値が、標準値より少ない傾向</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>数学Ⅰや現代の国語等で増単している傾向</td> </tr> </table>	小・中学部	家庭科、体育科、総合的な学習の時間等の中央値が、標準値より少ない傾向	高等部	数学Ⅰや現代の国語等で増単している傾向	カリキュラム・マネジメントの課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学部及び高等部のカリキュラムマネジメントを進めるにあたって ● 自校の教員のカリキュラム・マネジメントに関する専門性が不足している ● システムが構築できていないと感じている教務主任が多い状況が把握できた 知的障害の教育課程及び自立活動を主とした教育課程 <ul style="list-style-type: none"> ● 各教科の授業時数 ● 聴覚障害特別支援学校の国語科が多く音楽科が少ない ● 知的特別支援学校の生活科や体育・保健体育科が多い ● 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校では体育・保健体育科が少ない傾向
小3・小6	どの教科も約8割～9割									
中3	どの教科も約6割～8割									
小・中学部	家庭科、体育科、総合的な学習の時間等の中央値が、標準値より少ない傾向									
高等部	数学Ⅰや現代の国語等で増単している傾向									
		教育課程等の管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科等の授業時数の内訳を「算出している」教育委員会 <table border="1"> <tr> <td>特別支援学級を設置する教育委員会</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校を設置する教育委員会</td> <td>33.3%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 各学校が編成する教育課程を管理、執行する教育委員会の役割は重要であり、届け出の様式を含めて、各学校の教育課程の把握内容を検討することも課題であると考え 	特別支援学級を設置する教育委員会	15%	特別支援学校を設置する教育委員会	33.3%				
特別支援学級を設置する教育委員会	15%									
特別支援学校を設置する教育委員会	33.3%									

今後の展望として、関係法規や学習指導要領の規定の理解を促す取組を検討することが必要であり、各学校がこれらの規定をどのように踏まえ、どのような根拠で授業時数を算出しているかなどの視点から分析し、次期学習指導要領の改訂に向けた論点を提言することが必要であると考え。

- 本ガイドブックは、重点課題研究「学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究」（令和3年度～4年度）の研究成果報告書の一部として作成したものです。
- 教育課程の編成・実施に関する**基本的な事項**についてまとめ、教育課程の**改善に取り組んだ特別支援学校の事例**を紹介しています。

特別支援学校の教育課程編成・実施ガイドブック

令和5年3月
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

QRコードはこちら
研究所HPにも掲載

第1章 学習指導要領と教育課程

- 学習指導要領に基づく教育課程の編成
- 社会に開かれた教育課程の実現
- 育成を目指す資質・能力
- カリキュラム・マネジメントの確立
- 重複障害者等に関する教育課程の取扱い
- 個別の指導計画の作成

第2章 特別支援学校における教育課程編成の考え方

- 教育課程とは
- 実態に応じた教育課程の編成
- 自立活動の指導
- 各教科等の合わせた指導
- 障害のある児童生徒の教科書

第3章 特別支援学校における教育課程の改善に係る取組

- 事例1 教育課程の改善に係る学校組織としての取組
- 事例2 準ずる教育課程における教科横断的な視点で取り組む総合的な学習の時間
- 事例3 知的障害特別支援学校の各教科を中心とし編成した教育課程
- 事例4 自立活動の指導の充実

第4章 特別支援学校の教育課程編成を支える管理職及び教育委員会の役割

- 管理職の役割
- 教育委員会の役割

とがける、に教育、準にを考、的なが、めがそれ、学、て、し、学、部、小、こ、出、合、て、の、実、効、力、に、関、し、て、い、ま、す。

重点課題研究（令和3年度～4年度）

ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究



■背景：GIGAスクール構想によるICT環境の拡充 — 1人1台端末の整備—

GIGAスクール構想は「全ての人にグローバルで革新的な入口を」（Global and Innovation Gateway for All）と謳われており、そこでは多彩な子供たち（特別な支援を必要とする子供を含む）を誰一人取り残すこと無く、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指している。全ての教員に求められるものであり、学校全体としてICT活用の推進に向けて取り組むための知見の提供が必要であると考えられた。

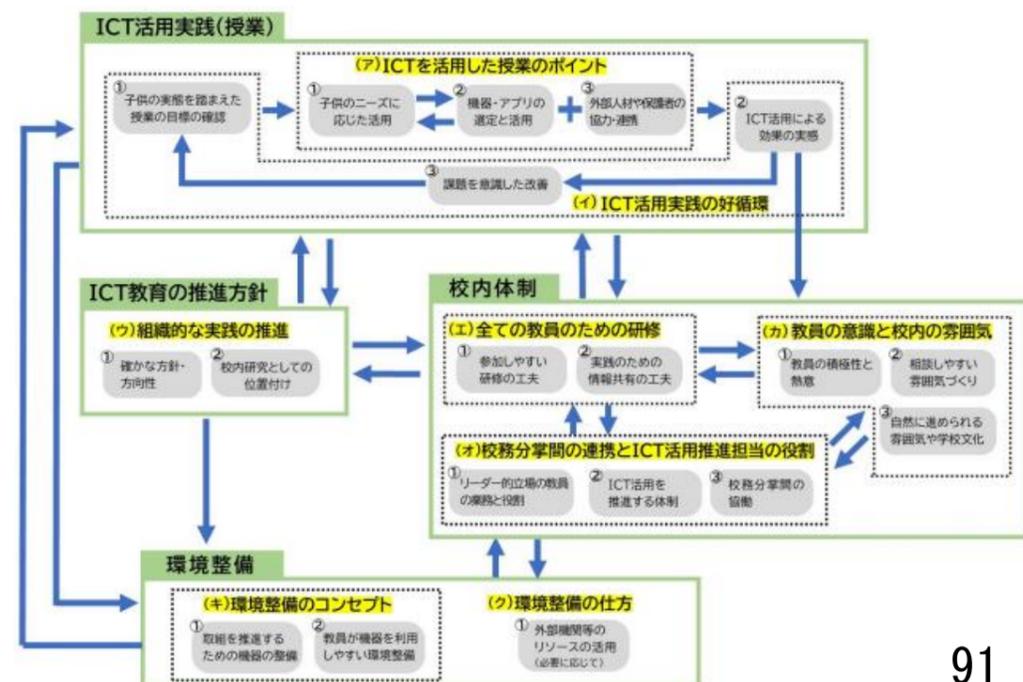
先行研究や市販の参考図書などのレビュー

事例紹介は多くある一方で、学校における取組の進め方についての情報が殆ど紹介されていない

研究の成果

●ICT活用を推進するためのプロセスモデルを提案

研究協力機関である青森県の全ての特別支援学校に配置された「ICT活用教育推進リーダー」の意見等から「ICT活用の推進に向けた10の視点」を抽出
全国の都道府県教育から、1人1台端末環境下において特色あるICT活用の取組の推薦を得て、上記の視点を踏まえた聞き取り調査を実施した上で質的分析方法によりプロセスモデルを提案



●ガイドブックの作成

『特別支援教育におけるICTを活用した教育を推進するために 推進ガイド【特別支援学校編】』を作成



活用について

- 複数人でチェックを付け、重点的に取り組む優先順位をや具体的な方法を協議
- 先進的に取り組んでいる学校のアイデアや工夫をヒントに
- 都道府県教育委員会でICT活用推進のための指導助言や必要な施策を自治体で検討する際の状況の把握の参考に

← 推進ガイド

相談しやすい雰囲気づくり

計画から実践までサポート

機器を使用する場合には、計画段階から情報部のメンバーが身近にいて、こんな機器がある、こんなふうに使えということ伝えてあげています。実際の授業にも、情報部がついて行うなど支援を行っています。

相談シートの活用

ICT活用相談シートを作って、困っていることがあれば提出してもらっています。出された相談にはしっかりと時間をとって対応しています。

特別支援学校におけるICT活用を推進するための必要な観点 チェックリスト

観測項目	観測内容	観測結果	備考
1. 学校のICT環境	ICT環境整備状況		
2. 教員のICT活用能力	ICT活用推進体制		
3. 学校全体のICT活用推進に向けた取組状況	ICT活用推進の取組		



背景

- 障害のある子どもや外国につながる子どもとその保護者にとって、就学に関する不安や悩みは大きい。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の構築において就学先決定手続きの検討は重要

目的

- ① 全国の市区町村教育委員会における就学先や学びの場の決定手続き等に関する現状と課題を明らかにする。
⇒ 質問紙調査（令和3年度 対象：市区町村教育委員会1,740、解答数：748、回収率：43.0%）
- ② 質問紙調査結果等から特色ある取組をしている教育委員会を訪問し、好事例を収集、整理する。
⇒ 訪問調査（令和4年度 対象：特色ある取組をしている10市町）
- ③ 調査結果を全体的に考慮し、就学先や学びの場の決定手続き等に関する全国的な現状と課題、好事例としての市区町村の取組等を取りまとめた研究として情報提供を行う。

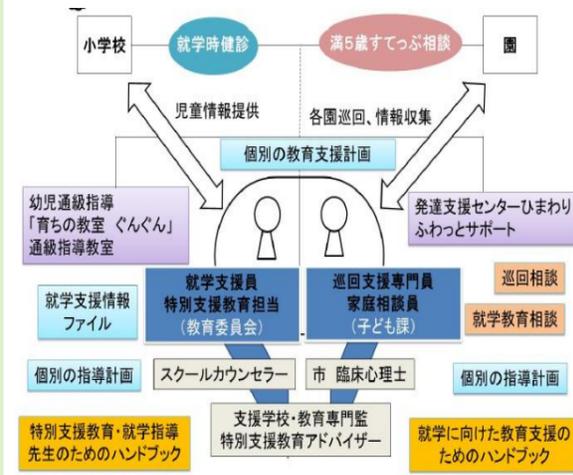
子どもと保護者が安心して就学を迎えるための提言をしたい！

研究の方法

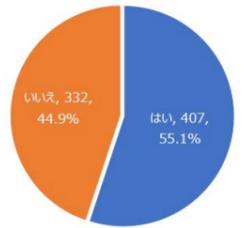
- 1 乳幼児期から就学期まで、関係機関の連携により切れ目ない支援が実現している。
- 2 教育委員会が乳幼児期から親子に関わるしくみがある。
- 3 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の支援とをつなぐしくみがある。
- 4 就学に関する手続きや小学校の生活や学びに関する情報が十分に提供され、子どもや保護者が見通しを持つことができる。
- 5 就学後の学びの場の変更が柔軟になされる。
- 6 外国につながる親子については、上記 1 から 5 に加えて、親子が理解できる言語を用いた実態把握や情報提供がなされる。

1 2

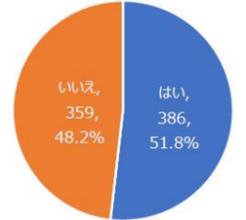
教育委員会と福祉子ども課の連携（大館市）



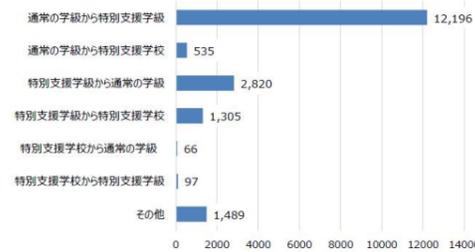
3 小学校と情報共有するためのツールの作成と活用状況（質問紙調査）



4 保護者対象の説明会やガイダンスの有無（質問紙調査）



5 就学後の学びの場の変更の状況（質問紙調査）



6 外国人保護者向けパンフレット（真岡市）



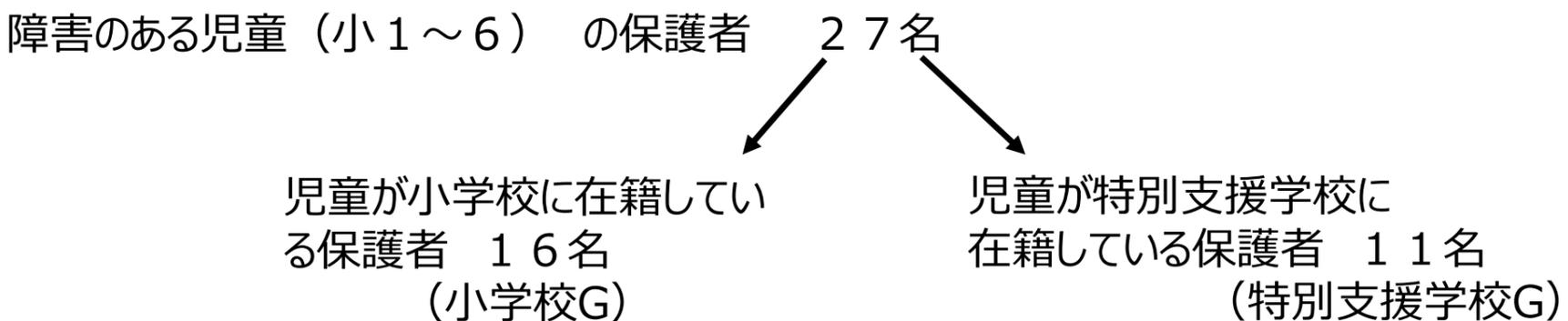
児童生徒及び保護者との連携 ①

□ 就学先決定の際に教育委員会と保護者との間でどのような「ズレ」が生じ、その「ズレ」を解消するためどのような方策があるかを検討するため、児童の保護者を対象に調査(註1)

【調査対象】

障害のある児童（小学校（小学部）第1学年から第6学年）の保護者のうち、国立特別支援教育総合研究所(2020) (註2) で聞き取り調査をした療育機関の紹介、且つ質問紙調査にも回答した保護者の中から、本研究の趣旨を説明した上で、調査に協力する同意を得られた者。

(註2) B-336 教育相談・就学指定先決定に関する研究（平成30年度～令和元年度地域実践研究）



(註1)

令和元年度地域実践研究「教育相談・就学先決定（平成30年度～令和元年度）」研究成果報告書に掲載した「第4章 教育相談・就学先決定における現状と課題（2）－保護者への質問紙調査及びフォーカス・グループ・インタビューから－」を加筆・修正

国立特別支援教育総合研究所研究紀要 第48巻(2020):保護者への調査からみられる就学先決定に関する課題とその解決に向けた考察－フォーカス・グループ・インタビューによる調査の結果から－(坂井・李ほか)

※「1 児童生徒及び保護者との連携⑥」のシートについては、註1及び註2の報告書等から内容を抜粋・配置変更などをして提示したもの

児童生徒及び保護者との連携 ②

保護者の就学に係る教育相談時の気持ち

質問：お子様の入学先を決める相談を始められた時のお気持ちはどうでしたか？

(小学校G)

ネガティブな発言が多く、特に「不安」という発言も多かった。



保護者が就学に向けての準備期間において、気持ちの揺れ動きが起こりやすいことを示唆している。

児童の特性をどう捉えるべきかという迷いや、これから成長する（変わる）のではないかと、この気持ちがあったため、我が子の学びの場選択肢に幅があり、学びの場を何処にするか迷いが生じていることが一因として考えられる。

(特別支援学校G)

「迷いはない」や「うれしい」などポジティブととらえられるような発言が多かった。



児童の障害の程度が比較的重いことが多く、障害発見も早期に行われることが多いため、障害に対する受容が早い段階から行われ、就学先の選択肢を特別支援学校に定めた保護者が多いことが発言からうかがえる。

児童生徒及び保護者との連携 ③

表4-3-1 就学に係る教育相談を始めたときの気持ち

小学校G

- 学校生活になじめるか不安だった (3)
- 就学先決定の時期が早いと思った (2)
- 特別支援学級でどのように成長していくのだろうか
- 迷いはなかった
- 就学する場に迷いがあった
- 見学に行ったので余裕をもって就学できた
- 就学先のイメージがわからなかった
- 学校でどのような支援が受けられるのか不安があった
- 学校の設備や介助に不安があった
- 知識もなく仕事をしていて相談の時間が取れなかった
- 就学先決定に不安があった
- 見学に行ったので安心した
- 友達に恵まれていた
- ついていけるか不安はあった

特別支援学校G

- 対応が遅いなと感じた (2)
- いよいよという感じ
- ちゃんと決めないといけない
- そういう時期が来たのか
- 就学先を決めるのが早いと感じた
- 悩むことはなかったが、どのように動いていいのかわからなかった
- どこに相談したらいいか分からなかった
- 就学先を迷っていた
- 市の人が進めた
- 就学先を決めていた
- 特別支援学級は厳しいと思っていた
- 先のことを考えて特別支援学校に決めた
- 迷いはなかった
- うれしい気持ちだった
- ドキドキしていた
- 自立させたいと思った

※各発言の文脈から判断し、文頭の「○」は概ね肯定的（ポジティブ）な意見か、どちらでもないと受け取れる意見、「●」は否定的（ネガティブ）な意見として区別した。

表4-3-2 就学相談を始めたときの気持ちに関する発言例（抜粋）

小学校G (特別支援学級)	○特別支援学級で本人のペースでやってくれればいいなと思いつつも、 <u>学校生活や他の友達だったり、なじんでくれるかなという不安がありました。</u>
小学校G (通常の学級)	○5歳ごろから考えないといけないなと思いつつ、 <u>ちょっと早いというか、心の準備ができていなくて、でももうそろそろ決めていかないとおけないという時期にきて、ちょっと自分自身においついていかない。</u>
小学校G (通級指導教室)	○小学校の設備や介助に不安があった。双子なのでできるだけ一緒に地域の小学校へ通ってほしいという願いがあった。 <u>やっていけるのか不安があった。</u>
特別支援学校G	○ <u>いよいよだなという気持ち。幼稚園4年間通ってて、ある意味、ここがゴールという感じが</u> あったので、 <u>やっとという感じが</u> あった。
特別支援学校G	○私の子どもは言葉も話せませんし、歩けませんので、その辺は覚悟はきまっていたので、どこにするかというあれはなく、はい、そうですね。ようやく小学校に入れるという、進める学校があるんだなというのだなという気持ちだったので、 <u>特に迷いはなかった</u> ので、はい。
特別支援学校G	○（略）市からのこういうふうにしてくださいみたいなのが、対応が遅いなと思いました。4月じゃなくて、もっと2年前とかにしてくれたら、うーんと、例えば、支援、まあ、自分から行く人もいるみたいですけど、やっぱり就学前で年長さん、年中さんの時期はぜんぜんそんなこと考えてなくて、 <u>どういう風なのかもわからなかった</u> ので、今思うと年中のころからやりたかったなという、就学を考えたかっていうのがあって、支援学級の方の見学も支援学校の方の見学も、支援学級の見学なんて11月ぐらいだったので、12月までに決めなければいけないのに、11月に見学って、それって遅いんじゃないかなと思いました。

※上記は保護者の発言をそのまま記述している。

障害種別特定研究（令和3年度～4年度）

知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究



背景	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資質・能力の育成状況を把握し、指導の配膳を図る ■ 現在求められている単元づくりや学習評価の方法を確立する ■ 一人一人の障害の状態に応じて、生活上の課題をもとに学習する教育を進める ■ 学習評価方法の標準化ではなく、それぞれの子供の実態に応じた方法が求められる 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国学習指導要領に示された目標・内容との関連性 ■ 指導内容の妥当性を高める学習評価の方法と留意点 <p>以上を中心に検討し、知的障害のある児童生徒に対する教科別の指導及び各教科等を合わせた指導における学習評価の方法について、工夫や課題点を示す。</p>
----	--	----	--

研究A 国内及び国外文献調査による理論研究	学習評価の基本的な考え方	検討すべき課題	研究B 単元づくりの課題と単元作成プロセスの検討	課題の整理	プロセスモデルの検討	検討すべき課題
	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単元で扱われた教科の目標・内容 ● 観点別学習状況の評価が基本 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害のある児童生徒の学習評価は文章による記述 ● 基本は小中学校と同様 	<ol style="list-style-type: none"> 1 単元目標、評価規準の設定方法の検討 →実態差がある児童生徒の学習集団が対象 2 各教科等以外の力の評価の検討 →日々の生活の質が高まるよう指導することや、生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据える 3 基本的な知見を踏まえた、単元作成プロセスの在り方とそのバリエーションの可能性 4 評価規準の設定方法と学習評価方法の関係 		<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の実態に応じた単元目標の設定 2 評価の作成 3 各教科等を合わせた指導で取り扱う教科等の整理 4 教員間の情報の共有と各教科等との関連 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導目標の設定 ● 評価規準の作成の工夫や留意点を提示 <p>「教科別の指導」と「各教科等を合わせた指導」では各々留意点等が異なる。</p> <p style="text-align: center;">指導携帯ごとに「単元作成プロセスモデル」を作成する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習指導要領を踏まえた単元計画の作成や授業づくり ● 評価規準の設定や学習評価の実施を支援 <p style="text-align: center;">「単元プロセスモデル」をもとに「単元計画シート」を作成する</p>

研究C 単元づくりと学習評価に関する事例研究	課題の整理	プロセスモデルの検討																												
	<ol style="list-style-type: none"> 1 一人一人の児童生徒への付いた力を意識した上で、学習指導要領の目標・内容と関連付け単元目標の設定の実施 2 特別新学校小学部、中学部 学習評価参考資料（文部科学省,2020）に示された観点別学習状況の評価の実施 3 学習指導要領に示されている目標・内容を踏まえた、単元づくりと学習評価を行う際の工夫や課題点の考察 4 実践に関わる資料提供 	教科別の指導における単元作成と学習評価	各教科等を合わせた指導における単元作成と学習集団																											
		<table border="1"> <tr> <th>事例</th> <th>教科</th> <th>特徴</th> </tr> <tr> <td>事例1</td> <td>中学部 国語科</td> <td>● 段階別に評価規準を設定 ● 生徒の自己評価も含めた学習評価</td> </tr> <tr> <td>事例2</td> <td>算数科</td> <td>● 取り扱う内容の段階が一つの集団に共通の評価規準を設定 ● ABCの標語で評価レベルに分けて学習評価</td> </tr> <tr> <td>事例3</td> <td>社会科</td> <td>● 取り扱う内容の段階が複数の集団に共通の評価規準を設定 ● 個別に指導目標を立てて学習評価</td> </tr> </table>	事例	教科	特徴	事例1	中学部 国語科	● 段階別に評価規準を設定 ● 生徒の自己評価も含めた学習評価	事例2	算数科	● 取り扱う内容の段階が一つの集団に共通の評価規準を設定 ● ABCの標語で評価レベルに分けて学習評価	事例3	社会科	● 取り扱う内容の段階が複数の集団に共通の評価規準を設定 ● 個別に指導目標を立てて学習評価	<table border="1"> <tr> <th>事例</th> <th>指導</th> <th>特徴</th> </tr> <tr> <td>事例1</td> <td>生活単元学習</td> <td>● 取り扱う内容が複数の集団に共通の評価規準を設定 ● 個別に達成状況の評価</td> </tr> <tr> <td>事例2</td> <td>遊びの指導</td> <td>● 重複障害のある児童に共通の評価規準を設定 ● 個別に達成状況の評価</td> </tr> <tr> <td>事例3</td> <td>作業学習</td> <td>● 段階的に評価規準を設定 ● 生徒の自己評価も含めた学習評価</td> </tr> <tr> <td>事例4</td> <td>生活単元学習</td> <td>● 取り扱う内容の段階が複数の集団に生活年齢に応じた共通の評価規準を設定 ● 段階別評価規準を用いて学習評価</td> </tr> </table>	事例	指導	特徴	事例1	生活単元学習	● 取り扱う内容が複数の集団に共通の評価規準を設定 ● 個別に達成状況の評価	事例2	遊びの指導	● 重複障害のある児童に共通の評価規準を設定 ● 個別に達成状況の評価	事例3	作業学習	● 段階的に評価規準を設定 ● 生徒の自己評価も含めた学習評価	事例4	生活単元学習	● 取り扱う内容の段階が複数の集団に生活年齢に応じた共通の評価規準を設定 ● 段階別評価規準を用いて学習評価
事例	教科	特徴																												
事例1	中学部 国語科	● 段階別に評価規準を設定 ● 生徒の自己評価も含めた学習評価																												
事例2	算数科	● 取り扱う内容の段階が一つの集団に共通の評価規準を設定 ● ABCの標語で評価レベルに分けて学習評価																												
事例3	社会科	● 取り扱う内容の段階が複数の集団に共通の評価規準を設定 ● 個別に指導目標を立てて学習評価																												
事例	指導	特徴																												
事例1	生活単元学習	● 取り扱う内容が複数の集団に共通の評価規準を設定 ● 個別に達成状況の評価																												
事例2	遊びの指導	● 重複障害のある児童に共通の評価規準を設定 ● 個別に達成状況の評価																												
事例3	作業学習	● 段階的に評価規準を設定 ● 生徒の自己評価も含めた学習評価																												
事例4	生活単元学習	● 取り扱う内容の段階が複数の集団に生活年齢に応じた共通の評価規準を設定 ● 段階別評価規準を用いて学習評価																												

総合考察	児童生徒の学習内容と、指導要領の関連性を高める	単元目標と評価規準の関連	知的障害教育における学習評価	今後の課題	各教科等の学習状況の把握と個別の指導計画との関連	児童生徒の目標・内容の取扱いと教育的効果	単元・1単位授業それぞれの目標と評価規準の設定	委託研究	児童生徒の主体的な学習を促す授業づくりと学習評価に関する研究－つきたい力の指導と評価	学習評価の効果的活用に向けて－「主体的に学習に取り組む態度」の評価におけるキャリア発達視点と「対話」の意識
------	-------------------------	--------------	----------------	-------	--------------------------	----------------------	-------------------------	------	--	---

研究成果の活用度に関するアンケート調査のご協力のお願い

- 令和4年度に終了した研究課題の研究成果及びガイドブック・パンフレット等の活用状況調査を実施予定
- 調査依頼を、令和7年2月頃に予定、
- 依頼先 各都道府県・指定都市の教育委員会教育長、特別支援教育センター長、教育センター長
各中核市教育委員会教育長
各市区町村教育センター長、教育研究所長
- 回答期間は、おおよそ3月中にご回答いただくことを想定
- 回答方法 調査依頼時にお送りするURLからご回答 又は 研究所HPからアンケートサーバーへアクセスいただきご回答

【アンケートのイメージ】

① 令和4年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、リーフレット、研究成果報告書（Webサイト掲載）などの内容は、例えば下記のような場面で用いられ、貴機関や学校等で活用できましたか？

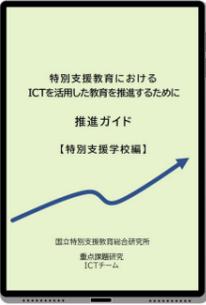
<p>活用の場面</p> <ul style="list-style-type: none"> 執務参考資料として活用 政策推進に当たっての参考資料 研修会やセミナーでの活用 研究の参考資料 所管する学校・教職員への情報提供 関係機関（医療、保健、福祉、教育、労働等）への情報提供 地域住民への情報提供 など

② 主にどのような場面で活用しましたか、あるいは活用する予定ですか？（複数回答可）

- 1. 執務参考資料として活用
- 2. 政策推進に当たっての参考資料
- 3. 研修会やセミナーでの活用
- 4. 研究の参考資料
- 5. 所管する学校・教職員への情報提供
- 6. 関係機関（医療、保健、福祉、教育、労働等）への情報提供
- 7. 地域住民への情報提供
- 8. その他（ ）

③ ②で活用した場合、どのように活用したか、活用例を一つ取り上げて、下の欄に具体的に記述ください。

活用の具体例

ICT	<p>（令和4年度終了課題）</p> <p>特別支援教育におけるICTを活用した教育を推進するために 推進ガイド【特別支援学校編】</p> 		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> よく活用した <input type="checkbox"/> 活用したことがある <input type="checkbox"/> これまで活用していないが、今後、具体的に活用の予定がある <input type="checkbox"/> これまで活用していないし、これからも活用の予定はない
-----	---	---	---

研修事業について

1 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる**指導者の専門性の向上**

○特別支援教育専門研修

- ◆発達障害・情緒障害・言語障害教育コース
- ◆知的障害教育コース
- ◆視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース

○インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナー

- ◆特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会のある児童生徒の対応
- ◆高等学校における通級指導による指導に関わる指導者研究協議会
- ◆交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- ◆発達障害教育実践セミナー

○連携研修

- ◆特別支援学校寄宿舎指導実践協議会（全国特別支援学校長会との連携研修）

2 各都道府県等が実施する教員の**資質向上に関わる支援**

○インターネットによる講義配信「NISE学びラボ～特別支援教育eラーニング～」

○免許法認定通信教育



特別支援教育 専門研修

◆発達障害・情緒障害・言語障害教育コース

期間：令和6年5月13日～令和6年7月12日

◆知的障害教育コース

期間：令和6年9月10日～令和6年11月15日

◆視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース

期間：令和7年1月8日～令和7年3月14日



- ・発達障害・情緒障害教育専修プログラム
- ・言語障害教育専修プログラム



- ・知的障害教育専修プログラム



- ・視覚障害教育専修プログラム
- ・聴覚障害教育専修プログラム
- ・肢体不自由教育専修プログラム
- ・病弱教育専修プログラム

各研修の実施形態は、
開始2週間をオンライン
、中間4週間を来所、後
半3週間をオンラインと
して、実施予定

【カリキュラム内容】

○共通講義

- ・特別支援教育についての基本的な事項
- ・国の施策、喫緊の課題へ対応する内容
- ・インクルーシブ教育システム充実に向けた
- ・各障害種教育論
- ・心理、生理及び病理
- ・研修成果の還元
- ・実地研修
- ・研究協議

○各専修プログラムの専門領域

- ・教育理論（基礎理論、生理・病理、心理）
- ・教育実践
- ・学校経営
- ・実地研修
- ・課題研究

【研修修了1年後のアンケート】

対象	質問	回答
R4年度 研修修了者	研修成果を 教育実践等 に反映できているか	①とてもそう思う 44.8% ②そう思う 52.9% ③あまりそうは思わない 1.0% ④そうは思わない 0.5%
受講者の所属長 (学校長等)	研修成果を 教育実践等 に反映されているか	①とてもそう思う 52.4% ②そう思う 47.6% ③あまりそうは思わない 0.0% ④そうは思わない 0.0%
受講者の任命権者 (教育委員会等)	研修や研究会等の企 画・立案、講師としての 参画など、 指導的役割を 実現 できていると思うか	①とてもそう思う 38.7% ②そう思う 60.2% ③あまりそうは思わない 1.1% ④そうは思わない 0.0%

科目区分		視覚 (註)	聴覚 (註)	肢体 (註)	病弱 (註)	知的 (註)	発達 (註)	言語 (註)
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1単位						
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	2単位	2単位	1単位	1単位	1単位	-	-
	心身の障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	-	-
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2単位						
	心身の障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2単位						

(註) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース
 視覚：視覚障害教育専修プログラム
 聴覚：聴覚障害教育専修プログラム
 肢体：肢体不自由教育専修プログラム
 病弱：病弱教育専修プログラム
 知的障害教育コース
 知的障害教育専修プログラム
 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース
 発達障害・情緒障害教育専修プログラム
 言語障害教育専修プログラム

【参考】教職員免許法別表第七（第六条関係）

第一欄	特別支援学校教諭	備考		
		専修免許状	一種免許状	二種免許状
第二欄	有することを必要とする特別支援学校の教員の（二種免許状の授与を受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員）の免許状の種類	一種免許状	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状
第三欄	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員（二種免許状の授与を受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	3	3
第四欄	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	15	6	6

指導者研究協議会 等

○インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会等

①特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会（募集人員：70名）

<目的> 各都道府県教育委員会・センター等の指導主事及び指導的立場にある幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員を対象に、特別支援教育における教育支援機器等の活用に関する専門的知識を深め、各地域における指導・支援の充実に図る。
 <期間> 令和6年7月25日～26日

③交流及び共同学習推進指導者研究協議会（募集人員：80名）

<目的> 各都道府県教育委員会・センター等の指導主事及び指導的立場にある幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員を対象に、研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進を図る。
 <期間> 令和6年11月27日 * オンライン実施

②高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会（募集人員：70名）

<目的> 各都道府県等において、高等学校における通級による指導に関わる指導主事及び担当教員を対象に、研究協議等を通じ、担当者の専門性の向上及び高等学校における通級による指導の理解推進を図る。
 <期間> 令和6年8月29日～30日

④発達障害教育実践セミナー（募集人員：70名）

<目的> 本セミナーは、教師の人材育成を担う都道府県・指定都市の教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事等を対象とし、通常の学級における発達障害教育の充実に向けた人材育成に関する取組の推進に寄与する。
 <期間> 令和7年1月30日 * オンライン実施

○校長会との連携研修

⑤特別支援学校寄宿舎指導実践協議会（募集人員：オンライン配信、PMの対面 50名程度）

<目的> 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実に図る。
 <期間> 令和6年8月23日 * 基調講演、事例報告 AM：オンライン配信、研究協議 PM：対面のみ

インターネットによる講義配信 NISE学びラボ ～特別支援教育eラーニング～

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニングを行っています。



NISE 学びラボの登録はこちらから

講義コンテンツ分類

- ① 特別支援教育全般
- ② 障害種別の専門性
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導

団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。

動画と連動して講義内容のスライドが示される。

講師の映像が動画で示される。

講師が話す内容がテキストとして示される。

スマートフォンのタブレット端末にも対応

前後のスライドがスクロールする。

スライド及びテキストの内容はPDF形式でダウンロードできる。

映像講義のイメージ

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級（知的障害）の担任になったら
4	特別支援学級（自閉症・情緒障害）の担任になったら
5	特別支援学校の教師になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	すべての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育
11	これから教師になる人たちのために



2024年3月に研修の手引きを発行

講義コンテンツ一覧



【172 コンテンツ】



特別支援教育全般

インクルーシブ教育システム関連 【23コンテンツ】 1コンテンツ：9'18"～42'21"	幼児期における特別支援教育 【5コンテンツ】 1コンテンツ：19'54"～32'03"	役割と連携 【3コンテンツ】 1コンテンツ：26'05"～39'45"	各障害に関する諸検査 【4コンテンツ】 1コンテンツ：17'38"～23'38"
各学びの場における教育 【5コンテンツ】 1コンテンツ：20'49"～41'18"	高等学校段階における特別支援教育 【6コンテンツ】 1コンテンツ：20'03"～34'57"	発達、生理・病理 【4コンテンツ】 1コンテンツ：23'19"～45'38"	

【50 コンテンツ】

障害種別の専門性

視覚障害 【9コンテンツ】 1コンテンツ：16'28"～38'19"	肢体不自由 【9コンテンツ】 1コンテンツ：9'26"～23'13"	情緒障害 【4コンテンツ】 1コンテンツ：21'10"～39'35"
聴覚障害 【9コンテンツ】 1コンテンツ：18'05"～37'20"	病弱・身体虚弱 【6コンテンツ】 1コンテンツ：15'39"～25'11"	発達障害 【21コンテンツ】 1コンテンツ：14'09"～32'42"
知的障害 【16コンテンツ】 1コンテンツ：6'11"～27'19"	言語障害 【8コンテンツ】 1コンテンツ：17'14"～40'56"	重複障害 【12コンテンツ】 1コンテンツ：18'08"～35'40"

【94 コンテンツ】

通常の学級における学びの困難さに応じた指導

総論 【2コンテンツ】 1コンテンツ：16'38"～19'12"
小学校段階 【13コンテンツ】 1コンテンツ：12'51"～20'20"
中学校・高等学校段階 【13コンテンツ】 1コンテンツ：13'06"～23'05"

【28 コンテンツ】

1. ログイン画面

URL : https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online

付与されたIDとパスワードでログインします。
初めてのの方は、画面右「利用申請」から利用申請を行ってください。



2. コンテンツの選択

コンテンツ一覧から視聴したい講義のコンテンツを選択します。

団体申込みも可能です。
詳細は a-manabilabo@nise.go.jp まで



ログイン後のホーム画面です。
「コンテンツ一覧」のボタンを押します。

170以上の講義コンテンツが、「分類」→「コース」→「コンテンツ」という階層で整理されています。それぞれの階層リストから興味のある内容を選び、視聴したいコンテンツを選択します。

NISE 学びラボ 活用の広がり

特別支援教育に関する インターネット無料講義配信



「これから教員になる人」を対とした講義動画プログラムの提供を始めました！

国立特別支援教育総合研究所では、障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ」を公開しています。

「NISE 学びラボ」では、令和5年4月から、教員として採用される予定の学生など、これから教員になる方に向けて、インクルーシブ教育システムの基本や、各学校における特別支援教育の概要について学ぶことができる講義動画プログラム「これから教員になる人たちのために」の提供を新たに開始しました。

講義動画プログラム「これから教員になる人たちのために」は例えば、こんな活用の仕方があります！

- 活用例 1 **教育委員会の採用前研修での視聴動画として**
- 活用例 2 **教職実践演習等、大学の教職課程の授業の視聴動画として**
- 活用例 3 **教員になる予定の方の自己学習の視聴動画として**

「NISE 学びラボ」は、教育委員会、大学等で団体登録をすることで、プログラム受講者の講義動画の視聴状況を、研修の主催者でモニタリングすることができます（個人で登録、視聴いただくことも可能です）。

学びラボは、登録いただいた各団体のニーズに合わせて、特別支援教育に関するオンライン研修の提供を支援します。

(1) NISE が配信する講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムの作成

学びラボでは、目的に応じてコンテンツを組み合わせて、受講者が視聴する研修プログラムを作成することが可能です。設定により、一定の視聴順序に従った視聴を受講者に求めることも可能です。



(2) 受講者ごとに異なる研修プログラムの配信

学びラボでは、**受講者ごとに異なる研修プログラム**を配信することが可能です。「特別支援学校初任者」「特別支援学級新任」「通級新担任」「ミドルリーダー」「管理職」など、研修の企画ごとに研修プログラムを割り当てて配信することができます。

(3) 研修プログラム別の視聴状況の確認

学びラボでは、作成した研修プログラムごとに**受講者の視聴状況（未受講、受講中、受講済）**を把握することが可能です。

(5) 視聴修了証明書の発行

学びラボでは、研修プログラムの視聴を修了した受講者に対し、**視聴修了証明書**を発行することが可能です。

(4) 受講者別の視聴状況の確認

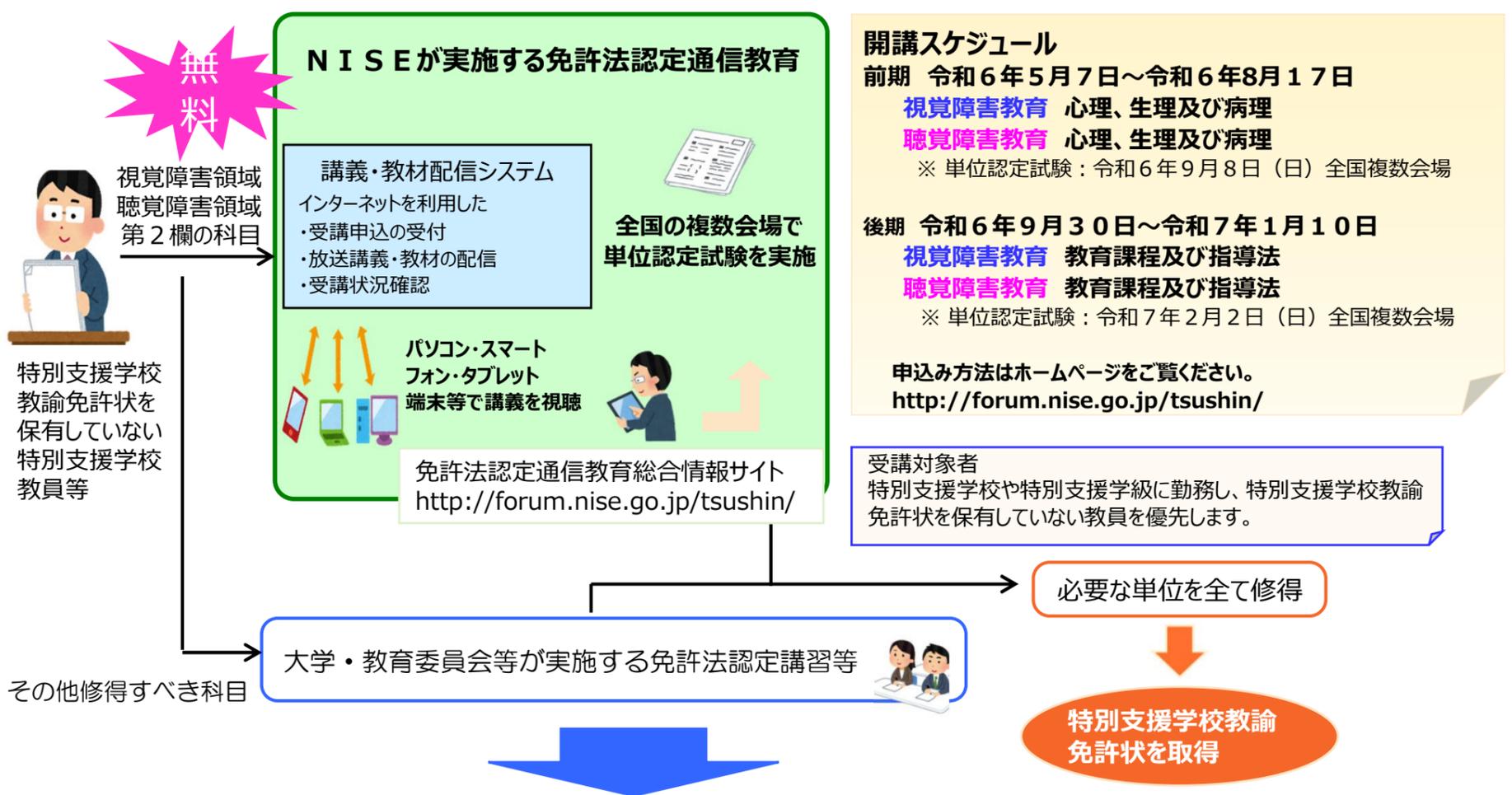
学びラボでは、研修プログラムに参加する一人一人の受講者の**学習状況**（受講状態、講義閲覧回数、講義閲覧累積時間、講義初回閲覧完了日時、講義最終閲覧日時、受講期間など）を把握することが可能です。

(6) 受講者へのお知らせ

学びラボでは、ログイン後のホーム画面にある「お知らせ」に各種のお知らせを掲示したり、受講者にメールを配信したりすることが可能です。

免許法認定通信教育

平成28年10月より開講



特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得率向上に寄与

情報収集・発信事業

特別支援教育リーフの作成、刊行

ホームページよりダウンロードできます。



幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットを作成。(現在、20号まで刊行済み)

特別支援教育リーフ シリーズ

特別支援教育について学ぶ機会がなかなか得られなかった先生へ
初めて通級による指導や特別支援学級を担当する先生へ

Advance
発展編

Basic
基礎編

Case studies
事例編

特別支援教育リーフは、特別支援教育について学ぶ機会がなかなか得られなかった先生や、小・中・高等学校等で初めて通級による指導や特別支援学級を担当する先生に向けて、学習上・生活上の困難さがある児童生徒がそれぞれの学びの場でより良く学び充実した学校生活を送れるようになるためには、どのように取り組んでいくと良いか考えていくためのきっかけとなる内容をまとめ、取組のヒントとなる情報を記載しています。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (NISE)
情報・支援部
〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
電話：046-839-6803 (代表)
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series

①「Basic(基礎編)」シリーズ

- Vol.1 ここからはじめてみよう、特別支援学級
- Vol.5 このように考えよう、合理的配慮
- Vol.7 みんなの思いを言葉にしよう！つなげよう！
～個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用～
- Vol.11 「交流及び共同学習」の授業づくり
- Vol.13 障害のある子供へのキャリア教育
- Vol.18 「自立活動」をプラスして、子供のできた！わかった！を増やしていこう
- Vol.20 知的障害のある児童生徒の学びを支える各教科について

②「Case Studies(事例編)」シリーズ

- Vol.8 聞こえにくさのある子供の理解と支援
- Vol.9 感情をコントロールすることが苦手な子供の理解と支援
- Vol.10 人前で話すことが苦手な子供の理解と支援
- Vol.12 急な予定の変更に対応することが苦手な子供の理解と支援
- Vol.15 見えにくさのある子供の理解と支援
- Vol.16 子どもの話す「ことば」が気になる先生へ
- Vol.17 よく忘れ物をしてしまう子供の理解と支援
- Vol.19 板書を書き写すことが苦手な子供の理解と支援

③「Advance(発展編)」シリーズ

- Vol.2 障害のある子供も共に楽しむ体育の授業
- Vol.3 学習や生活を豊かにするICT
- Vol.4 多様性の理解につながる『障害理解』
- Vol.6 活用してみよう、「センター的機能」
- Vol.14 キャリア・パスポートを作成と活用



本サイトについて ▾ 詳細検索 ▾ リンク集

検索する

教材・支援機器 実践事例

検索はキーワードを入力してください。

急上昇ワード 見る テレビ

技術 テレビ会議

Pick Up

いろいろな実践を知りたい! どんな教材があるの? この教材、どうやって使うの?

**支援教材ポータルサイト
リニューアルしました**

ICT機器を使った国語科と算数学習への取組

概要
意思伝達のコミュニケーション支援として、文字入力やシンボルを押すことで音声を発信したり、文字を書いたりすることで、相手への自分が伝えたいことを伝える。

事例
Q5-2①.pdf

デジタル教科書、実物投影機、iPadを活用した説明文の学習

概要
特別支援学級(知的障害)での3・4年生、12名の合同授業でデジタル教科書、実物投影機、iPadを活用し、説明文「しかけカードの作り方」の内容の理解を図った。

事例
C94-20.pdf

フラッシュ素材を使ってお話しをつくろう

概要
異学年、知的障害を伴う異なる障害種の児童が、ソフトウェア「フラッシュ教材試作集～あそんでつくるプリント教材～」を使って、お話し作成に取り組み、発表することができた。

事例
C94-19.pdf

おすすめの教材・支援機器

聞く 見る

ICレコーダー
聞くことが苦手な子どもは、耳から入る情報を即時に処理することが苦手です。ICレコ...

感情表現ツール
絵カードやシート、シールなどにいろいろな表情が描かれていま...
自分の気持ちがどれに当...

ポメラDM20
すぐに起動ができ、書き留めることが可能

オーバーレイメーカー
インテリキー専用のキーボードをレイアウトするソフトウェア。コンピュータ操作が難しい方...

携帯型デジプレイヤー
DAISY録音図書を手軽に再生できる。MP3の音楽データ再生機能やボイスレコーダー機...

チェン징ボード
視覚障害者用のホワイトボード

お知らせ・新着情報

- 2023/12/27 お知らせ 福島県立特別支援学校での実践事例78件を掲載しました
- 2023/12/19 お知らせ 宮城県立特別支援学校での実践事例80件を掲載しました
- 2023/12/05 お知らせ 支援教材ポータルサイトをリニューアルしました
- 2023/12/27 実践事例 修学旅行における同級生とのリモート通信
- 2023/12/27 実践事例 学校祭のポスターにデジタル表現を取り入れた活動

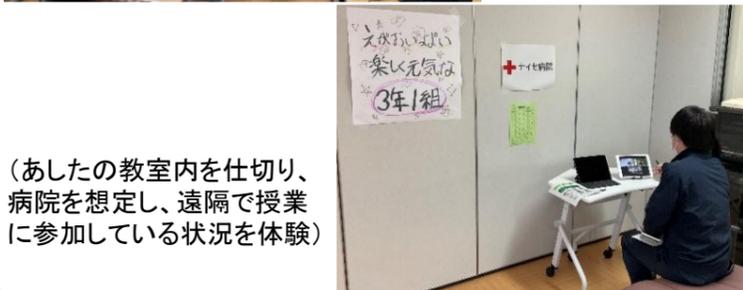
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
〒239-8585 神奈川県横浜須賀野5丁目1番1号
電話番号:046-839-6803(代表) 法人番号:4021005008147
サイトポリシー アクセシビリティポリシー

ICT活用実践演習室 [あしたの教室]の活用

通常の学級で、障害や困難さがある児童生徒が共に学ぶために、ICT機器を使ってどのような支援ができるかを、授業スタイルで考えるための研修や演習を行う教室です。



(ICT機器を活用した通常の学級の授業を体験)

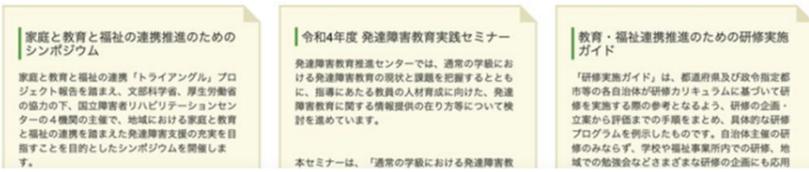


(あしたの教室内を仕切り、病院を想定し、遠隔で授業に参加している状況を体験)

教育支援機器等展示室 [ライブラリー]

障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を実現する様々な教育支援機器やソフトウェアの展示室です。主に、学校で利用可能な市販品を障害種ごとにコーナーを設け、説明パネル等を使って紹介しています。





主なコンテンツ

- ① 発達障害の理解
- ② 指導・支援
- ③ 研修講義動画
- ④ 発達障害Q&A
- ⑤ 発達障害に関する研究
- ⑥ 国の動向や法令等
- ⑦ イベントや研修会の情報

研修講義の一部はYouTubeでも視聴可



45

45



発達障害ナビポータル

<https://hattatsu.go.jp/>



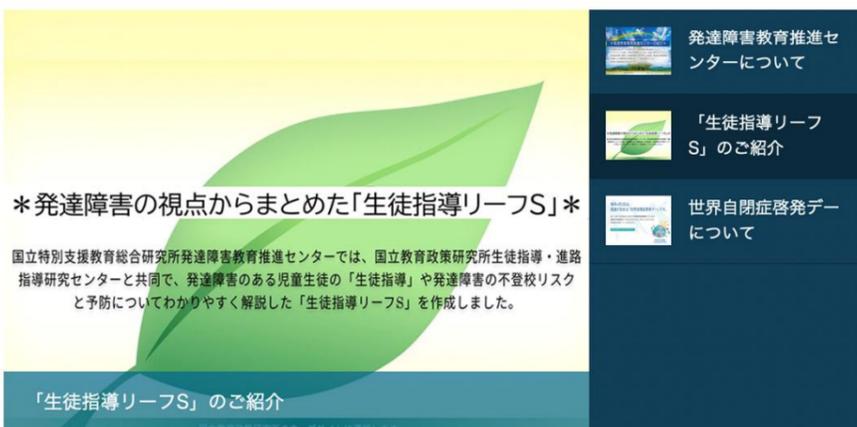
発達障害ナビポータル
国が提供する発達障害に特化したポータルサイト

キーワードを入力

検索



発達障害ナビポータルは、厚生労働省と文部科学省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）の両センターが共同で運用する発達障害に関する情報に特化したポータルサイトです。



- 国が提供する発達障害に特化したポータルサイトです。
- 発達障害に関する信頼のおける情報を提供します。

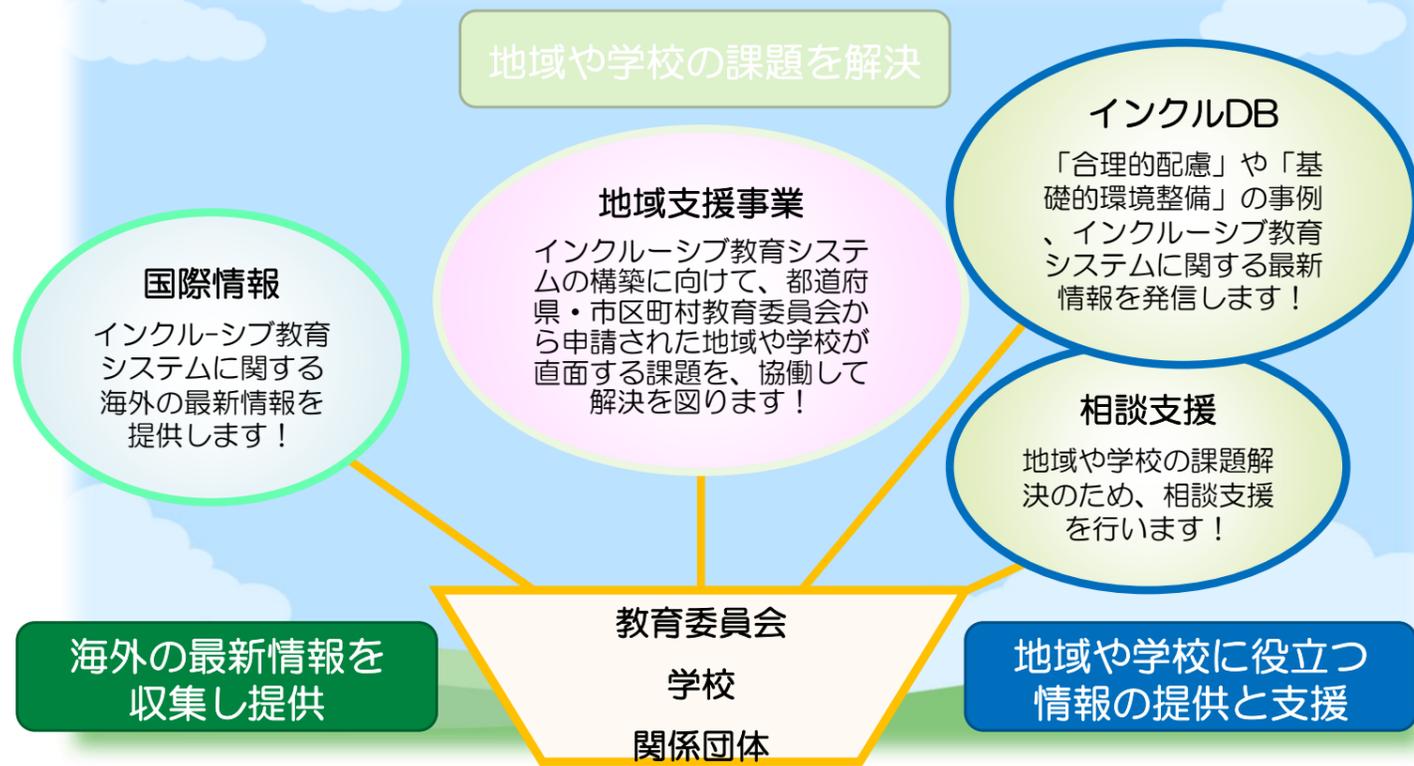
共同運営

- 厚労省
- 国立障害者リハビリテーションセンター
- 文部科学省
- 国立特別支援教育総合研究所

46

～「インクルーシブ教育システム推進センター」の設置（平成28年4月）～

インクルーシブ教育システムの構築を一層推進するため、**地域や学校の取組を強力にバックアップ**していきます。



インクルーシブ教育システム推進センターの詳細は、こちらのウェブサイトからご覧いただけます。

https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center



地域支援事業

教育委員会と研究所が連携して
地域のインクルーシブ教育システム構築を
推進する事業です



具体的には・・・

- 研究所と日常的に連携して、インクルーシブ教育システム構築に関する**課題の解決に向けた取組を推進**します
- これまでの「地域実践研究」の研究成果を活用できます
- **他の地域と情報交換**することができます
- 事業の成果を、**研究所と協働して地域に普及**することができます

事業内容の例

- 専門性のある指導体制の確保
教育委員会主催の研修
切れ目ない支援体制
- 交流及び共同学習の推進
- インクルーシブ教育システムに関連した理解啓発
通常の学級担任向けの校内研修プログラム
障害理解授業
リーフレット作成

令和6年度 参加自治体（15県市区町）

- | | | |
|------|------------|-------------|
| ・青森県 | ・名古屋市 | ・鳥取市（鳥取県） |
| ・栃木県 | ・赤平市（北海道） | ・阿久根市（鹿児島県） |
| ・山梨県 | ・一戸町（岩手県） | ・枕崎市（鹿児島県） |
| ・広島県 | ・宮古市（岩手県） | |
| ・宮崎県 | ・豊島区（東京都） | |
| ・沖縄県 | ・秦野市（神奈川県） | |

令和6年度 実施計画

- ・4月25日 事業説明会（リモート）
- ・8月下旬 推進プログラム（研究所）
- ・9月～ 交流スペース（リモート）
- ・3月上旬 事業報告会（リモート）
各自治体での報告会等



- 文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」等で得られた「合理的配慮」の実践事例をデータベース化
- 令和5年度、80,335件事例事例ダウンロード
- オンラインセミナーの実施



研究所の動画サイト（NISEチャンネル）でご覧いただけます。QRコードはこちら →



インクルDB インクルーシブ教育システム構築支援データベース

インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる **590事例** を紹介しています

研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生方だけでなく、保護者の方や広く一般の方々にもご利用いただくことができます

① Aさん、字を書くのが苦手で困っているみたい。なんとかしてあげたいな。



② そうだ！この前の研修会で「インクルDB」の話があった。早速調べてみよう。



③ 字を書くことに関するたくさんの事例がある。なるほど、こういう合理的配慮もあるんだ。



④ 保護者の方と支援の内容や方法について話し合い、合理的配慮の形成します。



⑤ Aさん、字が書きやすくなったみたい。よかった！



事例をダウンロードして御活用ください！

インクルDBのページにはこちらから



インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

文字の大きさ: 小 標準 大

表示色の変更: 標準 1 2

トップページ 実践事例データベース インクルDBを活用した研修例 交流及び共同学習実践事例集 法令・通知等 Q&A

検索はキーワードを入力してください。

トップページ / 実践事例データベース / 実践事例データベース1

検索はキーワードを入力してください。

【Ⅰ】対象児童生徒等の障害種

- and or
- 視覚障害 [19]
- 聴覚障害 [42]
- 知的障害 [142]
- 肢体不自由 [56]
- 病弱・身体虚弱 [26]
- 言語障害 [31]
- 自閉症 [173]
- 情緒障害 [45]
- 学習障害 [92]
- 注意欠陥多動性障害 [97]
- 全て選択/全て解除

【Ⅱ】対象児童生徒等の障害の程度 (学校教育法施行令第22条の3)

- 該当 [159]
- 非該当 [75]

【Ⅲ】対象児童生徒等の在籍状況等

- 幼稚園 [23]
- 小学校 (通常の学級) [63]
- 小学校 (通常の学級・通級による指導) [78]
- 小学校 (特別支援学級) [119]
- 中学校 (通常の学級) [57]
- 中学校 (通常の学級・通級による指導) [41]
- 中学校 (特別支援学級) [28]
- 高等学校 [42]
- 中等教育学校 [0]
- 特別支援学校 (幼稚園) [1]
- 特別支援学校 (小学部) [35]
- 特別支援学校 (中学部) [15]
- 特別支援学校 (高等部) [10]

【Ⅳ】対象児童生徒等の学年

- 年少 [5]
- 年中 [4]
- 年長 [15]
- 小1 [40]
- 小2 [59]
- 小3 [60]
- 小4 [53]
- 小5 [37]
- 小6 [46]
- 中1 [49]
- 中2 [46]
- 中3 [46]
- 高1 [15]
- 高2 [19]
- 高3 [18]

【Ⅴ】基礎的環境整備の観点

- 基礎① ネットワークの形成・連携性のある多様な学びの場の活用
- 基礎② 専門性のある指導体制の確保
- 基礎③ 個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- 基礎④ 教材の確保
- 基礎⑤ 施設・設備の整備
- 基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- 基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- 基礎⑧ 交流及び共同学習の推進
- 全て選択/全て解除

【Ⅵ】合理的配慮の観点

- 合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- 合理①-1-2 学習内容の変更・調整
- 合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 合理①-2-2 学習機会や体験の確保
- 合理①-2-3 心理面・健康面の配慮
- 合理②-1 専門性のある指導体制の整備
- 合理②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 合理②-3 災害時等の支援体制の整備
- 合理③-1 校内環境のバリアフリー化
- 合理③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 合理③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
- 全て選択/全て解除

Q検索

障害種別

基礎的環境整備 8 項目

合理的配慮 11 項目

1 Hit数: 2 詳細

授業中の不適切な行動が減り、自分の気持ちを言葉で伝えることができるようになった。 ファイル名: H27 0208JS1-AuAD アスペルガー症候群、ADHD、DAMP症候群、交流学級、クールダウン、気持ちのコントロール、タ

【Ⅰ】障害種	【Ⅲ】在籍状況等
自閉症 ADHD (注意欠陥多動性障害)	中学校 (特別支援学級)

検索キーワード

アスペルガー症候群、ADHD、DAMP症候群、交流学級、クールダウン、気持ちのコントロール、タブレット型端末、ノートやプリントの配慮

概要 (500文字程度)

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍するA生徒 (B中学校1年生) が通常の学級と交流及び共同学習している事例である。A生徒は、自閉症スペクトラム障害、ADHD、DAMP症候群の複数の障害があり、服薬している。B中学校入学当初、授業中に声を出してあくびをする、勝手に喋り出す、突然笑う、反り返って伸びをするなど、授業中の不適切な行動が目立った。また、文字や絵を書くことが苦手で、上手くできないとストレスがたまり、突然、学習プリント等を丸めたり破いたりすることがあった。このような実態から、自分の気持ちをコントロールすること、適切な学習態度を身に付けることをA生徒の課題として位置付けた。

検査の結果から、A生徒には聴覚からの刺激が有効であることが分かっていたため、不適切な行動には耳元でささやいて適切な行動を示すようにした。また、学習プリント等も本人、保護者の了解を得て、拡大した用紙を活用することで落ち着いて取り組むことが増えた。さらに、教職員や交流学級の生徒がA生徒の特性を理解するにつれて、A生徒自身の自己肯定感が育ち、授業中の不適切な行動が減り、自分の気持ちを言葉で伝えることができるようになった。

ファイル名: H27 0208JS1-AuAD

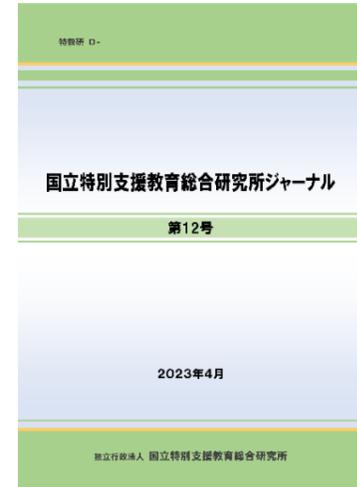


該当する「実践事例報告」の全文がダウンロードできます。

- ・海外のインクルーシブ教育システムに関する情報を収集し、研究所セミナー、ジャーナル等で広く発信しています。
- ・海外の研究機関等との交流、研究職員の海外派遣、海外の教育行政担当者や学校教員等の視察・研修の受け入れ等を通じて国際交流を推進しています。

○国立特別支援教育総合研究所ジャーナルでの発信

収集した海外の情報を、特総研ジャーナルより情報発信。「各国におけるインクルーシブ教育システムの動向」を紹介しています(ウェブサイトから御覧いただけます。)



ジャーナル第13号
(令和6年4月発行)

○海外の研究機関との研究交流の推進

【研究交流協定締結機関】

- 韓国国立特殊教育院(平成7年11月締結,令和元年7月再締結)
- ケルン大学人間科学部(平成10年11月締結)
- フランス国立特別支援教育高等研究所(平成27年3月締結)

○韓国国立特殊教育院との交流

両機関の情報共有と交流を深めるため、特別支援教育協議会の開催等を実施。

日本人学校への相談支援

- ・日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的実施。
- ・日本人学校を通じた相談支援。

日本人学校等で勤務される先生方へ
特別支援教育サポート通信

2022年度 第1号

(発行) 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 情報・支援部 学校教育支援・連携担当 <https://www.nise.go.jp/nc/>

学級の中に困っているお子さんはいませんか?
国立特別支援教育総合研究所(特総研)のウェブサイトをご活用ください!

特総研のウェブサイトでは、特別支援教育に関する様々なコンテンツがご利用いただけます。

アクセスはこちらから▼

URL
<https://www.nise.go.jp/nc/>

「NISE」で検索

●●● 特総研ウェブサイトの活用例 ●●●

(事例) 発達障害のあるお子さんが在籍する学級の担任をしているA先生。授業中、あまり集中力が続かない児童に、どのように指導したら良いか悩んでいます。

活用例① 「インクルDB」で実際の指導事例を検索。指導の参考になる。

インクルDB

キーワード検索
集中力 検索

インクルDBでキーワード検索すると類似事例を調べられる

(検索結果例)
B児は**集中力**の持続が困難なことから、ぼんやりしていることが多い。

(実際の指導例)
椅子に滑り止めを置くことで姿勢が安定します。

早速取り入れてみよう!

活用例② 「NISE学びラボ」で特別支援教育について学習できる。

NISE 学びラボ

利用申請(無料)すると

およそ170の講義コンテンツから、受けたい講義をいつでもどこでも受講できます! 講義時間は15~30分。パソコンやスマートフォンで手軽に受講可能です!

校内研修で活用しています。

特総研では、在外教育施設の先生方から、障害のあるお子さんへの指導や支援について、メールによる相談をお受けしております。ご希望の際は「wsodan2@nise.go.jp」宛てにお申込みください。なお、お返事までに1週間程度お時間をいただくこととなりますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 情報・支援部 学校教育支援・連携担当

研究所公開

日程 令和6年11月9日(土) 10:00~15:30
場所: 国立特別支援教育総合研究所

教育関係者、学生、地域の方などに研究活動をはじめとする諸活動の成果や研究所の施設の紹介を通じて、研究所及び特別支援教育への理解を深めていただく体験型のイベントです。



国立特別支援教育総合研究所セミナー

日程 令和7年3月8日(土) 9:30~16:15
開催方法 対面及びオンライン配信

場所 国立オリンピック青少年教育総合センター(東京都渋谷区)

研究活動等の成果普及、特別支援教育に関する理解啓発、教育関係者や関係機関との情報共有を図ります。

令和6年度 国立特別支援教育総合研究所セミナー (一次案内)

共生社会の形成に向けた特別支援教育の展開

募集定員 会場:500名
YouTubeライブ配信は 定員無し(要申込)
※参加申込受付は 令和7年1月開始予定

○期 日 令和7年3月8日(土)
○時 間 9時30分~16時15分 ※会場受付9:00開始
○会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

○主な内容
午前の部 開会式、文部科学省行政説明、講演、研究所の研究について
午後の部 障害種別等ポスター発表、重点課題研究等分科会

○定 員 会場500名、YouTubeライブ定員無し(要申込)

○実施方法 会場・一部YouTubeライブ配信併用方式

○主 催 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
<https://www.nise.go.jp/nc/>

○協 力 株式会社伊藤園 公益財団法人みずほ教育福祉財団 (五十音順)

TEL 046-839-6928 Mail v-seminarwg2024@nise.go.jp

特別支援教育推進セミナー

日程 近畿ブロック 令和6年9月20日(金)
関東甲信越ブロック 令和6年11月29日(金)
東海北陸ブロック 令和6年12月24日(火)

関係団体と連携し、地域の課題に対応した内容で実施するブロック別開催のセミナーです(オンライン開催)。

講義・実践紹介については、ブロック以外の全国の方もYouTubeライブ配信でご視聴可



その他 研究所セミナー

オンライン開催

視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう」のお子さんの教育について一緒に考えませんか?

令和6年度 盲ろう教育実践セミナー

主催:独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

回	日時・内容	申込締切
第1回	令和6年 8月21日(水) 15:00~16:30 講義「盲ろう教育の基礎・基本」	8月18日(日)
第2回	令和6年 12月26日(木) 10:00~12:00 実践報告「肢体不自由を伴う盲ろう児童の指導実践(仮)」 福島県立平支援学校 教諭 伊藤瑞希氏	12月20日(金)

◆開催方法 オンライン配信【Zoomを使用】

◆対象 視覚と聴覚の両方に障害のある(他の障害を併せ有する場合も含む)盲ろう幼児児童生徒の教育・療育等に関わっている、あるいは盲ろう教育に関心のある教職員、学生等

◆参加費 無料(事前申込制)

◆申込方法 URLまたはQRコードからお申し込みください。
URL: <https://forms.office.com/r/jh8z4ByMR2>

◆お問い合わせ 本セミナーに関するご質問は、
v-db-seminar@nise.go.jpにお問い合わせください。

◆その他 ※盲ろう児が在籍する学校の先生方のご希望に応じて、オンラインを活用した個別研修も実施しております。随時ご相談ください。

本セミナーは、一般財団法人ファーストリテイリング財団の研究助成を受けて開催いたします。

令和6年度 国立特別支援教育総合研究所セミナー (一次案内)

共生社会の形成に向けた特別支援教育の展開

募集定員 会場:500名
YouTubeライブ配信は 定員無し(要申込)
※参加申込受付は 令和7年1月開始予定

(令和5年度研究所セミナー)

◇期 日 令和7年3月8日(土)

◇時 間 9時30分~16時15分 ※会場受付9:00開始

◇会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

◇主な内容
午前の部 開会式、文部科学省行政説明、講演、研究所の研究について
午後の部 障害種別等ポスター発表、重点課題研究等分科会

◇定 員 会場500名、YouTubeライブ定員無し(要申込)

◇実施方法 会場・一部YouTubeライブ配信併用方式

◇主 催 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
<https://www.nise.go.jp/nc/>

◇協 力 株式会社伊藤園 公益財団法人みずほ教育福祉財団 (五十音順)

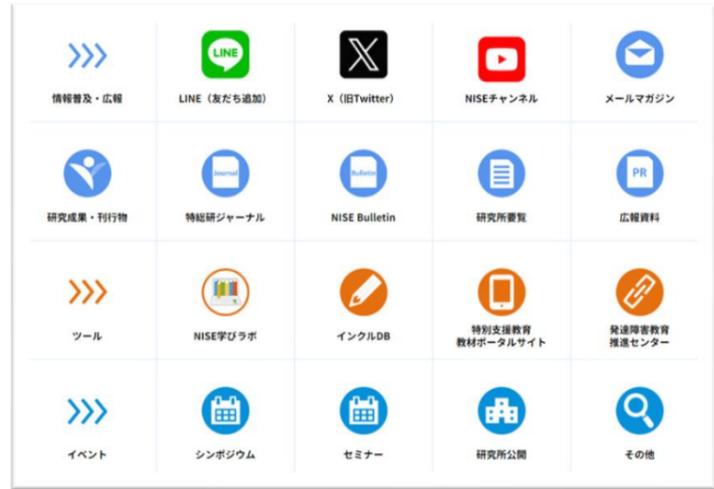
(お問い合わせ) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部総務企画課研究推進係
TEL 046-839-6928 Mail v-seminarwg2024@nise.go.jp

○ホームページの充実

- ✓トップページにスライダー機能を搭載
- ✓利用者が素早く目的の情報取得できるように、
カテゴリー別にメニューボタンを配置
- ✓報告書・資料ページに研究成果等の
更新情報を掲載



報告書・資料



障害者のための生涯学習について

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室 より 資料提供

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項

学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるように、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

障害者の生涯学習の推進について



背景・経緯

- 平成26年に批准した「障害者権利条約」では、『障害者の生涯学習の機会の確保』が明示的に盛り込まれたが、我が国の状況として、各地で障害者青年学級や、福祉事業におけるスポーツ活動や文化活動などが行われていたものの、生涯学習・社会教育行政における位置づけは曖昧であった。
- 特別支援学校高等部の卒業生の9割は、就職又は障害福祉サービスに進み、高等教育機関への進学率は2.1%にとどまる(H28学校基本調査)。他方、公民館の86%が『障害者の学習活動の支援に関わった経験がない』と回答している(H30調査)ことから、障害者にとって、特別支援学校卒業後の学びの機会の不足が明らかであった。
- 平成28年に松野文部科学大臣が、特別支援学校高等部に通う生徒の保護者から「卒業後に学びや交流の機会が無くなること不安」との意見を聞き、その対応として省内に「特別支援教育総合プロジェクト」がスタートした。
- 平成29年4月に生涯学習政策局に『障害者学習支援推進室』が設置され、「障害者の生涯学習」を推進することとなった。有識者会議のまとめにより、目指すべき方向性と取り組むべき施策が示された。平成31年には学習指導要領にも盛り込まれている。

目指すべき方向性

- ◇誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現
- ◇障害者の主体的学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

取り組むべき施策

- ◇国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担し、多様な学びの場づくりを推進
- ◇教育、福祉、労働等の分野の取組と連携の強化が重要

1. 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業 (R6予算 1.36億円)

平成30年度より予算事業として①障害者の生涯学習に関する実態調査、②教育や福祉、NPO等の連携を促す地域コンソーシアムの形成や多様な障害種や学習形態に対応した学びのモデル開発、③コンファレンスやイベント等を通じた普及・啓発活動等を実施。

2. 「障害者の生涯学習支援活動」にかかる文部科学大臣表彰

平成29年度より実施。障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が優れているものを文部科学大臣が表彰。都道府県・指定都市、大学、特支・文化・スポーツ等の関係団体からの推薦により、例年70件程度を表彰。事例集を作成しHPに掲載することで普及啓発を推進。

3. 普及・啓発活動

①『超福祉の学校@SHIBUYA』を毎年開催し、従来の障害福祉や教育の枠に収まらない多様な取組を紹介。②『障害者の生涯学習アドバイザー』を各地域に派遣し地域ネットワークの構築や学びのモデル事業の企画等を支援。③『共に学び、生きる共生社会コンファレンス』を全国の各地域で開催し、地域でのネットワーク構築や障害理解の促進を推進。

共に学び、生きる共生社会コンファレンス

趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的に整備・充実**することが急務である。

そこで、令和元年度より**障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国各地で開催**し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実**を目指す。

参加者

○100～200名程度を想定 ○障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など
⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化・芸術、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

コンファレンス実施内容

ブロック（地域別）コンファレンス

開催地域における、障害者の学びのニーズや実践報告、ワークショップ等を通じて障害者の学びの場の担い手育成と学びの場の充実に資する機会を設定

テーマ型コンファレンス（R6年度～）

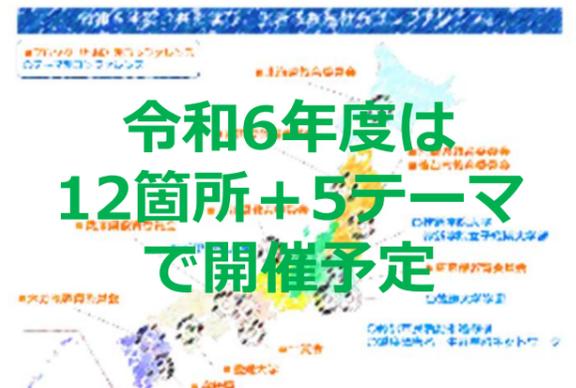
コンファレンス全体のテーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）に沿った実践事例や成果及び課題を共有し、関係者の資質向上と相互交流する機会を設定



コンファレンス (Conference)

会議、協議会
関係者間で共有する問題
について協議すること

コンファレンスのアーカイブ動画等
(文部科学省HP)



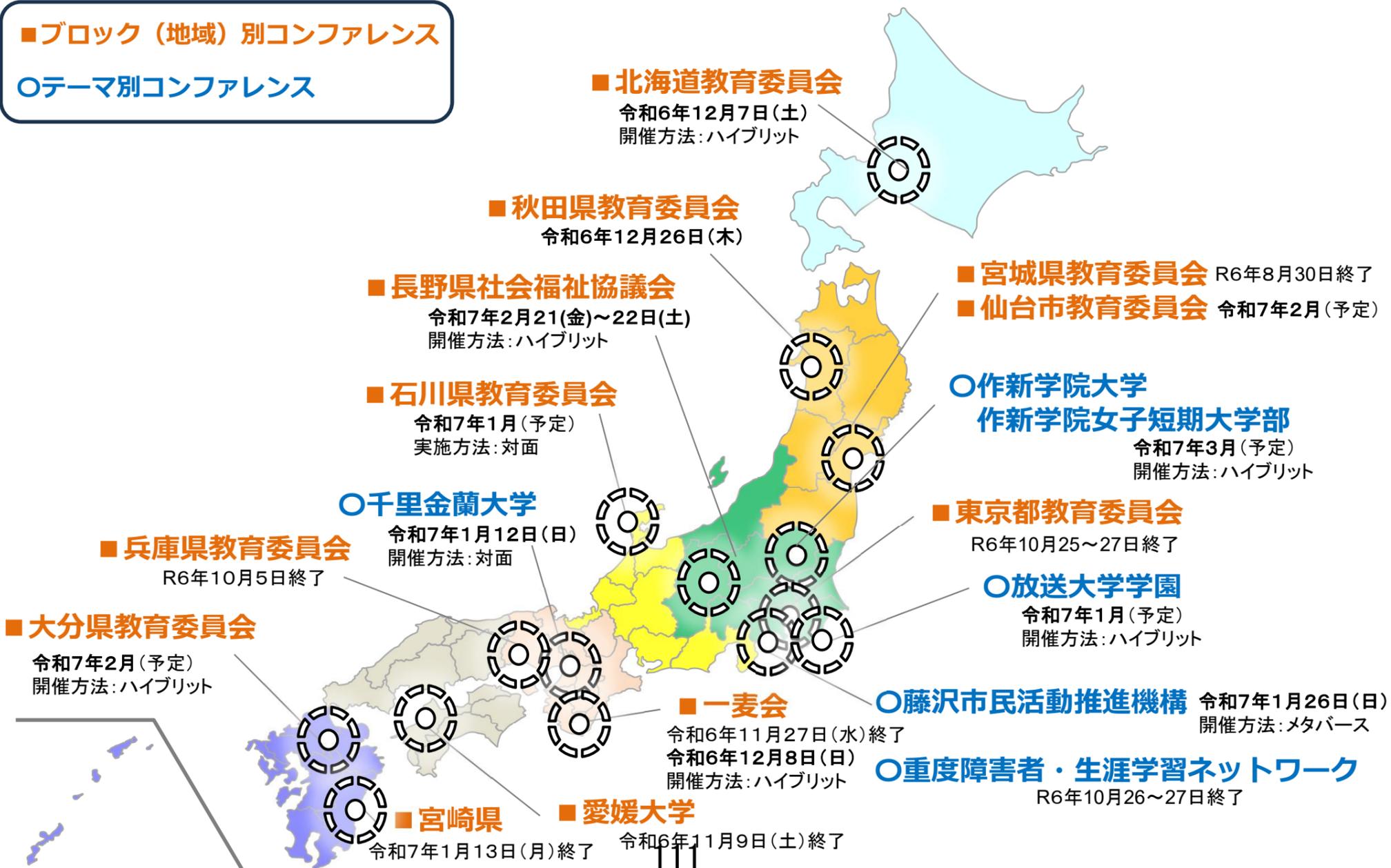
令和6年度は
12箇所+5テーマ
で開催予定

誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、
生きる共生社会の実現

令和6年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」

■ブロック（地域）別コンファレンス

○テーマ別コンファレンス



障害者の学びの実践紹介動画 共に学び広がる世界～障害者×生涯学習～



地域で障害者の生涯学習を実践する事例にスポットを当て、取組の様子を紹介。学びの場に参加する障害当事者へのインタビューから、「学び」によって広がる世界、障害者の生涯学習実践のヒントを凝縮



【掲載URL】
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843.htm

障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰事例集&事例発表動画



【令和4年度文部科学大臣表彰掲載URL】
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00086.html

・平成29年度から、毎年開催している「障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰」の被表彰者全件の取組概要を紹介した事例集が年度別にHPからダウンロード可。
・令和3年度、4年度は被表彰者のうち各4団体から、実践上の苦労や工夫、成果等を発表いただいた様子を動画で公開。



障害者の生涯学習啓発リーフレット【わかりやすい版】 だれでもいつでも学べる社会へ ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～



特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用を期待。

【掲載URL】
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html

障害者の生涯学習支援入門ガイド事例集 共生社会のマナビ



地方自治体の社会教育や生涯学習の担当者、特別支援学校や大学などの学校教育の分野や障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方に向けて企画・運営上、本当に知りたい内容を意識し、作成。

【掲載URL】
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843_00002.htm

～重度重複障害者の生涯学習～ だれでも参加できる生涯学習の機会を作りませんか？



地域の生涯学習にかかわる地方公共団体、特別支援学校、NPO 法人、社会教育施設、障害福祉サービス事業所等の方々に向けて、本人や家族へのアンケート調査・ヒアリング調査、生涯学習活動提供団体へのヒアリング調査をもとに、重度重複障害のある方の学びの現状や生涯学習への期待、実際の取組事例を紹介。

【掲載URL】
https://www.mext.go.jp/content/20220608-mxt_kyousei01-01845_02.pdf

障害者の生涯学習啓発リーフレット「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」

趣旨・ねらい

- ✓ 障害のある・なしに関係なく、学校卒業後も学び続けることができる「生涯学習」について、特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。
- ✓ 学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用・配布していただくことを期待。

構成内容

- ✓ 全16ページ構成のリーフレットの主な内容は以下の通り。
- ✓ P3～6: 学校卒業後の障害のある人を対象として実施されている生涯学習の事例を掲載。公民館などの地域の社会教育施設や大学で学べる活動を紹介。
- ✓ P7～10: ワークシートになっており、得意なこと、好きなこと、将来の夢を考えることを通じて、卒業してからやりたい生涯学習を考えてみることを目的としている。
- ✓ P11、12: 国、関係機関など社会全体が、障害のある人の生涯学習を応援していることを伝える。

配布方法

- ✓ 文部科学省ホームページからダウンロード可能➡



授業などで使用したい場合は、文部科学省障害者学習支援推進室までご連絡ください。製本されたリーフレットをお送りさせていただきます。

【本リーフレット掲載URL】
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext1407843_00601.html



障害者の生涯学習啓発リーフレットの特別支援学校（知的障害）高等部での活用例



特別活動

> ホームルーム活動として

将来における自己実現に関わり、一人一人の主体的な意思決定が大切であることを学ぶ。

> 具体的には

- ・高等部卒業後の社会生活においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりすることが大切であることを学ぶ。
- ・さらに、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行する必要があることを学ぶ。
- ・その上で、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことが大切であることを学ぶ。



将来、一人暮らしをしてみたいと思いますが、一人で料理やお金の管理がきちんとできるか不安でした。調べてみたら、住んでいる市にも障害者青年学級があるみたいだから、卒業したら学びに行きたいと思いました。
(冊子3ページを学習したAさんの感想)



<根拠規定>

特別支援学校高等部学習指導要領第5章で準ずるとしている高等学校学習指導要領第5章【高等学校学習指導要領第5章第2【ホームルーム活動】の2の(3)のア】

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

教科「職業」

> 教科「職業」として

職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる、休日の有効な過ごし方などについて学ぶ。

> 具体的には

- ・公共施設が提供しているサービスや、地域のサークル活動などを利用することにより、休日を有効に生かすことができることを学ぶ。
- ・職場によっては、レクリエーションやサークル活動、福利厚生施設が整備されていることを学ぶ。
- ・その上で、自分の生活やニーズに沿って、これらを組み合わせて利用するなど、休日の計画的な過ごし方を考える。



部活動でダンス部に入っていて、卒業するときにダンスをやめないといけないと思っていましたが、社会人が入れるサークルがたくさんあるんですね。仕事が休みの日は、ダンスでリフレッシュできそうです。
(冊子10ページに書かれたBさんの思い)



<根拠規定>

【特別支援学校高等部学習指導要領第2章第2節第1款【職業】の2の【1段階】(2)のAのイの(1)の⑤】

イ 職業

- (1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。
 - ⑤ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。

青峰学園 リーフレットを活用し、生涯学習のイメージの具体化、意欲向上につなげる取組

高等部就業技術科3年生のキャリアガイダンスの授業でリーフレットを活用
※キャリアガイダンス…全7回の計画で、卒業を前に「私の移行計画」を作成するための単元



Step1

リーフレットの挿絵を活用して、「学校を卒業しても学び続けられること」「生涯学習＝人生を通して学び続けること」をイメージする。



Step2

リーフレットで紹介されている障害者青年学級や大学での活動を知る。



Step3

リーフレットでの紹介事例を参考に自分の在住市の青年学級を調べたり、近くの大学の公開講座を調べたりする。調べた結果と、友達の見解も参考に、学校卒業後に自分の挑戦したいことをワークシートに記入する。

リーフレットを活用した授業を通して、学校段階ではイメージしづらい「生涯学習」についてのイメージをつくることのできた。生涯学習についてのイメージができたところで、障害者青年学級や大学などの生涯学習を行う具体的な学びの場を知り、それを踏まえて自分が卒業後に挑戦したいことを考える活動を行っている。生徒から出された意見からも分かるように、学校卒業後も学び続けようとする意欲の高まりが見られた取組である。

青峰学園の生徒から出された「卒業後に挑戦したいこと」(抜粋)

- ・料理教室に通いたい
- ・医療事務の資格を取りたい
- ・大型二輪の運転免許を取りたい
- ・一人で家事ができるようになりたい
- ・仲間と旅行に行きたい
- ・仕事とバスケットボールの両立をしたい



東京都立青峰学園

- ・東京都青梅市にある都立特別支援学校
- ・知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の二つを設置
- ・知的障害教育部門の高等部就業技術科は各学年60名定員であり、過去3年間の進路状況においては、企業就労率が96%を超える。

メールマガジン

毎月ご案内。

【主な内容】

- ・ 特総研からのお知らせ
- ・ 特総研に関するトピックス記事
- ・ 研究成果、海外情報の紹介
- ・ 特別支援教育関連情報



LINE

毎月2～3回ご案内。

【主な内容】

- ・ 特総研からのお知らせ



X(旧Twitter)

随時ご案内。

【主な内容】

- ・ 特総研からのお知らせ



令和6年度 第46回全国特別支援教育振興協議会

Ⅲ 令和5年度文部科学省委託研究事業報告 及びシンポジウム

全国特別支援教育推進連盟

Ⅰ 主旨説明



インクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進

平成24年7月23日初等中等教育分科会

- 1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- 2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成すること
- 3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

3

インクルーシブ教育システムの構築

- ・ 就学相談・就学先決定の在り方について
学校教育法施行令の一部改正について（通知）
- ・ 「合理的配慮」「基礎的環境整備」について
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ 交流及び共同学習の推進
支援籍（埼玉県）副籍（東京都）副学籍（横浜市）
インクルーシブな学校運営モデル事業
- ・ 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
個別の教育支援計画等による切れ目のない支援



2 令和5年度文部科学省委託事業 事業報告（概要）



5

調査研究事業の構想

個別の教育支援計画等の活用を通じて、子どものニーズに応じた柔軟かつ持続可能な支援体制確立の一助となることを目指し、「情報の引継ぎ」「情報の共有」に焦点を当てて、調査研究に取り組む。

- ①個別の教育支援計画等の活用状況の調査（都道府県・指定都市教育委員会、学校等）を通じた状況の把握
- ②小・中・高等学校及び教育委員会で実践されている好事例を収集・整理し、事例集としてまとめる



令和5年度 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 個別の教育支援計画などを活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業の概要

全国特別支援教育推進連盟

目的及び目標	<p>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒の指導において、個別の教育支援計画などを活用し、継続的な指導実践を行うため、好事例を収集し、事例集として作成し、普及を図る</p> <p>① 情報の引継ぎ状況に関する実施状況調査 ② 個別の教育支援計画等を活用した情報の引継ぎに関する取組実践についての事例収集、優良な事例集等の作成</p>			
実践研究企画会議	<p>構成：大学関係研究者、学校関係者、医療関係者、福祉関係者、保護者、企業関係者、全国特別支援教育推進連盟等</p> <p>第1回（7月21日）：事業の全体計画、アンケート①の検討 第2回（10月17日）：アンケート結果の分析、アンケート②の検討、実践事例の選定、訪問調査の実施内容及び計画 第3回（12月14日）：指導実践の在り方及び事例集の検討、編集</p>			
実施責任者、事務局	5～9月	9～10月	12～2月	3月
<p>アンケート① 対象：都道府県、指定都市教育委員会 目的：教育委員会の取組状況の把握 内容：実施状況の把握（資料、様式等の作成状況、研修の状況）、優れた実践の把握</p>	<p>アンケート①の調査結果から優れた実践をしている教育委員会及び学校を対象に、さらに具体的な内容についてアンケート②を実施</p>	<p>アンケート調査結果から個別の教育支援計画などを活用した継続した指導実践の検討 優れた実践をしている教育委員会、学校における具体的な実践事例集を作成</p>	<p>報告書（実践事例集）の配布、ホームページ掲載により成果を広く周知する</p>	
成果と課題	<p>・教育委員会調査から優れた事例をまとめ事例集を作成し、報告書として各関係機関に配布した。 ・児童生徒の多様化を踏まえ、障害理解の推進と共生社会の実現、デジタル化の推進などのこれからの社会における障害のある児童生徒の指導については多面的な検討が必要である。</p>			

個別の教育支援計画等を活用した継続した情報の引継ぎに関する状況調査より

全国47都道府県教育委員会及び全国20指定都市教育委員会の特別支援教育を担当する部署を対象にアンケート調査を実施
52教育委員会より回答（回答率100%）

参考 小学校学習指導要領（平成29年3月）

障害のある児童などについては、家庭、地域、関係機関との連携を図り、長期的な視点から一人ひとりの教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することを目指すとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することを目指すものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級に在籍する児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画を作成し活用するものとする。（文科省：2017）

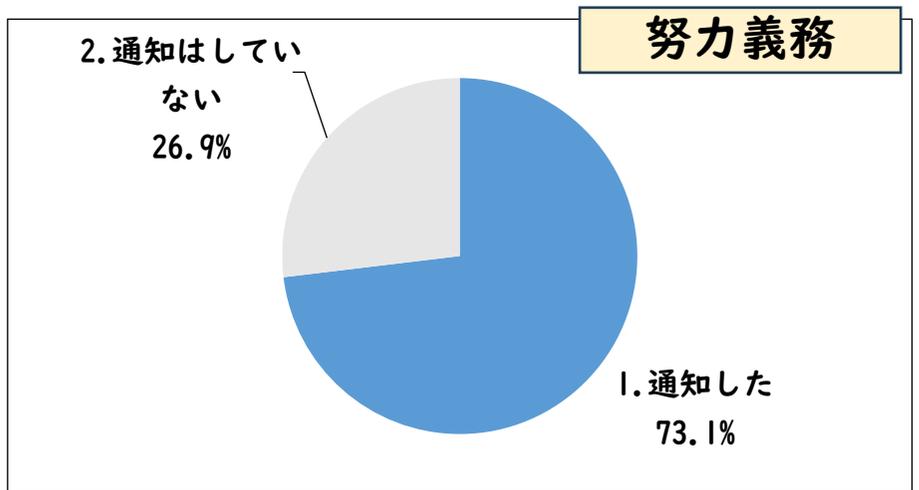
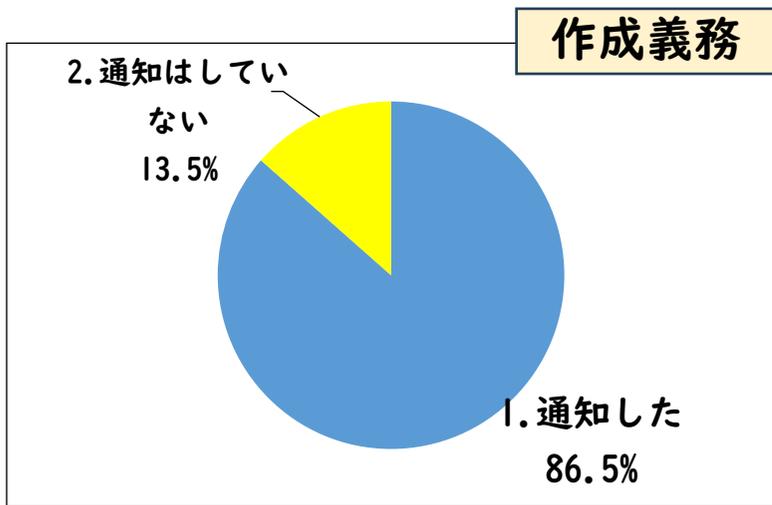
通常の学級に在籍する障害のある子ども作成「努力義務」

特別支援学級に在籍する子ども、通級指導を受ける子ども作成「義務」

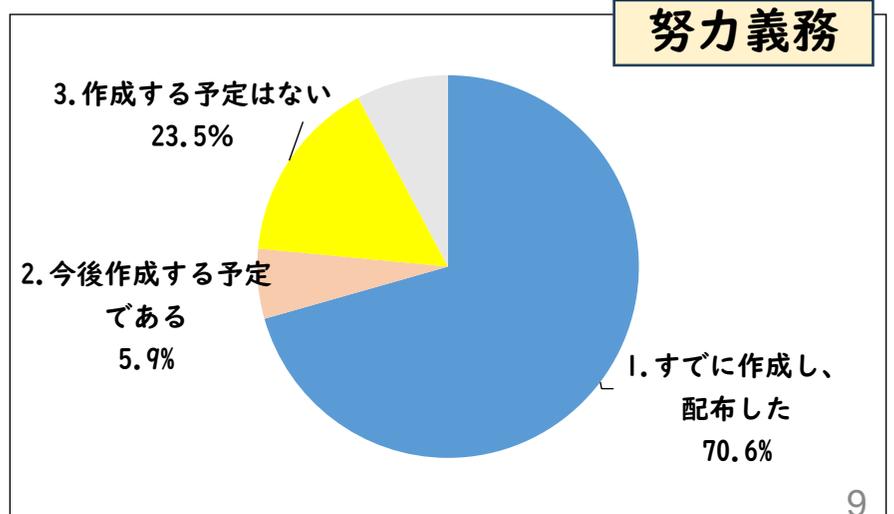
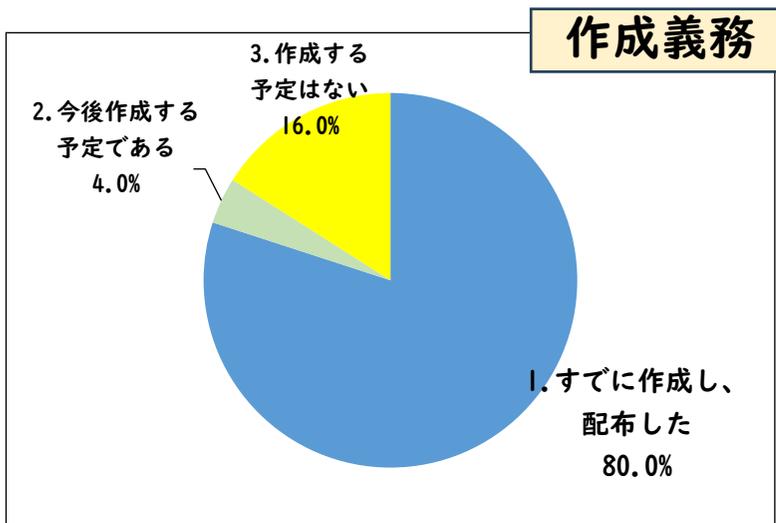


個別の教育支援計画等の作成に関する 教育委員会の取り組み

障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成に関する通知等について



障害のある児童生徒の指導・支援に対する個別の教育支援計画などの活用に関するガイドブックやリーフレット等の作成、配布について



9

個別の教育支援計画等の作成について

- 多くの自治体において特別支援教育推進計画など位置付け、作成活用のためのガイドブックやパンフレットを作成し、教職員や保護者に周知
 - 様式の統一化や関係機関等と引き継ぐことも考慮された様式の策定
- ➡ これらの取組により、全国的に個別の教育支援計画等の作成が進展しているとも考えられる。



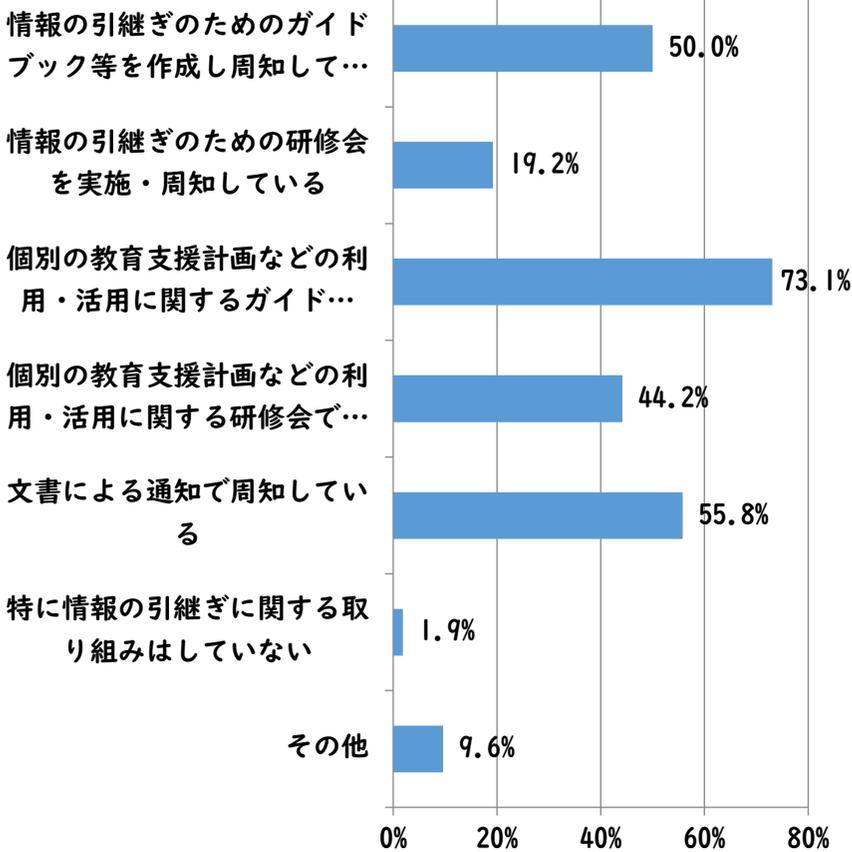
令和5年度 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況（国公私立及び学校種計）

	特別支援学級に在籍する児童生徒	通級による指導を受けている児童生徒	通常の学級に在籍する幼児児童生徒※1	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒※2
個別の指導計画	100.0%(99.6%)	99.9%(98.2%)	86.8%(86.0%)	94.6%(93.7%)
個別の教育支援計画	99.9%(99.2%)	99.4%(95.2%)	82.6%(79.5%)	94.0%(91.6%)

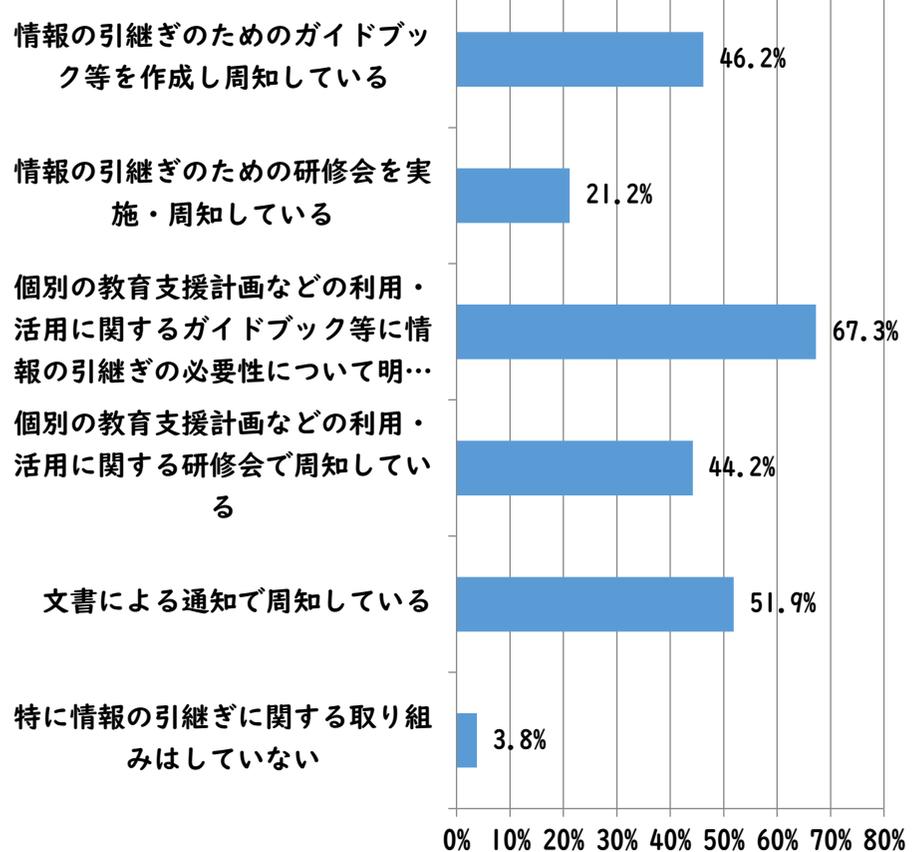
個別の教育支援計画等の活用に関する 教育委員会の取り組み

対象児童生徒の個別の教育支援計画等を活用した入学、転学、進学、卒業時の情報の引継ぎについて

作成義務



努力義務



➡ 個別の教育支援計画の活用という点では、進級・進学・転学や卒業時に情報の引継ぎが十分になされているとはいいがたい状況

事例の収集と整理

個別の教育支援計画等の活用による継続した指導実践に関する優良な取組実践の中から、事例提供の承諾が得られた4教育委員会及び学校11校に絞り、実践研究企画会議委員が訪問して調査を行い、「事例集」とし整理した。

事例を整理すると

- ①個別の教育支援計画等を活用したシームレスな支援引継ぎと校内外の支援ネットワークを活用した支援が効果的に実践されている。
- ②教育委員会（設置者等）と学校が一体となり、地域の特性にを踏まえた支援が展開されることで、幼児児童生徒が安定した支援を受けられる環境が整えられている。



事例 A小学校

A小学校は、特別支援学級が3学級、通級による指導を受けている児童が100名を超える、

地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮している小学校である。特別支援教育を担当する教員が多く、また特別な教育的支援を必要とする児童の指導経験が豊富なスタッフが配置されている。

個別の教育支援計画の作成においてはそれまでに関わった支援対象児への指導計画の作成、実際の指導、記録の作成といった事例の経験数が大きな強みとなっている。小中学校間の連携のみならず、放課後等デイサービス担当者との情報共有に活用している。

教育委員会の取組

B市内の約300校が足並みをそろえて、個別の教育支援計画の作成についての研修を行い作成したものを転学及び中学校への引き継ぎに活用している。

学校DX（デジタル・トランスフォーメーション）の一環として校務支援システムを活用し、保護者の了解があればB市立学校間で支援情報を共有している。

13

事例 A中学校

通常の学級は1年3学級，2・3年4学級編制，特別支援学級3学級（知的障害2学級と自閉症・情緒障害1学級：合計在籍生徒数12名）を設置している。

A校では「学年部会」という学年組織が丸となった会議体でチームによる指導・支援を展開している点がポイントである。中学校では、教科担当制ということもあり、個々の生徒の情報が学校組織の中で、または教科担当者間で共有されにくいという課題を解決するために、必要に応じて機動的な会議参加者の調整を通して、生徒一人一人をバックアップする校風を築き上げている。

これらの中心となっているのは学校長をはじめとする管理職や特別支援教育コーディネーターであるが、日々の教職員間のコミュニケーションの核となり、生徒一人一人に寄り添った支援の実現に寄与している。

教育委員会の取組

B市における特別支援教育の充実に向けた取組では、「B市特別支援教育手引き」や「米原市特別支援教育サポートブック」がある。特別支援教育に携わる教員等は、これらの情報を活用することで、市内のどの学校に在籍している児童生徒に対しても、必要となる指導・支援の取組に関する情報を得るとともに、各種の手続きや進め方に関して確認できる仕組みになっている。

事例 A高等学校

通信制課程の単独校（在籍人数約2121人、活動生約1747人、非活動生約300人 令和5年2月現在 32学級）。通信制教育に対する多様なニーズに対応し、通信教育の特性をいかしながら、よりきめ細かい学習機会を得たいという希望にこたえる弾力的できめ細かな学習サポートシステムを構築。

「他校通級」「中学校」「労働機関」との個別の教育支援計画等を活用した情報共有の取組は、生徒の学びや卒後の支援の連続性を考える上で示唆に富む。他校通級指導では、異なる学校間での指導において、生徒の指導に対する情報共有と連携がポイントとなる。個別の支援計画等は、異なる学校や指導者間でのコミュニケーションを促進させ、生徒の学習の状況や進捗についての情報共有となっている。労働関係機関との連携を通じて、生徒の将来のキャリアプランを構築する支援が可能となる。また、卒業後の支援を考えるにあたって、労働関係機関等との連携の下、個別の教育支援計画等を作成・活用することで、生徒が社会に適応し、持続可能な雇用を見つける上で有益となる。

教育委員会の取組

B県立高校4校で高等学校における通級指導教室を実施しており、通級指導教室とは別に県立高校18校をインクルーシブ教育実践推進校に指定し知的障がいのある生徒を対象にインクルーシブ教育実践推進校特別募集による入学者選抜を実施している。インクルーシブ教育実践推進校の入学者選抜のうち特別募集枠で入学した生徒は個別の教育計画を立てて授業や学校生活全般について支援を行っている。

15

今後の展望

特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する個別教育支援計画等を活用させるために

- ①教育委員会を含む関係機関との連携をさらに強化すること
- ②個別の教育支援計画等の作成・更新・引継ぎプロセスの標準化を図ること
- ③地域差を踏まえたシステムの整備や教職員の負担軽減に繋がるICT等の活用（校務支援システム）を推進すること



シンポジウムについて

○課題

進級・転学・進学や卒業時に支援内容が十分に伝わらない。
関係機関間との連携不足による支援の一貫性の確保、引継ぎの
手続きの煩雑さ等

○問題意識

子どもたちのライフステージに応じた継続した支援を可能に
する「情報引継ぎ」「情報の共有」とは？

○シンポジウム

テーマ：「ライフステージ移行期における支援の連続性の実
現を目指して～ 個別の教育支援計画等の作成・活用による継続
した一貫性のある指導実践の創出～」

多様なニーズを有する子どもたちに対する個別の教育支援計
画等の活用を通じた効果的な「情報の共有」、「情報の引継ぎ
」に焦点を当てテーマに迫りたいと存じます。



17

ご清聴ありがとうございました。
ございました。



シンポジウム

「ライフステージ移行期における支援の連続性の実現を目指して」



〈コーディネーター〉

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

研修事業部 総括研究員

武富 博文

〈シンポジスト〉

保護者

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長 河井 文
NPO法人 全国LD親の会 理事長 井上 育世

企業関係者

リゾートトラスト株式会社 人事企画部 ダイバーシティ推進室
東京・横浜事務支援課課長・東京事務支援センターセンター長 北沢 健

学校関係者

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 大関 浩仁
全国特別支援学校長会 会長 三浦 昭広

ライフステージ移行期における 支援の連続性の実現を目指して

令和6年12月6日

(一社) 全国肢体不自由児者父母の会連合会

副会長 河井 文

1. 自己紹介

- ・一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会（全肢連）は、各都道府県の父母の会で構成されており、「障害児者とその家族の福祉の向上と住み慣れた地域で安心安全に心豊かに生活できる環境づくりに寄与する」ことを目的に事業を行っています。
- ・私の長男は医療的ケアが必要な重症心身障害者で現在38歳です。小学部1年1学期の途中から府中養護学校（現在の府中けやきの森学園）に通学し、卒業後は生活介護の事業所に週5日通所しています。府中市に居住してから地域の父母の会、東京都肢体不自由児者父母の会連合会、全国肢体不自由児者父母の会連合会で役員などをしながら、情報交換や仲間作りをしてきました。

2. 肢体不自由児者の学校卒業後の生活

進路先

一般就労（特例子会社を含む）
障害者通所施設 生活介護
就労継続A型・B型
就労移行支援
在宅 在宅ワーク
生涯学習など

使っているサービス

介護給付：訪問系（居宅介護・重度訪問介護・同行援護等）
日中活動系（生活介護・療養介護・短期入所）
施設系（施設入所支援）
訓練等給付：訓練系・就労系（就労継続A型B型・就労移行支援等）
居住支援系（自立生活援助・共同生活援助）
地域生活支援事業：移動支援・相談支援（一般相談・計画相談）
意思疎通支援・日常生活用具給付事業など

* サービスごとに支援計画が作られています

長男の場合・・・生活介護1カ所、訪問介護4カ所、相談支援1カ所

地域とのつながり

- ・希薄になりがち
- ・移動支援を利用して外出する
- ・地域や団体のイベントに参加するなど
- ・通所施設で外出やイベントで地域とのつながりを持っている例もある

*地域で暮らし続ける上でつながりを持つことは重要です

災害時に備えた個別避難計画の作成を通じた地域とのつながり

自治会や民生委員などの地域の役員とのつながり

地域で活動している人たちとのつながり

→府中市では“ささえあいの会”が市内各地区にあり、私もそこに参加

3. 移行期の課題

①学校で獲得した力が進路先で十分に活かされていない

学校で作成している個別指導計画の内容を通所先であまり活用されていないという指摘もあります。

就労の現場では仕事の切り出しに苦労しているという指摘も・・・

②ライフステージ移行期の引き継ぎの際の保護者の関わりが少ないという声があります。

保護者からは、引き継ぎの時に付け加えたいこともあると思うとの声。

4. 課題解決に向けて

①学校と卒後施設（事業所）との更なる連携

就労先や通所先が変わることもあり、継続した連携が必要だと考えます。
 また、同じ通所先等でも仕事や作業の内容が変わっていく事もあります。
 個別教育支援計画の内容が通所先などで充分活かしかれていない例もある
 →引き継ぎの仕方の問題？ 時間がないとか人員不足などの通所先の問題？

②支援ノートへの活用

ライフステージに応じて適切に相談できることが重要です。
 自治体や障害者団体が支援ノートを作成しています。このようなツールに個別教育支援計画を連携することが考えられるのでは・・・

*府中市の支援ノート 「ちゅうファイル」

ちゅうファイルの内容



5. 「ちゅうファイル」の構成（以下より必要なシートのみお使いください）

【基本情報のシート】	
(1) 重要な情報（本人の情報、連絡先など）	
(2) 保険・医療等の情報、本人の状態	※乳幼児期の発達の記録は母子健康手帳の記録で代用できます。
(3) 対人関係マップ	
(4) 成育歴	
(5) 発達状況	
(6) 成長の記録	
(7) 小学校・中学校・高等学校時代の記録	
(8) 相談・支援等の記録	※追加のシートは、ご自身の必要に合わせてものをご利用ください。
【追加・詳細情報のシート】	
(A) 日中活動の状況	①通所・作業所等 ②一般就労
(B) からだとの情報	①性格・個性 ②からだの状態・予防接種・アレルギー等 ③症状・その他気をつけること ④かかりつけ医療機関等 ⑤特別な医療措置等 ⑥パニックの原因 ⑦パニック時の対処法 ⑧その他（特記事項）
(C) 生活スケジュール	①1日の過ごし方 ②1週間の過ごし方・1年間の予定
(D) 日常生活上の介助・配慮	①食事（食形態・嗜好等） ②水分（摂取方法等） ③排泄・生理 ④睡眠・入浴など ⑤洗濯・衛生など ⑥着替え・移動 ⑦感覚・コミュニケーション・人との関わり
(E) 余暇活動、本人が持っている力	
(F) 福祉情報（気になる点に関する診断内容、福祉サービス事業所利用状況等）	
(G) 短期入所などの記録	
(H) 助成制度など	
(I) 補装具など	
(J) 思い・希望・願い	①本人の思い ②本人の願い ③保護者の願い
(K) 成年後見	①成年後見人等 ②家系図 ③家族・親戚の連絡先
(L) 財産等	①財産目録 ②保険・負債・相続遺産 ③定期的な収入・支出

③保護者のマネジメント力を高める

様々な福祉サービスを利用することに加え、地域の NPO などの活動に参加したり、自治会の防災訓練に参加するなど多方面のつながりを持つことが望ましいと考えます。

子どもがどんな生活を望んでいるのか、体調や特性からどんな暮らし方ができるのかを考える必要があると思います。

ライフステージ移行期における 支援の連続性の実現を目指して

—個別の教育支援計画等の作成・活用による
継続した一貫性のある指導実践の創出—

NPO法人全国LD親の会
理事長 井上 育世



NPO法人全国LD親の会は・・・

- ・1990年2月 地域の親の会9団体が発起団体になって、「全国学習障害児・者親の会連絡会」を設立・活動開始
- ・2024年4月現在正会員数は29都道府県に35団体、約1,800名が参加

学習障害 (LD) とは・・・ (文部科学省)

全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態

→LD、ADHD、自閉スペクトラム症は重複していることもあり、LD以外の発達障害のある子の親も多く会員になっている。

本日の内容

- 1、はじめに ～活用できる「個別の教育支援計画」作成を～
- 2、小学校から中学校への引継ぎの好事例
 - ①小4から不登校だった児童が、個別の教育支援計画作成を機に、中学校生活に引きぐることができた事例
 - ②引継ぎにスクールソーシャルワーカーが関わり、中学校の各教科担当とも情報共有ができた事例
- 3、中学校から高等学校へ・高等学校から大学への移行時の課題
入学選抜での合理的配慮につなげる
- 4、さいごに

1、はじめに ～活用できる「個別の教育支援計画」作成を～

就学前から「個別の教育支援計画」を作成してもらった障害のある子どもたちが、社会に出ていく年齢を迎えている。

【ある保護者のことば】

個別の教育支援計画を作るという話になったとき、「御守り」のようにこれからの子どもが通う学校の先々にいっしょに持っていけるものだと思って、とてもありがたく嬉しかった。

- 「共有」「引継ぎ」して「活用」できるように、個別の教育支援計画に記載されていること
- 「こういった支援が有効だった」という情報こそ、役に立つ
- 作成の過程で本人が自分自身のことを、保護者が我が子のことを見つめ直し、将来のことを考えるという点で、非常に大きな意味を持っている。

2、小学校から中学校への引継ぎの好事例

①小学校不登校→中学校支援級

- ・小4から不登校
- ・特別支援教育コーディネーターに個別の教育支援計画を作ってもらっていた。
- ・小6の2学期に進学予定の中学校と相談するため、個別の教育支援計画を作り直すことになった。
- ・支援計画の「願い」のところで、本人が「中学に行きたい」と言う。
- ・将来の夢などについて本人と話をしてから、時々保健室に顔を出すようになった。
- ・中学では支援級を選択する方向で、小学校から中学に引き継いでもらう。
- ・中学では、今のところ毎日通学している。

→本人ができそうだ、頑張れそうだと思う目標を設定できた。

- ・本人が得意なことを更に延ばしていくような目標も入れてもらった。
- ・できている部分が書かれていることで本人も自信がつき、意欲的になってきた。

2、小学校から中学校への引継ぎの好事例

②小学校通常の学級→中学校通常の学級

- ・通っていた小学校には、通級指導教室が無く、他校の通級指導教室も利用しなかった。
- ・小6になり、一度進学予定の中学校に相談に行くことになり、小学校がスクールソーシャルワーカーとつないでくれた。
- ・スクールソーシャルワーカーも加わって、受けている合理的配慮の内容を加えた個別の教育支援計画を作成した。
- ・中学校の相談にも一緒に行き、中学校の特別支援教育コーディネーターの先生と小学校での支援内容などを説明してくれた。
- ・個別の教育支援計画をもとに、中学校でどのような体制がとれるかなど相談することができた。

→中学校では、各教科担当にも個別の教育支援計画を共有してくれて、定期考査での合理的配慮にもつながっている。

3、中学校から高等学校へ・ 高等学校から大学への移行時の課題

- ・高等学校や大学の入学選抜での合理的配慮につながるような個別の教育支援計画が必要
- ・入学選抜での合理的配慮が、その後の学びや学生生活での支援につながっていく

【事例】

- ・中学での個別の教育支援計画には、授業でタブレット端末をどのように使っているか記載してもらった。
- ・高校入試の際の合理的配慮申請をふまえて、定期考査の時の配慮の記載もお願いした。

4、さいごに

- ・毎年、子ども本人も交えて「個別の教育支援計画」の内容を話し合っていく中で、子ども本人も「個別の教育支援計画は自分の役に立つものだ」といった肯定的な捉え方をするようになってほしい。
- ・「個別の教育支援計画」は、作成・引継ぎ・活用していく過程で、子どもたちの「自己効力感」「自己有用感」を高めていくことができる。



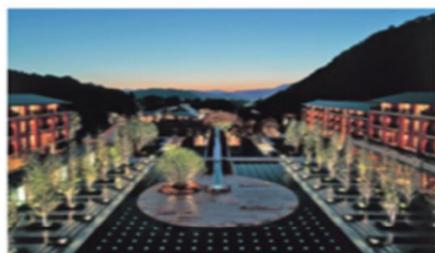
以上です。ありがとうございました。

「ライフステージ移行期における支援の連続性の実現を目指して」 ～個別の教育支援計画等の作成・活用による継続した一貫性のある指導実践の創出 労働関係機関との連携の取組～

2024年12月6日第46回全国特別支援教育振興協議会 シンポジウム
リゾートトラスト株式会社
人事企画部ダイバーシティ推進室
東京横浜事務支援課 課長
東京事務支援センター
センター長 北沢 健

リゾートトラスト株式会社

リゾートトラストの事業内容



会員権事業

エキシブシリーズを中心とする
会員権販売を通じて、高い信頼
をいただいています。



ホテルレストラン事業

サービス品質とお客様の満足
度を追求、独創的でホスピタリ
ティあふれるホテル運営を目
指しています。



ゴルフ事業

総合リゾート事業の一環とし
て、ハイクオリティなゴルフ事
業を展開しています。



メディカル事業

会員様の健康でより豊かな人
生をサポートするため、会員制
総合メディカル倶楽部の運営
をしております。



【リゾートトラスト事務支援センター】

東京事務支援センター

<第一事務支援センター>
東京本社ビル 5階



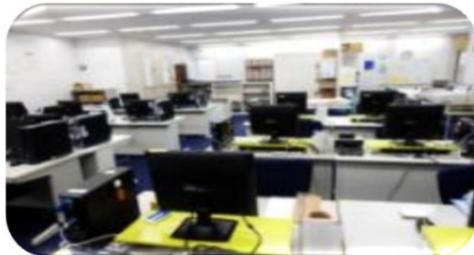
<第二事務支援センター>
東京本社ビル 5階



<東京ベイコート倶楽部>
ホテル業務



<パソコンルーム>
東京本社ビル 3階



横浜事務支援センター



<横浜ベイコート倶楽部>
ホテル業務



名古屋事務支援センター <ラグーナベイコート倶楽部>



大阪事務支援センター
<芦屋ベイコート倶楽部>



高山事務支援センター



総人数
165名

全国の様々な所で障がい者スタッフの適正にあったお仕事を色々取り組んでいただいております。
障がい者雇用率2.91%

障害者雇用の状況

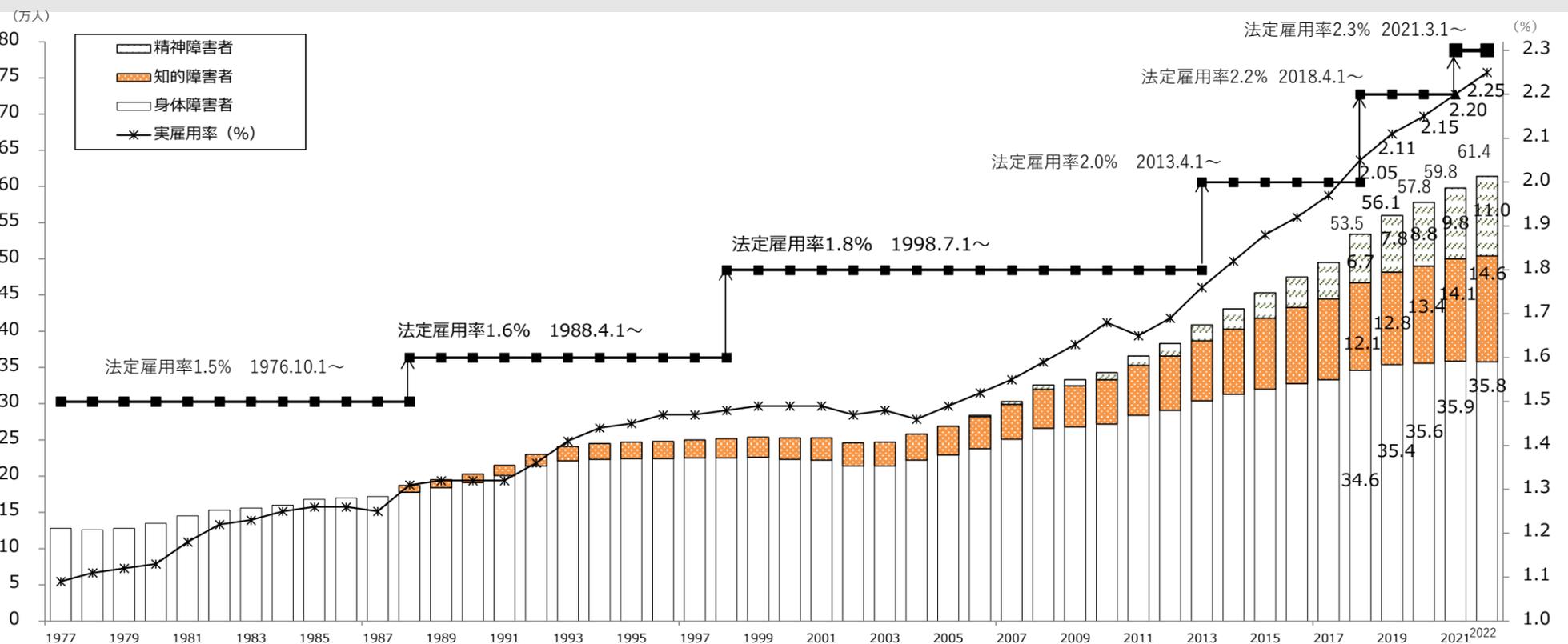
○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 61.4万人 (身体障害者35.8万人、知的障害者14.6万人、精神障害者11.0万人)

実雇用率 2.25% 法定雇用率達成企業割合 **48.3%**

○ **雇用者数は19年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。

厚生労働省
2023年 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会
就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会
資料より抜粋



出典：障害者雇用状況の集計結果

東京都における知的障害特別支援学校卒業生の企業就労者数と就労率

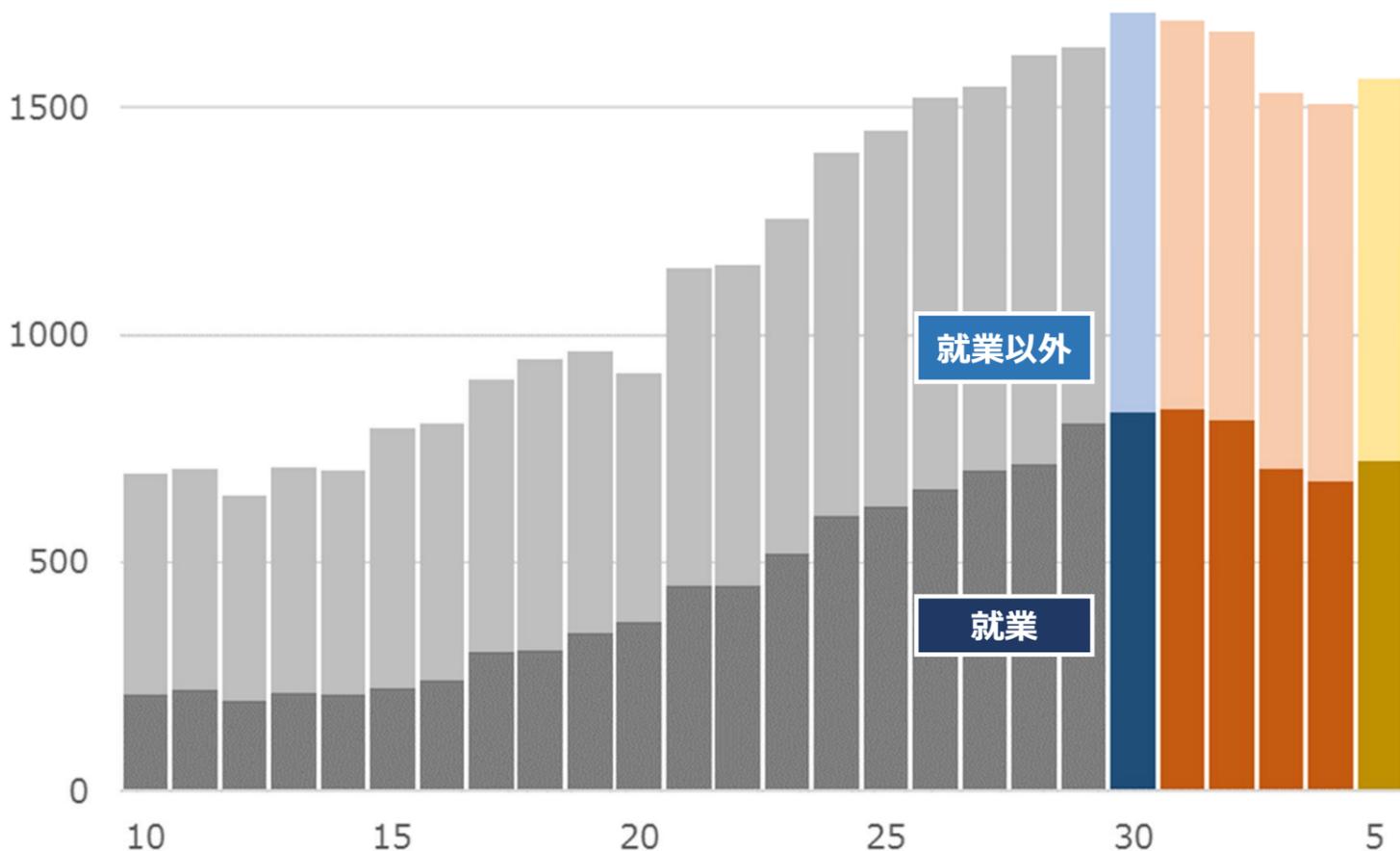
過去6年を見ると…

● H30がピーク

卒業生：1,708人
就業者：832人

● 卒業生、5年間で200人減

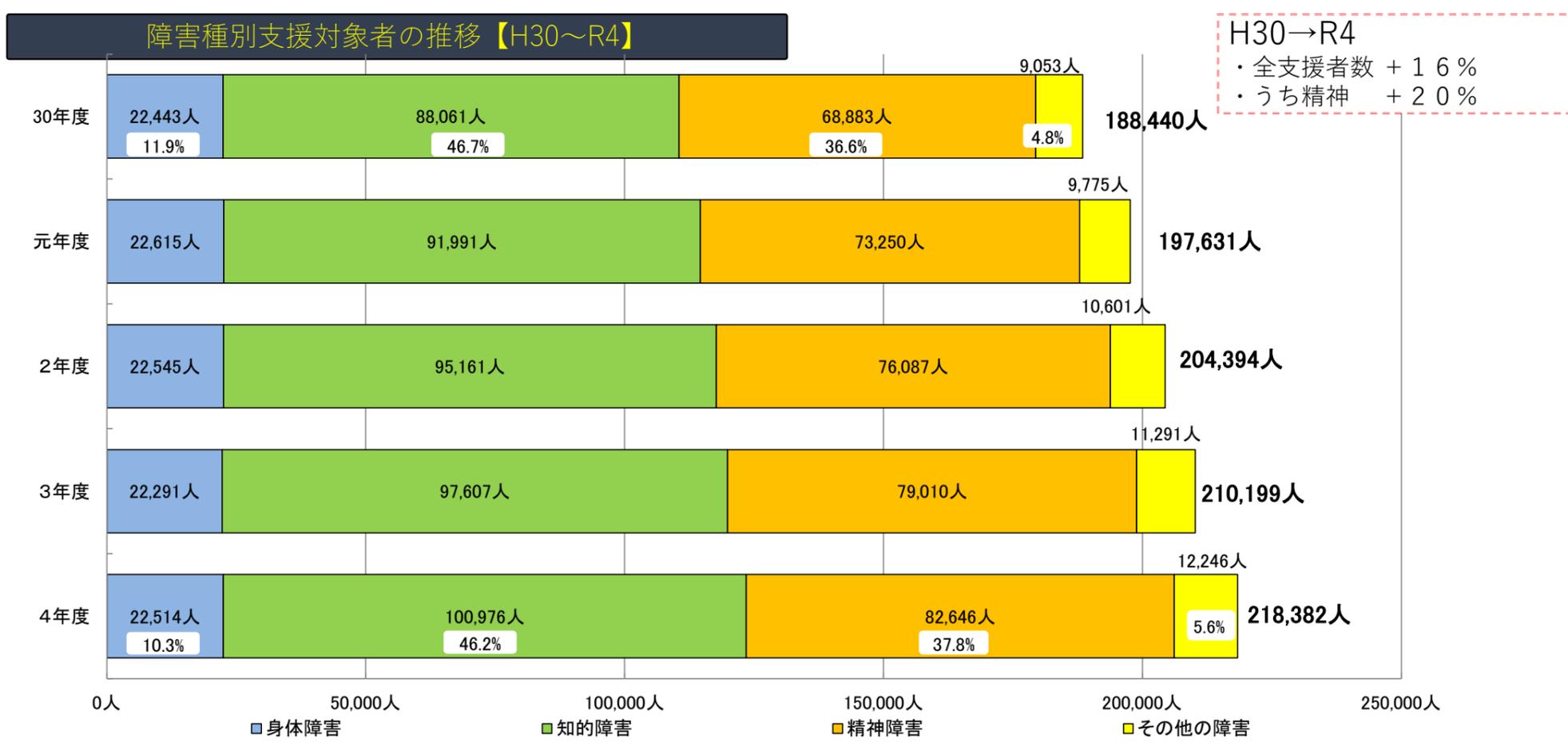
H31	49.6%
R2	48.7%
R3	46.2%
R4	44.9%
R5	46.7%



支援対象者の状況

就業・生活支援センター

厚生労働省
2023年 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会
就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会
資料より抜粋



(※) 支援対象者の就業状況については、概ね在職中：求職中=2：1の割合であり、在職中の者の割合が年々増加している。

障がい者雇用とは 変化する障がい者雇用と働き方 ～「雇用者の責務と労働者の責務」～

障がい者雇用は社会貢献？
求められる業績、売り上げ、経営への貢献

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年7月施行／最終改正平成27年9月）

目的

障害者の雇用職務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置を通じて、障害者の職業の安定を図ること。（法第1条）

基本的理念

障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。（法第3条）

障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない。（法第4条）

事業主の責務

すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、**その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与るとともに適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上に関する措置**を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。（法第5条）

仕事に行ってきます③ オフィスで事務の仕事 潤さんの1日



会社に入る前、潤さんは3回実習をしました。
そのとき、こんなしっばいをしてしまいました。



なかまと いるのが
楽しすぎて、
休けい時間を
守れませんでした。

時間を 守るために
なかまと さわがず、
しずかにしていたら、
ねてしまいました。



このままでは、はたらけない！
家族や学校の先生と っしょに、
潤さんは5分前行動をとっくん。
気持ちを落ち着けるために、
休けい時間は、
漢字ドリルをすることにしました。



ねないように、
休けい時間に 外に出たら、
かぜをひいて
しまいました。

とっくんの おかげで、
潤さんは この会社で
はたらけること
になりました。



ご家族や、学校の先生とっしょにお読みください

松島潤さんのこと
暮らしのこと、仕事のこと

潤さんのこと

- 松島潤さん
- 1995年7月生まれ(23歳)
- 特別支援学校高等部卒業(東京)
- 知的障害(重度)
- 好きなことは、サッカーやスキーをすること、「NHK紅白歌合戦」やジャニーズの番組を見ること



潤さんの暮らし

- 実家で暮らしている
- 食事は、朝食・夕食は家で。昼食は、職場でお弁当
- おこづかいは、月1万円
- お金は、父親が管理している

潤さんの仕事

- 職
- 仕
- 働
- 場
- 年



仕事を始めてから、何か変化はありましたか。

お正月に妹と弟にお年玉をあげます。それから、誕生日やクリスマスにもプレゼントをあげます。ぼくは大人だから。

どうしてこの仕事を選んだのですか。

学校の先生が教えてくれて、お母さんとっしょに見学に来ました。同世代の仲間がいっぱいて、いいなと思いました。

仕事を始めてから、何か変化はありましたか。

お正月に妹と弟にお年玉をあげます。それから、誕生日やクリスマスにもプレゼントをあげます。ぼくは大人だから。

休みの日は、どうしているのですか。

土曜日はプールに行きます。クロール、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライもできます。日曜日は社会人サッカーに行っています。サッカーは、高等部のときに先輩がやっていて、「カッコいいな」と思って、はじめました。

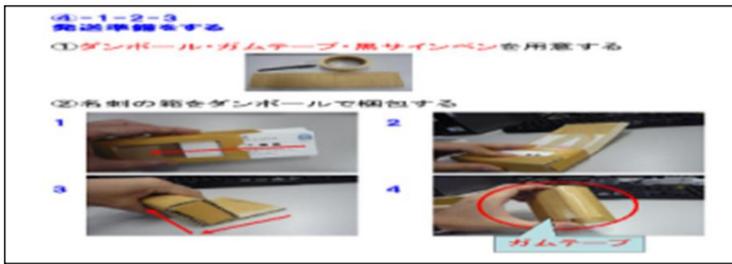
お金は、どんなことに使いますか。

サッカーの帰りに、ひとりうどん屋やそば屋に行って、お昼ごはんを食べます。メニューも、いろいろ注文できるようになったし、最初はお礼しか出せなかったけど、小銭も出せるようになりました。

ふだんから、家のお手伝いをしているんですね。

平日は、夕ご飯の片付けが担当です。お皿ふきをします。土日は洗濯物係で、洗濯物もかけます。

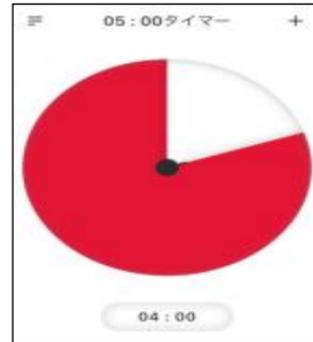
合理的配慮
環境配慮による集中力、安心感の育成



名刺作成マニュアル
平成24年度職業訓練教材コンクール
中央職業能力開発協会会長賞 特別賞受賞



ノイズカットやブラックボード
集中したいとき、周囲が気になるときに仕様



カード・アプリ(可視化)
⇒業務の目標時間をタイマーを使って可視化。
お約束カードを手元に置きながら業務に取り組む。

作業時間記録表

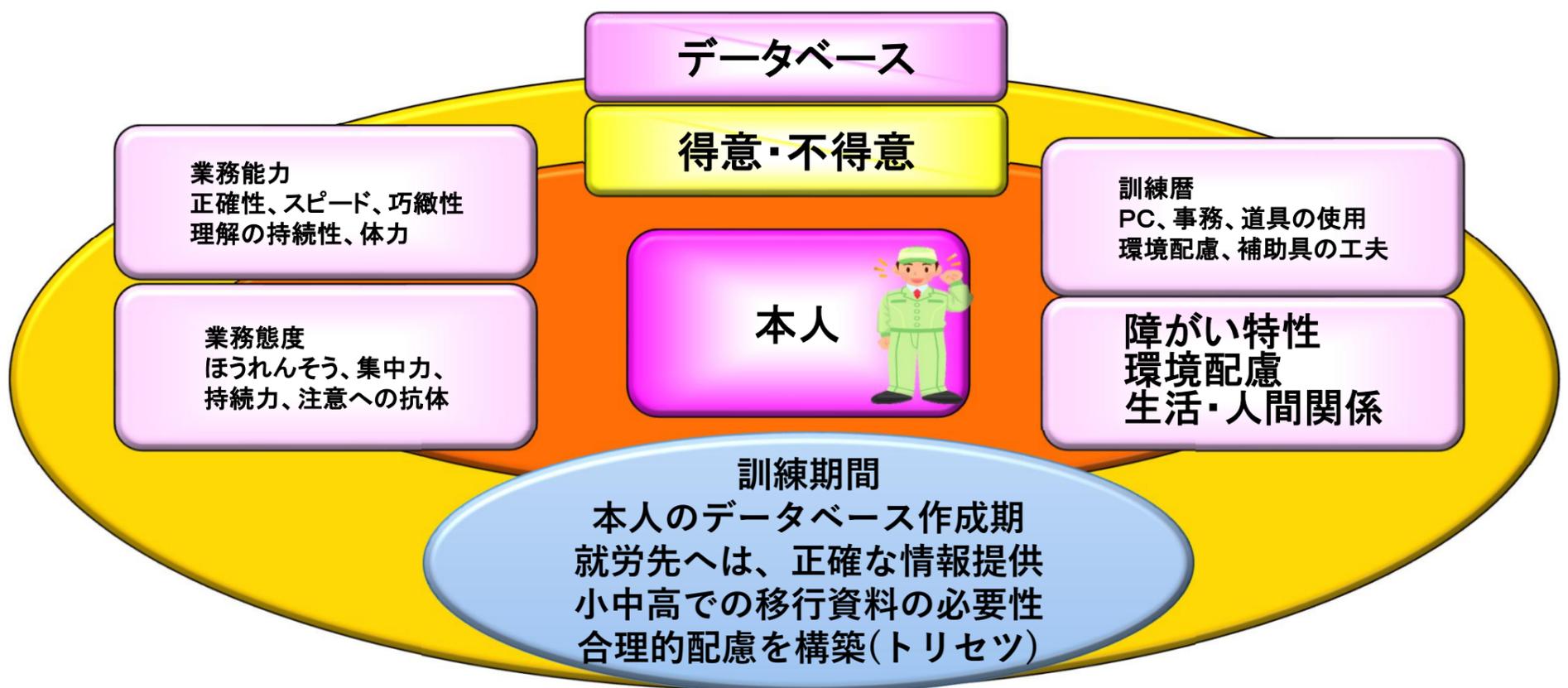
開始	終了								
日付	仕事内容	集束	開始時間	終了時間	作業時間	7時~12時	10時~12時	お仕事名	100%達成
/			:	:	分			集束	9分
/			:	:	分			2つ折り	30分

集中して
お仕事をします。

正しく
報告をします。

じろじろしません。
腕一本分 はなれます。

企業が求めるもの
学校・支援機関からの情報提供



移行期における支援の継続性について

～小・中学校から見た場合～

令和6年12月6日

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
大関 浩仁

大関 浩仁（おおぜき ひろひと）

品川区立第一日野小学校長（第一日野幼稚園長・第一日野すこやか園施設長兼務）

東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科博士課程修了 博士（教育学）

中央教育審議会 初等中等教育分科会 臨時委員

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所（NISE）運営委員

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会（全特協）会長

全日本特別支援教育研究連盟（全特連）副理事長

品川区教育委員会事務局 元 教育総合支援センター長

発達は多様であり、指導において大事にすべきこと

- 本人にとって身近な理解者がとても重要！
- 発達の偏りは、本人なりの方法で解決することが可能！
- その特性は、場面が変われば強みになる！



教育目標

○明るく元気な子 ○よく考え やりとげる子 ○温かい心で力を合わせる子 ○自分の思いを伝える子

ダイバーシティ&インクルージョンの理念を大切に

合言葉 みんなちがって
みんないい

状況に応じた健康対策を工夫する

安全な教育環境

自分の安全を自ら守ろうとする意識と
実践力を高める

品川区の将来を担う一員
である意識の醸成

自らを生かす
社会性・社会力の育成

共生社会の形成

いじめをしない・見逃さない、
差別や偏見を許さない

豊かな人間関係、体力向上

けじめある生活の確立

基礎・基本の定着

確かな学力の定着

個別最適な学びと
協同的な学びの一体的な充実

保幼小連携

幼小8年間で子どもに身に付けさせたい
5つの習慣

あいさつ・返事の習慣 揃える習慣
整える習慣 学習の習慣 読書の習慣

小中一貫教育

品川コミュニティスクール

校区教育協働委員会 学校地域支援本部
PTA 一日野サポーターズ 同窓会
町会・自治会 児童センター
大崎第一地区委員会 大崎第一地域センター

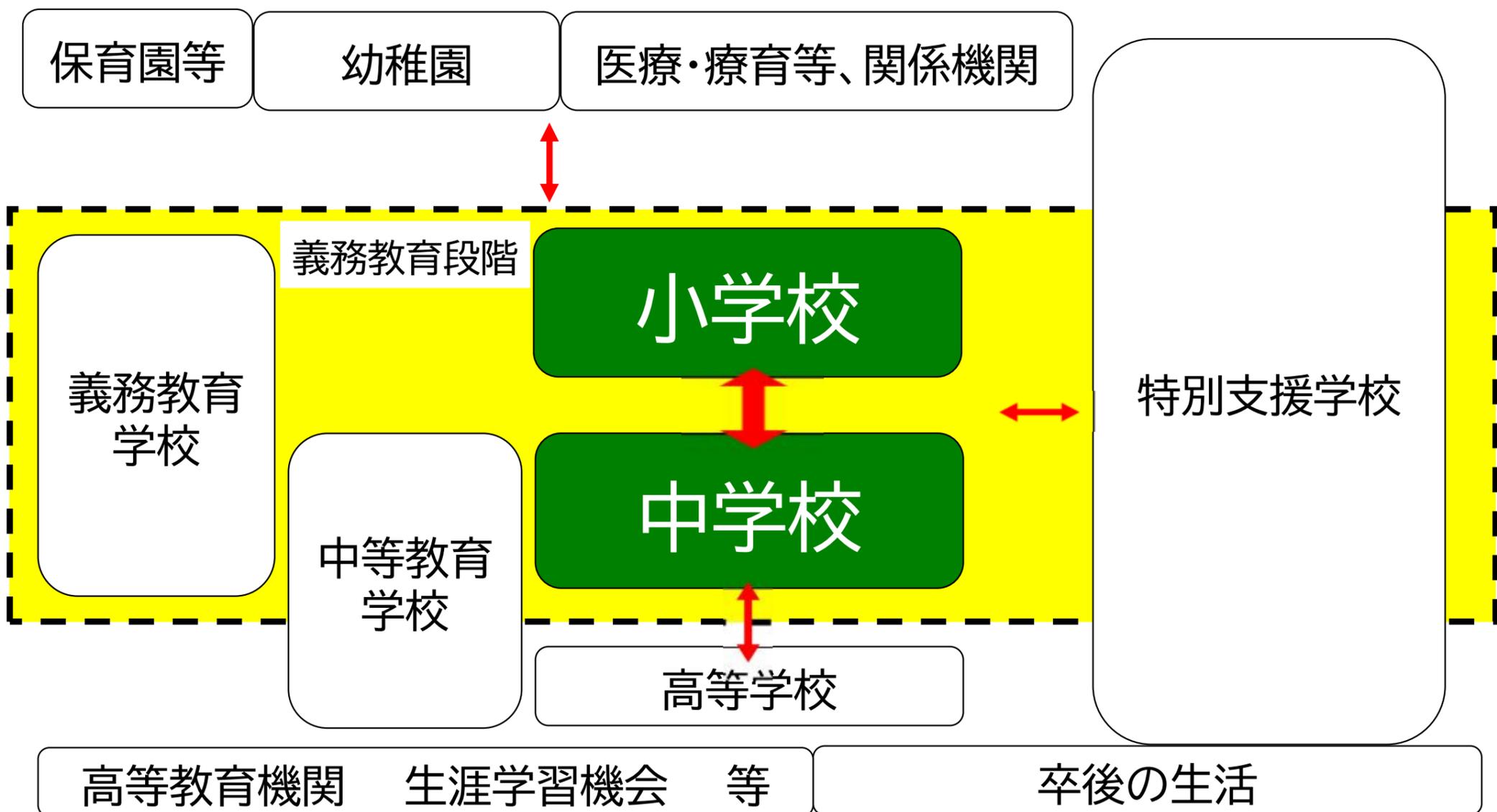
共生社会

品川区教育委員会
教育目標

- 豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進
- 確かな学力の育成
- 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
- 生涯学び、活躍できる環境の整備

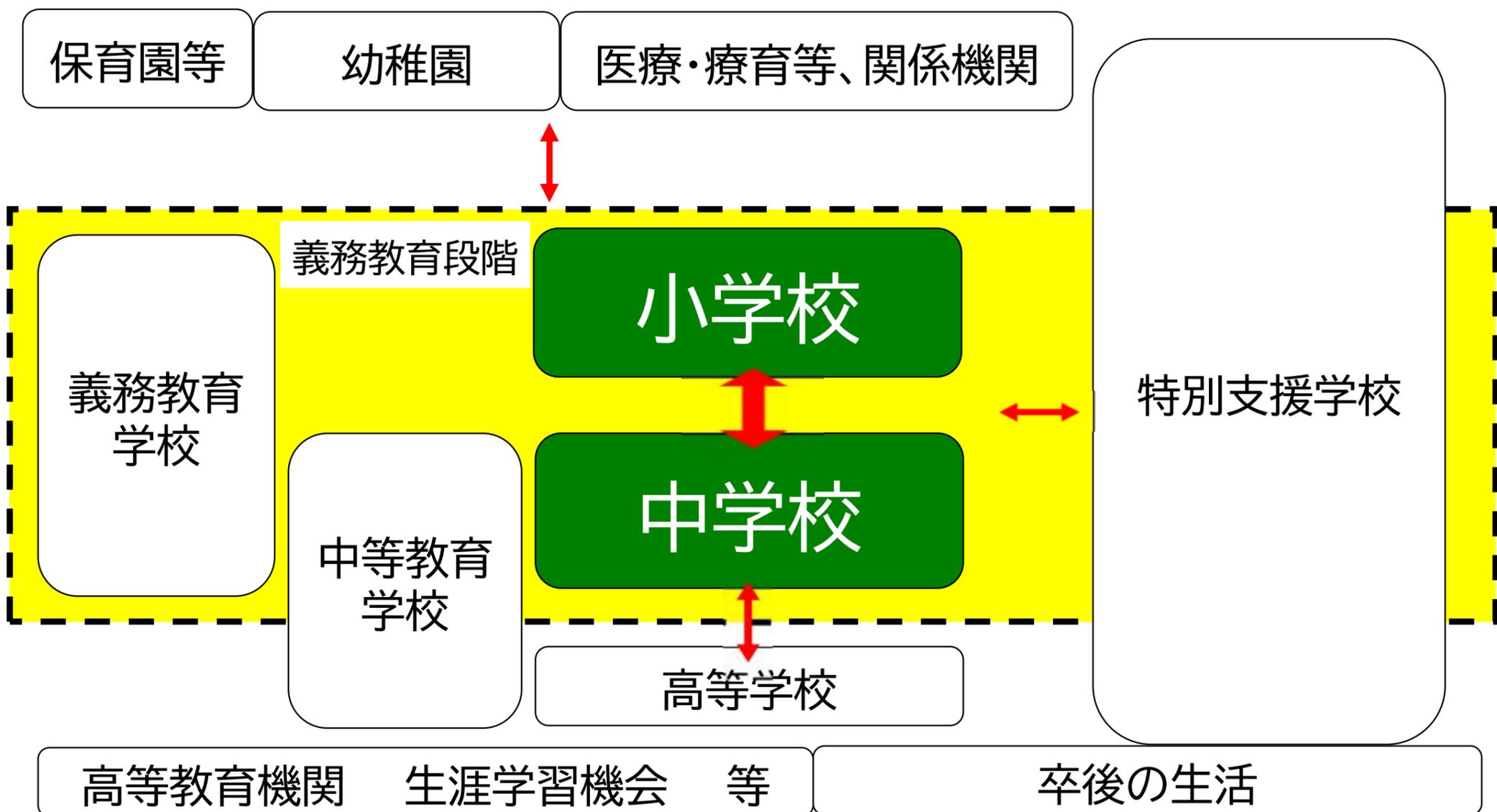






個人情報等の取扱に関する現実

- **守秘義務**
学校設置者が異なる場合には大きな壁
- 本人や保護者が**情報共有を望まないケース**、葛藤
「レッテルを貼られたくない…」 「いつかは改善…」
「高等学校普通科、大学進学道を残しておきたい…」
- 情報開示請求、訂正の要求 ⇒ 当たり障りのない記述になりがち



情報共有手段

- **就学支援シート** ⇒ 保護者を通じて就学先に情報提供(任意)
- **就学相談の関係資料** ⇒ 教育委員会より就学先に情報提供(※1)
※1 情報提供を拒否されるケースあり
- **指導要録** ⇒ 指導要録の写し(進学先へ送付)
- **学校生活支援シート(個別の教育支援計画)、個別指導計画**
 ⇒ 保護者を通じて進学先に情報提供(※2)
※2 学校設置者が異なる壁
- (個別の移行支援計画) (自己紹介シート) (本人手帳)
 (関係機関会議) (ケース会) (学校間連携) (担当者間連携)

発達 は 多様 であり、指導 において 大事 に すべき こと

- 本人にとって身近な理解者がとても重要!
- 発達の偏りは、本人なりの方法で解決することが可能!
- その特性は、場面が変われば強みになる!

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

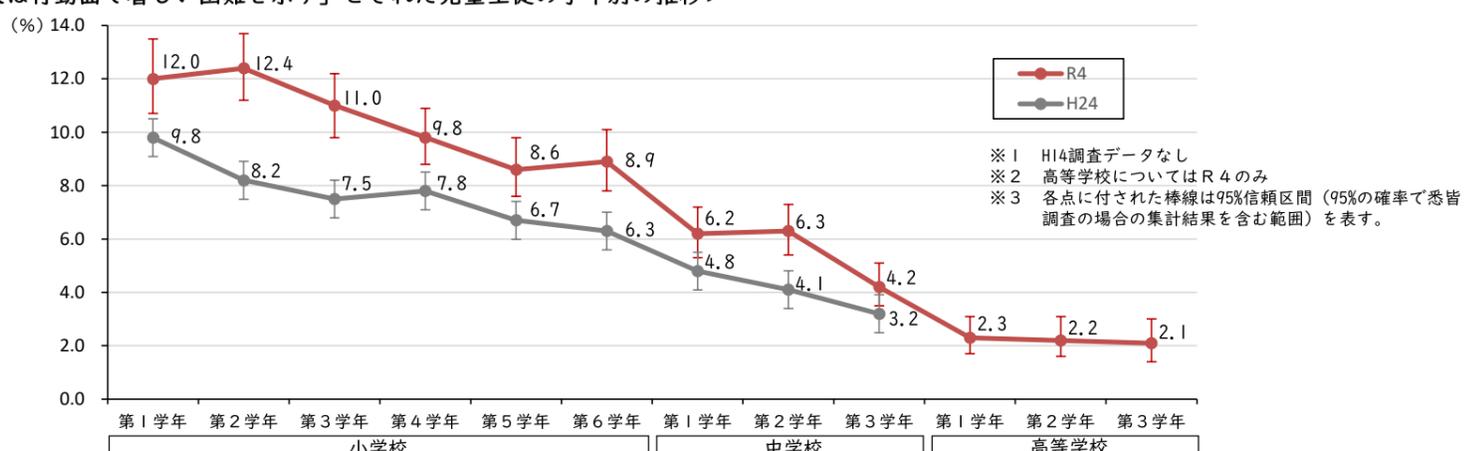


I. 児童生徒の困難の状況 (平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意)

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	(参考) 過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ ※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

< 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移 >



第46回全国特別支援教育振興協議会

「ライフステージ移行期における 支援の連続性の実現を目指して」

特別支援学校から

全国特別支援学校長会会長

(東京都立町田の丘学園校長)

三浦 昭広

特別支援学校の目的

学校教育法 第八章 特別支援教育
第七十二条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ）に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする。**

障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする。



子供一人一人の個に応じた指導が必要



- 子供の実態把握が重要
- どのような力をどのように身に付けるか



将来の自立と社会参加

個別の教育支援計画

特別支援学校学習指導要領解説には、個別の教育支援計画の作成として

家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること

1 学校生活への期待や成長への願い (こんな学校生活がしたい、こんな子供(大人)に育ってほしい、など)	
本人から	
保護者から	
2 現在のお子さんの様子(得意なこと・頑張っていること、不安なことなど)	
3 支援の目標	
学校の指導・支援	家庭の支援

4 支援機関の支援						
在籍校	年度	組	年	担任名:		
	年度	組	年	担任名:		
	年度	組	年	担任名:		
	支援機関:		担当者:		連絡先:	
	支援内容:					
	支援期間:	() ~ ()				
	支援機関:		担当者:		連絡先:	
	支援内容:					
	支援期間:	() ~ ()				
	支援機関:		担当者:		連絡先:	
	支援内容:					
	支援期間:	() ~ ()				
5 支援会議の記録						
日時	令和	年	月	日	参加者:	協議内容・引継事項等
:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:
日時	令和	年	月	日	参加者:	協議内容・引継事項等
:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:
6 成長の様子						
7 来年度への引継ぎ						

個別の指導計画

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること

次の事項とは・・・実態把握が必要

どのような資質・能力の育成を目指すのか
指導目標を明確にすること 等

連続した支援に向けた大切なポイント

- 「子供や保護者の方の願い」の共通理解
- 子供の的確な実態把握
- 子供一人一人の障害や発達段階に応じたきめ細かい支援や指導
- 児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす
- 自分らしい将来の自立と社会参加

ライフステージ移行期における支援の連続性の実現

- 個別の教育支援計画
個別の指導計画 等の活用 → 子供の的確な引継ぎ
- 子供の实態把握 → 子供一人一人に応じた
適切な支援と指導
- 新しいステージでの計画作成時
における意見交換 → 保護者の方と学校の共通理解
- ライフステージに応じた支援 → 子供の能力や可能性を最大限に伸ばす

第4 6回全国特別支援教育振興協議会のまとめ

○アンケート提出者の93.1%の方から、「良かった」以上の評価をいただきました。

〈課題1〉

会場のディスプレイが見にくいことについてのご意見

*大きくきれいに投影することは同会場では難しい。

→ 抜本的に解決するなら、別会場も考えられる。

(進めてきた対応)

行政説明・事業説明は、資料を印刷して配布しているので十分に補助していると思われる。

配布した資料と当日投影した資料が異なる箇所があったが、業者に印刷製本を依頼しているため、1ヶ月程度の間資料の情報を更新しているケースがあった。

→更新したファイルはHPにて読めるので確認をいただきたい。

①小さな文字への批判…投影されたものは読みにくい ∴紙で補助

→情報量が多いかもしれないが、よく読めば有効な情報で活用の仕方か

(紙資料と併せて聞いてもらえていない人もいたかもしれない→連動の周知を丁寧に)

→そもそも、参加者の視力への配慮を求められている？(面もあるだろう)

②席に資料をあらかじめ置いておいたが、入手できない人がいたかもしれない。

→午前中には起こりにくいことかもしれないが、資料を複数ほしい人が確保してしまうと席についても資料がないことも起こる。

さらに午後は参加者が入れ替わり、資料のない席が空いている席と思って座った人もいるのではないかと。

*資料の配布方法を再考する。(受付後、中廊下にて、配布する方法など)

●別の切り口で「QR Codeによる資料配信」の要望もあったが、関連している事項か。

会場には、タブレットやPCを持ち込んで参加する人もいた。紙より、そうした電子機器で確認しながらメモを取ったり、考えを深めたり人も増えているのではないかと。将来的には、紙からの脱却で運営資金の削減を図る可能性も探って行かなければならないのかもしれないが、当面は「紙」も必要だろう。(資料を冊子にして、全部ほしいとの要望もあった。)

〈課題2〉

「事業報告書」について、資料の説明であれば、パワーポイント資料の提示がほしい。

→遅れたが、HP更新で、資料を提示。

(水色の要項では、少なかったとのこと、よく理解したいとの思いからの意見か)

〈課題 3〉

「今日の内容をシェアするに当たり資料とデータをいただくと助かります。」との要望
→HP 更新で、【行政説明】2本、【事業説明】1本、【主旨説明】をアップした。

〈課題 4〉

マイク音量が大きすぎて、耳に障害がでるレベルについて

→開始前、ワイヤレスマイクも含めて音量チェックを丁寧に行う必要がある。

印刷物のコントラストについて

→視覚的な配慮も必要。(カラー印刷、カラーでのディスプレイ表示は良くても、資料が読みにくい場合がある。

〈課題 5〉

ZOOM での参加、後日、動画配信

オンライン方式、ハイブリッド方式の検討

→安定的に毎年続けられることが求められるものと思う。これらの声に応えるには、運営スタッフや機材の充実、あるいは業者への委託がなければ立ちゆかない。良い面もあるが、スタッフ・費用の面を考慮していかないと、負荷がかかることになる。以前、後日、動画配信をしたことがあったが、たまたま配信ができるスタッフが個人の機材を使用して実施することができたが、今回は、公務の都合で参加できなかった。

〈課題 6〉

アンケートについて、Google フォーム等電子的な対応を求める声 (2点)

→アンケートを Google フォーム等にすることは、可能。アクセスするための QR コードを大会資料の照合表などに印刷しておけばよいし、紙で書かれたものを改めて入力しなければならぬ手間は省ける。一方、紙でないと書けない人もいるのが現実で、紙での意思表示をなくすことには疑問が残る。全員に配らなくても、出口に紙と記入する場所を用意することで、上記の利点も来年度から生かせるといいのではないか。Google フォーム作成の手間は、「評価」と4項目であれば、少なく、事務局の省力化になる。

- ★ 令和7年度の会場については、国立オリンピック記念青少年総合センターの施設使用料金が大幅に値上げ(約50%・令和7年1月8日発表)をしたため、国際会議室以外の会場を検討中。

アンケート結果

・参加者・・・・・・・・・199名

(午前の部・173名、午後の部・144名)

・アンケート提出数(後日、提出を含む)・・・・・・・・73通

・評価・・・(A大変良かった(36)、B良かった(32)、

Cあまり良くなかった(0)、D改善が必要(1)、無記入(5))

※ A、Dの両方に○を付した方が1名

1 行政説明、事業説明について

- ・貴重な話で参考になった。
- ・来年度の取組が知れて良かったです。
- ・とても分かりやすく丁寧にご説明くださり、アッという間に時間が過ぎました。
- ・こども家庭庁の説明が分かりやすかったです。
- ・こどもの居場所支援はとても大事だと思います。
- ・文部科学省、こども家庭庁でも様々な努力をしてくださってありがたいと思います。支援員については、なかなか配置されないことがありますので、スムーズに配置されることを願います。
- ・大変分かりやすい御説明をありがとうございました。
- ・行政などへの提言窓口をもっと分かりやすくして欲しい。特別支援学校に通う子供たちは、学びの進度がゆっくりです。高校で伸びる力がまだまだあるのに、就業に力を入れられてしまいます。
どうか高等部を5年制にしていただけないでしょうか。「人的資源」として障害のある子はとても大切です。
- ・こども家庭庁 事件のあった医療的ケア児の家族への支援が盛り込まれているのは素晴らしいです。困難な状況にある子ども、家族への寄り添い、支援をよろしく願いいたします。
- ・毎年、参加させていただいています。今回のお話は、とても分かりやすく勉強になりました。今後の活動に役立てたいと思います。
- ・今後の展望やインクルーシブについての話が分かりやすく、とても良かったです。
- ・看護師の需要が高まり、より不足が懸念されると思うので、研修等の取組の充実を望みます。
- ・分かりやすい説明でした。
- ・分かりやすかったです。
- ・豊富な資料と分かりやすい説明が役立った。
- ・インクルーシブ教育システムの充実を盛り込みながら特別支援教育の現状・施策について、非常に分かりやすく説明していただけました。
- ・少々、時間不足でした。
- ・行政が今、考え進めてくださっている事業に関して理解するとともに感謝の気持ちでいっぱいです。子供たちのために今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

- ・子ども中心、その子どもの中に障害児がいるということ
- ・様々な体制が整っていくことを期待しています。
- ・行政の方向性が分かりやすく説明いただけて良かったです。
- ・もう少し時間が欲しかった。
- ・いずれも資料が充実しており、大変分かりやすく話していただきました。学校現場に還します。
- ・直接、説明を聞くことができ、いろいろな背景やご努力を伺うことができ良かったです。
- ・特別支援教育の充実に向けて、インクルーシブ教育の推進に期待しています。
また、特別支援教育に係る教師の数が少ないのが現状。より一層、充実した教育ができるように教員の確保をお願いしたい。
- ・初めて参加しました。私達が出す要望書が、しっかり届いていることなど、これからどのように進められていくのか身近に感じることができました。とても良い時間だと思いました。
- ・市教委における医療的ケアガイドラインについて、更に進むことを願わずにいられません。ある市が向こう3年間の特別支援教育推進計画を立てる検討の中で、この件に触れていないという事例と接したことがありました。
- ・学校により温度差があると思います。特別支援教育の理解のある先生の教育、研修を増やしてほしいと思います。
- ・こども家庭庁障害児支援課の内容が理解できました。
- ・聞いていて分かりやすかった。資料の文字が小さいのとインクの濃淡が見えにくく残念でした。
- ・昨年より聞きやすく分かりやすかったです。
- ・参考になりました。ありがとうございました。
- ・時間が短すぎると思うほど、内容が充実していました。
- ・大変、詳しい説明をいただきましてありがとうございました。
- ・現状をお聞き出来て、大変勉強になりました。
- ・特別支援学校から副籍交流で保護者が付き添いで地域の学校に行きますが、子供たちは少しいつもと違う雰囲気となることを感じます。親ではなく、看護師の方などに付き添っていただくと子供同士の交流が進むという話に共感しました。
- ・分かりやすく説明くださりありがとうございました。
情報量が多いので、もう少し時間があればと思いました。
- ・国立特別支援教育総合研究所の話が聞けることは、とても勉強になります。
- ・とても分かりやすく最新の情報をいただきました。
- ・国の動向が分かり、勉強になりました。
- ・統計、施策に加えて熱も感じました。
- ・盛りだくさんで、付いていくことが大変でしたが、国立特別支援教育総合研究所の研究については、自分の興味あるもの以外の全体像が分かり良かったです。
- ・知らなかったこともあったり、再確認できたこともありました。
- ・レジメで色が白黒で分かりにくい部分があり残念でした。
- ・初めて知る話ばかりでしたが、とても分かりやすく勉強になりました。これから、もっと知識を深めていきたいと思いました。
- ・行政の取組について、どんな内容が、どれくらい予算で動こうとしているか、今後の流れを知ることができた。

- ・都教委もまとめの冊子を作成し、強度行動障害にスポットを当て取組を進めています。国としても最後になってしまいましたが、それでも項を設けて強度行動障害への取組を進められています。勉強不足で恐縮ですが、強度行動障害にスポットを当てるきっかけは何だったのでしょうか

特別支援教育に携わる身としてはとてもありがたい取り組みなので、是非、重要視して進めてください。

- ・とても大切なことを話しているのに、資料が多く、細かく、時間に対して内容が詰め込まれ過ぎていて、分かりずらく感じました。

一つのテーマを何日かに分けて丁寧に説明してほしい。

集まるのも良いが、集まらない保護者もいるので、いつでも見れるようにユーチューブで配信してほしい。国や団体が子供たちのためにどのように頑張っているのか取り組んでいるのかは、普段の暮らしでは親たちは知ることができません。

活動してくれていることに対してとてもうれしく思いました。

- ・各々の行政機関のお話を伺えて勉強になった。特にできたばかりのこども家庭庁は、実際の現場の話が聞けて、とても勉強になりました。
- ・国立特別支援教育総合研究所の就学相談時の実際の保護者の声を伺えて同感できることがあり、とても興味深かった。
- ・適宜、必要な部分の説明をしてくださって短時間で入口が分かりました。資料が細かい文字なので読みづらいのが難点です。
- ・要点を分かりやすくご説明いただき、とても分かりやすい話でした。
- ・特別支援教育の現状、令和7年度の概算要求について知ることが、国がどこに力を入れようとしているのか理解できました。

個別指導計画を支援級でも100%作成、導入できるよう将来的に実現出来たら良いと感じました。

こども家庭庁の役割、子供の人権について理解ができました。

国立特別支援教育総合研究所が出している多くの資料をより活用すべきだと思いました。

- ・情報を公表していらっしゃると思いますが、それを自分で調べて入手することは、とても大変ですし、内容を理解することは難しいので、行政の方から直接、説明していただけるのは助かります。
- ・障害児をもつ親の支援がほしいです。今の福祉サービスだけでは、正社員（フルタイム）勤務ができません。中・高生は学童もなく、放課後等デイサービス、移動支援、ショートステイ・・・全部使っても夏休み中はカバーすることができず、働くことを諦めるしかない状況です。
- ・子どもたちのために多様な施策を考えていただいていることが良く分かりました。特に身近な放課後等デイサービスの報酬改定については、デイサービスの資質向上のためには、有難いことですが、デイサービスにとっては、なかなか厳しくなるので、運営が困難になる事業所が増えるのではないかと心配しています。
- ・医療的ケアの子どもに関する支援が充実してきていると思いました。
- ・どの先生が特別支援教育の教員免許を取得しているのか、保護者に開示してほしい。
- ・通常学級含めて、全ての子どもに支援計画の作成を義務化することで、保護者の支援力も上がるのではないのでしょうか。

保護者の受容ができないことで、子供を支援できないことに困っているという現場の声を

聞いています。

- ・文部科学省、こども家庭庁の特別支援教育についての施策が良く分かりました。説明いただいたことを参考にホームページ等を調べながら知識を深めたいと思います。
- ・国立特別支援教育総合研究所の研究内容は、大変、役に立つものだと思いますので、是非、広報に力を入れて頂ければと思います。
- ・盛りだくさんの内容でしたので、後程、しっかり読んで確認したいと思います。
- ・テーマが大きく、資料が多いので、時間内では、読み込めませんでした。
- ・文部科学省、こども家庭庁の方のお話を伺うことができ、大変勉強になりました。特別支援は、先生方の専門性が必要ですが、「共生できる社会になるよう」努力してまいりたいと存じます。
- ・大変多くの情報量から、駆け足ながらも分かりやすくご説明いただきありがとうございます。理想や仕組みの上では許されている事例であっても、個々の現場では、様々な理由により、保護者の負担がかかったまま（例えば、付き添い必須のまま）、であることを知っていただきたいです。そしてケースに合わせて当事者同士でよく話し合いを行い「親あるべき」な現状の見直しをして、一つ一つ解消して行ってほしいです。
- ・支援の必要なお子さんの家族は、必ずしも受容できた状態ではありません。親からの手続きがなくても、クラス内に支援の必要な子どもがいれば、スクールカウンセラーや療育知識のある有資格者の方の判断で、親に知らせなくてもその子にサポートが行き渡るシステムを構築してほしいです。クラス全体のサポートをする支援員や学校生活サポーターをうまく活用すればできるはずだと思います。
- ・医療的ケアのある子どもの親は、今でも終日、学校に付き添ったり、吸引に足を運んだりしている事実を耳にしています。その理由が良く理解できません。医療的ケアのある子どもを育てている親が仕事をしたり、自分の時間を持てる社会になってほしいです。

2 令和5年度文部科学省委託事業報告、シンポジウムについて

- ・親の立場からの発表は、聞く自分も親の立場であり。その気持ちはとてもよく理解できた。
- ・文部科学省もしっかり動いてくださっていることが分かった。
- ・通常級に在籍し、通級にもつながることのできない支援が必要な児童にも個別の教育支援計画、個別の指導計画をしっかりと作ってもらうことが必要だと感じた。
- ・LDの方の支援等、他の障害の分野も知ることができた。
- ・様々な状況の方の話が聞けてよかったです。
- ・LDの方の話が聞けて良かったです。自治体、学校の先生（校長）によって格差がまだあることを知りました。
- ・子どもは28才で学校は卒業しましたが、学校でも、現在でも体調面で、ほとんどいけません。卒業後の支援が必要だと思っています。
- ・個別の教育支援計画は、とても大切な本人の取説だと思っているので、社会に出ても使えるツールだと思っています。とても実のある内容でした。
- ・率直な意見交換でためになりました。
- ・好事例を知る機会があるのはとても嬉しい。個別支援計画は、作っているが、いまのところ「作ったかいがあった」と感じたことはありません。でも卒業後の活用を聞けて、これからのツールなのだと思います。

- リゾートトラスト社の話は、初めて聞きました。企業としても理解しようと努めてくださっていることに感動しました。もっと企業の受け入れがひろがってくれれば嬉しいです。
- ・通常級でも個別支援計画があれば、親と学校、本人のトライアングルの関係が良い方向へ前進できることを願います。グレーゾーンであっても一人の人間です。インクルーシブ教育が進むなら中途半端にせずに取り組みをしてほしいです。
 - ・企業と学校教育のとの連携の充実が良かったと思います。
そうした企業をどのように開発したら良いのか。
こうしていくと、より一人一人にあった人生を生み出していけると行けると思うのだが。
 - ・各視点からのライフステージ移行期における支援の連続性について伺い、とても勉強になりました。
 - ・個別の支援計画の大切さ、移行先に引き継いでいくことの必要性を学びました。
親の立場と学校側の立場と、それぞれの立場からの思いを伺えたのは良かったです。
 - ・「ちゅうファイル」は、初めて聞きました。すごく良いものだと思います。
 - ・他種の障害について学べてよかったです。
 - ・シンポジストから生の話が聞けて良かった。
 - ・これからの子どもたちに向けて暮らしやすく生きやすい施策を期待しています。
 - ・事業報告のスライドの文字が小さかったので、資料として紙でほしかったです。
 - ・いろいろと考え気付くことができました。ありがとうございました。
 - ・当日のパワーポイント資料もできれば、配布していただきたかった。
 - ・事業報告が長かった。シンポジウムに時間を割った方が良いと思いました。
 - ・様々なお立場の方から、いろいろな角度からものを見ることの大事さを感じました。
支援計画作成にしても、通常学級では、難しいと改めて感じました。
早期発見といいながら、もう少し大きくなったら良くなるかもしれないという親の気持ちも良く分かりました。
 - ・パネリストの方々のお話、大変興味深かったです。親の立場、企業、学校と聞くことができ、考えるきっかけにさせていただきました。
 - ・いろいろな立場から共感できるお話、勉強になるお話をたくさん聞くことができました。
 - ・様々な立場の方からの話を一度に聞く機会はなかなかない。文部科学省から保護者の立場の方まで広く、分かりやすい話でした。このような場にまた来られると良いと思いました。
 - ・手元の資料と発表のスライドが違うところがあり、少し分かりにくいところがありました。
様々なお立場からのお話を伺うことができ、大変学びになりました。
 - ・パネリストの皆さんのお話はとても良かったです。
 - ・様々な視点から話を聞くことができました。とても参考になりました。
 - ・重症心身障害の子どもがいるため、保護者のお話は、とても勉強になりましたし、励みになりました。マネジメント力を高められるよう PTA 活動に励んでいきたいと思います。
 - ・委託事業報告の資料が、冊子にもう少しあると分かりやすかったです。
冊子の資料がパワーポイント資料と同じ方が見やすいです。
シンポジウムは、いろいろな立場からのお話を伺うことができ参考になりました。特に企業側の視点は、興味深く伺いました。
- 今更ですが、学校教育法 72 条（特別支援学校の目的）の「特別支援学校は……障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」の『克服』という文言が引っ掛かりました。

- ・各シンポジストのお考えがとても具体的でよかったです。
- ・事業報告は、聞きづらく、分かりにくかったです。
シンポジウムは、ためになる話でした。
- ・個別の教育支援計画の活用について、保護者の視点、企業の視点から役立っていることや、まだまだ課題があることを知ることができた。学校現場で働く者として卒業後の施設と今以上に連携を密にしていく中で、よりよい活用方法について考えていきたい。
- ・子供のための「支援ノート」を出生時から作成していこうと思いました。いい刺激になりました。常にアンテナをはり、情報を集めていこうと思いました。
- ・個別の教育支援計画書の引継ぎは、とても大切だと思った。
通常級に在籍しながら特別支援教室に通っている子供の親として情報の引継ぎは重要であり、きちんとシステムを構築してほしいです。
卒業時の支援内容の共有も就労元への共有は必要ですね。
- ・シンポジストの皆様の分かりやすい話が、午後のゆったりした時間の中でとてもクリアに頭にも心にも入ってきました。
保護者の方の思いをどうくみ取って指導計画を作成していくのか、通常の業務の忙しい中に、いつも心にとめておくことが大事です。
宮崎先生がおっしゃられていらした「保護者と一緒に育てる」の言葉は、とってもいい言葉ですね。反対に保護者の方も「先生と私と共に育てる」と思っていたら素敵だなと思いました。
- ・保護者の方々からの情報提供が、特に参考になりました。
「個別の教育支援計画は、切れ目のない支援の切符」、「お守り」という言葉は、保護者の切実な気持ちが伝わってくるようでした。
- ・企業の方からの情報提供の中の「合理的配慮の持ち込み」は、好事例で、学校での取り組みが生かされていて、素晴らしい引継ぎ、有効な手立ての往還が成立していると感じました。
- ・事業報告の説明が分かりづらかった。
- ・重症心身障害者の親の立場、知的障害者の親の立場、障害者雇用の現場、特別支援学級、特別支援学校の立場から、それぞれの個別支援計画の活用状況が理解でき勉強になりました。
- ・個別支援計画が十分に活用されていないことが分かりました。子供を取り巻くすべての環境の人達（支援者）が集まってケース会議等を行うことが増えるといいです。
教育と福祉の連携ができると子供にとっても親にとってもありがたいです。
- ・シンポジウムは、様々なお立場の方から支援の継続性についての話を聞いたので、とても参考になりました。
- ・企業の方の報告に勇気づけられました。
どのように上司や同僚に当たる方の研修を行っているのか気になりました。
- ・特別支援学校にノウハウを企業の方に伝えるという役割を持ってほしいです。
- ・学齢期に指示に応じる力が付けられていないと、どのような支援も受け入れられないと思います。
- ・学校の先生方の話で、個人情報の問題、システム入力の話など具体的な学校の姿が分かりました。熱意ある話で先生のお気持ちが良く分かりました。
- ・個別の教育支援計画が、節目、節目でとても大切な物だと実感できました。

(学校でも、「大切だ」といつも話されています。)

その作成に、子ども自身が係わっていくと良いということに、目からうろこが落ちました。子どもが参加できるシステムになっているか確認してみたいと思います。

- ・個別の教育支援計画は、「お守り」のように、「これからの子どもが通う学校、先々に一緒に持っていけるものとしてありがたかった」ということが印象に残りました。

「個別の教育支援計画」を作成、引継ぎ、活用していく過程で「自己効力感」、「自己有用感」を高めていくことができるということも改めて認識できました。

また、就労先へ適切な情報提供ができるツールという意味でも、計画は、大切だと認識しました。また、そういう職場が増えていくと良いと感じました。

- ・「事業報告」の資料のパワーポイントの文字が多いが、手元に資料がないため主旨が分かりずらかった。資料の説明という形をとるのであれば、パワーポイントの資料の提示がほしい。要項(水色の冊子)の内容では、お話しいただいた内容まで把握することが難しかった。シンポジウムというか、実践報告であったと思います。

それぞれ貴重なご意見をきちんと伺えたので、各方面からの実情として受け取りました。内容が深いです。

- ・研究成果、好事例集、素晴らしい参考資料があるので、認知度を広げ、教育機関等と共有し、活用すべきだと感じます。是非、共有化と活用に力を入れて頂ければと思います。好事例の小・中、放課後等デイサービスとの情報の共有化がなされているという事例は、児童生徒本人も大変心強く、安心して学校生活を送っていて、自立にもつながると思えました。また「個別指導計画」の重要性を改めて実感しました。

- ・小中学校での対応について

移行期における支援についてがテーマでしたが、義務教育期に転入等があった場合、配慮が必要であることの引継ぎは、最低限されていると思いますが、新生活スタート時は、現場に丸投げされて右も左も分からないまま(本人の特性をさぐりながら)大人が相応しくない対応をしてしまい、本人にとってネガティブ体験、パニックにつながる体験になることがあります。

現状は、何かトラブルが起きてから初めて巡回指導など外部からの手助けが入りますが、なぜスタート時に巡回指導等の経験値が高い本人を安心させることができる大人を挟まずに、間違った対応でトラブルにつながらせてしまうのだらうと感じます。

特に学級では、特別支援教育に触れたことのない先生が少なくありません。そのあたりを改善してほしいです。

3 会場、企画・運営について(日時、運営、方法について)

- ・駅から近くて助かります。
- ・運営の推進連盟の先生方ありがとうございました。お疲れさまでした
- ・運営の皆様、お疲れ様です。ありがとうございました。
- ・毎年、12月第一金曜日と決まっているとのこと、分かりやすいです。
- ・画面が見にくいです。
- ・テーマがとても良かった。
- ・広い会場で良い環境で参加させていただきました。
- ・準備、運営ありがとうございました。
- ・企画が優れている。運営もとてもスムーズだった。

- ・説明のための時間配分に課題がありました。
- ・準備や当日の対応などありがとうございます。
- ・今日の内容をシェアするに当たり資料とデータをいただけると助かります。
- ・適切でした。
- ・一日は難しいため、午前のみ参加した。オンラインなどで見えると良い。
- ・学校行事の兼ね合いもあるのかと思いますが、もう少し早い時期だと良い。
- ・毎年、同じ時期に同じ会場で開催されるので、参加者に呼びかけやすい。
- ・係の方たちの協力のおかげで運営がスムーズでした。担当の方々に感謝いたします。
- ・遠いので午前は参加が難しかったです。 時期は良いと思います。
- ・とても丁寧な運営、ありがとうございました。
- ・子どもの送迎で開始に間に合わない方もいるので、10時から開始にさせていただけると助かります。
- ・アンケートを Google フォームにさせていただけると嬉しいです。
- ・ホームページも見てみたいと思います。
会の運営、大変ご苦労様でした。参考になりました。
- ・会場は大きくて良いが、プロジェクター（スクリーン？）が小さすぎて、レジュメがないものは、内容が読めないのも、頭に入りにくかったです。
- ・適当な日程、会場だと思います。運営の大変さは承知しているつもりです。本当にお疲れ様です。
- ・時間は、内容が濃いのでいいと思う。
- ・行政説明は、是非、質問の時間をしっかり作ってほしいと感じました。
時間があつという間でした。
- ・快適に参加できました。
- ・少し時間が長いので、15時には終了してもらいたいです。
- ・子どもが知的障害教育部門（特別支援学校？）に通っています。
子供の迎えの時間の関係で午後の部に参加することができません。
ZOOMでの参加や、後日、動画配信などをしていただけるとありがたいです。
- ・午前中の行政説明の際、質疑応答の時間がなかったのが残念でした。
後日、メールで質問するほどの内容でもないのに、双方向でやり取りができる時間が少しでもあれば良かったです。
- ・今日は、いろいろと考えさせられました。
- ・途中で、マイクの音量が大きすぎる発言者がいて、80デシベル以上になっていて耳に障害が出るレベルになっていました。
音量調節をお願いいたします。
- ・会場設営、運営とも問題ないと思います。担当の皆様、お疲れさまでした。
- ・オンライン方式、ハイブリッド方式を検討していただけるとありがたいです。
- ・丁寧な運営だと感じました。
- ・「次第」にそれぞれの行政説明、事業説明等の時間配分を細かく載せてほしい。午後3時間の流れの見通しが立てられず、全体の把握がしづらいと感じました。当日の資料が手元で、または、ホームページなどデータで見られると良いと思いました。ディスプレイ（スクリーン？）に映る文字が小さくて見えません。
- ・日時については、難しいかもしれませんが、土曜日開催ですと、より多くの方が参加で

きると思います。

- ・この会場では、パワーポイントの文字を読むことが難しいです。モニターに上がる資料は、QRコードでスマホで読めるようにしていただけると内容が良く分かるようになります。

4 全体を通して、ご意見・ご感想、改善点等

- ・個人的な事情となりますが、午後からの参加になってしまったので、後から配信があるとありがたい。
- ・本日は午後からの出席でしたので、次回は全スケジュールしっかり参加したと思いました。
- ・午後しかお話を聞けなかったのですが、シンポジウムでお話いただいた皆様の御意見がとても心に響きました。伝えていきたいと思います。
もっと先生方が参加でできるに日程だと良いのかなと思いました。
- ・企画、準備、運営してくださった皆様に感謝申し上げます。
- ・毎年、熱量が変わらず、とても良いと思います。
- ・本校も併置校であり、部門外交流、地域との交流に力を入れています。本日のお話で沢山の学びがありましたので、今後の教育活動に生かしていきたいと思います。
- ・学ぶことがたくさんあり、あつという間でした。
- ・会場が広くて良かった。
- ・スライド（スクリーン？）が小さいため、レジュメがあると助かります。
- ・都道府県によって対応が遅い早い等があると思います。全国の対応は揃えてほしいです。
- ・話を聞いても、うちはまだ、先の話かなと思います。
- ・自治体、障害別の情報交換ができると良いです。
- ・主催者の皆様のご苦勞がうかがえた。
- ・質問時間が無くなるのは問題でした。
- ・スクリーンの文字がもう少し大きかったら良かった。
- ・印刷物（PPT資料）については、白黒印刷がやむを得ないのであれば、モノクロ印刷モードで印刷していただくと見やすくなると思います。
- ・普段、聞くことのできないお話を聞いて良かったです。学びの機会を共有させていただきありがとうございました。
- ・今回、午後は参加ができませんでした。次回、また参加できる機会があれば、参加したいと思いました。
- ・入念な御準備、また当日も早朝からの運営に心より感謝いたします。
- ・午前中のみでの参加で残念でした。非常に貴重な御説明をいただきました。
- ・事務局の皆様、大変、お疲れさまでした。講演の動画をホームページなどで配信していただくと、参加できなかった方などが見る機会をつくることができ、理解啓発につながると思いました。
- ・新しい取組がされ始めていることを知ることでよかったです。
その結果を楽しみにしています。
- ・個別支援計画は、具体的に作られているのか、PDCAできちんと評価されているかが、大事だと思う。
- ・こちらで聞いた話、それぞれの立場での思いを今の職場に伝えていきたいと思います。

最前線で子供と向き合う方々には、とても有効な話だったと思います。

- ・ホームページを拝見させていただきたいと思いました。
- ・資料（スライド）が手元がなく、分かりにくいところがありました。
- ・内容が充実していて、職場に還元したい。
- ・初めて参加させていただきましたが、勉強になりました。
- ・発表については、全て冊子等で資料があると助かります。記録についても控えるようアナウンスがあったので。
- ・行政説明のスライド映像が、ほぼ読めませんでした。
- ・日頃、障害種別の会に出ることが多いので、様々な障害を横断する形で開催された本日のような協議会は、とても新鮮に感じられました。
もう少し多くの方に参加していただける会になるともっと良いと感じました。
- ・特別支援教育において、いかに個別指導計画が大切か、また、卒業後へもより良く引き継げる方法、体制が必要だと感じました。
- ・アンケートは、手書きではなく、アンケートフォームにして、スマホから入力できるようにしてほしいです。
- ・日々、特別支援教育の推進にご尽力いただきありがとうございます。子供たちの将来が明るいものであるよう願います。
- ・保護者の受容について、もっと先輩保護者の力を借りると良いと思います。
- ・シンポジウムのコーディネーターの方の進め方が円滑で、とても分かりやすかったです。
- ・子どもがまだ、小学生のため、先のことを見据えて考える一助になりました。
話し手の方々の内容もとても良かったです。
- ・現場からの声が聴けるので、シンポジウムの時間を増やしていただくと良いと思いました。
- ・文部科学省、こども家庭庁が特別な支援が必要な子どもについて、どのように考え、どうよくしようとしているかが分かって大変、有意義でした。その中で社会にどうやって障害理解をしてもらい、同じ社会で生きていくというところまで当事者もどうすれば良いかを考えて行動したいと思いました。

令和6年度 全国特別支援教育推進連盟加盟団体一覧

	団体名		代表者	郵便番号	事務局所在地	電話 FAX	機関誌	
	メールアドレス							
1	全国特別支援学校長会	会長	三浦 昭広	113-0034	文京区湯島1-5-28 ナールお茶の水207	03-3812-5022	研究大会要項(年1回) 会報(年1回)	
	info@zentoku.jp	事務局長	中村 由美子			03-3812-5022		
2	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	会長	大関 浩仁	151-0053	渋谷区代々木2-23-1 ニューステイトメナー609号室	03-6276-6883	研究紀要(1回) 会報(年3回)	
	sepa@zentokukyo.org	事務局長	吉川 光子			03-6276-6883		
3	全国盲学校PTA連合会	会長	柴田 慎香	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3984-5501	手をつなごう (年1回)	
	zenmoup@ybb.ne.jp	事務局長	座間 幸男			03-3984-5501		
4	全国ろう学校PTA連合会	会長	柴田 祐一	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3984-2555	会報(年1回) 指導誌(年1回)	
	zenrop@iaa.itkeeper.ne.jp	事務局長	鈴木 茂樹			03-3984-2555		
5	全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会	会長	富永 美和	105-0012	港区芝大門1-5-3 ヤマシタ芝大門ビル5階	03-3433-7651	会報(年1回) 全知P連だより (年2回)	
	info@zenchiren.jp	事務局長	吉田 祥子			03-3433-7652		
6	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会	会長	有吉 万里矢	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-6721-5710	会報(年3回)	
	shipren@zspi.jp	事務局長	山崎 久美			03-6721-5711		
7	一般社団法人 全国国立大学附属学校PTA連合会	会長	桑名 良尚	113-0033	文京区本郷4-16-6 天翔オフィス後楽園9階905号室	03-5990-9444	附属だより (年2回)	
	jimukyoku@zenfuren.org	事務局長	彦坂 秀樹			03-5990-9445		
8	社会福祉法人 日本肢体不自由児協会	理事長	遠藤 浩	173-0037	板橋区小茂根1-1-7	03-5995-4511	はげみ(年6回)	
	jigyosuishin@nishikyo.or.jp	常務理事	鈴木 健吾			03-5995-4515		
9	全国重症心身障害児(者)を守る会	会長	安部井 聖子	154-0005	世田谷区三宿2-30-9	03-3413-6781	両親の集い(年6回)	
	oyanokai@mamorukai.jp	事務総括	山本 圭美			03-3413-6919		
10	NPO法人 全国LD親の会	理事長	井上 育世	151-0053	渋谷区代々木2-26-5 パロール代々木415	03-6276-8985	かけはし(年2回)	
	jimukyoku@jpald.net	事務局長	増田 知巳			03-6276-8985		
11	一般社団法人 日本自閉症協会	会長	市川 宏伸	104-0044	中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6階	03-3545-3380	いとしご(年4回) かがやき(年1回)	
	asj@autism.or.jp	事務局長	樋口 美津子			03-3545-3381		
12	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	会長	佐々木 桃子	160-0023	新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C	03-5358-9274	手をつなぐ(月刊)	
	info@zen-iku.jp	事務局長	又村 あおい			03-5358-9275		
13	一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会	会長	清水 誠一	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3971-3666	わ (年1回) いずみ(年2回) 全肢連情報(月1回)	
	zenshiren@zenshiren.or.jp	常務理事	吉原 芳徳			03-3971-6079		
14	全国病弱・障害児の教育推進連合会		代表理事	竹田 保	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル6階	03-6907-3521	
			事務局長	大高 博光			03-6907-3529	
	1	一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会	代表理事	竹田 保	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル6階	03-6907-3521	一日も早く(年6回)
		jmda_info@ml.jmda.or.jp	事務局長	大高 博光			03-6907-3529	
	2	NPO法人 全国ことばを育む会	理事長	今岡 克己	862-0910	熊本市東区健軍本町17-13-405 古城 和哉 方	096-297-8918	ことば(年3回) 手引書(不定期)
npo-hagukumukai5108@waltz.ocn.ne.jp		事務局長	古城 和哉	096-297-8918				
3	一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会	会長	大澤 麻美	170-0013	豊島区東池袋2-9-7 ユタカビル5階	03-5958-8070	心臓をまもる (月刊)	
	mail@heart-mamoru.jp	事務局長	下堂前 亨			03-5958-0508		
全国特別支援教育推進連盟			理事長	岩井 雄一	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3987-1818	要覧(年1回) 年報(年1回)
suishinrenmei@nifty.com			事務局長	朝日 滋也			03-3987-1818	

全国特別支援教育推進連盟

第 46 回全国特別支援教育振興協議会 報告書

令和 7 年 3 月 5 日発行

全国特別支援教育推進連盟 理事長 岩井 雄一

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3 丁目 43-11

全国心身障害児福祉財団ビル 7 階

電話・Fax : 03-3987-1818

E-mail : suishinrenmei@nifty.com

<https://suishinrenmei.jimdosite.com>